目　　次

第１回臨時会会議録（　１月２１日）…… 1

第２回定例会会議録（　３月　６日）…… ３７

〃　　〃　　（　３月　９日）…… １２１

〃　　〃　　（　３月１９日）…… １５３

〃　　〃　　（　３月２３日）…… ２０１

〃　　〃　　（　３月２４日）…… ２３５

〃　　〃　　（　３月２７日）…… ２５５

令和８年第１回北中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　１月２１日（水曜日）
閉　会　　１月２１日（水曜日）
会期　１　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
１．21	水	本会議	午前10時	開　会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉　会

令和８年第１回北中城村議会臨時会会議録

招集年月日	令和８年１月２１日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和８年１月21日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	閉会	令和８年１月21日　午前11時18分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	川上龍太	出	８番	大城律也	出
	２番	屋良朝春	欠	９番	上間堅治	出
	３番	比嘉悟	出	１０番	喜屋武すま子	出
	４番	比嘉正志	出	１１番	比嘉義弘	出
	５番	平安山和美	出	１２番	名幸利積	出
	６番	喜屋武功	出	１３番	山田晴憲	出
	７番	伊集守吉	出	１４番		
会議録署名議員	１３番議員	山田晴憲				
	１番議員	川上龍太				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	與那城世代子				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	仲本正一		教育総務課長	平田清徳	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長	新垣理衣子	
	企画振興課長	徳峯惣一郎		総合調整監兼建設課長	安次嶺正春	
	会計課長	喜屋武のり子		住民生活課長	比嘉利彦	
	福祉課長	安次富規昭		税務課長	玉栄幸憲	
	こども未来課長	喜納啓二		農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星	
	健康保険課長	玉栄治		上下水道課長	伊佐秀樹	
				学校教育指導主事		
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和８年１月２１日（水曜日）

１．開議　午前１０時

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第１号	北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定
4	議案第２号	北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第３号	北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第４号	令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）について	〃
7	議案第５号	令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について	〃
8	議案第６号	令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）について	〃
9	議案第７号	令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について	〃
１０	議案第８号	令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）について	〃

○議長（名幸利積）

ただいまから令和８年第１回北中城村議会臨時会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、山田晴憲議員及び川上龍太議員を指名します。

日程第２．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日１日間に決定しました。

日程第３．議案第１号　北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第１号　北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

おはようございます。では、議案第１号　北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第１号

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の給与に関する条例（昭和５８年北中城村条例第６号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１月２１日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

令和７年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、給料表及び職員の期末・勤勉手当の改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　北中城村職員の給与に関する条例（昭和５８年北中城村条例第６号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（期末手当） 第23条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間に応じて次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第23条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125　を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間に応じて次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。
省略	省略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 ４～６　省略	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125　」とあるのは「100分の70　」とする。 ４～６　省略
（勤勉手当） 第26条　省略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第９項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	（勤勉手当） 第26条　省略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第９項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105　を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50　を乗じて得た額の総額

３～５　省略

別表第１（第５条関係）

省略

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000

３～５　省略

別表第１（第５条関係）

省略

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500

	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100		29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300		30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400		31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500		32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200		33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900		34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500		35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200		36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800		37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400		38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900		39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300		40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700		41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900		42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200		43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500		44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800		45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000

59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			

59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			

89	267, 100	306, 700	356, 700
90	267, 400	307, 000	357, 100
91	267, 700	307, 300	357, 500
92	268, 000	307, 600	357, 900
93	268, 300	307, 800	358, 100
94		308, 000	358, 400
95		308, 300	358, 800
96		308, 700	359, 100
97		308, 900	359, 400
98		309, 200	359, 800
99		309, 500	360, 200
100		309, 900	360, 600
101		310, 100	361, 100
102		310, 400	361, 500
103		310, 700	361, 900
104		311, 000	362, 300
105		311, 200	362, 800
106		311, 500	363, 200
107		311, 800	363, 500
108		312, 100	363, 800
109		312, 300	364, 200
110		312, 600	
111		313, 000	
112		313, 300	
113		313, 500	
114		313, 700	
115		314, 000	
116		314, 400	
117		314, 600	
118		314, 800	
119		315, 100	

89	256, 900	298, 000	347, 000
90	257, 200	298, 300	347, 400
91	257, 500	298, 600	347, 800
92	257, 800	299, 000	348, 200
93	258, 100	299, 200	348, 400
94		299, 400	348, 800
95		299, 700	349, 200
96		300, 100	349, 500
97		300, 300	349, 800
98		300, 600	350, 200
99		301, 000	350, 600
100		301, 400	351, 000
101		301, 600	351, 500
102		301, 900	351, 900
103		302, 200	352, 300
104		302, 500	352, 700
105		302, 700	353, 200
106		303, 000	353, 600
107		303, 300	353, 900
108		303, 600	354, 200
109		303, 800	354, 700
110		304, 200	
111		304, 600	
112		304, 900	
113		305, 100	
114		305, 300	
115		305, 600	
116		306, 000	
117		306, 200	
118		306, 400	
119		306, 700	

	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

第２条　北中城村職員の給与に関する条例（昭和５８年北中城村条例第６号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（期末手当） 第23条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間に応じて次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第23条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 を乗じて得た額に基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間に応じて次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。
省略	省略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。 ４～６　省略 （勤勉手当） 第26条　省略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。 ４～６　省略 （勤勉手当） 第26条　省略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第９項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額 ３～５　省略	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第９項第３号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5 を乗じて得た額の総額 ３～５　省略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の北中城村職員の給与に関する条例（以下「第１条改正後給与条例」という。）別表１の規定は令和７年４月１日から、第１条改正後給与条例第２３条第２項及び第３項並びに第２６条第２項の規定は令和７年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後給与条例を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の北中城村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１号　北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第１号　北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第２号　北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第２号　北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

議案第２号　北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第２号

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４８年北中城村条例第２７号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１月２１日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

令和７年人事院勧告に鑑みての一般職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４８年北中城村条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（期末手当） 第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の177.5を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の172.5を乗じて得た額とする。

第２条　北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和４８年北中城村条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（期末手当） 第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の175　を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の177.5を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定は令和７年１２月１日から適用する。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２号　北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第２号　北中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第３号　北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第３号　北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第３号　北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第３号

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年北中城村条例第６号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１月２１日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

令和７年人事院勧告に鑑みての一般職及び特別職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年北中城村条例第６号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（期末手当） 第５条　省略 ２　省略 ３　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　省略 ２　省略 ３　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
省略	省略

第２条　北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年北中城村条例第６号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（期末手当） 第５条　省略 ２　省略 ３　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の175　を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　省略 ２　省略 ３　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
省略	省略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定は令和７年１２月１日から適用する。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３号　北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第３号　北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第６．議案第４号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）について

○議長（名幸利積）

日程第６．議案第４号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）についてを議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

議案第４号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）について御提案申し上げます。

議案第４号

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）について

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第５号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年１月２１日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９３，４１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，５８７，８０２千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地　方　交　付　税		1,521,391	141,753	1,663,144
	1　地　方　交　付　税	1,521,391	141,753	1,663,144

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		2,029,259	235,326	2,264,585
	2 国庫補助金	536,846	235,326	772,172
21 繰入金		445,541	△83,669	361,872
	2 基金繰入金	445,104	△83,669	361,435
歳入合計		10,294,392	293,410	10,587,802

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,001	775	96,776
	1 議会費	96,001	775	96,776
2 総務費		1,768,330	41,246	1,809,576
	1 総務管理費	1,537,865	37,517	1,575,382
	2 徴税費	138,736	1,150	139,886
	3 戸籍住民基本台帳費	66,340	2,579	68,919
3 民生費		4,084,543	70,005	4,154,548
	1 社会福祉費	1,844,119	105	1,844,224
	2 児童福祉費	2,240,424	69,900	2,310,324
4 衛生費		1,126,892	2,519	1,129,411
	1 保健衛生費	657,992	2,519	660,511
5 農林水産業費		568,496	1,435	569,931
	1 農業費	552,038	1,435	553,473
6 商工費		154,628	171,749	326,377
	1 商工費	154,628	171,749	326,377
7 土木費		556,206	△3,568	552,638
	1 土木管理費	54,857	△4,703	50,154
	3 都市計画費	307,765	1,135	308,900
9 教育費		1,192,426	9,249	1,201,675
	1 教育総務費	214,096	2,182	216,278
	2 小学校費	223,325	949	224,274
	3 中学校費	139,533	58	139,591
	5 社会教育費	336,210	2,339	338,549
	6 保健体育費	279,262	3,721	282,983
歳出合計		10,294,392	293,410	10,587,802

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
６　商　工　費	１　商　工　費	地域商品券配布運営委託業務（重点交付金（臨））	171,400
９　教　育　費	５　社会教育費	多目的交流施設まちづくり計画修正委託料	4,000
合　計			175,400

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議案第４号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）について、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、重点支援地方交付金に伴う新たな給付金の予算と、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づく給与改定による人件費の補正、その他の人件費等の補正が主な内容となります。

給与改定内容につきましては、本年の公民較差を解消するため、一般職の月例給を平均3.26％引上げ、期末・勤勉手当を0.05月分引き上げるものです。また、これに合わせて特別職および議員の期末手当を0.05月分引き上げる内容となっております。

また、一般職の月例給の引上げについては、令和７年４月１日から適用することとなっていることから、その遡及分についても増額補正しております。詳細については説明を省かせていただきます。

初めに、４ページをお願いします。

第２表繰越明許費につきましては、一般会計補正予算で計上した事業で、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費として設定したものでございます。事業名が商工費、商工費、地域商品券配布運営委託業務（重点交付金（臨））、金額１億7,140万円、続いて教育費、社会教育費、多目的交流施設まちづくり計画修正委託料、金額400万円、合計で１億7,540万円の繰越明許費の設定でございます。

続きまして、歳入予算につきまして、事項別明細書で主な補正について、御説明いたします。

７ページをお願いします。

13款１項１目地方交付税、１億4,175万3,000円の増につきましては、地方交付税の追加交付に伴うものとなっております。内容といたしましては、臨時経済対策費及び地方公務員の給与改定に伴う経費の一部、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費として交付されております。

続きまして、17款国庫支出金、２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金、6,392万6,000円の増につきましては、長期化する物価高の影響を受ける子育て世帯を支援するために、18歳以下の児童１人当たり２万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給するものとなっております。

続きまして、29目地方創生交付金、１億7,140万円の増につきましては、国の補正予算により追加となった物価高騰対応重点支援地方創生交付金となっております。経済対策の一環として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援のための費用となっております。

補助金の詳細につきましては歳出予算で御説明いたします。

21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金の8,366万9,000円の減額につきましては、今回の補正予算の差額分について、財政

調整基金の繰入金を減額して基金に積み戻すものとなっております。

続きまして、歳出予算について主な補正について御説明いたします。

８ページをお願いします。

１款１項１目議会費、３節職員手当等、38万1,000円の増のうち、17万5,000円が議員期末手当の補正予算となります。これまでの支給月数を3.45月から3.50月へ引上げし、その差額分を計上しております。

９ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、３節職員手当等のうち、特別職期末手当、６万9,000円の増が、村長・副村長の補正予算となります。議員と同様に0.05月分の増となります。また、教育長の期末手当につきましては、教育費において増額補正しております。

12ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、16目財政調整基金費、24節積立金、2,507万3,000円の増につきましては、今回の補正予算の差額分について財政調整基金に積立てるものです。予算成立後の財政調整基金の積立現在高は５億283万2,000円となる予定でございます。

続きまして、17目減債基金費、24節積立金、1,281万6,000円の増につきましては、歳入のほうでも御説明いたしました地方交付税の追加交付に伴い、令和８年度以降の臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金積立金でございます。

19ページをお願いします。

３款民生費、１項児童福祉費、１目児童福祉総務費、19節扶助費、6,094万円の増につきましては、18歳以下の児童１人当たり２万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給するものとなっており、現時点での対象児童は3,047人を見込んでおります。

26ページをお願いします。

６款商工費、１項商工費、２目商工業振興費、12節委託料１億7,140万円の増につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、物価高騰等の影響を受けている地域住民の生活支援を目的として、地域商品券を配布するものとなっております。

続きまして、35、36ページをお願いします。

９款教育費、５項社会教育費、２目公民館費、12節委託料、19万6,000円の増につきましては、安谷屋公民館防水塗装改修工事実施設計に伴うアスベスト含有調査の経費となっております。

説明は以上となります。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

４ページ、繰越明許費ですけれども、地域商品券はどういった形で使用できるのか。可能な店舗ですね、今現在地域通貨を使って地域でいろいろ事業所に対して支援していますけれども、これを活用して商品券という形で持っていくのか、どういうふうにやるのか。

あともう１点、多目的交流施設まちづくり計画修正委託料というのが出ていますけれども、こちらは村立体育館そばのアリーナ予定地の件だと思いますが、５年以上何もできていない、計画はやる計画はやるということでやっていますけれども、計画だけ、予算だけずっと出ていますけれども、今後どういうふうにやるのか。来年以降もやるということなので、この辺を詳しくお願いします。

続いて、７ページ、地方交付税、今回12月の追加交付ということで１億4,000万円が出ていますけれども、説明では給与改定と減債基金の積立てとありまして、本来は10月当たりに国の税収の上振れ分を調整して市町村自治体に追加

交付という形になっていますけれども、今回、県の資料を見ると、臨時経済対策ということで新設できています。またこの金額が県全体でも結構大きな金額、半分以上を占めている金額だと思います。この金額が割り当てで村のほうにも下りてくると思うんですけれども、このほとんどが財調に積立てと繰入分の差額を戻すという形になっています。本来国の考えとしては経済対策やってくださいよ、今までやってきた分を交付として手当しましょうという形だと思うんですけれども、うちの物価高騰対策についてはほかに交付金があって、この重点交付金を主に活用されていて、一般財源ではその重点交付金に足りない部分、微々たる金額を一般財源で支出しているというイメージではあるんですけれども、なぜもっとほかの自治体は大きく、こういった物価高騰に対して商品券だけでなく、ほかの対策もやっている。離島では１人当たり５万円という金額も出ているところもあります。この辺もう少し整合性を示していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

上間堅治議員の御質疑にお答えいたします。

まず４ページの繰越明許費の地域商品券の可能な店舗についてですが、現在まだ決定はしておりませんが、基本といたしまして現在行っているまーいのデジタル通貨ですね、そのまーいを行っている店舗プラスアルファで新たな事業所を募集したいと思っています。

あと７ページのほうの地方交付税ですが、今回地方交付税として計上されているのが臨時経済対策費と地方公務員給与改定、あと臨時経済対策債を償還するための費用ということで国から示されておりまして、臨時経済対策費としましてはこれまで村のほうで物価高騰とかに対応いたしまして、例えば物件費が上昇しているとか委託料が上昇しているとか、そういった経費に国のほうから地方交付税として使途制限のない交付税として市町村に配布されておりますので、これを今まで取り崩しました財政調整基金に組戻すものとなっております。なお、国から補助金として交付されている臨時経済対策の重点支援交付金ですね、それにつきまして国のほうから推奨メニューと食料品の物価高騰に伴う経費について計上してくださいということがありますので、それと分けて計上しているということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

４ページ、繰越明許費の多目的交流施設まちづくり計画修正委託料に関連して、今後の見込みですけれども、今年度で多目的交流施設を１拠点ではなく２拠点へ変更して実施していくという方向性がある程度決まりましたので、今回の繰越しに絡んでまちづくり基本構想の修正をした後、次年度から基本計画、実施計画、実施設計を変更した上で建設に当たる予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

まず今の多目的交流施設、アリーナ建設予定地の件ですけれども、これからどんどん進んでいくという認識でよろしいのか。

あと、地方交付税の件ですけれども、今の説明では臨時経済対策費の件に関してはガソリンの高騰とかそういった部分、また委託料の高騰もあるとは思うんですけれども、これが１億円近くもあったのかということですけれども、こ

の辺はどのぐらい高騰分という形の概算で見ているのか。自分はそんなに大きくないと思うんですけれども、逆にこういったお金を今言った地域商品券あたりに回しながらやっていただきたいというふうには思っているんですけれども、実際このぐらい、１億2,000万円ぐらいを財調という形で繰り越していろいろやっていますけれども、１億円近く、多分で、私的には物価高騰で村が出した分はあまりないとは思うんですけれども、この辺はしっかり精査されているのか、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑のありました、今後進んでいくのかということですけれども、今後私たちも防衛局と調整しながら進めていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

まず普通交付税につきましては、使途制限のない、市町村が自由に使える予算ですので、確かに物価高騰で今年度１億円余り使ったのかということについては、村のほうでまだ精査できておりませんが、昨年度から当初予算も増額しておりますので、予算規模も増額しておりますので、そういったものに影響しているのかなと思っております。なお、物価高騰に伴う地域の皆様への補助であるとか、そういったものにつきましては、現在国のほうから令和７年度の予算で、北中城村の限度額が２億607万5,000円ですね、これが北中城村の限度額となっておりまして、現在地域商品券で１億7,140万円余りを計上しておりましたので、残りの差額につきましては、また令和８年度で事業を検討いたしまして予算計上する予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

最後に、この普通交付税ですが、村が自由に使えるということですけれども、今回の算定に関しては４つの内訳という形で出ていると思うんですよ。自由に使っていいとは思うんですけれども、その使い方をどうするかというのが大事じゃないかと私は思っています。今、重点交付金で２億円ぐらいしか我々は使えないですという話がありましたけれども、ほかのところは自主財源でほかに手当をしています。そういった形も含めながら、もう少し北中城村の、今財調が５億円まで積み上がったという話もしていますけれども、今だから使うべきじゃないかというふうにも思っていますので、この辺はどういうふうに考えているのか、よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

確かに財政調整基金、今回５億円まで積み上げましたが、また今後、令和８年度の当初予算等も控えておりますので、簡単にそれを取り崩すことは難しいのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

同じく４ページをお願いします。

商工費の地域商品券配布運営委託業務についてと、多目的交流施設まちづくり計画修正委託料についてですが、まず地域商品券、１人当たり8,000円の配布というところでお聞きしているんですが、この金額が妥当なのか。例えば商

品券を作るに当たっても予算がかかると思います。全国的に見てもお米券とかいろんな形で進められていて、現金給付という考え方もあるかと思いますが、なぜこのような商品券で１人当たり8,000円という形になったのか。ほかの市町村と比べて、もうスタートしているところもあると思いますので、その辺の考え方をお願いします。

あと、多目的交流施設については、先ほど答弁で２拠点という話がございました。この２拠点というのがどのような内訳で分けていくのか。それが村に対して本当にメリットがあるのか、その辺の考え方をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

１人当たり8,000円という基準ですが、まず国から示されている、先ほど申しました限度額ですね、それから逆算いたしまして、１人当たり8,000円であれば本村の予算規模から十分な額というか、それから逆算して１人当たり8,000円、また近隣市町村と比較等をいたしまして、北中城村については全世帯全村民に対して１人当たり8,000円ということで今回計上しております。

また、今回商品券として計上した理由ですが、国のほうからは地域商品券が食料品を含めて幅広い商品やサービスの購入が加入であることに加えて、また村内で消費できる。お米券や現金とは違って、村内での使用に限定されるものですので、また事業者支援の側面から商品券のほうが有効であると判断して今回計上したところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

これまで多目的交流施設として文化交流振興の拠点、スポーツ交流の拠点、防災拠点として３つの拠点としての機能を考えておりました。この機能を２拠点にして分散することにより、より効果的な村にとって有益な施設になるよう検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

まず地域商品券のところで、考え方は理解できました。今後進めていく中で事業者支援という話もありましたので、先ほど上間議員への答弁でもありましたように、まーいで活用されている店舗プラスアルファで村内の事業者がうまく事業と結びついて、そういった名目からもウィンウィンで村が盛り上がっていけるように、ぜひ考えて進めていってほしいと思います。

多目的交流施設については、文化振興、そしてスポーツ、防災というところで福祉関連の施設等の考えはあるのか、その辺もお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

近くにある社協等の施設のことかと思いますが、これも含めて建設できるのか。あと民間を活用しながら実施可能なのかも踏まえていろいろ検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

この多目的交流施設、一番村民がうまく活用できるように、例えば２拠点に分かれたとしてもどちらにとってもいいメリット、村民が活用しやすい、この２拠点にしてよかったなという

交流施設が出来上がるように我々も一緒に考えていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

26ページ、６款１項２目12節委託料、先ほどからあるように地域商品券、これはいつ頃に配布を予定しているのか、確認します。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えします。

まだ事業者と契約等をしておりませんので、今後事業者と契約して印刷作業であるとか店舗の募集であるとかがございますので、恐らく５月から６月頃になるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

全村民8,000円、配布方法はどのような感じでやるのか、周知もどのようにするのか。はがきを送って取りに来いなのか、商品券をそのまま配布するのか、方法はどのような感じですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

近隣市町村で昨年度から商品券とかを使用しているところを参照しますと、郵送でというふうになっておりますので、本村としても郵送で対応できるのではないのかなということで、これから事業者と詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

19ページと26ページについて質疑をいたします。

支給対象者ですが、ゼロ歳から18歳という説明がありましたけれども、ダブるかもしれませんが確認します。例えば中学を卒業して就職しました。そういう子供たちも該当するのか、お聞きしたいと思っております。それから支給開始日は、いつから始めるのかお聞きします。私の考えとしては出費がかさむ３月ですよ。３月、４月頃までには支給を終えるべきじゃないかなという気がいたします。それからダブるかもしれませんが、対象となる子供たちの数、さっき言った中学を卒業して就職してもその3,047名の中に該当するのか確認したいと思います。

そして26ページ、先ほども履行期間について説明がありましたけれども、これもいつまでなのか、それも含めてお聞きいたします。それからその地域商品券を配布する目的は何なのか。それから利用可能店舗、村内のみなのか、村外も関わる店舗があるのか。普天間とか沖縄市泡瀬辺りへ行くと大型商業施設がありますので、その辺も該当するのかお聞きしたいと思います。それから券種の構成、１円単位で商品券が使えるのか、おつりがもらえるのか。余った分はそのままになってしまうのか、その辺を確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

19ページ、物価高対応応援手当についての御質疑ですけれども、まず対象につきましては、18歳以下という形になりまして、基本的に児童手当を受けている方が対象という形になります。

児童手当に関しましては所得制限等は撤廃されておりますので、18歳以下の方が対象となりまして、数といたしましては先ほど副村長が答弁しておりましたけれども、3,046名を想定しております。あと、支給開始ですけれども、現時点ではシステム改修の完了の見込みが未定となっておりますので、それが出来次第、我々としては３月中に支給を開始したいということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えします。

地域商品券の目的といたしましては、食料品等の価格高騰に対して住民等への支援ですね、それに併せて地域の事業者の支援を目的として今回商品券の発送を予定しております。また、事業者につきましては村内の事業者です。地域商品券につきましては、今のところ1,000円単位を予定しておりまして、1,000円を８枚の8,000円という形で予定しております。商品券ですので、現金でのおつり等については払えないものと思っております。また期間につきましては発送時期にもよるかと思いますが、おおむね発送して住民の皆さんに届いた後の６か月程度ですね、遅くとも12月末までには使用していただくような日程で事業者と調整したいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

先ほどからある４ページの繰越明許費のほうで、まず地域商品券、配布方法が郵送ということでしたが、これはしっかり本人に手渡しというような形なのか、それともポスティングのような形でやるのか、それを聞きたいと思います。

もう１件は、多目的交流施設まちづくりの件ですが、２拠点を検討しているということで、文化、スポーツ、防災、先ほど川上議員のほうからありました福祉のほうも考えているというようなことでしたが、２拠点というのは、その建物自体に対してこういったことを考えていくのか、別の場所、２か所に分散して計画をしているのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

商品券の発送につきましては郵送を予定しておりまして、郵送方法については、他市町村の例ですと、本人と引き換えではなくて、ポストに投函したところまでを追跡するというような郵送方法で行っております。また、実際届いていないよというトラブルに対しては適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

２拠点というのは、現在の体育館横の、本来もともとアリーナ建設予定であった場所と、仲順の中央公民館の土地を活用してというふうに考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

分かりました。ポスティングのような形になるのかなと思っております。ちょっと危なくないのかなと思いまして、この時期に村民に、各家庭にそういう商品券が配布されるというのを、

悪い方が配布後にポストを開けて勝手に持っていくとかそういうことになりかねないのか。あと、近年ではマンションとかはオートロック方式になっていて、それも配布できないところとか、そういう過ちが、配布が行き届かないところとか、先ほどおっしゃっていたように届いていないよとかという食い違いといいますか、二重取りとかにもなりかねないようなことが起きないのか、その辺は他市町村の前例とかそういうことへの対応策というのはあるんでしょうか。

多目的の件は分かりました。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えします。

確かに本人の目の前というか、対面でお渡ししたほうが一番確実ではあるんですが、それを行った場合費用がかさむことと、また、本人が不在の場合、いつまでもお渡しできないということで返還されることが想定されますので、そういったことから確かにポストに投函したというところまでを確実に証明してもらえるような方法で行う予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時５０分　休憩

午前１０時５１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第４号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第５号）については原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第５号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第７．議案第５号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第５号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について御提案申し上げます。

議案第５号

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年１月２１日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，２６２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，２２９，３９４千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		116,774	3,262	120,036
	4 雑入	116,771	3,262	120,033
歳入合計		2,226,132	3,262	2,229,394

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		84,619	1,988	86,607
	1 総務管理費	61,372	1,537	62,909
	2 徴税費	23,118	451	23,569
5 保健事業費		57,452	1,274	58,726

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1　保　健　事　業　費	57,452	1,274	58,726
歳　　出　　合　　計		2,226,132	3,262	2,229,394

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

それでは議案第５号　令和７年度　北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

５ページをお願します。

12款諸収入、４項雑入、11目歳入欠かん補填収入、326万2,000円につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものでございます。

歳出ですが、６ページ以降になります。

今回につきましては、職員の給与改正に伴う補正となっております。

説明は以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第５号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第８．議案第６号　令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第８．議案第６号　令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第６号　令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）について御提案申し上げます。

議案第６号

令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）について

令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年１月２１日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和７年度北中城村水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
収　入			
第１款　水道事業収益	634,702 千円	0 千円	634,702 千円
第１項　営 業 収 益	597,624 千円	0 千円	597,624 千円
第２項　営業外収益	37,076 千円	0 千円	37,076 千円
第３項　特 別 利 益	2 千円	0 千円	2 千円
支　出			
第１款　水道事業費用	674,075 千円	984 千円	675,059 千円
第１項　営 業 費 用	672,112 千円	984 千円	673,096 千円
第２項　営業外費用	961 千円	0 千円	961 千円
第３項　特 別 損 失	2 千円	0 千円	2 千円
第４項　予　備　費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第６号　令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

２ページをお開きください。

今回の補正については、人勧による人件費の

見直しであります。

収益的収入及び支出について、支出、１款水道事業費用、１項営業費用98万4,000円の増となっております。

３目総係費が98万4,000円の増で、主な内訳としまして、２節手当が50万9,000円増で、内容としまして、期末勤勉手当が39万円の増、会計年度任用職員期末勤勉手当が11万9,000円の増となっております。

３節賞与引当金繰入額が９万9,000円の増、５節会計年度任用職員報酬が26万円の増となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６号　令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第６号　令和７年度北中城村水道事業会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第９．議案第７号　令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第９．議案第７号　令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第７号　令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について御提案申し上げます。

議案第７号

令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について

令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年１月２１日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和７年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
収　入			
第１款　下水道事業収益	423,029千円	0千円	423,029千円
第１項　営業収益	168,974千円	0千円	168,974千円
第２項　営業外収益	254,054千円	0千円	254,054千円
第３項　特別利益	1千円	0千円	1千円
支　出			
第１款　下水道事業費用	416,755千円	150千円	416,905千円
第１項　営業費用	390,293千円	150千円	390,443千円
第２項　営業外費用	25,461千円	0千円	25,461千円
第３項　特別損失	1千円	0千円	1千円
第４項　予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、担当課長より御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第７号　令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

２ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、１款下水道事業費用、１項営業費用15万円の増となっております。

２目普及指導費が９万5,000円の増で、内訳としまして、１節会計年度任用職員報酬が９万5,000円の増となっております。

４目総係費が５万5,000円の増で、主な内訳としまして、３節手当が４万6,000円の増で、会計年度任用職員期末勤勉手当となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

１ページ、提出日が令和７年になっています。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

議員御指摘のとおり、失礼しました。令和８年１月21日の誤りです。御訂正お願いします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７号　令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第７号　令和７年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）について

○議長（名幸利積）

日程第10．議案第８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）について御提案申し上げます。

議案第８号

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）について

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第６号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年１月２１日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０，３１９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，５９８，１２１千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18 県支出金		1,542,719	10,019	1,552,738
	3 委託金	52,273	10,019	62,292
21 繰入金		361,872	300	362,172
	2 基金繰入金	361,435	300	361,735
歳入合計		10,587,802	10,319	10,598,121

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,809,576	9,319	1,818,895
	1 総務管理費	1,575,382	300	1,575,682
	4 選挙費	13,531	9,019	22,550
13 予備費		19,792	1,000	20,792
	1 予備費	19,792	1,000	20,792
歳出合計		10,587,802	10,319	10,598,121

第２表　債務負担行為補正

１．追加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
国家賠償請求事件に係る訴訟事務委託料（成功報酬）	事件が完結する年度まで	訴訟事務委任契約により決定した額

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議案第８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和８年１月19日に内閣総理大臣が、通常国会冒頭において衆議院議員を解散する旨を表明したことを受けて編制するものと、国家賠償請求事件に係る関連経費について、所要額を予算計上するものとなっております。

初めに、３ページをお願いします。

第２表債務負担行為につきましては、追加が１件ございます。国家賠償請求事件に係る訴訟事務委託料、期間は事件が完結する年度とし、限度額は訴訟事務委託契約により決定した額となっております。

続きまして、歳入予算につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

６ページをお願いします。

18款県支出金、３項委託金、１目総務費委託金、1,001万9,000円の増につきましては、今回の衆議院選挙費に係る委託金となっております。

続きまして、21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金、30万円の増につきましては、財源不足を補うための基金繰入金となります。

続きまして、歳出予算について主な補正について御説明いたします。

７ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、12節委託料、30万円の増につきましては、国家賠償請求控訴事件に係る弁護士委託の経費となっております。

８ページをお願いします。

１節の報酬から使用料および賃借料までは、今回の衆議院議員総選挙に係る経費を計上しておりますので、各自御確認をお願いいたします。

９ページをお願いします。

13款予備費、１項予備費、１目予備費、100万円の増につきましては、衆議院議員総選挙に関し、法定期日までに準備する必要がある一部経費について、予備費を充用して先行執行していたことから、今回の補正予算においてその執行額を補填するものとなっております。

説明は以上となります。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

それでは３ページ、債務負担行為補正ですけれども、今日予算説明の中で上下水道課の12月でしたか、終わってやっぱり納得がいかないということで控訴という形になって、今回ということですけれども、前回も私こういった訴訟、訴えられた場合には終わってから我々も気づくという形で、ちょっと問題があるんじゃないかなというふうに話をしていました。でも、こう

いった形で債務負担行為で出るとなると、これは議決しないといけない部分です。今までは何でなかったのかというのと、それとまたこの期間ですね、期間じゃない、期間は仕方ないです。事件が終わるまでという形ですけれども、限度額が訴訟事件委託契約により決定した額ということで、金額が見えない部分を我々は議決しないといけないのかというのが、私ちょっと心配な部分があります。この辺もしっかり法的根拠があって、こういった債務負担行為を起こしているのか。これはもう我々が議決するので、重たい部分になってきます。この辺はどういうふうな形になっているのかということでお願いします。

あと衆議院選挙についてですけれども、選挙費用がありました。大分短い期間で準備しないといけないという部分で全国的に問題になっています。我が村としても何かイレギュラー、問題が起こるのか。例えば選挙ポスターの貼り出しができないとか、広報とかもありますよね。この辺は何か問題が起こるのか、そのような想定をされているのかというのをお願いします。

以上です。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

今、３ページの中での質疑ですけれども、訴訟事務委託契約により決定した額とありますが、今のところ予定としまして100％勝ったといたしまして、報酬が48万円、今回30万円の着手金のほうを計上しております。それの合計ということになります。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

今回の選挙に関しまして、何かしらイレギュラーなことが起こらないかという御質疑ですが、２点想定されているのがあります。

まず、会場となる中央公民館は選挙当日、生涯学習フェスティバルが予定されてございます。これが１週間ほど後ろのほうに延期される予定です。

あと期間が短いということがありまして、入場券の配布が期日前投票にも当然間に合わない。ただし、投票日の前日には届くように手配してございます。今言うように期日前の受付には間に合わないというのが想定されてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

債務負担行為の件ですけれども、我々議決する立場においては、やはり金額もしっかりとどめておいて、後からでも多分で修正できる、限度額の修正という形でできると思うので、この辺が幾らぐらいになるのかというのを説明も入れるべきではないのかなというふうに思っています。こういった議決をする場合には法的根拠というのもあると思うので、この辺しっかり確認しながら、議会のほうに提出していただきたいと思っています。

あと、選挙の件ですけれども、入場券が配布できない、遅くなるということですけれども、このあたりは住民に入場券がなくても免許証、マイナンバーカード等があれば期日前投票ができますという形であります。この辺の周知とか、今までにない選挙なので、もちろん12月に選挙管理委員会が大幅に、半分ですか変わって初めての選挙だと思うんですけれども、しっかりやっていただきたいというのと、また今回、我々はいつも選挙に対していろいろ選挙管理委員会に注文を申し上げていますけれども、今回は期間が短いというのがありますけれども、新しい取組というのはあるのか、その２点、周知の方法と新しい取組を考えているのかというのをお

願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

周知の方法ですが、もう既にＬＩＮＥで周知する準備はできています。ＬＩＮＥ、ホームページですね。あとは広報にどうしても間に合わないので、Ａ４版を刷って折り込んでいこうかというのを考えてございます。

あと、選挙の公報ですが、以前上間議員から指摘があったように、前回からそういうふうな取組をしています。これを継続していきたいということを考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

債務負担行為の限度額につきましては、裁判の結果によって成功報酬が変動するものですから、今回このような形で限度額を記載しております。なお、債務負担行為につきましては、令和７年度で設定した後、年度を超えると変更が利きませんので、変更が利くのは年度内の補正までとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

限度額が変更できないとなると、やはり限度額はしっかり記載しないといけないんじゃないかなと思っています。だから先ほどからも言っているように、法律的にこの書き方、様式というのはあると思うんですよ。これがもし要らないというんだったらこういったのは要らないとはっきり言ってくれればいいんだけど、それがないから質疑しています。この限度額の記載にしっかりした金額を書かないといけないのか、そうでもないのかというのをはっきりしてやってくださいという話なんですけれども、この辺はどういうふうになっていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

債務負担行為につきましては、限度額等について、あるいは期間等についても文言表現ができるということでありますので、今みたいに不透明な支出額が出てくるわけで、今御指摘のとおり、債務負担行為は将来的に負担するものですから、将来的に負担額を決定するというのは大変難しいものがありまして、そのために債務負担行為については期間、あるいは限度額等については文言表現でできるということがございましたので、これは財政のほうに調べさせてこういう結果になりました。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）についてを採決し

ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第６号）については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和８年第１回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前１１時１８分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長　名　幸　利　積

署名議員　山　田　晴　憲

署名議員　川　上　龍　太

令和８年第２回北中城村議会定例会会期日程表

開　会　　３月　６日（金曜日）
閉　会　　３月２７日（金曜日）
会期　２２　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
３．６	金	本会議	午前１０時	開　会 会議録署名議員の指名 会期の決定　諸般の報告 議員全員協議会 施政方針　議案説明
３．７	土	休　会		各自研究　（中学校卒業式）
３．８	日	休　会		各自研究
３．９	月	本会議	午前１０時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例改正、補正予算等） 質疑、委員会付託（条例、当初予算等） ※一般質問通告締切（午後５時）
３．10	火	委員会	午前１０時	委員会審査　予算質疑事項の検討、抜き出し、質疑事項各課へ通知
３．11	水	委員会	午前１０時	委員会審査　付託案件・陳情案件等審議
３．12	木	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り
３．13	金	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り
３．14	土	休　会		各自研究
３．15	日	休　会		各自研究
３．16	月	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り
３．17	火	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り　※答弁書提出開始
３．18	水	委員会	午前１０時	委員会審査　（北中城小学校、島袋小学校卒業式）
３．19	木	本会議	午前１０時	一般質問
３．20	金	休　会		各自研究　（春分の日）
３．21	土	休　会		各自研究
３．22	日	休　会		各自研究
３．23	月	本会議	午前１０時	一般質問
３．24	火	本会議	午前１０時	一般質問
３．25	水	委員会	午前１０時	委員会審査（委員長報告確認）
３．26	木	委員会	午前１０時	議員全員協議会（合同審査）
３．27	金	本会議	午前１０時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情案件等） 議員研修会等派遣決議・調査の申出及び閉会中の継続審査 閉　会

令和８年第２回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和８年３月６日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和８年３月６日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和８年３月６日　午後０時33分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	川上龍太	出	８番	大城律也	出
	２番	屋良朝春	出	９番	上間堅治	出
	３番	比嘉悟	出	１０番	喜屋武すま子	出
	４番	比嘉正志	出	１１番	比嘉義弘	出
	５番	平安山和美	出	１２番	名幸利積	出
	６番	喜屋武功	出	１３番	山田晴憲	出
	７番	伊集守吉	出	１４番		
会議録署名議員	２番議員	屋良朝春				
	３番議員	比嘉悟				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	與那城世代子				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	仲本正一		教育総務課長	平田清徳	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長	新垣理衣子	
	企画振興課長	徳峯惣一郎		総合調整監兼建設課長	安次嶺正春	
	会計課長	喜屋武のり子		住民生活課長	比嘉利彦	
	福祉課長	安次富規昭		税務課長	玉栄幸憲	
	こども未来課長	喜納啓二		農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星	
	健康保険課長	玉栄治		上下水道課長	伊佐秀樹	
				学校教育指導主事		
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和８年３月６日（金曜日）

１．開議　午前１０時

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１		会議録署名議員の指名	
２		会期の決定	
３		行政報告	
４		令和８年度施政方針	
５	議案第　９号	北中城村「村民平和の日」を定める条例について	説明
６	議案第１０号	北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について	〃
７	議案第１１号	北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	〃
８	議案第１２号	北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	〃
９	議案第１３号	北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について	〃
１０	議案第１４号	北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について	〃
１１	議案第１５号	北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例について	〃
１２	議案第１６号	北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例について	〃
１３	議案第１７号	北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
１４	議案第１８号	令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について	〃
１５	議案第１９号	令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について	〃
１６	議案第２０号	令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について	〃
１７	議案第２１号	令和８年度北中城村一般会計予算について	〃
１８	議案第２２号	令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
１９	議案第２３号	令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃

日程番号	議案番号	事件名	摘要
２０	議案第２４号	令和８年度北中城村水道事業会計予算について	説明
２１	議案第２５号	令和８年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
２２	議案第２６号	北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について	〃
２３	議案第２７号	北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について	〃
２４	議案第２８号	北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について	〃
２５	報告第　１号	専決処分事項の報告について（村道荻道登又線法面対策工事（その１）第６回改定契約）	報告
２６	報告第　２号	令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和８年第２回北中城村議会定例会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程に入るに先立ち、会務の報告をします。

会務の報告。

令和７年12月から令和８年２月までの会務報告。

12月１日、北中城村老人クラブ連合会創立60周年記念式典及び祝賀会が開催され出席し、祝辞を述べました。

２日、12月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

５日～16日まで、12月定例議会を開催しました。

５日、令和７年度議会報告会村長提言書及び議員報酬見直し要請書を副議長、議会活性化委員長とともに村長へ提出しました。

８日、牡蠣養殖実証事業の視察を全議員で行いました。

同日、令和７年度民生委員・児童委員感謝状等贈呈式が開催され出席しました。

12日、議員全員協議会を開催し、農を活かした健康福祉の里づくりに向けた推進事業第三段階経緯の説明を受けました。

13日、第２回きくらげ祭りが北中ファームで開催され出席しました。

21日、北中城小学校音楽部クリスマスコンサートが開催され出席しました。

23日、中城北中城消防組合議会臨時会が開催され出席しました。

令和８年１月５日、令和８年商工会会員交流新年会が開催され出席し、挨拶を述べました。

６日、中城北中城消防中城出張所で消防出初式が開催され出席し、挨拶を述べました。

８日、令和８年村民新年会・村功労者表彰式が開催され出席し、挨拶を述べました。

11日、令和８年北中城村はたちを祝う記念式典が開催され出席し、祝辞を述べました。

17日、令和７年度日米交流合同コンサートが沖縄市で開催され出席しました。

18日、中城城跡ツワブキまつり、第43回沖縄花のカーニバル2026関連イベントが中城城跡で開催され出席しました。

19日、第１回臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

20日、令和８年中部市町村会新春の集いが沖縄市で開催され出席しました。

21日、第１回臨時議会を開催しました。

22日、中城北中城消防組合議会臨時会が開催され出席しました。

23日、中部地区町村議会議長会１月定例会、年始会が北谷町で開催され副議長とともに出席しました。

２月１日、令和７年度島袋小学校島っ子学習発表会が開催され出席しました。

同日、第12回石平家人衆会桜小路まつりが開催され出席し、挨拶を述べました。

５日、福岡県志免町厚生建設常任委員会行政視察研修受入れを行い、挨拶を述べました。

８日、第44回ふれあいクリーンアップ大作戦が開催され多くの議員とともに参加しました。

10日、令和７年度北中城村教育の日記念式典が開催され多くの議員とともに出席し、祝辞を述べました。

12日、北中城村牡蠣養殖事業成果報告会が開催され出席し、挨拶を述べました。

15日、令和７年度生涯学習フェスティバルオープニングセレモニーが開催され出席し、テープカットを行いました。

16日、中部広域市町村圏事務組合第108回定例会議案説明会が開催され出席しました。

21日、北中城村農水産物フェアーが開催され多くの議員とともに出席し、挨拶を述べました。

24日、県町村議会議長会第55回定期総会が那覇市で開催され出席しました。

25日、中部広域市町村圏事務組合第108回定例会が開催され出席しました。

26日、県町村議会議員・事務局職員研修会が南風原町で開催され多くの議員とともに出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告事項として、令和７年12月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配布しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和７年12月から令和８年２月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

また、議会活性化調査特別委員会において、上間堅治委員長の委員長辞任による委員長の互選が行われ、その結果、委員長に喜屋武すま子議員が選任されましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、屋良朝春議員及び比嘉悟議員を指名します。

日程第２．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月27日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から３月27日までの22日間に決定しました。

日程第３．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第３．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、行政報告をいたします。

令和７年12月から令和８年２月までの行政報告でございます。

12月１日、北中城村老人クラブ連合会創立60周年記念式典及び祝賀会が開催されまして、祝辞を述べました。

７日、仲順・和仁屋合同防災・炊き出し訓練が和仲トンネル上のほうの広場で行われまして、老若男女多くの区民の皆様が参加いたしました。

12日、年末年始総合警戒出発式及び交通安全運動出発式がイオンモール沖縄ライカムで行われ、挨拶を述べました。

14日、和仁屋自治会自主防災会防災訓練が和仁屋公民館で行われ参加し、挨拶を述べました。

１月５日、年始会を開催し、挨拶を述べました。

同じく５日、ＪＡおきなわ北中城農業総合生産部会初荷式、出荷式と書いてありますが、初荷式でございます。そこで祝辞を述べました。

同じく５日、北中城村商工会新年会がＥＭウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾートで開催され、祝辞を述べました。

６日、中城北中城消防本部出初式が中城出張所で行われ、挨拶をいたしました。

８日、北中城小学校ジョブシャドウイング出発式、６年生を対象としたジョブシャドウイン

グ事業でございまして、挨拶を述べました。

同じく８日、令和８年村民新年会・村功労者表彰式を開催いたしまして、與儀良己さんほか５人が表彰を受けました。

11日、令和８年はたちを祝う記念式典を開催し、184名の対象者がいらっしゃいまして、はたちを多くの村民及び関係者の皆さんが出席し、お祝いをいたしました。

13日、大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会が南部合同庁舎で開催され、意見交換会を行っております。

14日、広域火葬場連絡協議会が沖縄市役所で開催され、４市町村長が参加いたしまして、市からの進捗等の報告がございました。

18日、喜舎場新春ムーチー交流会が行われ挨拶を述べました。

同じく18日、荻道自治会の新年会が荻道公民館で行われ挨拶を述べました。

同じく18日、屋宜原自治会でも新年会が行われ挨拶を述べました。

21日、宜野湾ロータリークラブ創立60周年記念式典及び祝賀会がラグナガーデンホテルで行われ祝辞を述べました。そこで宜野湾ロータリークラブのほうから、こども園に対して電子ピアノ６台の寄贈がございました。

25日、国民健康保険税滞納者休日訪問ということで、職員とともに村内の滞納者の家庭を回りまして、指導をいたしております。

同じく25日、仲順自治会区民新年会・合同祝いが行われまして祝辞を述べました。

26日、文化財防火訓練が中村家住宅及び中城城跡で開催され挨拶を述べました。

27日、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が自治会館で開催されまして参加いたしました。

30日、沖縄振興特別措置法後期５年の沖縄振興に向けた施策提言（素案）に係る市町村の意見交換会が県庁で行われ参加いたしました。

２月１日、島っ子学習発表会が島袋小学校で行われ参加いたしました。

同じく１日、第12回桜小路まつりが石平地区内で開催されまして挨拶を述べました。

同じく１日、北中城村コスプレイベント（きたコス）が中城城跡、中村家住宅、荻道公民館等で行われ、多くの方が参加しております。

６日、横浜ＤｅＮＡベイスターズ歓迎・感謝の夕べがラグナガーデンホテルで開催され出席いたしました。そこでボールの寄贈と現金の寄贈等がございました。

７日、嘉手納町町制施行50周年記念式典・祝賀会に参加いたしました。

８日、北中城村長杯の学童軟式野球大会がしおさい公苑で行われました。決勝は仲順ドラゴンズと琉大附属の野球チームが当たりまして、終盤に琉大のほうが逆転いたしまして、惜しくも仲順ドラゴンズは準優勝となった大会でございました。

同じく８日、ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑で行われ挨拶を述べました。

10日、北中城村教育の日 記念式典が中央公民館で行われ挨拶を述べました。

12日、北中城村牡蠣養殖実証事業報告会が中央公民館で行われ、牡蠣の試食会も行われました。暑い沖縄でも十分可能だということで、大変有望な事業だと思いました。

13日、沖縄県立芸術大学卒業・終了作品表彰式が沖縄県立博物館・美術館で行われました。今年の村長賞は森田希鈴さんが受賞いたしております。

15日、生涯学習フェスティバルが中央公民館で行われ挨拶を述べました。

19日、沖縄県町村会定期総会及び沖縄県町村土地開発公社理事会、さらに沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会が自治会館で行われ参加いたしました。

19日、横浜ＤｅＮＡベイスターズの前監督で

ありました三浦大輔さんが島袋小学校を訪問いたしまして、全校児童生徒に帽子の寄贈がございました。これについては北中城村内の小学校の児童生徒の皆さんに贈られております。

21日、北中城村農林水産物フェアー・ＪＡおきなわ北中城支店まつりが中央公民館で行われ挨拶を述べました。大変盛況でございました。

22日、和仁屋自治会合同祝賀会が和仁屋公民館で行われ挨拶を述べました。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第４．令和８年度施政方針

○議長（名幸利積）

日程第４．令和８年度施政方針を行います。

村長から施政方針の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、令和８年度の施政方針を述べたいと思います。

令和８年第２回北中城村議会定例会の開会にあたり、提案いたしました議案等の説明に先立ちまして、村政運営の基本方針と施策の概要を申し述べ、村民の皆さま並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

近年の物価上昇の継続により、家計や事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。村民の暮らしを守り、地域経済の安定と活力を保つため、国・県の支援策を活用しつつ、生活者支援と事業者支援の両面から必要な負担軽減策を講じ、生活に寄り添った村政運営に取り組んでまいります。

また、全国各地で地震や豪雨等の自然災害が相次ぐ中、本村におきましても、住民の生命と財産を守ることを最優先に、地域防災力の一層の向上に努め、災害に強い村づくりを着実に進めてまいります。

さて、本村は本年、村制施行80周年という大きな節目を迎えます。これまで北中城村の発展を支えてこられた先人の努力と、村民の皆さまのご尽力に深く敬意と感謝を申し上げます。あわせて、本年は中城村との分村80年を迎える年でもあります。分村後、両村とも互いに切磋琢磨し、繁栄と発展を続けてまいりました。この機を捉え、更なる両村の発展を目指す『ちょーで一村』の協定締結に向け、協議を進めてまいります。この節目を、これまでの歩みを振り返り、村の誇りと絆を次世代へつないでいく機会とするとともに、将来に向けた新たな一歩を踏み出す年としてまいります。

本村では、村の新たな羅針盤となる『北中城村第五次総合計画』に基づき、まちづくりを推進しております。将来像として掲げる『絆をつむぎ躍動する田園文化村』の実現に向け、村民一人ひとりの思いを大切にしながら、こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らし、未来に希望を持てる村政を推進してまいります。

それでは、令和８年度に重点的に取り組む施策につきまして、第五次総合計画で掲げる「まちづくりの５つの目標」に基づき、ご説明申し上げます。

１　こどもから高齢者まで地域でつながるむら。

（１）児童福祉・子育て支援の充実。

すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指し策定した「村こども計画」に基づき、福祉と子育て支援の充実に取り組んでまいります。

妊産婦や子育て家庭、こども本人からの相談に応じ、切れ目のない支援を提供するため、こども未来課における児童福祉と健康保険課における母子保健が連携し、機能拡充を目指し「こ

ども家庭センター」の設置に向け取り組んでまいります。

保育士等の確保や継続就労に対する支援を引き続き実施するとともに、保育の質や小学校への就学前後の架け橋期の連携体制を強化するなど、保育の量の確保と質の向上を図ってまいります。

子育て環境の充実を図るため、就労要件を問わず柔軟に保育施設等を利用することができる乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施に向けて取り組んでまいります。

村立学校給食費につきましては、完全無償化に向け、補助率を４分の３へ引き上げ、保護者負担の軽減を拡充いたしました。引き続き、国や県の無償化に関する制度・支援策の動向を注視し、国・県の施策と連携を図りながら、着実に完全無償化の実現を目指してまいります。

（２）学校教育の充実と地域との連携。

ＩＣＴ機器を積極的に活用した教育に向けては、新たに整備した学習用端末を活用できるようにＩＣＴ支援員を配置し、研修などにより教職員のＩＣＴ活用能力の向上を図ります。また、ＩＣＴ機器の有効活用による授業改善に取り組むことで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、主体的・対話的で深い学びの実現に努めてまいります。

特別な支援が必要なこどもたちが、それぞれに合った学びを深め、学校生活を豊かに送れるよう、こどもたちの学習や学校生活をきめ細やかにサポートするため、特別支援員を各学校へ配置するとともに、医療的ケアが必要なこどもたちには、引き続き専門の看護職員を配置し、誰もが安心して学べる環境をしっかりと保障してまいります。

教育環境の整備、改善については、島袋小学校屋上防水・外壁等予防改修や北中城小学校の体育館改修に向けた設計を行うなど、適切な改修に努め安全・安心を確保してまいります。

学力向上推進については、学習支援員を小中学校に配置し、個に応じたきめ細やかな学習支援を充実させるとともに、こどもたちの基礎学力の定着を図るため、授業改善への継続的な支援を行います。また、こどもたち一人ひとりが自らの学習目標を設定し、それに向かって努力する主体性を育めるよう小中学校を対象とした、英語、漢字検定料補助も継続して取り組んでまいります。

（３）健全な青少年育成の推進。

全てのこどもたちが経済的な理由によって教育の機会を奪われることのないよう、経済的に困難な状況にあるご家庭の児童生徒に対し、学用品費や給食費、修学旅行費など、義務教育に必要な費用の一部を援助するとともに、援助制度の周知に努めてまいります。

（４）高齢者福祉の充実。

第９次高齢者保健福祉計画の最終年度として、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図ります。フレイル予防の取り組みとして、住民主体の「通いの場」の拡充やフレイルチェックを推進し、フレイル状態にある方々にはリエイブルメント型の取り組みを実施します。これにより、介護予防を重視したシステムの確立を目指してまいります。また、認知症になっても自分らしく暮らせるよう医療と介護の連携強化や地域づくり、権利擁護の取り組みを積極的に展開し、高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

（５）障がい者（児）福祉の充実。

第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の総仕上げとして、これまでの施策の集大成に取り組みます。相談支援・療育・就労支援の強化や福祉サービスの質の向上を図りつつ、障がいのある方やその家族を支える中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」を軸に、複雑化・多様化する相談ニーズに対して

専門的な支援が円滑かつ継続的に行われる体制を構築してまいります。

（６）人にやさしい環境づくり。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、物理的なバリアフリー化のみならず、相互理解を深める「心のバリアフリー」をより一層推進します。多様化する支援ニーズに対応するため、保健、医療、福祉、教育等の各分野が緊密に連携し、包括的に支える分野横断的な支援体制の構築を推進してまいります。

２　笑顔あふれ住み続けられる健幸なむら。

（１）地域保健の充実と健康増進。

地域住民の健康保持・増進を図るため、集団休日健診やナイト健診を実施するとともに、集団健診会場までの送迎サービス、人間ドック費用の助成、個別がん検診等を推進し、健診受診率の向上に努めてまいります。また、健診後は専門職による保健指導等を通じて、生活習慣病の重症化予防に取り組んでまいります。あわせて、乳幼児から高齢者までを対象に食生活指導を実施するなど、村民の健康意識の向上に努めてまいります。

さらに、慢性腎臓病（ＣＫＤ）又はその可能性がある住民に対しては、かかりつけ医や腎臓専門医、村の保健師及び管理栄養士が健診結果を基に情報共有を行い、適切な支援につなげることで腎機能の安定化を目指す「きたなかＣＫＤプロジェクト」に取り組み、重症化予防を推進するとともに、医療費適正化に努めてまいります。

子育て支援については、妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業を総合的に実施し、妊婦等の身体的・精神的ケアに加え、経済的支援の充実を図ってまいります。あわせて、産後のお母さんが安心して子育てできるよう、産後ケア事業や乳幼児健診等により、妊娠期から産後、乳幼児期までの切れ目のない支援に努めてまいります。

高齢者の健康づくりについては、75歳以上の後期高齢者を対象に、地域特性を踏まえながら生活習慣病の重症化予防及びフレイル予防等を一体的に推進し、健康長寿の維持・向上を目指してまいります。

（２）社会保障の持続的運営に向けた取組。

国民健康保険の安定運営について、県が責任主体となり保険税水準の統一に向けて取り組んでいるところであります。保険料水準統一加速化プラン及び沖縄県国民健康保険運営方針（第３期）を踏まえ、引き続き、保険税の適正化に取り組むなど国保財政運営の見直し等を進めてまいります。また令和８年度より子ども・子育て支援金制度が始まります。社会全体で子育て世帯を支えるという趣旨のもと、村民の皆様に理解を求めてまいります。

あわせて、高齢者の社会参画と就業機会の充実を図るとともに、社会保障制度の持続的な運営に資する取組として、北中城村シルバー人材センターの安定的かつ効果的な運営を継続して支援してまいります。

（３）生涯学習の推進と生きがいづくり。

老朽化が進行している中央公民館につきましては、社会教育施設としての村民ニーズを踏まえ、整備の在り方を検討しております。具体的には、ライカム地区を中心とした多目的交流施設（仮称）の整備と合わせ、交流施設の複数拠点化を推進いたします。これにより施設配置の最適化と運営の効率化を図るとともに、村民の皆様が主体的に学び、交流できる場を創出することで、生涯学習のさらなる推進と生きがいづくりに資する最適な施設環境の構築に努めてまいります。

（４）国際交流の推進と平和の継承。

県内８市町村で構成する海外短期留学実行委員会の取組として、米国ワシントン州立大学への短期留学及びＥＳＬキャンプ事業を実施して

まいります。あわせて、中学生を対象に、英語を学ぶだけでなく活用・体験を通して英語に親しみ、資格取得も目指せる講座を継続し、学びの機会の提供を通じて英語人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

また、南米３か国の研修生受け入れ事業を実施し、ウチナーネットワークの拡大・発展に取り組んでまいります。あわせて、ハワイ北中城村人会との交流促進にも努めてまいります。

村制施行80周年の取り組みの一環として『北中城村村民平和の日』を制定し、恒久平和の実現に向けた取組を推進してまいります。また、これまでの『平和を守る北中城村民の会』の活動支援を継続し、戦争の悲惨さや記憶を風化させることなく、平和の尊さを次代へ継承するため、平和図書の贈呈、平和に関する絵画・作文展の開催、長崎平和学習への参加などに取り組んでまいります。

３　魅力を活かし持続可能で活力があるむら。

（１）観光・商工業の振興。

国外からの誘客も見据え、村内の観光情報・施設案内、特産品等の魅力についてＷｅｂサイトやＳＮＳ等を活用した多言語による情報発信を実施してまいります。あわせて、観光誘客に資するデータの収集・分析を行い、来訪者の情報収集に係る利便性の向上を図ります。また、地域の魅力を生かした体験・周遊型観光コンテンツを充実させるとともに、「きたなかぐすくウェルネス」の概念を定義し、その理念のもと整理・連携を図ることで、北中城村で過ごす時間そのものの価値を高め、観光コンテンツのブランド化を推進します。あわせて、村内外の企業・団体等との連携を強化し、円滑な誘客導線の構築に取り組みます。

北中城まつり及び青年エイサーまつりは、「村民参加による手づくりのまつり」を推進し、村民の交流の場として活用するとともに、各種団体の育成及び観光・地域産業の振興につながるよう取り組んでまいります。

商工業の振興については、村内で起業・創業を目指す方に対し、北中城村商工会や金融機関等と連携し、窓口相談の実施や必要な知識の習得支援など、創業に向けた支援を行います。あわせて、食料品等の物価高騰対策の地域商品券配付事業を通して、村民生活の負担軽減を図るとともに、村内事業者の支援につなげ、地域経済の下支えに取り組みます。

（２）農業の振興。

推奨品目のパッションフルーツの拠点産地化を目指し、産地協議会を設立するとともに、新たな品目の普及に向けた取組を進めてまいります。さらに起業家等による新たな農産物加工品等の開発および販売普及への支援を継続するとともに、より効果的な支援を検討します。また、地元農産物や特産品等の地域ブランドを効果的に推奨するため、観光業との効果的な連携強化のあり方を検討してまいります。

荻道・大城地区において官民連携により進められている「農を活かした健康福祉の里づくり事業」は、農業を中心に食・福・観・住の連携により、健康長寿のまちづくりと地域活性化を目指す重要なプロジェクトです。令和８年度は、第三段階の医療・福祉施設整備に向けて関係機関との調整を進めてまいります。

村制施行80周年を迎える本年、記念事業として「北中城村の農がつむぐ80年とこれから　～希望のタネをまくシンポジウム～」を開催いたします。本シンポジウムは、地域の暮らしとともに歩んできた「農」に光をあて、その魅力と可能性を次世代へつなぐとともに、村民の皆様とともに本村農業の未来を展望する場といたします。

持続可能な農業の確立に向けて、新規就農者等への支援を強化し、地域農業を支える担い手の確保・育成に取り組みます。あわせて、農地中間管理事業の活用及び農地マッチング機能の

強化により、農地の集積・集約化を推進し、農地の有効活用を図ります。さらに、地域農家等との連携のもと、学校給食等への地域食材の安定供給の維持に努めるとともに、地産地消の推進に向けた取組の充実について検討してまいります。

令和８年９月には、農業委員の一斉改選が予定されております。新たな委員会体制のもと、継続して優良な農地を守り適正利用を推進するとともに、地域農業の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

安谷屋第２地区貯水池の整備については、令和８年度の完成に向けて整備を継続し、各圃場への給水開始に向けた準備を進めてまいります。あわせて、給水管理体制の構築に向け、関係者による水利組合の設立を支援してまいります。

（３）水産業の振興。

老朽化した佐敷中城漁業協同組合北中城支所の事務所及び加工施設について、事務所機能とアーサ一次加工機能を併せ持つ施設整備に向けた調査業務を開始いたします。本調査では、現状の生産量や将来的な需要予測を踏まえた施設の適正規模の設定、ＨＡＣＣＰ基準に基づく衛生管理体制の強化、北中城村の特色ある水産物のブランド化と地域の魅力発信、交流人口の拡大、新たな加工技術の導入による製品開発と付加価値の向上などの多角的な観点から検討を行い、今後の施設整備の方向性を明確にしてまいります。

水産業の持続的発展のため、令和８年度より地域おこし協力隊を採用し、新たな担い手の育成に着手します。隊員は佐敷中城漁業協同組合北中城支所を拠点として、アーサや牡蠣の養殖技術習得、販路開拓を行うとともに、地域漁業者との連携を深めます。この取り組みを通じて、新規漁業者の参入促進と地域漁業者ネットワークの構築を図り、本村水産業の将来を支える人材を育成してまいります。

（４）地域文化の振興と継承。

現在策定中の「北中城村歴史的風致維持向上計画」に基づき、文化財の保全および歴史的景観の形成、観光振興と連携した歴史文化資源の活用や環境整備などの取り組みを通して、本村独自の歴史まちづくりを推進し、歴史的風致の維持及び向上に努めてまいります。

駐留軍用地等における文化財については、機能移設及び返還予定地の跡地利用の推進と文化財保護の両立を図る観点から、引き続き埋蔵文化財調査に取り組み、適切な保護に努めてまいります。

地域史の振興と啓発に向けて、終戦から集落復興に至るまでの歩みを取りまとめた北中城村史『戦後編(仮称)』について、令和８年度中の刊行に向けて取り組んでまいります。あわせて、村制施行80周年記念事業として、村の歴史的変遷や暮らしの歩みを分かりやすく伝える展示イベント等を実施し、村民の郷土理解の促進と地域への誇りの醸成を図ります。

地域の文化活動及び文化交流については、文化協会や民俗芸能保存会等の団体の活動を引き続き支援してまいります。

（５）雇用の創出と就業支援。

新たな雇用の創出にむけて、駐留軍用地跡地利用計画の円滑な推進を図るとともに、本村の発展に資する新規産業の創出および企業誘致について検討を行ってまいります。

就業支援については、村雇用サポートセンターにおいて、就職相談、応募書類作成支援、面接練習等を通して、地域に密着した支援を実施してまいります。また、村雇用サポートセンターとグッジョブ地域連携協議会が連携し、児童生徒の就業意識の向上に取り組んでまいります。

４　自然環境と利便性が調和した住みよいむら。

（１）秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成。

少子高齢化とそれに伴う将来的な人口減少を見据え、保全と開発の適正な調和によるコンパクトかつ利便性の向上による持続可能な土地利用を図るため、中城村との共同のまちづくりによる立地適正化計画の検討結果を踏まえ、市街化調整区域における都市計画のあり方について、具体的な検討を進めてまいります。

また、歴史まちづくりの一環として、荻道・大城地区内の空き家・空き地の有効利用に向けて空き家・空き地の実態調査を実施します。

返還が予定されているキャンプ瑞慶覧地区の跡地利用については、喜舎場住宅地区において、喜舎場スマートインターチェンジの機能拡充に係る検討を進めるとともに、当地区の特性を踏まえた有効な土地利用のあり方について検討してまいります。また、ロウワー・プラザ住宅地区においては、組合設立準備会の結成によりまちづくりの機運が高まっていることから、返還後の跡地利用が円滑に進むよう、引き続き地権者組織の活動支援に取り組んでまいります。

（２）自然環境の保全・活用と景観形成。

住民との協働によるライカム公園の整備に向けて引き続き取り組むとともに、老朽化する既存都市公園施設の計画的な更新整備に向けて長寿命化計画の検討を進めてまいります。また、安全・安心かつ快適な利用を図るため、適正な維持管理に努めてまいります。

歴史的風致の維持向上のため、荻道・大城地区の景観重点地区においては、赤瓦や生垣等の維持・整備を促進するため引き続き景観助成を行い、伝統的集落の景観の保全を図ります。また、ライカム地区における新しい市街地はもとより、既存集落も含めて良好な街なみの形成に向けて地区計画等の景観形成に取り組みます。

（３）暮らしを支え、交流を促進する交通環境の形成。

これまで定期路線型コミュニティバスの実証運行を重ねてまいりましたが、本村に適した地域公共交通の在り方を引き続き検証するため、デマンド交通による実証運行へ移行し、持続可能な移動手段の確立に向けた検討を進めてまいります。

新たな道路整備として、村道仲順屋宜原線及び公園アクセス線の用地買収の進捗を図ります。既存道路については、村道北中城高校127号線の道路護岸改修工事及び村道荻道登又線法面対策工事の完了を図ります。また、安全快適な通行確保のため適切な維持管理に努めてまいります。

（４）脱炭素・環境共生社会の実現。

浦添市、中城村と共に整備を進める一般廃棄物処理施設整備事業について、引き続き連携して取組んでまいります。

家庭や公園、街路から出た枯れ木等を村植物資源化ヤードで受け入れ、チップ化や堆肥化による再資源化に取り組んでおります。引き続き、ごみの減量化と資源循環の推進に取り組んでまいります。

（５）上下水道の整備・環境衛生の推進。

水道事業については、給水区域内の安定供給と安全・安心な給水を確保するため、配水設備の点検・整備及び水質検査を実施します。また、有収率向上のための漏水調査や修繕を引き続き実施してまいります。今年度は、昨年度に引き続き喜舎場ポンプ場電機・計装設備・換気設備更新工事を実施します。更に老朽管の更新とあわせて村内配水管改良工事による耐震化対策も実施してまいります。

下水道事業については、清潔で快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質の保全を図るため、未普及地域の整備を推進し、今年度は、昨年度に引き続き屋宜原地区及び安谷屋地区の下水道整備を実施してまいります。普及地域では接続率向上にむけて引き続き個別訪問やポスティングによる普及活動に取り組んでまいります。また、下水道整備区域外においては、生活排水

対策として合併処理浄化槽設置への支援を図ってまいります。

火葬場の整備について、沖縄市、宜野湾市、北谷町と４市町村での広域整備に着手しており、引き続き火葬場建設の実現に向けて取り組んでまいります。

（６）地域防災力の向上。

災害時等に迅速かつ的確な情報提供が行えるよう、平時より防災行政無線設備の点検・整備を行うとともに、ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信の充実に努めてまいります。あわせて、大規模災害に備え、非常食をはじめとする備蓄品及び資機材の充実に継続して取り組むとともに、自治会における自主防災組織の立ち上げを支援し、防災訓練等を通じて地域防災力の向上に努めてまいります。

安全・安心な暮らしを確保するため、引き続き島袋地区浸水対策として、５号調整池整備に取り組んでまいります。

（７）安全・安心な住環境の確保。

地域住民、自治会、学校、沖縄署と連携・協力しながら村内の交通安全の推進に取り組むとともに、自治会と連携のもとで、街灯・防犯灯を整備し「安全・安心な住環境の確保」に努めてまいります。

北中城小学校区の通学生徒や道路利用者の安全対策を図るため、村道の歩道整備を含む安全対策を実施してまいります。

児童生徒の安全・安心な通学を確保するために、老朽化した北中城小学校通学バスについて順次更新を図ってまいります。

５　共に創造する魅力あるむら。

（１）村民と協働のまちづくりの推進。

ライカム地区における協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ組織の立ち上げを支援してまいります。

住民の積極的なまちづくりへの参加を促すため、アダプト・プログラム（公共施設の里親制度）の取り組みを進めてまいります。

（２）官民連携・広域連携の推進。

公共施設等の整備及び維持管理にあたっては、長期的な視点に立ち適正化を進め、民間活力の導入について検討を行い、住民サービスの維持・向上と財政負担の軽減の両立を図ります。また、周辺市町村や関係機関との広域連携を一層強化し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に継続して取り組んでまいります。

（３）自治体ＤＸの推進、産業ＤＸの促進。

人口減少社会に備え、職員体制の制約が見込まれる中でも、住民サービス向上のため自治体ＤＸを推進いたします。行政事務の効率化に向けて、国の推進する新たな標準準拠システムへの移行を確実に実施できるよう取り組んでまいります。

また、住民の各種行政手続き等の利便性を高めるため、マイナンバーカードの普及促進と、マイナンバーカードを利用した電子申請やコンビニ交付等各種サービスの充実に努めてまいります。

（４）効率的・効果的な行財政運営。

歳入の大きな柱である村税収入は、固定資産税や個人住民税等が順調に推移し、収入額は高い水準を維持していますが、今後は横ばいが見込まれます。このため、自主財源の確保に向け、適正な課税及び徴収に努めるとともに、期限内納付の促進による現年度分の徴収率向上を図り、滞納繰越額の抑制に取り組みます。

また、歳出面では、人件費や扶助費といった義務的経費の増加に加え、ＤＸ推進に伴う経費、物価高騰等による物件費の増加などにより、財政需要が高まっております。

将来の公共施設整備及び更新に備えるためにも、事業の費用対効果、緊急性、利用実態等を踏まえた経費の削減に努め、持続可能な行財政運営の確立を図ります。

（５）社会情勢の変化に対応できる人材の

育成。

行政需要が拡大する一方で、厳しい定員管理の下、従来と同様の取組のみでは行政サービスの維持が困難となりつつあります。加えて、民間との人材獲得競争の激化により、土木・建築等の技術職をはじめ、教育職や福祉職の確保にも影響が生じております。

自治体行政を支える基盤は人材であり、優秀な職員の確保と計画的な育成は、本村の将来を左右する重要な課題です。このため、採用手法の見直しに向けた検討を進めるとともに、多様な能力と知見を有する外部人材の活用を積極的に図ります。あわせて、職員が働きやすく、意欲とやりがいを持って働ける職場環境の整備に努めてまいります。

おわりに。

これまで申し上げました施策並びに諸事業を実施するため、令和８年度当初予算規模は次のとおりとなります。

一　般　会　計	9,824,000千円
国民健康保険特別会計	2,101,132千円
後期高齢者医療特別会計	354,751千円
水　道　事　業　会　計	855,042千円
下　水　道　事　業　会　計	713,821千円
合　　計	13,848,746千円

以上、令和８年度の村政運営の基本方針と重点施策の概要について申し上げました。

これらの実施にあたっては、「協力一致で共生のまちづくり」の理念のもとに、将来像として掲げる「絆をつむぎ躍動する田園文化村」の実現を目指し、職員と共に全力で取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、村民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げて、私の施政方針といたします。

令和８年３月６日

北中城村長　比嘉孝則

以上です。

○議長（名幸利積）

以上で村長の施政方針を終わります。

休憩します。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

日程第５．議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例について

日程第６．議案第１０号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について

日程第７．議案第１１号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第８．議案第１２号　北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第９．議案第１３号　北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第１０．議案第１４号　北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第１１．議案第１５号　北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第１２．議案第１６号　北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例について

日程第１３．議案第１７号　北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１４．議案第１８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について

日程第１５．議案第１９号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について

日程第１６．議案第２０号　令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

日程第１７．議案第２１号　令和８年度北中城村一般会計予算について

日程第１８．議案第２２号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

日程第１９．議案第２３号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第２０．議案第２４号　令和８年度北中城村水道事業会計予算について

日程第２１．議案第２５号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算について

日程第２２．議案第２６号　北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について

日程第２３．議案第２７号　北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について

日程第２４．議案第２８号　北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例についてから日程第24．議案第28号　北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてまでの20件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例について。

議案第９号

北中城村「村民平和の日」を定める条例について

北中城村「村民平和の日」を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由
戦争の犠牲者を追悼し、また命の尊さを知るとともに二度と戦争の悲劇を繰り返さないために平和を祈り、学び、そして行動する契機とするため。

北中城村「村民平和の日」を定める条例

（目的）
第１条　この条例は、日本国憲法に掲げる平和主義の理念及び本村の非核平和への決意を踏まえ、村民一人ひとりが平和について学び、考え、戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて心に刻み、行動する契機とするため、北中城村「村民平和の日」として定め、もって恒久平和の実現に寄与することを目的とする。
（村民平和の日）
第２条　北中城村「村民平和の日」は、５月３日とする。
（記念行事等）
第３条　北中城村は、北中城村「村民平和の日」を契機に、平和の意識の高揚を図るための行事を推進する。
２　北中城村は、平和の尊さを広めるため平和推進期間を設けることができる。
（委任）
第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第10号　北中城村中小企業・　　小規模企業振興基本条例についてでございます。

議案第１０号

北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について

北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第

６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

本村の中小企業・小規模企業の振興施策を総合的に推進し、関係者が協働して地域経済の振興を図ることを目的に、条例を制定する必要があるため。

北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例

前文

本村は、沖縄本島の中部に位置し、東側を中城湾に面している。地形的には東側に海岸低地、内陸部には台地、丘陵地が広がっており、丘陵地は本村の中央部と南部に位置し、斜面に広がる緑地が、本村の骨格的な景観を形成している。気候的には亜熱帯海洋性気候に属しており、温暖な条件下にある。また、村域には広域幹線道路が南北に走り、交通の要衝として利便性の高い潜在力を有する地域である。

本村の村域は、かつて中城間切及び旧中城村の一部を形成していたが、去る沖縄戦直後、米軍施設の建設により旧中城村が南北に分断され、昭和２１年５月２０日に北中城村として立村した。分村後も村民の不断の努力により焦土と化した本村の復興に努め、緑に恵まれた自然環境、伝統文化、歴史的資源等、本村の特色を生かしたまちづくりが続けられてきた。また、近年は駐留軍用地跡地において、本島中部圏域の広域交流拠点としての新たなまちが創設されている。

このような中、本村の中小企業者・小規模企業者は、地域資源を生かした事業展開や地域貢献活動等により、地域社会に貢献する存在として本村の発展に大きく寄与してきた。今後も、本村の特色を生かしたまちづくりを推進していくためには、中小企業者・小規模企業者が地域社会で果たす役割は、ますます重要となってくる。よって、企業、行政、村民その他関係団体が、中小企業者・小規模企業者が果たす役割と重要性を再認識し、各々が果たすべき役割を踏まえながら連携・協働し、中小企業・小規模企業の振興と活力ある豊かな北中城村の実現を目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、地域経済の活性化に果たす中小企業者・小規模企業者の役割の重要性に鑑み、本村の中小企業・小規模企業の振興に関して基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本村経済の健全な発展及び村民の生活向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

よる。

（１）　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号。以下「法」という。）第２条第１項各号に掲げる中小企業者であって、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（２）　小規模企業者　法第２条第５項に規定する小規模企業者であって、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（３）　中小企業・小規模企業関係団体　商工会法（昭和３５年法律第８９号）の規定に基づく商工会、その他村内において中小企業・小規模企業の振興に関する活動を行う団体をいう。

（４）　大企業者　第１号及び第２号に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（基本方針）

第３条　中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、本村の地域特性に適した施策を、本村、中小企業者・小規模企業者、中小企業・小規模企業関係団体、大企業者、学校及び村民が協働して推進することを基本方針とする。

（基本的施策）

第４条　前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

（１）　中小企業者・小規模企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。

（２）　中小企業者・小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。

（３）　中小企業者・小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。

（４）　中小企業者・小規模企業者の人材の育成を図ること。

（５）　地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること。

（村の責務）

第５条　本村は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、村民の理解と協力を得ながら国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興に関する施策、その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　本村は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者・小規模企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

（中小企業者・小規模企業者の役割）

第６条　中小企業者・小規模企業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の充実に自主的に取り組むよう努めるものとする。

２　中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

３　中小企業者・小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、村内において生産され、製造され、又は加工される産品（以下「村産品」という。）の利活用及び中小企業・小規模企業関係団体への加入に努めるものとする。

（大企業者の役割）

第７条　大企業者は、中小企業者・小規模企業者がともに地域社会の発展に欠くことができない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

２　大企業者は、地域経済の振興を図るため、村産品の利活用及び中小企業・小規模企業関係団体との協力に努めるものとする。

（中小企業・小規模企業関係団体の役割）

第８条　中小企業・小規模企業関係団体は、中小企業者・小規模事業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、村が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第９条　学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模企業者の事業活動が本村の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促し、振興施策及び事業への参加に配慮するよう努めるものとする。

２　学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者・小規模企業者と協働して職業に関する理解及び体験の機会を提供し、一人一人の勤労観及び職業観の形成及び地域の将来を担う人材の育成に努めるものとする。

（村民の理解）

第１０条　村民は、中小企業・小規模企業の振興が村民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第１１条　村は、中小企業者等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置に努めるものとする。

（審議会）

第１２条　村長は、中小企業・小規模企業の振興の促進を図る上で重要な事項について、必要に応じ北中城村中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

２　審議会の組織運営等については別に規則で定める。

（意見の反映等）

第１３条　村長は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者・小規模企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者・小規模企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第11号　北中城村乳児等通　　園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例について御提案申し上げます。

議案第１１号

北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１６第１項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準その他乳児等通園支援事業に関し必要な事項を定める必要があるため。

北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第１９条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第２０条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２１条―第２４条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２５条・第２６条）
第３章　雑則（第２７条・第２８条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第２条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた

職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第２３項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第３条　村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第４条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第６条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での

活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第９条　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第１０条　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１１条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第１２条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１３条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１４条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第１６条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（２）　その提供する乳児等通園支援の内容

（３）　職員の職種、員数及び職務の内容

（４）　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

（５）　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）　利用定員

（７）　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

（１０）　虐待の防止のための措置に関する事項

（１１）　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第１７条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１８条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第１９条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２０条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は同法第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２１条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

（２）　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき１．６５平方メートル以上であること。

（３）　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

（４）　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（５）　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

（６）　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上であること。

（７）　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（８）　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段
４階以上の階	常用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。） ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ３　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児

等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（沖縄県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

（１）　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

（２）　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援

事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第２２条の２　子ども・子育て支援法第３０条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２５条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　保育所　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年沖縄県条例第８５号）（保育所に係るものに限る。）

（２）　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成２４年沖縄県条例第２３号）

（３）　幼保連携型認定こども園　沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年沖縄県条例第４９号）

（４）　家庭的保育事業等を行う事業所北中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月１７日条例第１４号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条　第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第２７条　乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第２８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

続きまして、議案第12号　北中城村職員の育　　について御提案申し上げます。
児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第１２号

北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の改正が必要なため。

北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

第１条　北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成４年北中城村条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　省略 （２）　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第	（部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　省略 （２）　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第

261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。） （第一号部分休業の承認） 第20条　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は 、30分を単位として行うものとする。 ２　勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の２の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第20条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の	261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員　」という。）を除く。　） （　部分休業の承認） 第20条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２　勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の２の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する　部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する　部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間 の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間 の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （新規）

承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。	
（１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数	（新規）
（２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数	（新規）
（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）	
第20条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	（新規）
（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）	
第20条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。	（新規）
（１）　非常勤職員以外の職員　77時間30分	（新規）
（２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間	（新規）
（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）	
第20条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	（新規）
（部分休業をしている職員の給与の取扱い）	（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条　職員が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年条例第６号）第17条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、北中城村職員の給与に関する条例第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第22条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	第21条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年条例第６号）第17条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、北中城村職員の給与に関する条例第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第22条　第13条の規定は、部分休業について準用する。

第２条　北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年北中城村条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第15条の４第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を越えず、かつ、通算して６月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　省略 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第15条の３　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年北中城村条例第10号）第23条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項におい	（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を越えず、かつ、通算して６月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　省略 （新規） （新規）

て「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。	
（１） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	（新規）
（２） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置	（新規）
（３） 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置	（新規）
２ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。	（新規）
（１） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置	（新規）
（２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置	（新規）
（３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置	（新規）
３ 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	（新規）
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）
第15条の４ 任命権者は、職員が配偶者等が当該	第15条の３ 任命権者は、職員が配偶者等が当該

職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条例及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条例及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
２　省略	２　省略
第15条の５　省略	第15条の４　省略

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１５条の３第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

続きまして、議案第13号　北中城村印鑑条例　　ます。
の一部を改正する条例について御提案申し上げ

議案第１３号

北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

北中城村印鑑条例の一部を改正する条例（昭和５０年北中城村条例第１４号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

印鑑登録証明書の窓口交付において、従来の印鑑登録証の提示に加え、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示による申請も可能とし、村民の利便性向上を図るため。

北中城村印鑑条例の一部を改正する条例

北中城村印鑑条例（昭和５０年北中城村条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（印鑑登録証の交付）	（印鑑登録証の交付）
第７条　村長は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印鑑の登録をした場合には、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に対して確認のうえ、直接に交付するものとする。ただし、代理人による場合は委任の旨を証する書面を添えなければならない。	第７条　村長は、第５条第２項の規定により印鑑の登録をした場合には、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印鑑登録証を登録を受けた者、又はその代理人に対して確認のうえ、直接に交付するものとする。ただし、代理人による場合は委任の旨を証する書面を添えなければならない。
２　省略	２　省略
（登録の廃止申請）	（登録の廃止申請）
第10条　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、村長に対し印鑑の登録の廃止を申請することができる。	第10条　印鑑の登録を受けている者、又はその代理人は村長に対し印鑑の登録の廃止を申請することができる。
２　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、登録した印鑑を亡失したときは、直ちに前項の申請をしなければならない。	２　印鑑の登録を受けている者、又はその代理人は、登録した印鑑を亡失したときは、直ちに前項の申請をしなければならない。
（印鑑登録証明書の交付）	（印鑑登録証明書の交付）
第13条　印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証を提示して、村長に対して書面により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	第13条　印鑑の登録を受けている者又は、その代理人は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿村長に対して＿＿＿＿＿＿印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
２　前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項の個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	（新　　設）
３　村長は、前２項の申請があったときは、印鑑登録証（前項の規定による申請にあっては、個	２　村長は、前項　の申請があったときは、印鑑登録証＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

人番号カード）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで印鑑登録証明書を交付しなければならない。

4　前項の印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影及び第５条第３項第４号から第５号、第７号及び第８号までに掲げる事項を記載し、電子計算機（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものをプリンターから打ち出したものを含む。）により作成するものとする。

5　停電等の理由により、前項に規定する印鑑登録証明書を作成することができない場合は、規則で定める方法により印鑑登録証明書を作成することができる。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第14条　前条　　の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、

　　個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第７項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）又は公的個人認証法第16条の２に規定する移動端末設備（同法第35条の２第７項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録されたものに限る。）を用いて、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15

及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで印鑑登録証明書を交付しなければならない。

3　前項の印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影及び第５条第３項第４号から第５号、第７号及び第８号までに掲げる事項を記載し、電子計算機（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものをプリンターから打ち出したものを含む。）により作成するものとする。

4　停電等の理由により、前項に規定する印鑑登録証明書を作成することができない場合は、規則で定める方法により印鑑登録証明書を作成することができる。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第14条　前条第２項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第７項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）又は公的個人認証法第16条の２に規定する移動端末設備（同法第35条の２第７項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録されたものに限る。）を用いて、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15

年総務省令第120号）第42条第２項の規定により設定された暗証番号をいう。以下「暗証番号」という。）を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 （代理人による申請等） 第15条　代理人が第４条第２項、第８条第１項、第９条第２項、第10条第２項及び第11条第１項に規定する行為を行う場合は、委任の旨を証する書面を添えてしなければならない。 （印鑑登録証明の不受理） 第17条　村長は、次の各号に該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。 （１）　印鑑登録証又は個人番号カードの提示を求めた場合これに応じないとき。 （２）～（６）　省略	年総務省令第120号）第42条第２項の規定により設定された暗証番号をいう。　　）を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 （代理人による申請等） 第15条　代理人が第３条第２項、第４条第２項及び第９条第２項 に規定する行為を行う場合は、委任の旨を証する書面を添えてしなければならない。 （印鑑登録証明の不受理） 第17条　村長は、次の各号に該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。 （１）　印鑑登録証又は、印鑑　　の提示を求めた場合これに応じないとき。 （２）～（６）　省略

附　則

（施行期日）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

続きまして、議案第14号　北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について御　　提案申し上げます。

議案第１４号

北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

北中城村法定外公共物管理条例（平成１５年北中城村条例第１４号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

法定外公共物（里道等）占用に係る占用料徴収制度の新設及び機能付け替えを目的とした交換に伴う交換条例の適用除外を定めるため。

北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

北中城村法定外公共物管理条例（平成１５年北中城村条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（行為の禁止） 第３条　法定外公共物について、何人もみだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。 （１）　法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。 （２）　法定外公共物に土石、砂れき、竹木、ごみ、汚物、危険物、廃棄物その他これらに類するものを堆積し、又は投棄すること。 （３）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全、機能又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。	（行為の禁止） 第３条　法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）　法定外公共物を損壊し、又は汚損すること。 （２）　法定外公共物に塵芥、汚物、石、土砂、竹林、汚水又は廃棄物＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を＿＿＿＿＿＿投棄すること。 （３）　前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全＿＿＿＿又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為＿＿＿＿＿＿
（占用等の許可） 第４条　次の各号に掲げる行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、北中城村法定外公共物管理条例施行規則（平成15年北中城村規則第５号。以下「規則」という。）で定めるところにより村長の許可又は承認（以下「占用等の許可」という。）を受けなければならない。また、占用等の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 （１）　法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 （２）　法定外公共物の敷地又は水面を占用すること。 （３）・（４）　省略 ２　省略	（占用等の許可） 第４条　次に掲げる行為＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

らない。

（地位の承継）

第６条　占用者について相続、法人の合併又は分割があった場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により第４条第１項の許可に基づく権利若しくは当該許可に係る工作物等を承継した法人は、占用者の地位を承継する。この場合において、占用者の地位を承継した者は、規則の定めるところにより速やかに村長に届け出なければならない。

（権利の譲渡）

第７条　占用者は、占用等の許可に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、賃貸し、担保権を設定し又はその他私権の目的に供してはならない。ただし、特別の事由により村長の許可を受けたときは、この限りでない。

（工事の届出及び検査）

第８条　占用者は、物件等の設置、修繕、改築、除去又はこれらによって必要が生じた工事を着手するとき又は完了したときは、直ちにその旨を村長へ届け出て、規則で定めるところにより検査を受けなければならない。

２　省略

（監督処分）

第９条　村長は、次の各号いずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を防止するために必要な措置をすること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

（１）～（４）　省略

２　村長は、次の各号いずれかに該当する場合には、占用者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

（１）　省略

らない。

（権利の承継）

第６条　占用者について相続又は　　合併　　があった場合は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人　　は、占用者の権利を承継する。この場合において、占用者の権利を承継した者は、規則の定めるところにより速やかに村長に届け出なければならない。

（権利の譲渡の制限）

第７条　占用者は、占用等の許可に基づく権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、特別の事由により村長の許可を受けたときは、この限りでない。

（検査）

第８条　占用者は、　　規則で定めるところにより検査を受けなければならない。

２　省略

（監督処分）

第９条　村長は、次のいずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは公示の中止、工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を防止するために必要な措置をすること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

（１）～（４）　省略

２　村長は、次のいずれかに該当する場合には、占用者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

（１）　省略

（２） 前号に規定するもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合	（２） 前号に規定するもののほか、法定外公共物の管理上の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
（許可の失効）	（許可の失効）
第11条 占用等の許可は、次の各号のいずれかに該当するときはその効力を失う。	第11条 次に掲げる事由が生じたときは、占用者の許可は、その効力を失う。
（１） 占用等の許可の占用期間が満了したとき。	（１） 占用等の許可の期間が満了したとき。
（２）～（５） 省略	（２）～（５） 省略
（国等の特例）	（国等の特例）
第12条 国、地方公共団体又は土地区画整理組合等（以下「国等」という。）が、第４条第１項各号に掲げる行為をしようとするときは、同条の規定にかかわらず、その許可に代えてあらかじめ村長と協議し、その同意を得なければならない。また、同意を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。	第12条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が、占用等の許可を受けることについては、あらかじめ村長と協議しなければならない。
（占用料の徴収）	（新設）
第13条 村長は、法定外公共物の占用につき占用料を徴収することができる。	
２ 占用料の額、計算の方法、減免、徴収方法督促手数料及び延滞金の徴収については、北中城村道路占用料徴収条例（平成21年12月７日北中城村条例第16号）の規定を準用する。	
（占用料の還付）	（新設）
第14条 既に納入した占用料は還付しない。ただし、村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料の全部又は一部を還付することができる。	
（１） 第９条第２項各号の規定により占用等の許可を取り消したとき。	
（２） 天災その他の不可抗力によって占用等の許可を受けた目的を達成することができなくなったとき。	
（３） 前各号のほか、占用料を還付することが適当と認めるとき。	
（立入調査）	（立入調査）
第15条 村長は、法定外公共物の調査、測量、工	第13条 村長は、法定外公共物の調査又は測量を

事若しくはその他法定外公共物の維持管理を行うためやむを得ない必要がある場合は、職員を他人の占有又は管理する土地に立ち入らせることができる。	行うためやむを得ない必要がある場合は、職員を他人の占有＿＿＿＿する土地に立ち入らせることができる。
2　村長は、前項の規定によりその職員を他人の占有又は管理する土地に立ち入らせようとする場合は、あらかじめその占有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。	2　村長は、前項の規定によりその職員を他人の占有＿＿＿＿する土地に立ち入らせようとする場合は、あらかじめその占有者＿＿＿＿＿にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知の内容を公示して、これに代えることができる。
3　省略	3　省略
（削る）	4　日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、宅地又はかき、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
4　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	5　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（境界確認）	（境界確認）
第16条　省略	第14条　省略
２・３　省略	２・３　省略
（用途廃止）	（用途廃止）
第17条　村長は、法定外公共物が次の各号のいずれかに該当したときは、行政財産の用途を廃止し、普通財産としなければならない。	第15条　村長は、法定外公共物としての用途目的を喪失し、将来も公共の用に供する必要がなくなった場合は、行政財産の用途を廃止し、普通財産としなければならない。
（１）　現況が機能を喪失し、将来とも機能回復する必要がないとき。	（新設）
（２）　代替施設の設置により、存置の必要がなくなったとき。	（新設）
（３）　地域開発等により、存置する必要がないとき。	（新設）
（４）　その他法定外公共物として存置する必要がないと認めるとき。	（新設）
2　村長は、現に公共の用に供していない法定外公共物又は付け替えその他の手段により公共の用に供さなくなることが確実である法定外公共物を、適正な価額により法定外公共物の隣接土	2　前項の規定より用途廃止を行う場合は、概ね次の場合による。

地の所有者に売却又は隣接土地の所有者と交換することができる。	
（削る）	（１） 現況が機能を喪失し、将来とも機能回復する必要がない場合
（削る）	（２） 代替施設の設置により、存置の必要がなくなった場合
（削る）	（３） 地域開発等により、存置する必要がない場合
（削る）	（４） その他法定外公共物として存置する必要がないと認める場合
３　省略	３　省略
（交換の適用除外）	（新設）
第18条　この条例における法定外公共物であって、機能が喪失し、隣接土地又は機能付け替えを目的とした交換については、北中城村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成15年９月29日条例第24号）第２条第１項ただし書の規定は、適用しない。	
（過料）	（過料）
第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料を科する。 （１） 第３条及び第４条第１項の規定に違反した者 （２） 第９条第１項及び第２項の規定による村長の命令に違反した者	第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料を科する。 （１） 第３条及び第４条＿＿＿の規定に違反した者 （２） 第９条第１項＿＿＿＿＿の規定による村長の命令に違反した者
（委任）	（委任）
第20条　省略	第17条　省略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１３条の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、適用しない。

以上でございます。

続きまして、議案第15号　北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第１５号

北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

北中城村火入れに関する条例（昭和６１年１２月２２日条例第１８号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

気象庁が発表する気象情報にあった「異常乾燥注意報」が「乾燥注意報」という表現に変更されたため。

北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例

北中城村火入れに関する条例（昭和６１年１２月２２日条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（火入れの中止） 第14条　火入者及び火入責任者は、火入の許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。	（火入れの中止） 第14条　火入者及び火入責任者は、火入の許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 ２　火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第16号　北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第１６号

北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例について

北中城村伝統芸能振興基金条例（平成２７年北中城村条例第２２号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

基金条例設置１０年経過に伴い、基金の使途・適用範囲について見直し改正するため。

北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例

北中城村伝統芸能振興基金条例（平成２７年北中城村条例第２２号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
北中城村歴史文化振興基金条例	北中城村伝統芸能振興基金条例
（設置）	（設置）
第１条　村の歴史文化の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、北中城村歴史文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。	第１条　村の伝統芸能の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、北中城村伝統芸能振興基金（以下「基金」という。）を設置する。
第２条～第４条　省略	第２条～第４条　省略
（処分）	（処分）
第５条　基金は、村が実施する歴史文化の振興を図る事業の財源に充てる場合に、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。	第５条　基金は、村の伝統芸能の振興を図る事業の財源に充てる場合に、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。
２　この条に規定する事業の内容は下記のとおりとする。	（新設）
（１）歴史的風致の維持及び向上に資する事業	
（２）文化財の維持・修繕にかかる事業	
（３）民俗芸能団体等の活動支援にかかる事業	
（４）歴史散策路等の環境整備にかかる事業	
（５）その他、村長が村の歴史文化の振興に資すると認めた事業	

第６条～第７条　省略	第６条～第７条　省略

附　則

（施行期日）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

以上です。

続きまして、議案第17号　北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案申し上げます。

議案第１７号

北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例（平成１７年北中城村条例第１９号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月６日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定に基づき、公の施設として定める必要があるため。

北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例（平成１７年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

改正例規		現行例規	
別表		別表	
省略		省略	
大城公民館	北中城村字大城86番地	大城公民館	北中城村字大城86番地
美崎集会所	北中城村字美崎266番地		

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第18号　令和７年度北中城　　申し上げます。
村一般会計補正予算（第７号）について御提案

議案第１８号

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第７号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８１，３０８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，６７９，４２９千円と定める。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）
第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）
第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）
第４条　地方債の変更、追加、廃止は、「第４表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　村　　税		2,888,002	49,589	2,937,591
	１　村　民　税	1,071,752	34,342	1,106,094
	４　村　た　ば　こ　税	93,986	15,247	109,233
３　利　子　割　交　付　金		796	2,398	3,194
	１　利　子　割　交　付　金	796	2,398	3,194
４　配　当　割　交　付　金		5,529	5,824	11,353
	１　配　当　割　交　付　金	5,529	5,824	11,353
５　株式等譲渡所得割交付金		10,640	3,756	14,396
	１　株式等譲渡所得割交付金	10,640	3,756	14,396
６　法人事業税交付金		40,786	1,377	42,163
	１　法人事業税交付金	40,786	1,377	42,163
７　地方消費税交付金		470,333	25,846	496,179
	１　地方消費税交付金	470,333	25,846	496,179
８　ゴルフ場利用税交付金		2,219	3,285	5,504
	１　ゴルフ場利用税交付金	2,219	3,285	5,504
９　環境性能割交付金		4,885	69	4,954
	１　環境性能割交付金	4,885	69	4,954
１０　国有提供施設等所在市町村助成交付金		73,000	△731	72,269
	１　国有提供施設等所在市町村助成交付金	73,000	△731	72,269
１１　施設等所在市町村調整交付金		243,000	7,678	250,678
	１　施設等所在市町村調整交付金	243,000	7,678	250,678
１５　分担金及び負担金		90,504	213	90,717
	１　負　　担　　金	90,504	213	90,717
１６　使用料及び手数料		69,358	△12,544	56,814
	１　使　　用　　料	27,798	△6,585	21,213
	２　手　　数　　料	41,560	△5,959	35,601
１７　国　庫　支　出　金		2,264,585	30,096	2,294,681
	１　国　庫　負　担　金	1,398,564	39,551	1,438,115
	２　国　庫　補　助　金	772,172	△9,283	762,889
	３　委　　託　　金	93,849	△172	93,677
１８　県　　支　　出　　金		1,552,738	7,553	1,560,291
	１　県　負　担　金	555,792	33,064	588,856
	２　県　補　助　金	934,504	△21,183	913,321
	３　委　　託　　金	62,292	△4,328	57,964

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
19 財産収入		50,901	△136	50,765
	1 財産運用収入	50,899	△136	50,763
20 寄附金		204,101	△60,000	144,101
	1 寄附金	204,101	△60,000	144,101
21 繰入金		362,172	△116,872	245,300
	2 基金繰入金	361,735	△116,872	244,863
23 諸収入		101,006	62,707	163,713
	3 雑入	99,405	62,707	162,112
24 村債		203,400	71,200	274,600
	1 村債	203,400	71,200	274,600
歳入合計		10,598,121	81,308	10,679,429

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,776	△343	96,433
	1 議会費	96,776	△343	96,433
2 総務費		1,818,895	△34,592	1,784,303
	1 総務管理費	1,575,682	△26,899	1,548,783
	2 徴税費	139,886	△2,078	137,808
	3 戸籍住民基本台帳費	68,919	△1,080	67,839
	4 選挙費	22,550	△3,390	19,160
	5 統計調査費	10,479	△1,145	9,334
3 民生費		4,154,548	92,514	4,247,062
	1 社会福祉費	1,844,224	58,672	1,902,896
	2 児童福祉費	2,310,324	33,842	2,344,166
4 衛生費		1,129,411	42,651	1,172,062
	1 保健衛生費	660,511	△33,126	627,385
	2 清掃費	468,900	75,777	544,677
5 農林水産業費		569,931	△6,857	563,074
	1 農業費	553,473	△6,857	546,616
6 商工費		326,377	△4,033	322,344
	1 商工費	326,377	△4,033	322,344
7 土木費		552,638	459	553,097
	2 道路橋梁費	193,584	447	194,031
	3 都市計画費	308,900	12	308,912

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9　教　育　費		1,201,675	△10,444	1,191,231
	1　教育総務費	216,278	△431	215,847
	2　小学校費	224,274	△4,684	219,590
	3　中学校費	139,591	△1,301	138,290
	5　社会教育費	338,549	△2,662	335,887
	6　保健体育費	282,983	△1,366	281,617
11　公　債　費		422,661	1,953	424,614
	1　公　債　費	422,661	1,953	424,614
歳　出　合　計		10,598,121	81,308	10,679,429

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2　総　務　費	1　総務管理費	障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修業務	1,386
		国外転出者のマイナンバーカードの旧氏及び旧氏の振り仮名記載に係るシステム改修業務	4,305
3　民　生　費	2　児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	1,696
4　衛　生　費	1　保健衛生費	広域火葬場施設整備負担金	19,171
	2　清　掃　費	新一般廃棄物処理施設整備事業負担金	150,370
5　農林水産業費	1　農　業　費	沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金	1,631
		安谷屋第２地区かんがい施設整備事業	191,483
7　土　木　費	2　道路橋梁費	村道仲順屋宜原線整備事業	15,913
		村道荻道登又線法面対策整備事業	36,445
		村道仲順屋宜原線（喜舎場地区）整備事業	2,712
		橋梁等長寿命化点検計画策定業務	11,808
9　教　育　費	5　社会教育費	基地内埋蔵文化財発掘調査事業（防衛局受託業務）	28,866
	6　保健体育費	引込用高圧気中開閉器（電気設備）修繕工事	574
合　計			466,360

第３表　債務負担行為補正

１　追加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
グッジョブ連携推進事業委託料（企画振興課）	令和７年度　～　令和８年度	16,800
印刷製本費（広報紙）	令和７年度　～　令和８年度	9,242

第４表　地方債補正

１　変　更　　(単位：千円)

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
公共事業等債（北中城小学校地区交通安全対策工事）	4,600	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	５％以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。	3,300	変更なし	変更なし	変更なし
公共事業等債（村道大城登又線（中城公園アクセス線）整備事業）	2,200				2,600			
公共事業等債（安谷屋第２地区かんがい施設整備事業）	41,600				33,200			
一般廃棄物処理事業債（新一般廃棄物処理施設整備業務）	55,400				57,100			
一般単独事業債（広域火葬場施設整備負担金）	24,100				18,600			
計	127,900				114,800			

2　追　加　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
地方道路整備事業債 （村道大城登又線（中城公園アクセス線）整備事業）	4,700	（借入方法） 証書借入又は地方証券発行の方法による。 （借入先） 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	５％以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債 （新一般廃棄物処理施設整備業務）	90,800			
公共事業等債 （北中城村村道整備事業）	9,400			
計	104,900			

3　廃　止　　（単位：千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	備　　考
緊急自然災害防止対策事業債 （仲順散策路法面復旧工事）	10,000	入札不調
防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債 （北中城村村道整備事業）	10,500	起債目的の変更
計	20,500	

詳細につきましては、副村長及び教育長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議案第18号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）につきまして御説明いたします。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては、各事業の執行状況に応じた国・県支出金等の補正です。歳出におきましては、５万円以上の執行残が見込まれるものについての減額補正となります。

初めに５ページをお願いします。

第２表繰越明許費につきましては、一般会計予算で計上した事業で、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費として設定したものでございます。今回は重点的な事業について御説明いたします。

衛生費、保健衛生費、広域火葬場施設整備負担金、1,917万1,000円につきましては、都市計画の決定及び事業認可に関して、当初の予定よりも進捗に遅れが生じたため繰り越す形となっております。

清掃費、新一般廃棄物処理施設整備事業負担金、１億5,037万円につきましては、本事業の補助金について活用している環境省との調整があったため、繰り越す形となっております。

農林水産業費、安谷屋第２地区かんがい施設整備事業、１億9,148万3,000円につきましては、今年度執行できなかった業務において、繰り越す形となっております。

今回の繰越明許費は合計で４億6,636万円の設定となっております。

６ページをお願いします。

第３表債務負担行為補正、追加が２件ございます。グッジョブ連携推進事業の委託料、期間が令和７年度から令和８年度、限度額が1,680万円となっております。

引き続きまして、広報紙の印刷製本費、期間が令和７年度から令和８年度、限度額が924万2,000円となっております。

７ページをお願いします。

第４表地方債補正、変更が５件ございます。まず、公共事業等債、事業名、北中城小学校地区交通安全対策工事について、限度額を460万円から330万円へ変更しております。

次に同じく公共事業等債、事業名、村道大城登又線（中城公園アクセス線）整備事業について、限度額を220万円から260万円に変更しております。

同じく公共事業等債、事業名、安谷屋第２地区かんがい施設整備事業について、限度額を4,160万円から3,320万円に変更しております。

次に一般廃棄物処理事業債、事業名、新一般廃棄物処理施設整備業務について、限度額を5,540万円から5,710万円へ変更しております。

次に一般単独事業債、事業名、広域火葬場施設整備負担金について、限度額を2,410万円から1,860万円へ変更しております。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

８ページをお願いします。

地方債補正、追加が３件ございます。地方道路整備事業債、事業名、村道大城登又線（中城公園アクセス線）整備事業、限度額470万円を追加しております。内容としましては、中城公園アクセス線の用地購入費に対して、地方債を起こすものとなっております。

続きまして、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、事業名、新一般廃棄物処理施設整備業務、限度額9,080万円を追加しております。内容としましては、国の補正予算債の決定に基づき、新たに地方債を起こすものとなっております。

続きまして、公共事業等債、事業名、北中城村村道整備事業、限度額940万円を追加しており、内容としましては、次のページにあります防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債を廃止して、公共事業等債へ設定しなおすものとなっております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。

９ページをお願いします。

地方債補正廃止が２件ございます。緊急自然災害防止対策事業債、事業名、仲順散策路法面復旧工事、限度額1,000万円の廃止となっております。予定していた事業が入札不調となったため、歳入歳出及び地方債を減額しております。

続きまして、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、事業名、北中城村村道整備事業、限度額1,050万円の廃止となっております。

続きまして、歳入について事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

12ページをお願いします。

１款村税につきましては、それぞれの税目の調定実績に併せて増額しております。

３款利子割交付金から、14ページまでの各交付金については、交付決定、交付実績に応じた増減となります。

続きまして、15ページをお願いします。

16款使用料及び手数料の各項目につきましては、実績見込みに応じた増減となります。

16ページをお願いします。

17款国庫支出金、２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金、939万8,000円の増につきましては、主に物価高騰対応子育て応援手当交付金の、対象者分の追加に伴う交付金の増額となります。

17ページをお願いします。

７目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、追加交付決定に伴う増減額分をそれぞれの事業に充当し直した後、差額の2,675万3,000円を北中城小学校スクールバス購入事業の基金積立金として計上しております。

８目地方道路改修費国庫補助金、５節道路メンテナンス事業補助金、944万6,000円の増につきましては、橋梁等長寿命化点検計画策定業務における補助対象経費確定に伴い、道路メンテナンス事業補助金が増となったことによる補正でございます。

18ページをお願いします。

17款国庫支出金、２項国庫補助金、29目地方創生交付金、2,031万1,000円の減につきましては、令和７年度中に終了する事業分の実績見込みによる減額補正となります。

20ページをお願いします。

18款県支出金、２項県補助金、７目沖縄振興特別推進交付金、983万3,000円の減につきましては、一括交付金事業の実績見込みによる減額補正で、今年度の一括交付金県補助金歳入予算額は２億3,531万2,000円となります。

続きまして、20款、１項寄附金、１目一般寄付金、6,000万円の減につきましては、ふるさと納税寄付金の実績に伴う減少分を減額補正しております。今年度の寄附見込み額としましては、昨年度より減少し、約１億4,000万円となります。

21ページをお願いします。

21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金、30万円の減につきましては、今回補正予算の差額分を財政調整基金の繰入金を減額する形で基金へ積み戻しております。

５目ふるさと応援基金繰入金、2,976万8,000円の減につきましては、先ほどのふるさと納税寄附金の減額に伴う事務費等の減額と、ふるさと納税寄附を活用した各事業の実績額に応じた充当額増減を含めた額となります。

14目公共施設整備基金繰入金、3,838万6,000円の減につきましては、広域火葬場施設整備負担金について、当初は予算を基金から繰り入れていましたが、今回、地方債を充当できるようになったため、繰り入れていた基金を戻す形となっています。

21目一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金、4,822万6,000円の減につきましては、先ほどと同じ内容で、新一般廃棄物処理施設整備事業負担金について、繰り入れていた基金を戻す形となっています。

次に歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。なお、事業執行残等による減額補正は説明を省略させていただきます。

28ページをお願いします。

23目ふるさと応援基金費、6,000万円の減につきましては、歳入の寄附金減額に合わせて同額を減額しております。

34ページをお願いします。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、27節繰出金、5,754万8,000円の増につきましては、国民健康保険事業の給付見込みによる各繰出金の増減の合計となっておりますが、その他繰出金3,000万円の増につきましては、今年度の国民健康保険特別会計の財源不足を補うための繰出金となります。

37ページをお願いします。

３款民生費、１項社会福祉費、８目障害者自立支援費諸費、19節扶助費、2,605万円の増につきましては、障害福祉サービス費等の今後の支出見込み不足分を計上しております。

９目臨時福祉給付金、次のページの、18節負担金、補助及び交付金、406万円の減につきま

しては、物価高騰支援給付金を、給付実績額に併せて減額補正しております。

39ページをお願いします。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉費総務費、19節扶助費、944万2,000円の増につきましては、今後の、物価高対応子育て応援手当の支出見込み不足分を計上しております。

40ページをお願いします。

２目保育所費、18節負担金、補助及び交付金、6,826万6,000円の増につきましては、主に特定教育・保育施設運営負担金の実績見込み分を増額補正しております。

44ページをお願いします。

４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金、7,651万1,000円の増につきましては、令和７年度の新一般廃棄物処理施設整備推進室負担金の確定額に伴い増額補正しております。

45ページをお願いします。

５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金、沖縄本島新分蜜糖製糖工場整備事業補助金、163万1,000円の増につきましては、令和７年度のゆがふ製糖工場整備事業における、市町村負担分の決定額に伴い増額補正しております。

５目農地費、12節委託料、492万2,000円の増及び、14節工事請負費、522万8,000円の減、次のページの16節公有財産購入費、131万4,000円の減につきましては、補助金の所要額に応じて増減しておりますが、今年度執行できなかった一部の予算につきましては、繰越明許費として設定しております。

48ページをお願いします。

７款土木費、２項道路橋梁費、２目道路新設改良費、12節委託料、837万5,000円の増及び14節工事請負費、1,001万1,000円の減につきましては、実績に応じて増減しております。先ほどの事例と同様に、執行できなかった一部の予算につきましては、繰越明許費として設定しております。

私からは以上となります。教育費につきましては教育委員会のほうから説明いたします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議案第18号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）、教育委員会の主な補正について御説明いたします。なお、事業執行残等による減額補正は説明を省略させていただきます。

53ページをお願いします。

９款教育費、２項小学校費、２目教育振興費、19節扶助費、準用保護児童援助費、180万円の増額につきしては、３学期支払い額及び新入学用品費の金額確定による増額となっております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

３項中学校費、１目学校管理費、10節需用費の光熱水費、40万円の増につきましては、中学校の電気料金の不足見込みに伴う増額となっております。

同じく、２目教育振興費、19節扶助費、準用保護児童援助費、450万円の増額につきましては、３学期支払い額及び新入学生用品費の金額確定による増額となっております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

５項社会教育費、３目文化財保護費、18節負担金、補助金及び交付金の74万3,000円のうちわかてだを見る集い負担金、58万4,000円の減につきましては、わかてだを見る集いが天候不良により中止となったため、ポスターチラシなどの広告料を除いた額の減額となっております。

続きまして、57ページをお願いいたします。

６項保健体育費、３目学校給食管理費、14節工事請負費の57万4,000円の増につきましては、調理場の電気設備の取替工事に伴うものであります。

以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第19号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について御提案申し上げます。

議案第１９号

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３，２７１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，２１６，１２３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　国民健康保険税		420,600	7,102	427,702
	１　国民健康保険税	420,600	7,102	427,702
４　使用料及び手数料		160	133	293
	１　手数料	160	133	293
６　県支出金		1,445,349	△65,722	1,379,627
	１　県負担金・補助金	1,445,348	△65,722	1,379,626
１０　繰入金		191,835	59,281	251,116

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1　他会計繰入金	191,834	59,281	251,115
12　諸収入		120,036	△14,065	105,971
	1　延滞金、加算金及び過料	2	1,209	1,211
	4　雑入	120,033	△15,274	104,759
歳入合計		2,229,394	△13,271	2,216,123

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		86,607	△3,054	83,553
	1　総務管理費	62,909	△3,054	59,855
2　保険給付費		1,370,179	△10,000	1,360,179
	1　療養諸費	1,163,469	0	1,163,469
	2　高額療養費	183,300	△10,000	173,300
	4　出産育児一時金	22,508	0	22,508
3　国民健康保険事業費納付金		694,330	0	694,330
	1　医療給付費分	477,936	0	477,936
	2　後期高齢者支援金等分	160,639	0	160,639
	3　介護納付金分	55,755	0	55,755
5　保健事業費		58,726	△530	58,196
	1　保健事業費	58,726	△530	58,196
8　諸支出金		9,549	313	9,862
	1　償還金及び還付加算金	9,549	313	9,862
歳出合計		2,229,394	△13,271	2,216,123

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

それでは、議案第19号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について御説明いたします。

５ページをお願いします。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税、710万2,000円の増につきましては、１月末の調定額からの見込みを計上しております。

続きまして、６ページをお願いします。

６款県支出金、１項１目保険給付費等交付金、6,572万2,000円の減につきましては、普通交付金の１億387万8,000円の減、特別交付金3,815万円の増となっており、県の試算に基づき計上してございます。

10款１項１目一般会計繰入金、5,928万1,000円の増につきましては、主に１節の保健基盤安定繰入金、1,329万5,000円の増、８節その他一

般会計繰入金3,000万円の増等によるものです。

続きまして、７ページをお開きください。

12款諸収入、４項雑入、９目歳入欠かん補填収入、1,968万9,000円の減につきましては、予算に対する調整額を計上したものです。

続きまして、歳出でございます。

８ページをお願いします。

１款１項１目11節役務費、160万円の減につきましては、本年度従来の保険証がマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、資格確認書及び資格情報のお知らせを郵送することとなりましたが、マイナ保険証を持つ世帯、また持たない世帯など郵送する内容が異なるため、郵送予定世帯数を最大数で予算計上していたため実数に伴い減額となっております。

９ページをお願いします。

２款１項１目療養給付費につきましては、普通交付金の減により財源組替えを行っております。

10ページをお願いします。

２款２項１目高額療養費、1,000万円の減につきましては、実績に伴う予定額を減額しております。

12ページをお願いします。

医療給付費、13ページ、後期高齢者支援等分、14ページ、介護納付金分につきましては、特別交付金の減に伴い財源組替えを行っております。

15ページをお願いします。

５款１項１目保険事業費、12節委託料、40万円の減につきましては、二次健診対象者の受診が予定より少なかったことによる減となっております。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第20号　令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第２０号

令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４８５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３５，５０８千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　後期高齢者医療保険料		284,014	△2,213	281,801
	１　後期高齢者医療保険料	284,014	△2,213	281,801
２　使用料及び手数料		51	△8	43
	１　手数料	51	△8	43
５　繰入金		48,106	886	48,992
	１　一般会計繰入金	48,106	886	48,992
７　諸収入		1,480	△150	1,330
	１　延滞金、加算金及び過料	6	41	47
	２　償還金及び還付加算金	1,421	△491	930
	５　雑入	53	300	353
歳入合計		336,993	△1,485	335,508

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　総務費		6,781	0	6,781
	１　総務管理費	3,880	0	3,880
	２　徴税費	2,901	0	2,901
２　後期高齢者医療広域連合納付金		328,254	△1,485	326,769
	１　後期高齢者医療広域連合納付金	328,254	△1,485	326,769
３　諸支出金		1,858	0	1,858
	１　償還金及び還付加算金	1,421	0	1,421
歳出合計		336,993	△1,485	335,508

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

それでは議案第20号　令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

５ページをお願いします。

１款後期高齢者医療保険料、１項１目１節特

別徴収保険料、1,118万円の減、２節普通徴収保険料、896万7,000円の増につきましては、１月末の調定額での見込みを計上しております。

続きまして、５款１項２目保険基盤安定繰入金、886万円の増につきましては、均等割額負担軽減にかかる７割軽減者数の増によるものとなっております。

６ページをお願いします。

７款５項２目雑入、30万円の増につきましては、マイナ保険証に移行後も資格確認証を後期加入者へ送付するための役務費としての歳入でございます。

次に歳出、９ページをお願いします。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、148万5,000円の減につきましては、特別徴収保険料の減に伴い広域連合に納付する負担金も減となっております。

その他の歳出項目については、歳入の増減による財源組替えとなっております。

説明は以上で終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第21号　令和８年度北中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第２１号

令和８年度北中城村一般会計予算について

みだしのことについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和８年度北中城村一般会計予算

令和８年度北中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９，８２４，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　村税		2,936,336
	１　村民税	1,087,600
	２　固定資産税	1,687,742
	３　軽自動車税	69,381
	４　村たばこ税	91,613
２　地方譲与税		40,611
	１　地方揮発油譲与税	7,662
	２　自動車重量譲与税	30,697
	５　森林環境譲与税	2,252
３　利子割交付金		3,306
	１　利子割交付金	3,306
４　配当割交付金		9,937
	１　配当割交付金	9,937
５　株式等譲渡所得割交付金		14,277
	１　株式等譲渡所得割交付金	14,277
６　法人事業税交付金		42,430
	１　法人事業税交付金	42,430
７　地方消費税交付金		493,032
	１　地方消費税交付金	493,032

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
8　ゴルフ場利用税交付金		5,446
	1　ゴルフ場利用税交付金	5,446
9　環境性能割交付金		649
	1　環境性能割交付金	649
10　国有提供施設等所在市町村助成交付金		72,269
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	72,269
11　施設等所在市町村調整交付金		250,678
	1　施設等所在市町村調整交付金	250,678
12　地方特例交付金		17,323
	1　地方特例交付金	17,323
13　地方交付税		1,468,411
	1　地方交付税	1,468,411
14　交通安全対策特別交付金		1,946
	1　交通安全対策特別交付金	1,946
15　分担金及び負担金		87,816
	1　負担金	87,816
16　使用料及び手数料		61,348
	1　使用料	30,212
	2　手数料	31,136
17　国庫支出金		1,932,832
	1　国庫負担金	1,409,254
	2　国庫補助金	469,769
	3　委託金	53,809
18　県支出金		1,332,678
	1　県負担金	568,374
	2　県補助金	719,975
	3　委託金	44,229
	4　県交付金	100
19　財産収入		57,119
	1　財産運用収入	57,116
	2　財産売払収入	3
20　寄附金		161,501
	1　寄附金	161,501
21　繰入金		470,691
	1　特別会計繰入金	1

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
	2　基　金　繰　入　金	470,690
22　繰　越　金		20,000
	1　繰　越　金	20,000
23　諸　収　入		69,364
	1　延滞金、加算金及び過料	1,600
	2　村　預　金　利　子	1
	3　雑　入	67,763
24　村　債		274,000
	1　村　債	274,000
歳　入　合　計		9,824,000

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　議　会　費		97,323
	1　議　会　費	97,323
2　総　務　費		1,482,906
	1　総　務　管　理　費	1,259,808
	2　徴　税　費	127,882
	3　戸籍住民基本台帳費	66,274
	4　選　挙　費	25,844
	5　統　計　調　査　費	1,707
	6　監　査　委　員　費	1,391
3　民　生　費		4,031,021
	1　社　会　福　祉　費	1,722,660
	2　児　童　福　祉　費	2,308,361
4　衛　生　費		1,173,269
	1　保　健　衛　生　費	610,396
	2　清　掃　費	531,089
	3　上　水　道　費	31,784
5　農林水産業費		377,838
	1　農　業　費	345,587
	2　林　業　費	3,026
	3　水　産　業　費	29,225
6　商　工　費		118,806
	1　商　工　費	118,806

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
7　土　木　費		693,462
	1　土　木　管　理　費	59,155
	2　道　路　橋　梁　費	294,100
	3　都　市　計　画　費	340,207
8　消　防　費		349,066
	1　消　防　費	349,066
9　教　育　費		1,076,937
	1　教　育　総　務　費	118,382
	2　小　学　校　費	286,908
	3　中　学　校　費	106,635
	5　社　会　教　育　費	286,136
	6　保　健　体　育　費	278,876
10　災　害　復　旧　費		3
	1　農林水産業施設災害復旧費	2
	2　公共土木施設災害復旧費	1
11　公　債　費		404,072
	1　公　債　費	404,072
12　諸　支　出　金		1
	1　普　通　財　産　取　得　費	1
13　予　備　費		19,296
	1　予　備　費	19,296
歳　出　合　計		9,824,000

第２表　債務負担行為

（単位：千円）

事　項	期　間	限　度　額
北中城小学校通学バス購入事業	令和８年度　～　令和９年度	22,224

第３表　地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 （村道北中城高校127号線整備事業）	18,800	（借入方法） 証書借入または	５％以内（ただし、利率見直し方式	30年以内の償還、その他借入先の融資

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 （仲順屋宜原線整備事業）	8,800	地方証券発行の方法による。 （借入先） 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
公共事業等債 （村道仲順屋宜原線（喜舎場地区）整備事業）	5,400			
公共事業等債 （安谷屋第２地区かんがい施設整備事業）	19,700			
一般事業債 （仲順・渡口地区排水路整備工事）	24,000			
一般事業債 （広域火葬場施設整備負担金）	11,200			
学校教育施設等整備事業債 （島袋小学校校舎予防改修工事）	41,000			
緊急自然災害防止対策事業債 （仲順地区急傾斜地崩落対策事業）	10,000			
一般廃棄物処理施設事業債 （新一般廃棄物処理施設整備事業）	122,200			
デジタル活用推進事業債 （地方税以外の公金収納事務のデジタル化に伴うシステム改修業務）	7,600			
こども・子育て支援事業債 （公園遊具設置工事）	4,200			
計	272,900			

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議案第21号について、予算書に添付している

令和８年度一般会計予算に関する説明資料を使って御説明します。

令和８年度一般会計予算書（ピンク冊子）の次に添付しております一般会計予算に関する説明資料を御覧ください。

説明資料の１ページをお願いします。

令和８年度一般会計予算の概要です。令和８年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、98億2,400万円で、対前年度比較３億4,100万円の増となっています。増額の主な要因は、歳入においては、村税が約2.1億円の増となっており、国庫支出金が物価高騰対応や建設事業の影響により約1.3億円の増となりました。歳出においては、土木費が前年度より約2.3億円の増、民生費が障害福祉サービスの影響により約3.1億万円の増となりました。詳しくは、別紙資料で御説明いたします。

右下の当初予算規模の推移グラフを御覧ください。青色の棒グラフ（当初予算額）の推移を見ますと、令和元年度から、役場第一庁舎改築事業や公営墓地整備事業、安谷屋第２地区かんがい施設整備事業、島袋小学校増築事業、村道整備事業等の影響で、予算規模が増加傾向となっております。令和８年度は98億2,400万円と過去最高の規模となっています。

歳入の村税については（オレンジ色の棒グラフ）、令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済状況悪化により、一時、税収の落ち込みがありましたが、令和５年度以降は持ち直しの傾向にあり、令和８年度は約29億3,000万円と引き続き増加しています。

続きまして、２ページ目の歳入・歳出の状況と、３ページ目の地方債・基金の状況については、そのあとのページにある別紙１から別紙４の説明内容となっておりますので、別紙１から４の表で御説明いたします。

資料の別紙１、款別予算一覧表について御説明いたします。４ページをお願いします。

歳入項目の構成率について、上位項目は１款村税が約29億3,000万円（29.9％）、17款国庫支出金が約19億3,000万円（19.7％）、13款地方交付税が約14億6,000万円（14.9％）、18款県支出金が約13億3,000万円（13.6％）と前年とほぼ同様の上位項目となっています。

構成比率が大きい項目につきまして、対前年度で比較致しますと、１款村税が住民税及び固定資産税の増収見込みで約２億1,000万円（7.9％）の増、13款地方交付税は基準財政収入額の増の影響で約3,000万円（2.5％）の減となりました。17款国庫支出金は、障害福祉サービスや保育施設運営負担金、また村道整備事業の影響により約１億3,000万円（7.4％）の増、県支出金は、かんがい施設整備事業の減や公立学校情報機器整備事業（ＧＩＧＡ端末整備）の完了による影響で約１億2,000万円（8.8％）の減となっています。

続いて、歳出項目の目的別構成率について御説明いたします。

３款民生費が約40億3,000万円（41.0％）と最も大きく、次いで２款総務費が約14億8,000万円（15.1％）、４款衛生費が約11億7,000万円（11.9％）、９款教育費が約10億7,000万円（11.0％）の順となっています。

対前年度で増減額が大きい項目では、７款土木費が、村道整備事業の影響により約２億3,000万円（51.1％）の増、３款民生費は障害福祉サービスの影響により３億1,000万円（8.6％）の増となっています。５款農林水産業費が、かんがい施設整備事業の影響により約１億8,000万円（32.4％）の減となりました。

次に、別紙２歳出性質別内訳について御説明いたします。

５ページをお願いします。

義務的経費は約45億9,000万円となり、対前年度で約２億7,000万円（6.5％）の増となっています。内訳としましては、人件費が令和７年

度の給与改定の影響により約8,000万円（5.1%）の増、扶助費は障害福祉サービスの影響により、対前年度で約２億円（9.6%）の増となりました。

投資的経費は約５億3,000万円となり、対前年度で約5,000万円（12.7%）の増となりました。増となった主な要因は、村道整備事業や島袋小学校予防改修工事の影響によるものです。

その他の経費は約47億円となり、対前年度で約200万円（0.1%）の増となりました。その内、物件費は公立学校情報機器整備事業（ＧＩＧＡ端末整備）の完了が影響し、約１億4,000万円（7.2%）の減となりました。

次に、別紙３地方債の見込みに関する調書について御説明いたします。

６ページをお願いします。

地方債の令和７年度末現在高見込額は約40億1,000万円です。

令和８年度の起債見込額は約２億7,000万円、元金償還見込額は約３億8,000万円となっています。令和８年度は償還額が起債額を上回る見込みで、令和８年度末現在高は約１億1,000万円減少し約39億円となる見込みです。

次に、別紙４基金について御説明いたします。

７ページをお願いします。

令和７年度末基金残高見込額は約21億3,000万円です。主な内訳は財政調整基金が約６億5,000万円、減債基金が約4,000万円、目的基金が約14億4,000万円です。

令和８年度当初予算においては、財政調整基金を約２億5,000万円、取崩しを行っており、当初予算時の残高は約４億円となっています。財政調整基金は、年度内の財政運営で村税等の歳入増に合わせて戻入れを行う予定です。

過去10年間の財政調整基金残高の推移と令和８年度の基金充当予定の事業は右側の表のとおりとなっています。

次に、令和８年度の主な事業について、資料令和８年度各課の主な事業を添付しております。８ページから10ページまでとなっております。

一覧表に記載された事業につきましては、村総合計画や３か年実施計画及び各課の個別計画のうち令和８年度事業分を記載しており、青色書きは令和８年度からの新規事業となっております。御一読ください。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを御提案申し上げます。

議案第２２号

令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算

令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，１０１，１３２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　国民健康保険税		421,718
	１　国民健康保険税	421,718
４　使用料及び手数料		160
	１　手数料	160
６　県支出金		1,331,521
	１　県負担金・補助金	1,331,520
	２　財政安定化基金支出金	1
８　財産収入		1
	１　財産運用収入	1
１０　繰入金		219,174
	１　他会計繰入金	219,173
	２　基金繰入金	1
１１　繰越金		1

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
	1　繰越金	1
12　諸収入		128,556
	1　延滞金、加算金及び過料	2
	2　預金利子	1
	4　雑入	128,553
13　市町村債		1
	2　財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		2,101,132

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　総務費		83,165
	1　総務管理費	64,009
	2　徴税費	19,027
	3　運営協議会費	129
2　保険給付費		1,247,649
	1　療養諸費	1,066,540
	2　高額療養費	165,300
	3　移送費	1
	4　出産育児一時金	15,007
	5　葬祭費	800
	6　傷病手当金	1
3　国民健康保険事業費納付金		696,888
	1　医療給付費分	470,546
	2　後期高齢者支援金等分	155,421
	3　介護納付金分	56,274
	4　子ども・子育て支援納付金分	14,647
5　保健事業費		60,375
	1　保健事業費	60,375
6　基金積立金		1
	1　基金積立金	1
7　公債費		2
	1　公債費	1
	3　財政安定化基金償還金	1
8　諸支出金		3,052

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
	1　償還金及び還付加算金	3,052
10　予　　備　　費		10,000
	1　予　　備　　費	10,000
歳　　出　　合　　計		2,101,132

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

それでは、議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

６ページをお願いします。

歳入、１款１項１目一般被保険者国民健康保険税、前年度比111万8,000円、0.27％の増となっております。

令和７年度分における税率改定後の調定見込み額を計上しております。

７ページをお願いします。

６款県支出金、１項１目保険給付費等交付金、前年度比１億1,382万8,000円、7.88％の減につきましては、主に医療費から試算を行う普通交付金の増によるものです。

10款１項１目一般会計繰入金、前年度比2,733万9,000円、14.25％の増につきましては、主に令和７年度国保税改正による保険税の軽減分及び支援該当者数の増に伴うものです。

続きまして、14ページをお願いします。

歳出、１款２項１目賦課徴収費、前年度比97万5,000円、5.4％増につきましては、主に令和７年度の人事院勧告による給与改定分の増となっております。

16ページをお願いします。

２款１項１目療養給付費、前年度比9,600万円、8.34％の減につきましては、医療費給付の実績を勘案し計上してございます。

17ページをお願いします。

２款２項１目高額療養費、前年度比1,800万円、9.84％の減につきましては、令和７年度の実績に基づき予算計上をしてございます。

19ページをお願いします。

２款４項１目出産育児一時金、前年度比2,500万円、14.3％の減につきましても令和７年度の実績に基づき予算計上しております。

22ページをお願いします。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、また23ページ、２項後期高齢者支援金等分、24ページ、２項介護納付金分につきましては、県に収める納付金となっており、県の試算に基づき予算計上をしております。

25ページをお願いします。

３款４項１目子ども子育て支援納付金分につきましては、少子化対策として国が実施する子育て支援策の財源を令和８年４月から保険税に上乗せする形で徴収する制度に合わせて、1,464万7,000円を計上してございます。

説明は以上になりますが、別添の令和８年度国民健康保険特別会計に関する資料も御参照ください。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

では続きまして、議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第２３号

令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３５４，７５１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　後期高齢者医療保険料		298,046
	１　後期高齢者医療保険料	298,046
２　使用料及び手数料		65
	１　手数料	65
５　繰入金		55,774
	１　一般会計繰入金	55,774
６　繰越金		1
	１　繰越金	1
７　諸収入		865
	１　延滞金、加算金及び過料	6
	２　償還金及び還付加算金	821
	５　雑入	38
歳入合計		354,751

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　総　務　費		4,723
	1　総　務　管　理　費	1,620
	2　徴　収　費	3,103
2　後期高齢者医療広域連合納付金		349,106
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	349,106
3　諸　支　出　金		822
	1　償還金及び還付加算金	821
	2　繰　出　金	1
4　予　備　費		100
	1　予　備　費	100
歳　出　合　計		354,751

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

それでは、議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

５ページをお願いします。

１款１項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が算出した資料に基づき計上しております。１目特別徴収保険料、前年度比451万1,000円、4.4％減、２目普通徴収保険料、前年度比1,696万7,000円、9.26％増となっております。

５款繰入金、１項一般会計繰入金、２目保険基盤安定繰入金は、前年度比736万6,000円、16.9％増となっております。こちらも広域連合が算出したものを計上しております。

続きまして、９ページをお開きください。

２款１項１目の後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比1,985万円、６％の増となっており、これは被保険者数の増加及び所得の伸び率に伴うものでございます。

説明は以上となりますが、別添の令和８年度後期高齢者医療特別会計に関する資料も御参照ください。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第２４号

令和８年度北中城村水道事業会計予算について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和８年度北中城村水道事業会計予算を提出し、

議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

令和８年度北中城村水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度北中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

１　給水戸数	８，１５２	戸
２　年間総給水量	２，６７９，３００	㎥
３　一日平均給水量	７，３４０	㎥

４　主要な建設改良事業

・単独事業

・北中城村内配水管改良工事

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入			
第１款	水道事業収益	747,130	千円
第１項	営業収益	679,569	千円
第２項	営業外収益	67,559	千円
第３項	特別利益	2	千円
支　出			
第１款	水道事業費用	710,651	千円
第１項	営業費用	708,803	千円
第２項	営業外費用	846	千円
第３項	特別損失	2	千円
第４項	予備費	1,000	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１４１，４１７千円は、過年度分損益勘定留保資金１２３，５１１千円、当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額１１，０２３千円及び減債積立金６，８８３千円で補填するものとする。）。

収　　入

第１款	資本的収入	2,974	千円
第１項	企業債	1	千円
第２項	出資金	1	千円
第３項	他会計からの長期借入金	1	千円
第４項	固定資産売却代金	1	千円
第５項	国庫補助金	0	千円
第６項	工事負担金	2,970	千円

支　　出

第１款	資本的支出	144,391	千円
第１項	建設改良費	136,507	千円
第２項	企業債償還金	6,883	千円
第３項	国庫補助金返還金	1	千円
第４項	予備費	1,000	千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、５０，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間

（２）建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　５８，３０１千円　　（２）交際費　　２０千円

（他会計からの補助金）

第８条　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、３１，７８４千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、３，３００千円と定める。

詳細については、予算に関する説明書が別添ございますので、所管課長のほうから説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算について御説明いたします。

１ページをお開きください。

第２条、業務の予定量としては、現時点での実績を踏まえて、第１号、給水戸数8,152戸（前年度比282戸、約3.6％増）、第２号、年間総給水量267万9,300立方メートル（前年度比12万5,000立方メートル、約4.9％増）、第３号、一日平均給水量7,340立方メートル（前年度比341立方メートル約4.9％増）を見込んでおります。第４号、主な建設改良事業として、村単独事業による北中城村内配水管改良工事としまして（仲順・熱田・渡口地内）を予定しております。

第３条、収益的収入及び支出の予定額として、収入、第１款水道事業収益の総額は、７億4,713万円（前年度比１億7,830万3,000円、約31.3％増）で、内訳としまして第１項営業収益（主に料金収入）が６億7,956万9,000円（前年度比１億4,782万円、約27.8％増）、第２項営業外収益（主に長期前受金戻入、消費税還付）が6,755万9,000円（前年度比3,048万3,000円、約82.2％増）、第３項の特別利益は費目存置です。

続いて、支出、第１款水道事業費用の総額は、７億1,065万1,000円（前年度比１億69万3,000円、約16.5％増）で、内訳としまして、第１項営業費用（主に浄水購入費、減価償却費、維持管理経費）が、７億880万3,000円（前年度比１億80万8,000円、約16.6％増）、第２項営業外費用（主に企業債借入金の利息）が84万6,000円（前年度比11万5,000円、約12％減）、第３項の特別損失は費目存置です。第４項予備費としまして、100万円（前年度比同額）として計上しております。

２ページをお開きください。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億4,141万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金１億2,351万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,102万3,000円及び減債積立金688万3,000円で補填するものとする。）。

収入、第１款資本的収入の総額は、297万4,000円（前年度比4,540万円、約93.9％減）となっており、主な収入財源としましては、第６項工事負担金（消火栓設置）297万円（前年度比同額）となっております。

続いて、支出、第１款資本的支出の総額は、１億4,439万1,000円（前年度比1,742万8,000円、約10.8％減）で、内訳として、第１項建設改良費が１億3,650万7,000円（前年度比1,753万8,000円、約11.4％減）、第２項企業債償還金が688万3,000円（前年度比11万円、約1.6％増）、第３項の国庫補助金返還金（国庫補助金の仕入れに係る消費税相当額の返納金）は費目存置です。第４項予備費は、前年度同様に100万円を計上しております。

第５条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第６条、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。第２号、建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間。

３ページをお開きください。

第７条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、１号、職員給与費5,830万1,000円、２号、交際費２万円です。

第８条、他会計からの補助金として、物価高

臆対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,178万4,000円とする。

第９条、たな卸資産の購入限度額は、330万円と定める。

なお、４ページ以降に予算に関する説明書を添付してございますので、お目通し願います。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第２５号

令和８年度北中城村下水道事業会計予算について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和８年度北中城村水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和８年３月６日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和８年度北中城村下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和８年度北中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

１	排水戸数	３，２３０　戸
２	年間総排水量	１，６０３，４００　㎥
３	一日平均排水量	４，３９３　㎥
４	主要な建設改良事業	

・補助事業

・北中城村内汚水枝線工事

・５号調整池整備事業

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款	下水道事業収益	438,118	千円
第１項	営業収益	184,131	千円
第２項	営業外収益	253,986	千円
第３項	特別利益	1	千円
支　　出			
第１款	下水道事業費用	432,288	千円
第１項	営業費用	401,826	千円
第２項	営業外費用	29,461	千円
第３項	特別損失	1	千円
第４項	予備費	1,000	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対し不足する額７７，１６３千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６，１５２千円、建設改良積立金５６，８１５千円及び減債積立金１４，１９６千円で補填するものとする。）。

収　　入			
第１款	資本的収入	204,370	千円
第１項	企業債	66,500	千円
第２項	他会計補助金	110,300	千円
第３項	国庫補助金	23,370	千円
第４項	県補助金	4,200	千円
支　　出			
第１款	資本的支出	281,533	千円
第１項	建設改良費	169,262	千円
第２項	企業債償還金	111,271	千円
第３項	予備費	1,000	千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	（借入方法）		
公共下水道事業	52,000	証書借入又は地方証券発行		40年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還又は低利債に借替えることができる。
流域下水道事業	14,500	（借入先） 財政融資資金、機構資金、その他	５％以内	

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、３００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間

（２）建設改良費、企業債償還金との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　２７，００１千円

（他会計からの補助金）

第９条　下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１６３，２６９千円と定める。

別添予算説明書がございまして、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算について御説明いたします。

１ページをお開きください。

第２条、業務の予定量としましては、現時点での実績を踏まえて、第１号、排水戸数3,230戸（前年度比130戸、約4.2％増）、第２号、年間総排水量160万3,400立方メートル（前年度比13万8,900立方メートル、約9.5％増）、第３号、一日平均排水量4,393立方メートル（前年度比380立方メートル約9.5％増）を見込んでおります。第４号、主な建設改良事業として、安谷屋地内汚水枝線工事及び５号調整池整備事業を予定しております。

第３条、収益的収入及び支出の予定額として、収入、第１款下水道事業収益の総額は、４億3,811万8,000円（前年度比2,836万8,000円、約6.9％増）で、内訳としまして、第１項営業収益（主に使用料金収入）が１億8,413万1,000円（前年度比2,843万6,000円、約18.3％増）、第２項営業外収益（主に一般会計からの繰入、長期前受金戻入）が２億5,398万6,000円（前年度比６万8,000円、約0.03％減）、第３項の特別利益は費目存置です。

続いて、支出、第１款下水道事業費用の総額は、４億3,228万8,000円（前年度比1,992万6,000円、約4.8％増）で、内訳としまして第１項営業費用（主に流域下水道維持管理負担金、減価償却費）が、４億182万6,000円（前年度比1,592万6,000円、約4.1％増）、第２項営業外費用（企業債等借入金の利息、消費税）が、2,946万1,000円（前年度比400万円、約15.7％増）、第３項の特別損失は費目存置です。第４項予備費としまして、前年度同様に100万円を

計上しております。

２ページをお開きください。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,716万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額615万2,000円、建設改良積立金5,681万5,000円及び減債積立金1,419万6,000円で補填するものとする。）。

収入、第１款資本的収入の総額は、２億437万円（前年度比２億4,247万円、約54.3％減）で、内訳としまして、第１項企業債（内容は第５条で説明）が6,650万円（前年度比１億4,550万円、約68.6％減）、第２項他会計補助金（一般会計からの繰入）が１億1,030万円（前年度比6,000万円、約119.3％増）、第３項国庫補助金が2,337万円（前年度１億4,463万円、約86.1％減）、第４項県補助金420万円（前年度比1,234万円、約74.6％減）。

続いて、支出、第１款資本的支出の総額は、２億8,153万3,000円（前年度比２億5,878万2,000円、約47.9％減）で、内訳としまして、第１項建設改良費が１億6,926万2,000円（前年度比２億5,709万円、約60.3％減）、第２項企業債償還金が１億1,127万1,000円（前年度比1,692万円、約1.5％減）、第３項の予備費は、前年度同様に100万円を計上しております。

第５条、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、公共下水道事業としまして、限度額5,200万円、流域下水道事業としまして、限度額1,450万円、その他起債の方法、利率、償還の方法は、表中に示すとおりであります。

続いて、３ページをお開きください。

第６条、一時借入金の限度額は、３億円と定める。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第１号、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。第２号、建設改良費、企業債償還金との間。

第８条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、第１号、職員給与費2,700万1,000円です。

第９条、他会計からの補助金として、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１億6,326万9,000円と定める。

なお、４ページ以降に予算に関する説明資料を添付してございますので、お目通し願います。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第26号　北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について御提案申し上げます。

議案第２６号

北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

記

1　施設の名称　　北中城村商工業研修等施設
2　施設の位置　　北中城村字仲順４３２番地
3　指定管理者　　名　称　　北中城村商工会
　　会長　池間　勝
　　住　所　　北中城村字仲順４３２番地
4　指 定 期 間　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

令 和 ８ 年 ３ 月 ６ 日　　提 出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

北中城村商工会活動を強化し、村民の経済向上と商工業従事者の健全育成を図り、研修会等の利用に供するため、北中城村商工会に管理運営等を行わせるため指定しようとするものである。

協定書を別添してございますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議案第27号　北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について御提案申し上げます。

議案第２７号

北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

記

1．施設の名称　　北中城村漁船保全修理施設
2．施設の位置　　北中城村字熱田地内（中城港湾熱田地区）
3．指定管理者　　佐敷中城漁業協同組合
　　代表理事組合長　山入端　孝雄
4．指 定 期 間　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日

令 和 ８ 年 ３ 月 ６ 日　　提 出

北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

本案は、佐敷中城漁業協同組合北中城支所組合員の漁船について、その維持保全および耐用年数の延長に資するため、ならびに漁業協同組合による管理を通じて組合員の利便性を向上させるため指定を行おうとするものである。

協定書を添付してございますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第28号　北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について御提案申し上げます。

議案第２８号

北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

北中城村学習等供用施設等の指定管理者について地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　施設の名称　　喜舎場地区学習等供用施設
　　施設の位置　　北中城村字喜舎場７５番地
　　指定管理者　　喜舎場自治会長　渡口　正直
　　指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

２　施設の名称　　熱田地区学習等供用施設
　　施設の位置　　北中城村字熱田６８番地１
　　指定管理者　　熱田自治会長　徳村　昌厚
　　指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

３　施設の名称　　和仁屋公民館
　　施設の位置　　北中城村字和仁屋１７４番地
　　指定管理者　　和仁屋自治会長　比嘉　隆夫
　　指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

４　施設の名称　　渡口公民館

施設の位置　　北中城村字渡口５５番地
指定管理者　　渡口自治会長　田場　梓
指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

５　施設の名称　　島袋地区学習等供用施設
施設の位置　　北中城村字島袋１０２番地
指定管理者　　島袋自治会長　喜納　昌金
指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

６　施設の名称　　安谷屋地区学習等供用施設
施設の位置　　北中城村字安谷屋２２３番地
指定管理者　　安谷屋自治会長　棚原　克也
指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

７　施設の名称　　大城公民館
施設の位置　　北中城村字大城８６番地
指定管理者　　大城自治会長　比嘉　辰成
指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

８　施設の名称　　美崎集会所
施設の位置　　北中城村字美崎２６６番地
指定管理者　　美崎自治会長　山川　章
指 定 期 間　　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由
上記の学習等供用施設等の指定管理者による指定期間が、令和８年３月３１日をもって満了となるため、更新する必要がある。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で村長の説明を終わります。

日程第２５．報告第１号　専決処分事項の報告について（村道荻道登又線法面対策工事（その１）第６回改定契約）

○議長（名幸利積）

日程第25．報告第１号　専決処分事項の報告について（村道荻道登又線法面対策工事（その１）第６回改定契約）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第１号　専決処分事項の報告について（村道荻道登又線法面対策工事（その１）第６回改定契約）でございます。

報告第１号

専決処分事項の報告について
（村道荻道登又線法面対策工事（その１）　第６回改定契約）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告する。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和８年１月２９日
北中城村長　　比　嘉　孝　則

記

１　工　事　名　：　村道荻道登又線法面対策工事（その１）

２　原請負契約額　：　￥１４５，４３１，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１３，２２１，０００－）

３　改訂契約額　：　￥１４６，４５４，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１３，３１４，０００－）

原請負契約額を１，０２３，０００円増額する。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥９３，０００－）

４　契約の相手方　：　浦添市字経塚６３３番地
株式会社　沖縄工設
代表取締役　大嶺　健一郎

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第２６．報告第２号　令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第26．報告第２号　令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、報告第２号　令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告についてでございます。

報告第２号

令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、令和８年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出いたします。

令和８年３月６日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

事業計画書を添付してございます。その中で４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

本村に係る土地開発公社を介した用地取得でございまして、１番目に北中城サウスプラザ地区用地と、２番目にアワセゴルフ場跡地健康・

スポーツ交流施設用地の取得がございます。

これまでの取得金額で、サウスプラザ地区４億3,877万7,000円、そしてアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設が５億8,977万4,000円。

今回、右側に移行しまして、取得造営ということで金額として、サウスプラザで264万8,000円、そしてアワセゴルフ場スポーツ施設として786万7,000円が増額となりまして、面積は変わりませんけれども、金額といたしまして４億4,142万5,000円と、５億9,764万1,000円となります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後　０時３３分　散会

令和８年第２回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和８年３月６日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和８年３月９日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和８年３月９日　午前11時53分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	川上龍太	出	８番	大城律也	出
	２番	屋良朝春	出	９番	上間堅治	出
	３番	比嘉悟	出	１０番	喜屋武すま子	出
	４番	比嘉正志	出	１１番	比嘉義弘	出
	５番	平安山和美	出	１２番	名幸利積	出
	６番	喜屋武功	出	１３番	山田晴憲	出
	７番	伊集守吉	出	１４番		
会議録署名議員	２番議員	屋良朝春				
	３番議員	比嘉悟				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	與那城世代子				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	仲本正一		教育総務課長	平田清徳	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長	新垣理衣子	
	企画振興課長	徳峯惣一郎		総合調整監兼建設課長	安次嶺正春	
	会計課長	喜屋武のり子		住民生活課長	比嘉利彦	
	福祉課長	安次富規昭		税務課長	玉栄幸憲	
	こども未来課長	喜納啓二		農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星	
	健康保険課長	玉栄治		上下水道課長	伊佐秀樹	
				学校教育指導主事		
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第２号

令和８年３月９日（月曜日）

１．開議　午前１０時

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１	議案第　９号	北中城村「村民平和の日」を定める条例について	質疑、委員会付託
２	議案第１０号	北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について	〃
３	議案第１１号	北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	〃
４	議案第１２号	北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
５	議案第１３号	北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について	〃
６	議案第１４号	北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について	〃
７	議案第１５号	北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例について	〃
８	議案第１６号	北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例について	〃
９	議案第１７号	北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
１０	議案第１８号	令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について	〃
１１	議案第１９号	令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について	〃
１２	議案第２０号	令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について	〃
１３	議案第２１号	令和８年度北中城村一般会計予算について	質疑、委員会付託
１４	議案第２２号	令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
１５	議案第２３号	令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
１６	議案第２４号	令和８年度北中城村水道事業会計予算について	〃
１７	議案第２５号	令和８年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
１８	議案第２６号	北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について	質疑、委員会付託省略、討論、決定

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１９	議案第２７号	北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
２０	議案第２８号	北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例について

○議長（名幸利積）

日程第１．議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第２．議案第１０号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について

○議長（名幸利積）

日程第２．議案第10号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第３．議案第１１号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第11号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

こちらのほうも委員会付託ということになっていますけれども、細かいことは委員会のほうでしっかりやってくると思います。ただ、大まかなところで質疑させてください。

この理由で、児童福祉法第34条の16の１項に基づく条例の先議規定とありますが、条文の中には児童福祉法４条の16の23項によるということで、この23項の改正は、令和７年４月になっていまして、実際令和７年３月から施行されている自治体もあります。なぜ今、１年遅れてこの時期になったのか。この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回の条例につきましては、制度自体が令和８年度に法律に基づく給付制度という形で本格稼働いたします。先行して実施している市町村等については、既に条例化されているところではございますけれども、全市町村において令和８年度までに備えなければいけないという形で、今回本村といたしましては上程した次第でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

特段何か問題があったとかそういったことではなくて、法律的には令和８年度でも大丈夫ということで、今回制定ということで、確認ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

はい、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第４．議案第１２号　北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第12号　北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

確認です。この北中城村職員の育児休業等に関する条例と職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、制定されていると思うんです。表紙には「条例を制定したいので」という文言があるんだけれども、ほかのものは一部を改正したいので提案していると思いますが、制定されているのに制定したいとなっているんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の条例は、２本にまたがる条例で、それぞれを改正するものじゃなくて、１本の条例を制定して２本の条例を変えていくためにそういった文言の取扱いになってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号　北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第12号　北中城村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第１３号　北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第13号　北中城村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

では、この第７条、こちらに文言が追加されております。印鑑の登録を受けている旨を証する書面というのが付け加えられておりますが、それを付け加えることによってどのようなメリットが今後行われるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

第７条の印鑑の登録を受けている旨を証明する書面というのは、これまでも利用していた印鑑登録証という番号が書かれているカードのことを言っております。この７条のほうは、以前の条例には定義づけがございませんでしたので、そこを加えたということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

それが付け加えられたのは分かったんですが、それを付け加えたことによって村民に対する利益等、そういったメリットというのはどういったことが発生されるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

これまでも印鑑登録証によって、印鑑登録証明書を発行されておりましたが、この第７条に関してはこれまでの交付に関するものの定義づけが第７条になかったものですから、そこで登録証を提示して、印鑑登録証明書を受けてくださいというようなことです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

では、今の説明をもうちょっと分かりやすく言うと、これまで印鑑登録証明書を発行してもらう際には、その印鑑登録証のカード、それを持って役場のほうに伺わないといけないところが、その証明書を持っていなくても、番号さえ記入すれば証明書が発行されるということでよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

これまでもカードがなければ発行できませんでした。今回の改正については、マイナンバーカードを提示することと印鑑登録証を提示する。その２つを提示して印鑑登録証明書が発行できるようにするということで、言葉の整理が必要でしたので、第７条に規定しているということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり

ます。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号　北中城村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第13号　北中城村印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第６．議案第１４号　北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第６．議案第14号　北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

提案理由として、徴収制度の新設及び機能付け替えを目的とした交換に伴う条例の改正というところで、幾つか改正がございますが、どこら辺をメインに、どういった形でやるのか、今日は小学６年生が見えていますので、分かりやすく御説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

できるだけ分かりやすいように心がけてお答えいたします。

まず、今回の大きな意図するところは２点ございまして、１つが、これまで占用料金、道路、公園では既に、そこに何か電柱とかを設置する場合はそこに係る賃料に相当するようなものとして料金をいただいておりますが、この法定外公共物につきましては、これまで占用料金を徴収するという制度になっていなかったものですから、ほかの道路、公園と同じように徴収するのが平等性を保てるのではないかということで、新たに徴収できるようにするということ。

それともう１点が、よく里道とか個人との土地の境界付近で、過去道路を整備する際に、結構お互いの境界が入り込んでいたりということがあって、よく交換整理をさせていただくことがあります。それにつきまして、通常ですと等価交換ということで同じお金の価値になるように整理をするんですけれども、場合によってはこれは里道というよりも道になりますので、その道としての機能をしっかり維持しないといけない。要は相手方の都合で道の機能を付け替えたいという場合にですね、もしかすると道の長さがもっと増えるかもしれない。それはでも、相手方の都合によって生じる場合がありますので、これまでは同じ価値になるような交換というのが条件であったのが、きちんと機能が維持できる分を補償していただくという内容、そういうふうに取扱いを変えるというところがございます。それと、今回の改正に併せて近隣の自治体の条例を参考にさせていただいて、その文

言の修正なども加えております。

今回の改正は以上となります。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

分かりやすい御説明をありがとうございます。

２つ目のうち、まず１つ目からですけれども、公園はこれまで徴収されていたと。道路に関してという新しい改正、村内に村道とか里道が幾つか、たくさんございますが、これによって本村に入る収入といいますか、その辺はどれぐらいの収入に当たるのか、大まかでよろしいのでその辺をお願いします。

あと１点が、個人の土地と里道との境界付近、その改正があるというところで、これまでこういったやり取りの中で等価交換とか、ちょっとトラブルがあったとか、うまくいかなった事例があるのか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の改正に伴ってですけれども、今占用者、主に電線事業者になるんですけれども、そことの確認作業を行っております。まだ具体的な数値というのはまだ出ていないというところでございますけれども、恐らく年に数万円、10万円とかそれぐらいに近い金額になるのかなと思います。

それと今回の改正に至る事例といたしまして、今年度相手方と交換をしたいという土地があったんですけれども、これが規定の金額以上の差が生じるということがございました。それについて機能的な役割を維持しなければいけないというところの交換がどうしても必要であるというところで、今回支障があったという事例がございます。一般的にはおおむねその基準の範囲内に収まっておりますので、大きな問題はこれまで生じていなかった。今年度実施した中でそういう課題がありまして、今回改正に至ったというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

今のやり取りの中で、私のほうで整理したいなということがありまして、占用料の徴収の件です。多分この法律の改正はそこが中心なのかなというふうに思っています。この占用料の徴収の部分に関して、今までは本村の土地、ちゃんと登録している土地に関しては電柱等、その辺に関してはしっかり取れていた。10年前からしっかり条例改正されて取れていたけれども、今言っている法定外共有管理のところは今まで取れていなかった。それを新しく取ろうというふうに考えてこの改正になっていると思います。この改正は、なぜ今そういった改正になったのか。何か法律的に、これも我々市町村が、自治体がしっかり取れますよという法律の改正があってのこの改正なのかというのは、少し確認させていただかないと困るなと思っています。改正があったのか、なかったのか、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

特に法律でということではございません。そういう意味では法の網をかぶらないということで法定外という位置づけがございます。これに対して、管理者がどのように考えるかという取扱いになってきます。県内のほかの市町村の事例を見ていますと、ほとんどのところで徴収されているということがございます。実際、今結構事務手続でも、許可を発行したりということ

で用紙代、コピー代、いろんなところで経費もかさんできます。であれば、受益者に対して必要な負担を求めるのは妥当ではないかということを考えまして、今回改正に至ったというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

そうなんですよね。ですから、今までずっとほかの市町村はこういった村道であっても取っていましたよということで、議会から言われて、条例をつくって取るようになったという、今までそういう考えであったんですけれども、今の答弁だと今までもほかの市町村は取っていたという話をしています。じゃあなぜ、この条例をつくったときに同じような形でできなかったのか。もう10年ぐらいたっていると思うんですよね、徴収してから。電力さんとかその他の電柱を使っている会社からしては。この分、10年間我々は損をしていたのではないかというような考えも持たれます。この辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

本村で道路占用なりを徴収し始めたのが平成20年代だったかと理解しておりますけれども、その当時、その法定外公共物に対してどのような取扱いをしたのかというところは、正直なところ把握し切れていないんですけれども、やはり適正に徴収することが妥当ではないかということを考えまして、今回その改正をさせていただくというところでございます。御理解願います。

○議長（名幸利積）

ほかには質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号　北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第14号　北中城村法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第１５号　北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第７．議案第15号　北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

よろしくお願いします。これは申請があって、許可が出て、その期間中に乾燥注意報があったら火入れをしてはいけないと。火入れ中も、途中から乾燥注意報があったら、消火しなければいけないという改正なんですけれども、それで年間何件ぐらいの申請件数があるのか、確認したいです。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

大体年間に約20件程度、毎年届出がございます。私どものほうで受け付けまして、これを消防に報告いたしまして、安全に火入れという行為をやっていただけるよう指導しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

今回、この改正をして、もし許可が出たら、そういう周知は文書などで、こういった場合は中止してくださいよという、許可書と一緒にあげる予定ですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

実際届出があった場合に、許可を下ろす際に付与の条件をつけて、申請者のほうにお渡ししております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号　北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第15号　北中城村火入れに関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第８．議案第１６号　北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第８．議案第16号　北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

質疑させていただきます。

確認なんですけれどもね、議案を拝見しましたら、一部改正ということになっていますけれども、念のために確認させていただきますが、どういう意味で一部改正なんですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

一部改正というのは、今まで伝統芸能ということに限定しておりましたが、それを歴史文化と広い範囲で定める文言に改正するのが主なものとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

再質疑させてもらいますけれども、この条例を拝見しましたら、従来伝統芸能ということでなっていますけれども、１条を見ましたら、歴史文化振興基金ということになっていますよね。基金条例をつくるとなっていますよね。私の認識では、タイトル、件名といいますか、条例とは名称が違うので、一部改正ということではいかがなものかなとそういった疑問があったものですから、そこを再度確認したいと思います。お考えを聞かせていただけますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

今、山田議員がおっしゃっていたのは、条例の題が改正されたことは、一部改正に当たらないんじゃないかというご質疑かと思いますが、私どもの認識としましては、題名を変える際も一部改正ということも適用できるという判断で、今回一部改正の取扱いを取っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

再度確認なんですが、私の認識では、伝統芸能振興基金ということになっておりますよね。大きなタイトルといいますか、それが次回からは、歴史文化振興基金ということになりますよね。条例の案件といいますか、条例名が変わってしまいますので、ここは一部改正に当たらないんじゃないかなと。これちょっと私の認識で申し訳ございません。そこを再度確認させてもらえますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

目的が全く変わるということであれば、一部改正に当たらないのかもしれませんが、今回ですね、伝統芸能というところを、また広く歴史文化ということで拾っている文言となっておりますので、村といたしましては一部改正という判断で行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

今、山田議員のほうから、一部改正というところで、私も題が変わるのは一部なのかなというふうに疑問を持っていたところですが、今の説明で大体理解しました。

それで今回、第５条第２項が新設されておりますが、そこにこれまでの伝統芸能振興基金に関することが、第２項第３号あたり、民俗芸能団体等の活動支援にかかる事業というところが、そのまま継承されているのかなと。つながっているのかなと思います。今回新たに題を変えて、

歴史文化振興基金というふうになったところで、第４号の歴史散策路等の環境整備にかかる事業とか、文化財の維持・修繕にかかる事業というのが新たにですね、第１号の歴史的風致のところもそうなんですが、今回それを入れることによって、何を意図して、何をやろうとしているのか、その辺を分かりやすく教えていただけますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

これまで伝統芸能ということで、限定して対象にしておりましたが、村としまして守るべき歴史的文化財等いろいろございます。伝統芸能というのはその部分の一部ということで考えておりますので、村としてもっと広く、守るべき歴史的文化財等に活用していきたいという考えで今回の改正となっております。

具体的にこれを今やろうとかということではないんですけれども、ただ、村内に国指定文化財以外、村指定の文化財等いろいろございます。そういうものの修繕等ですね、もし必要であればそういうものにも充てることができるのであれば、充てていきたいと考えておりますし、今現在、策定中の歴史まちづくり計画の中でも重点地区に対して、必要があれば、修繕等何か必要があればそういうものにも充てられればというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

これまでも文化財の維持修繕にかかる事業といいますか、そういう修繕に関しては教育委員会のほうで予算を取って、文化財の維持管理に努めてきたはずなんですが、今回あえてそこに特化して設けてきている。新たに付け加えて設けたという理由は何か、ほかにあるのかなということと。あと、児童の皆さんが来ていますので、例えば中村家という文化財が本村にありますけど、そういったところで、この条例ができたことによってこれから大きく何か変化があるのかどうか、中村家を例に教えていただけますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えいたします。

中村家に関しては、国指定の文化財となっておりますので、別の国からの補助金が充てられることとなっております。ですので、国指定ではない村の文化財等に、これまでももちろん村として修繕等を行っておりましたが、活用できるのであれば、その辺を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

私は、ちょっと疑問にあるのが、広く使いたいということではありますけれども、この基金というのはやはりストーリーがあるんですよ。なぜ、伝統芸能文化に特化したのか。そのストーリーも何もなくて、すぐばっと大きくやろうとしている。この部分でちょっと疑問にあります。この基金の名前を変える。この中身を変えるということに対して、どのような議論があったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時３３分　休憩

午前１０時３３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

この基金につきましては、イオンさんのネーミングライツですね、それを活用して伝統芸能基金ということで今までやっておりました。これからは伝統芸能だけではイオンさんのネーミングライツに村としてなかなか、村の名称、村道の名称をですね、これを周知していくのに課題があるということで、イオンさんとも調整しながら、今回広く、もう少し活用できるようにということで議論を行って今回の改正となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

それじゃあ先ほどから言っているように、ネーミングライツから出ている基金だということであります。私がなぜこういうことを聞くかというと、やはりイオンさん、企業のほうからお金をもらっている。企業のほうは設立するとき、当時でしっかり伝統芸能を維持してください。後継者育成してください。そのためにお金使ってくださいというふうに、初めは平成27年度ですか、これを制定したのは。やっていると思うんですけれども、じゃあこの伝統芸能に対しての育成はしっかりできているのか。やっていてもう大丈夫だよ、しっかりやっていますよということであって、もうほかにはなかなかお金を使いきれないから、そこに行こうかというふうになっているのか。この辺、村としてこういった伝統芸能の育成、その部分がしっかりできているのか。後継者とかにつながりがしっかりできているのか。それをやっていて、今回の改正になっているのか。その辺はどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

伝統芸能の育成ということで、これまで各団体に補助金等を流していたのが、この基金の使い先ということで補助金等を充てておりました。ただ、この補助金がこれまで育成という名目というか、育成ということで、各団体が備品等を購入するものに充てていることがほとんどです。この備品等の購入等の経常的な経費をこちらとして補助している状況でした。これが直、伝統芸能の育成かとなると、そこは少し考えるところがあるということで、今回その育成ということも踏まえると、先ほどから改正の１号、２号、４号、５号が新しく追加されたということで広くなっている。そちらのほうに視点が行きがちなんですけれども、ただ、こちらとしましては経常的な経費ということではなく、活動に対してもう少し、例えばの話ですけれども、この伝統芸能を広くするために県外に行くとか、そういう派遣の経費等にも充てられればいいなということも考えての、今回改正となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

それでは最後に確認です。

じゃあこれはお金を出してくれている企業さんともしっかり相談して行って、今回はこの改正により伝統芸能の皆様が備品とかの購入だけじゃなくてほかのところにも使える。使い勝手がよくなるということの改正という考えでよろしいのか。その辺をもう１回、確認ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

まず、相手の企業さんのほうには、ちょっと時間の調整がつかなくてこれから正式に、先ほど企画振興課長のほうからもありましたが、事前にいろいろ調整した上で、最終的な説明というのはこれからお伺いします。今後、使い勝手がよくなるというのは、勝手がよくなるかというのはちょっと表現が、私どもとしましては、何でもかんでも使えるということではないので、その辺も精査しながら、今後この基金を充てていけたらと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

今、話を聞いたらですね、伝統芸能から門戸を、範囲を広げて歴史的なものに充てていくということはとてもすばらしいんじゃないかなと思ってます。ただ文言、説明を見ると、文化財の維持・修繕となったときに、先ほど課長が言った国指定の文化財もある。県、村とかあると思います。この文化財の指定に該当しない。地域においてのとても重要な文化財というのもあるんですね。例えば島袋で言えば、ヌゥンドゥンチ、ヒヌカンがあるところがあって、毎年そこを使って自治会行事をしたりする、とても重要な場所になっています。ただ、とても古くなっていて、修繕しないとという話が出てます。金額も大きいから、これは去年ですか、これについて話したら、やはり文化財じゃないからということで適用できないということではあるんですけど、この基金を用いてはどうですか。冒頭言った文化財の指定になるハードルが高いかもしれないので、そこも網羅した形で、必要な文化財に充てていくという考えができないかなという、その問合せもあるんですけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えいたします。

先ほど例に出ましたヌンドゥンチですけれども、これは字の所有かと思います。村の文化財じゃないということで、それぞれの字が所有しているものを村で全て修繕するかというと、そこはちょっとなかなか厳しいのかなとは思います。ただ、今後ですね、歴史的な文化財として必要なものについては、少し検討の余地があるのかなとは思いますので、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

せっかく門戸を広げて、伝統芸能に携わってる人の県外、海外の派遣費的なものにも適用されるのであれば、ぜひ地域に埋もれているではないけれども、地域に眠っているというか、関わりの強いものに対しては意見交換して、それに全額じゃないけど、何かしらのアプローチを村ができますという形でやれば、いろんな文化財が生きてくるというか、見えてくると思うので、ぜひその点は、答弁がそういうことだったので、ぜひ前向きによろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号　北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第16号　北中城村伝統芸能振興基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第９．議案第１７号　北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第９．議案第17号　北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号　北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第17号　北中城村学習等供用施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第１８号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について

○議長（名幸利積）

日程第10．議案第18号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

それでは２点、よろしくお願いいたします。

まず、債務負担行為です。グッジョブ連携推進委託料、これは債務負担行為になっています。債務負担行為にした理由ですね、一括交付金で予算処置させていると思いますけれども、２年にまたがると何か弊害でもあるんじゃないかなというふうに思っています。しっかりできてい

るからやっていると思いますけれども、ただこの債務負担行為になった理由をお聞かせください。

あと、歳入15ページ、16款１項５目１節、公営墓地使用料、使用料が半減していますけれども、新規の応募者、公営墓地の使用の応募が少なかっただろうというふうに推測されていますけれども、当初の見込みと、今回半減したこの乖離ですね、これはどういうふうに検証しているのか、また今後どういうふうな形で募集を行うのか、この辺をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

グッジョブの債務負担行為ですが、債務負担行為を設定することによりまして入札行為であるとか、プロポーザルの行為を実施することができますので、事業の早期着手により、より適切な事業執行につながると考えており、沖縄県の取扱いを参考に設定させていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

上間議員の御質疑にお答えします。

歳入15ページの16款１項５目の公営墓地使用料について、770万円の減額ですけれども、募集50区画の予定に対して30区画の実績がございまして、20区画分の770万円を減にしています。毎年50区画の募集をしておりまして、今回は30区画ということになりましたけれども、次回も50区画の募集は堅持しながら、多くの方に利用していただくよう広報に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

それではグッジョブのほうから、連携委託料ですけれども、こちらのほうは毎年同じ業者にやっていると思いますけれども、前年度より商工会のほうからも、グッジョブを一緒にやりたいという要望もありました。この辺はどういうふうに担当課はお考えなっているのか。こういった話は聞いているのか。もしあればどういうふうに対応するのか。この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

確かに毎年同じ業者になっておりますが、あくまでも公募型のプロポーザルを行いまして、事業者を募集して行っているものとなっています。

また、これまでのグッジョブの連携協議会においても、地域連携として商工会も交えて行っておりますので、商工会とも調整をしながら、向こうにも幾らかお願いを、事業者の連携であるとかお願いしている部分がありますので、また今後も連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

グッジョブのあれですね、毎年同じ業者のほうに委託ということですけれども、その中でグッジョブ、商工会も一緒にやっているということですけれども、商工会が主体的にできる部分もあるんじゃないかなということで質疑しているんですけれども、このプロポーザルにやると村の考えが一番主体になってきて、どういうことができますよというふうにやってくると思うんですけれども、この辺を商工会寄りに少しシフトするとか、キッタニアとか結構やっていて、

直接の仕事の体験とか、そういったのを、また大人とのつき合いのやり方とか、すごいいいような体験の方法だなというふうに思っていますけれども、この辺シフトできるような、もうすぐプロポーザルでやるとかそういった形、簡単に言ったら失礼だけど、そうすると、さっき言っているように次の事業に進めやすいと言っていますけれども、もう少しひねった考えをしながら、せっかく、多分ね、後ろの子供たちのためにやっている事業だと思うので、この辺ですね、これからの予算審議の中で成果とか、これからどうするのかとかももうちょっと詳しくやっていくと思うんですけれども、この辺どういうふうに考えているのか、商工会とのつき合い方ですね、この辺をよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

グッジョブ事業につきましては一括交付金を活用しておりますので、財源が、最終的な目標としては交付金がなくなった場合でも村として主体的にできるようなところを目指しております。確かに商工会のほうで行っていただいたほうが、村としても有意義であるという、地域の方にやっていただいたほうが有意義であると思っております。令和７年度からグッジョブ事業につきましては、村の雇用サポートセンターと連携を行って、より強化しているところです。先ほど議員のほうから御指摘のありましたキッタニアですね。それについてもグッジョブの委託先のほうからアドバイスであるとか、そういった連携を行いながら今取り組んでいるところですので、将来的にはキッタニアとかそういったものがグッジョブにつながっていけばいいのかなというふうには、個人的には思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

私のほうから１点、20ページお願いします。20款１項１目、ふるさと納税寄附金6,000万円の減となっていますが、副村長の説明では見込額が約１億4,000万円、そこからの6,000万円減というところで、原因と要因、詳細お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

今回の減の要因といたしましては、村の主力の返礼品であるマンゴーのほうが、天候の影響で出荷が伸び悩んでおりまして、それが大きく影響したものかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

要因については理解できました。

以前からふるさと納税寄附金を上げてほしい。村の収益としてもっともっと商工会と連携しながら特産品を生んだり、そういった形でもっともっと上げてほしいということは議会で質問しています。その中で今年度取り組んだ実績といいますか、その辺はどういった形で取り組んだのかお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

今、確かにふるさと納税の寄附金額が年々、少しずつ減少傾向にあるということで、事業内容を少し見直しまして、次年度より委託先ですね、それの再検討も行いながら現在調整を行っ

ているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

今年度はもうすぐ終わりますが、次年度に向けてもっともっと上げていくための具体的な計画といいますか、どういった形でやっていくのかを立てて、ぜひ収益を上げてほしい。この寄附金というのがいろんな形で村の事業に使えますので、ぜひ上げていってほしいと思います。答弁は大丈夫です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

２点ほどお願いします。15ページ、16款使用料及び手数料、２項手数料、５目清掃手数料の一般廃棄物処理手数料638万9,000円の減の理由と。

32ページ、２款総務費、４項選挙費、６目参議院選挙費339万円減、時期的に人材確保が難しかったのか、確認したいです。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉悟議員の御質疑にお答えいたします。

16款２項５目清掃手数料マイナス637万2,000円についてですが、このごみ袋の販売価格については排出者である住民の方々に負担していただくごみ処理手数料が含まれておりますので、そのごみ袋の売上実績に基づいた補正となっております。主な要因として、燃えるごみ袋が見積りで約66万枚を予定していたところ、実績値では54万枚。マイナスの360万円。粗大ごみの処理券、当初見積りで6,000枚を予定していたところ、実績が2,000枚であったので240万円、合計600万円です。これは令和７年にごみ袋のデザイン変更と手数料の改定をしておりまして、これについて予測値を少し多めに見積もったことによりますけれども、今年度として大体売上枚数というのが見えてきたので、今後は見積りの精度も上がってくると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時５６分　休憩

午前１０時５７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

７月に行われた参議院議員選挙のことについてですが、これは実績に応じて減額するもので、特に人材確保ができなかったということではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

１点目の清掃手数料から、これはごみの減量化が進んでいるという認識でよろしいのか。

あと総務費の339万円、せっかく一般財源じゃなく特定財源であるわけですね、国から。確保して、収入がまた村民にできると思うので。てっきり７月だから人材確保が難しくて減になったのかと思ったんですけれども、職員も150名ぐらいいるんじゃないですか。相談して誰かできる人、この時期の短期間だけでも、そうしたら収入が増えますよね、増えるというか。個人の。そういうのもやっていただければ、返さないでもよかったのかなという認識です。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

ごみの減量化が進んだということではなくて、これは令和７年度のごみ袋の減でございますので、令和７年度当初、ごみ袋の改定に基づいてどれぐらい需要があるかというのを、少し多めに見積もっていたことによる減となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

この参議院議員選挙のマイナス補正に関しては、特段余剰に人を配置してやるというものではなくて、一般的に人を配置して運営ができれば、その残った額を返還するというものでございまして、上手くできています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

では３件ほどお願いします。

まず、51ページの９款１項２目18節の負担金で、青少年姉妹町村交流事業補助金が14万円の減となっていますが、これは事業を行ったけれども余った分が減額なのか、それとも事業は行わなかったのかというところをお聞きしたいと思います。

２件目ですが、52ページ、９款２項１目７節報償費で、子どもと親の相談員報償費が74万円の減となっております。これは相談員が見つからなかったのか、また見つからなかったことによる、例えば学校側や保護者の皆さんから何か苦情というか、そういった相談があったのかなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

そして最後３件目ですが、54ページ、９款３項２目18節、生徒会リーダー宿泊学習補助金、それと生徒の県外派遣に関する補助金、どちらも減額になっております。これも事業を行った残額分なのか、それとももともと事業を行っていなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

以上３件です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉議員の質疑にお答えします。

まず１件目51ページ、９款１項２目18節、青少年姉妹町村交流事業補助金につきましては、これは葛巻町との中学生交流事業の費用となっていまして、昨年の夏に向こうのほうから生徒の受入れを行いまして、その残金となっております。

続きまして、２項１目７節報償費、子どもと親の相談員報償費につきましては、子どもと親の相談員が見つからなくて、その分の減額となっております。これにつきましては早めに見つけてほしいということでありましたけど、探すことができなくて、その分の減額となっております。

続きまして54ページ、３項２目18節、生徒会リーダー宿泊学習補助金につきましては、事業の執行をしていなくて、その分の減となっております。生徒の県外派遣に関する補助金の70万円の減につきましては、県外に派遣するスポーツであったりの事業がなくて、その分の減額となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

最初の青少年姉妹町村、こちらは残額ということですので特に問題ないのかなと。14万円は余り過ぎなのか、受入人数が何名だったのか分からないんですが、いい思い出をつくって本村との交流を深めていただきたいと思いました。

この件に関してはいいです。

子どもと親の相談員、そちら見つからなかったということと、早めに探してほしいという要望があったということをお聞きしましたけれども、例えばそれを見つけるための手だてとしてどのような対応を行ったのか。広報紙を使うなりＬＩＮＥを使うなり、どういった感じで探すのか。またその相談員というのは何らかの有資格者、何かの資格を得ないとその相談員になれないのか。幅広く集めることができないのか。その相談員になるための資格が必要なのか。それが探せなかった理由なのかどうか、どういった探し方をしたのか、探せない理由を教えていただきたいと思いました。

そして最後の生徒会リーダー宿泊研修、これもできなかったということですが、何でできなかったのかな、残念だなと思います。今とてもやる気のある児童生徒がいっぱいいる中で、それができなかったというのが、何かできなかった理由が何なのか。次からどういった対応をしていくのか、それもお聞きしたいと思います。生徒の県外派遣に関する補助金については、そういうスポーツ団体が県外に、残念ながら県内予選で終わってしまったというところだったのはもうやむを得ないのかなと思いました。

そうですね、じゃあやっぱりこのリーダー宿泊研修の件と相談員の件ですね、こちら２点の回答をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉議員の質疑にお答えします。

子どもと親の相談員の募集につきましては、広報紙とか村のホームページ等に載せて募集をしております。応募の期間が決まってはいるんですけど、追加でまた村のホームページに載せたりとかしております。あと学校にもそういった方が、ふさわしい人がいないかということで、学校のほうにも探していただいているような状況です。特に資格ですね、心理士とかが必要とかそういったものはなくて、ある程度、子どもと親から相談のほうを受けますので、経験ではないですけど、若い人ではなくて、特に資格は必要ないんですけど、そこら辺も上がってきた場合は含めて、採用、不採用の判断になるかと思います。

あと、生徒会リーダー宿泊研修につきましては、この補助金があるという周知が遅れて、それで使っていないということで、次年度は関係するところに周知をして使っていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

分かりました。最初の子どもと親の相談員の件ですが、広報紙、ホームページにやっていただいているということと、学校にも依頼したというところが大事なところかなと思って、学校に依頼したというのが、学校のどの方にお願いしたのか分かりませんが、この子どもと親の相談員という趣旨から見ると、例えば父母教師会だったり、村子連とか、あと女性会とか、そういった幅広く人が集まる団体にも声かけしていただけたらよかったのかなと思いました。今、大変な時期なんですが、どうにか頑張って、子供たちのために、子供と親のためにそういう相談員を頑張って見つけていただけたらなと思います。

２件目の生徒会のリーダー宿泊研修、周知が遅れたということでしたけど、そこもしっかり学校側と連携を取って、いつまでにそういったものがあると教えてほしいとかですね、15万円減になっていますが、果たして15万円で足りるのかどうか、今の物価高、これで何名の児童生徒を連れていけるのかというところも気になる

ところですが、せっかく当初から計画して準備していた予算ですので、有意義にしっかり使っていただきたいなと思います。これからぜひよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉議員の質疑にお答えします。

子どもと親の相談員の探し方ですけれども、次回はそういった関係団体も含めて、幅広く声かけのほうをしていきたいと思います。

あと、生徒会リーダー派遣につきましても、周知のほうを徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

２点ほど質疑をさせていただきます。

まず９ページ、第４表地方債補正、（廃止）緊急自然災害防止対策事業債（仲順散策路法面復旧工事）1,000万円、入札不調で工事が発注できないということでありますが、この入札が不調になった理由をお聞きいたします。

それから２点目、34ページ、３款１項３目18節負担金、補助及び交付金で、各字老人クラブ育成補助金18万8,000円が減額になった理由を、その２点お聞きします。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから１点目の９ページ、地方債補正についてお答えいたします。

この仲順散策路法面復旧工事につきまして、今、設計が間知ブロックを想定した発注をしたところではあるんですけれども、意見をいただけた企業さん、その意見からすると現地状況から施工性がかなり厳しいのではないかということで、できるだけ重機を使わない作業のほうが好ましいということがございました。現在は補修対策ですね、その辺りの設計の見直しも含めて一度今年度は取り止めまして、次年度改めて、設計の見直しの後また入札をしたいというふうに考えております。大きくは、今我々が考えていた設計と、現地事情から施工性に対して企業さんから意見があったというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

大城議員の御質疑にお答えします。

34ページ、３款１項３目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金18万8,000円の減でありますが、各字老人クラブ育成補助金として、毎年度、各字老人クラブに補助金を交付しておりますが、実績で、すみません、記憶なんですけれども、２字の交付がなかったと、実績がなかったということで減にしています。２字の補助金交付が、実績がないということで交付していないということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

まず１点目ですが、不調の原因は、一応執行はされたのか。指名をした時点で辞退してきた業者が全業者だったのか。指名をして入札はしたけれども、辞退する業者が多かったのか。それから入札をしたけれども予定価格をオーバーしたのか。入札の状況はどうなっているんですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

一度入札手続を行っていたんですけれども、

指名の業者全てが辞退されたというところでございます。先ほど説明させていただいたのは、辞退された企業のほうから、その事情について、こういう設計の見直しがいいのではないかという意見をいただいたということでございます。

それ以外に、例えば予算が合わないとか、そういうふうなお話は聞こえておりませんので、施工性が大きな理由なのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

ただいまの件ですけれども、じゃあ積算ミスだったのか。発注者側のね。それぞれの資料は提供して、見積りした時点でなかなか粗利が出てこない。赤字になるのではないかなという思いで入札不調になったのか、業者ですよ。そういう中で、例えば最低限価格が95％であれば、それを見直しして、最低制限価格を引き下げるとかですね、引上げになるのかな。利益率の問題が非常に関わってきます。それから物価高騰とか人件費の高騰とかあるわけです。これは業者としては前もってそういうものは十分把握した時点で見積もって発注すべきだろうというふうに思います。この項目の、緊急ですよ、これ緊急。この工事名称が。これとそぐわないんじゃないですか。そうすれば、条件を見直して再度発注すべきだったんじゃないかなというふうに思うわけです。さもなければこの緊急というものは削除すべきだというふうに思っていますよ。その辺の対応の仕方ですね、改めてお伺いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほども説明したとおりでございますが、金額的なところでの問題ではなくて、現地状況に対する、今の設計ですね、要は施工内容が今の現地状況からだと厳しいのではないかということで、決して金額が安過ぎるので対応できないというようなことは伺っておりません。あくまでも現地の状況に合わせた施工体制を含めての設計の考え方について見直したほうがいいという御意見でございましたので、決して金額が少なかったから受注に至らなかったということではなかったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

53ページ、９款２項２目19節の扶助費ですけれども、特別支援教育就学奨励費ですね。それから次の54ページ、中学校費のほうで、９款３項２目の扶助費、特別支援教育就学奨励費、これが２つとも減額になっているんですけれども、きちんと対象者に行き渡ったのかどうか。あるいはまた、どうしても連絡したけど取られていないとか、そういうものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武議員の質疑にお答えします。

53ページ、９款２項２目教育振興費の特別支援教育就学奨励費の減と、後ろの中学校のほう、同じく特別支援教育就学奨励費の減額につきましては、実績に応じてですね、下のほうでは準要保護児童援助費などは増えているんですけど、これも人数などが確定したことから、これは増額して、上のほうはその実績に応じて減額しております。これにつきましては周知のほうを行って、対象の方には申請するようにということで連絡等はしております。

以上になります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

確かにこれは申請主義ですけれども、漏れた人がないのかなというのが非常に気になるところですけれども、この53ページ、54ページの残高ですけれども、それに算定の数字、人数と金額を教えていただきたいと思います。先ほどの、今の金額と、それから本当にこれは全部申請主義とはいえ、やはり漏れている子はないのかというのが非常に気になるところですけれども、再度この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

特別支援の人数につきましては、小学校が27名、中学校が12名となっております。金額につきましては、小学校が８万2,815円、中学校が６万8,160円となっております。申請の漏れはないと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

申請漏れはないということですので、そこら辺は何度も点検してやっていただければと思います。皆さんは大体予想して予算も立てているはずでしょうし、これがちょっと減ったということがあるので、やはり気になるところですので、慎重にそういうところをやっていただければと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武議員の質疑にお答えします。

申請のチェックとか、そういったのは丁寧に取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

35ページの３款１項５目１節の報酬、会計年度任用職員の方の報酬――報酬とするか職員手当も関係していて、補正減になっていますので、この理由。

40ページ、４款２項２目18節の負担金、補助及び交付金になります。一番下の認可外関係の補助金等が補正減、かなり大きな額。これは施設補助金、新すこやか、それから認可外、次のページの認可化移行支援事業補助金についても大きな額の1,100万円が補正減になっていますので教えていただけたら、内容を含めて。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

山田議員の御質疑にお答えします。

35ページ、３款１項５目介護保険事業費の１節報酬、会計年度任用職員報酬（理学療法士）210万円の減になりますが、令和７年度においては、これは諸施策を担う理学療法士を募集しておりましたが、１名応募がなくて、減のまま令和７年度は事業をしておりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

引き続きまして、40ページ、41ページ、３款２項２目保育所費の18節負担金、補助及び交付金の認可外保育施設関連の補正減でございますけれども、まず40ページにございます認可外保育施設補助金、新すこやか保育事業、認可外保育施設研修事業補助金等につきましては、当初見込んでおりました事業数を、当初予算計上し

ておりましたけれども、実際は申請がなかったということでの補正減となっておりますので、実績に基づく減となっております。

続きまして、41ページの認可化移行支援事業補助金についてでございますけれども、こちらにつきましては村内にございます地域型小規模保育事業所が１施設ございまして、そちらが認可外保育施設も併設している状況でございました。当初事業者との協議の中で、２つの事業が混在している事業となっておりましたので、認可外と認可の事業が。その、認可化していきたいという意向もございましたので、それで認可化移行支援事業の予算を組んでいたところであるんですけれども、実際事業所との中では移行は難しいという判断になりましたので、今回の事業については取下げとなったというような経緯でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

最初の３款１項５目１節、２節関係になります。最初の35ページの介護保険の理学療法士が見つからなかったということですけど、この辺は何か原因があったのかということ。あとは予定していた事業に影響がなかったかどうか、その２点。

それと２番目の認可外関係ですけど、これは申請がなかったということでおっしゃっていましたけど、その後、その申請がなかったことに対しての皆さんのほうからのサポートというか、その辺は確認させていただけますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

御質疑にお答えします。

理学療法士の１人減でありますが、原因としては行政における介護及び専門職の人材がどこの市町村も不足しておりまして、広く募集はしておりましたが、実際応募がなかったというのが挙げられます。事業については、この方１人だけではなくて、ほかの専門職もいらっしゃいますので、介護予防の事業であるとか、そういった作業療法士の役割を担う専門職はほかにもいらっしゃいますので、そこまで影響はなかったと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

私のほうからは、まず40ページの認可外保育施設補助金についてでございますけれども、補助金につきましては、当初予算といたしましては12万5,000円を計上してございましたけれども、実績としては、施設が１施設減ったというところで差額分、残額分の５万5,000円を減額しているところでございます。

続きまして、次の新すこやか保育事業につきましても、実績に基づきまして当初の実績といたしましては260万円余りを見込んでおりましたけれども、所要額155万円が残ったというところで今回補正減をしております。

同じように、続きましての認可外保育施設研修事業につきましても、当初171万円余りの事業を組んでおりましたけれども、最終的に30万1,000円を、使用がなかったということでの減としております。

あと続いての41ページの認可化移行支援事業につきましては、丸々予定していた１事業所が使わなかったということでの全額の減となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

再度また確認させてください。

理学療法士の件につきましては、私の聞き及んでいる中では、理学療法士のサポートといいますか、お手伝いといいますか、かなり好評で残念だなと。そういった面ではちょっといろんな面があるかと思いますけど、今後この辺、どのようにお考えになっているか。継続だと思っていますけれども、今後のお考えがありましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質疑にお答えします。

議員がおっしゃるとおりですね、理学療法士の役割というのは介護予防においても重要であると感じておりますので、給与面とかいろいろ課題はありますけれども、引き続き採用できるような形で取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第18号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第７号）については原案のとおり可決されました。

日程第１１．議案第１９号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について

○議長（名幸利積）

日程第11．議案第19号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号　令和７年度北中城村国

民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第19号　令和７年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）については原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第２０号　令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

○議長（名幸利積）

日程第12．議案第20号　令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号　令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第20号　令和７年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

日程第１３．議案第２１号　令和８年度北中城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第13．議案第21号　令和８年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

これも予算特別委員会で内容をしっかりやると思いますけれども、ちょっと総論というのかな、大まかなところをお聞かせください。

去年、財政計画が作成されました。ゆとりある財政計画を持ちながら、また将来的にもしっかり余力を持ちながら、財政運営を行うための財政計画というふうに考えています。

この財政計画を令和８年度予算に当たり、どのように検証されて、どのように反映された計画になっているのかということをお伺いしたいです。

あともう１点、借地料収入ですけれども、去年、ロウワープラザ地区の基金積立が廃止になりまして、この借地料が入ってくる……。

○議長（名幸利積）

上間議員、これは具体的に款項目とか。

○９番（上間堅治議員）

分からないんですよね。款項目でできないから、ここでやりたいんですけども。大丈夫ですか。

○議長（名幸利積）

失礼しました、はい。

○９番（上間堅治議員）

２点なのでよろしくお願いします。

このロウワー地区の借地料ですけれども、去年廃止して一般財源に入ってくると思います。大体2,000万円ぐらいだというふうに聞いていますが、この予算を特別に何か、歳出先を特別に設けて歳出しているのか。丸々一般財源として扱ってフリーのまま歳入に入れて歳出にしているのか、この２点お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質疑にお答えいたします。

財政計画の反映につきましては、当初予算の編成、説明会の折にそれを活用して説明いたしております。近い将来に予想される新クリーンセンターですね、そういったものであるとか広域火葬場であるとか、あとＤＸ関連の予算が増額されることが予想されましたので、それに重点的に取り組むようにということで、当初予算の説明会のほうで説明いたしました。

あとロウワープラザの軍用地料、借地料の件ですが、一般財源化されておりまして、ただその中に一部国庫のほうに返還するのが５か年ございますので、その分については償還金として計上しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

財政計画に関しては委員会でまたしっかり見ていこうかなというふうに思っています。

ただ、借地料ですね、ロウワープラザ地区のほうですけれども、ここはもう返還されるというふうに決まっているんですよね。いつになるか分からないんですけれども。ですから、いつまでもあるという財源ではないと思うので、できたら別の基金に繰入れ、基金をつくって、ここからまたほかのところに入れるとかをやらないと、さらに一般財源化してしまうと、これが今回喜舎場地区返還になるというううわさもあって、急にこの2,000万円が来年度からなくなるよというふうになってしまうと、少しまた財源的に厳しくなってくるのかと考えています。この辺はどういうふうにお考えになって、この借地料収入をやるのか。村長もよく言われますよね、補助金は中毒みたいな形になる。いつまでもあるというふうに考えたらいけないよ。同じような考えだと思うんですよ。この借地料も。普通の借地料と今回の借地料ですね、返還される予定の借地料というのは。この辺をどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

確かにどういった目的で基金を積むかとかいろいろな議論はあるかと思いますが、今現在の方針としては財政調整基金のほうに積み立てているというようになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く12人の委員で構成する令和８年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する令和８年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和８年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、令和８年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和８年度北中城村一般会計
予算審査特別委員会名簿

①	川　上　龍　太	⑦	伊　集　守　吉
②	屋　良　朝　春	⑧	大　城　律　也
③	比　嘉　　悟	⑨	上　間　堅　治
④	比　嘉　正　志	⑩	喜屋武　すま子
⑤	平安山　和　美	⑪	比　嘉　義　弘
⑥	喜屋武　　功	⑫	山　田　晴　憲

委員長	上　間　堅　治	副委員長	川　上　龍　太

日程第１４．議案第２２号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第14．議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１５．議案第２３号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第15．議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１６．議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第16．議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第１７．議案第２５号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第17．議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第１８．議案第２６号　北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第18．議案第26号　北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号　北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第26号　北中城村商工業研修等施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第１９．議案第２７号　北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第19．議案第27号　北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

確認です。

議案書と協定書がありますよね。協定書の中には佐敷中城漁業協同組合とあるんですけれど

も、議案書には「協同」が抜けている。提案理由も。どっちが正しいのかの確認です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

正式な名称としましては、「佐敷中城漁業協同組合」ですので、議案書のほうの「協同」が漏れております。申し訳ございません。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号　北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第27号　北中城村漁船保全修理施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第２０．議案第２８号　北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第20．議案第28号　北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

これも確認です。

２ページ目、６番、安谷屋地区学習、「等」が抜けてるような。安谷屋だけ「等」がないのか、確認です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

申し訳ありません。安谷屋のほうも「学習等供用施設」ですので、「等」が抜けております。挿入のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

私のほうは内容ですね。以前にも多分聞いていると思うんですけれども確認です。

ここの指定管理の施設の中に、仲順、瑞慶覧、荻道の公民館が入っていないんですけれども、この辺の取扱い、再度確認のために、どうなっているのか。どういった形で管理しているのかということですね、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えいたします。

まず、今回挙げております８施設におきましては、条例で定めております施設となっております。これらの施設については建設の際に実施主体が村ということで、実施して建設している建物となっております。その他の施設につきましては、各自治会が実施主体ということで建設された建物となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

ここも大分前に、１期目のときか少し議論になったという覚えでやっているんですけど、保険料とかそういった部分、この土地の税金とか、そういったのは村が管理している場合は村でしっかりやると思うんですけれども、今の話を聞くと自治会でやっているということは、自治会がお金を出して保険料とか固定資産税とかを出していると思うんですけれども、この辺の負担が大きいんじゃないかな。こういった管理に入っていなければ。この辺の取扱いは各自治会長としっかり協議されてやっているのか。この辺はどういうふうにやっていますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えします。

まず、固定資産税については、村はもちろん、各自治会のものも固定資産税は徴収していないというふうに聞いております。

あと、保険料につきましては、すみません、今手元に資料がなくて、学習等供用施設等に、条例に定める施設についてはこちらで負担しているのは記憶しているんですけれども、その他については再度確認してから、お答えしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○１番（川上龍太議員）

確認なんですが、施設の名称、この８施設のうち名称が違いますよね。その辺の理由はありますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質疑にお答えいたします。

まず、それぞれの施設、防衛の補助だったり、石油に関連する補助金だったりが充てられているんですけれども、防衛の補助を受ける際に、施設については学習等供用施設ということで名称を定めて建設しております。その他の公民館については、他の補助金等を活用して建てているものとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号　北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第28号　北中城村学習等供用施設等の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前１１時５３分　散会

令和８年第２回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和８年３月６日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和８年３月19日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和８年３月19日　午後３時03分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	川上龍太	出	８番	大城律也	出
	２番	屋良朝春	欠	９番	上間堅治	出
	３番	比嘉悟	出	１０番	喜屋武すま子	出
	４番	比嘉正志	出	１１番	比嘉義弘	出
	５番	平安山和美	出	１２番	名幸利積	出
	６番	喜屋武功	出	１３番	山田晴憲	出
	７番	伊集守吉	出	１４番		
会議録署名議員	２番議員	屋良朝春				
	３番議員	比嘉悟				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	與那城世代子				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	仲本正一		教育総務課長	平田清徳	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長	新垣理衣子	
	企画振興課長	徳峯惣一郎		総合調整監兼建設課長	安次嶺正春	
	会計課長	喜屋武のり子		住民生活課長	比嘉利彦	
	福祉課長			税務課長	玉栄幸憲	
	こども未来課長	喜納啓二		農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星	
	健康保険課長	玉栄治		上下水道課長	伊佐秀樹	
				学校教育指導主事	兼島栄	
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第３号

令和８年３月１９日（木曜日）

１．開議　午前１０時

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		一般質問	

一　般　質　問　通　告　書

順位	質問者	件名
1	喜屋武　功	１．島袋地域の浸水問題の打開策 ２．基地返還予定地（喜舎場住宅地区）のこれまでの取組みと今後について ３．基地返還予定地（ロウワープラザ地区）のこれまでの取組みと今後について
2	比嘉　悟	１．ごみ処理の現状について ２．児童生徒の安全について ３．村政施行８０周年事業について
3	比嘉義弘	１．ヤードの火事について ２．村内の道路上の事故について ３．基地返還について ４．防災組織の動きについて ５．村内の小中学校のＰＴＡ活動等について
4	喜屋武すま子	１．村民サービスの向上に向けて ２．「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第１．一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

おはようございます。

通告に従いまして、３点の一般質問を行います。

１点目に島袋地域の浸水問題の打開策でございます。

長年にわたり、セントラルボーリング場北側、旧ＪＡ北中城支店島袋営業所付近は、幾度も浸水被害がある地域になっています。その原因の一つに、排水施設の断面不足となっているが、あと一つは沖縄警察署北側の沖縄市山里地区から国道330号を横断してくる流水量に原因があることが分かりました。現状の調整池整備で浸水問題の根本解決につながるか。山里地区から島袋に来る流水量を減らすことが必要と考えるがどうか。そこで山里地区から横断する流水を土地区画整理事業区域（ロウワー・プラザ地域）に向けて直接新川に流下させる新たな排水施設を造ることが打開策になり得る。その排水施設整備を沖縄市を含めて、組合設立準備会に要請すべきと考える。よろしくお願いします。

２点目、基地返還予定地（喜舎場住宅地区）のこれまでの取組みと今後について。

キャンプ瑞慶覧、喜舎場住宅地区の一部返還については、これまで「家族住宅が完成しなければ返還されない」の説明であったが、昨年11月17日に私を含めて議員有志で防衛省を訪問いたしました。宮﨑防衛副大臣に喜舎場住宅地区の早期返還を要請し、さらに翌月の12月13日には北中城村社会福祉協議会において、宮﨑防衛副大臣との意見交換を開き、その中でも比嘉孝則村長から喜舎場住宅地区の早期返還を要請していただきました。それらを受けて、令和８年度末に返還されるという流れになったと宮﨑防衛副大臣から直接話を伺っております。

そこで返還される喜舎場住宅地区約５ヘクタールの事業計画について伺う。

①喜舎場スマートインターチェンジ機能拡充に向けたこれまでの取組状況として、ＮＥＸＣＯ西日本や沖縄県など、関係機関とどのようなやり取りをしてきたか。事業費の概算と事業主体はどこになるのか、事業費の村の財政負担分もどうなっているか、お伺いします。

②行政交流拠点や持続可能な地域発展に資するエリアにすると示しているが、地権者との意向確認はどうなっているか。また、このエリアにおける全体的な計画とスケジュールはどうなっているか伺う。

③県道拡幅工事のスケジュールはどうなっているか、聞きます。

３点目、基地返還予定地（ロウワー・プラザ地区）のこれまでの取組みと今後について。

令和７年度の施政方針において「ロウワー・プラザ住宅地区の跡地利用が円滑に行われるよう地権者組織の支援に取組む」とあり、令和７年３月には組合設立準備会が結成されているが具体的にどのような支援をしてきたか。

令和７年度のロウワー・プラザ跡地利用計画に関する委託業務において、沖縄市北中城村の行政界変更について検討するとあるがそれについて伺う。

①行政界変更を検討するに至った理由は。

②組合設立準備会と意見交換はどうなったか。

③行政界変更にかかる期間はどの程度か。

④行政界の変更によって今まで進めてきた跡

地利用計画への影響はどの程度あるか。

⑤土地区画整理事業区域と市街化編入区域は一致しなければならないが行政界の変更の中において市街化編入の件は含まれているか伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武議員の御質問にお答えいたします。

まず１番目に、島袋地域の浸水問題の打開策ということで質問がございました。島袋地域の浸水対策については、現在事業を進めている調整池整備と議員御指摘の沖縄市山里地区からの流入する流量を国道を横断せず、ロウワー・プラザ地区へ切り回し整備することで、島袋地域の浸水の低減が図れる計画となっております。現在ロウワー・プラザ地区整備に関する両市村の幹事会（関連課長、組合設立準備会、コンサルタント）の中でも区画整理地内では水路の整備ができないものか意見をしているところでございます。

２番目に、基地返還予定地（喜舎場住宅地区）のこれまでの取組と今後についてでございますが、まず①の回答といたしまして、本村の交通利便性の向上及び跡地利用の活性化において、スマートインターチェンジのフルインター化は極めて重要な課題と認識しております。これまでの取組といたしましては、令和７年度に沖縄県２回、ＮＥＸＣＯ西日本１回、沖縄総合事務局１回、沖縄防衛局２回、関係機関の事務担当者との情報共有を重ねてまいりました。内容につきましては、交通量推計結果の共有や概略設計の実現性について、意見交換を行っております。事業主体は高速道路の取り付け道路を管理する沖縄県を想定していますが、事業費の概算については、現時点でお示しできる情報はございません。

②当該エリアは村の中心的な役割を担う「行政・防災・交流機能」の集約や将来を見据えた持続可能なまちづくりの拠点となるよう模索しています。地権者の皆様への意向確認につきましては、令和８年２月に実施した説明会終了後に簡易アンケート調査を実施した結果、約半数の地権者様から回答があり、地権者の皆様との合意形成においては、丁寧に対話を進めながら計画を策定してまいります。全体的な計画及びスケジュールにつきましては、現時点で具体的にお示しすることはできませんが、造成工事等の事業に着手できるのは返還後、防衛省による支障除去措置（土壌汚染調査や文化財調査等）が実施された後となります。今後、関係機関との調整を進め、見通しが立ち次第、適切に情報提供を行いながら、地権者の皆様に不利益が生じないよう取り組んでまいります。

③の回答といたしまして、県道拡幅工事につきましては、沖縄県が事業主体となります。沖縄県の回答といたしましては、「現在の県の計画におきましては、関係機関と連携を図りながら早期に県道整備に着手できるよう取り組んでいきたい」と伺っております。

３番目の基地返還予定地（ロウワー・プラザ地区）のこれまでの取組と今後についてということでございます。

①の行政界変更を検討するに至った理由につきましては、当該地区は北中城村と沖縄市の行政界が入り組んでいる区域であり、公共施設の整備・維持管理や防災・危機管理等の対応において、所管や維持管理区分が複雑化することが見込まれます。このため現行の行政界を前提とした場合の課題に加え、行政界を変更した場合の効果や影響も含め、課題の洗い出しと整理を行う必要があることから検討を行っているものであります。

②の組合設立準備会と意見交換はしたのか。行政界に係る課題が存在する地区であることは、

組合設立準備会においても認識しているところであり、検討業務の中で整理された課題につきましては、組合設立準備会事務局と意見交換を行い、情報共有を行っているところです。

③行政界変更にかかる期間はどの程度かということですが、行政界の変更には、両市村での協議、地元自治会や地権者及び関係機関への説明と合意形成、両市村議会での議決、そして県知事への申請と、地方自治法に基づく厳格な手続が必要となります。一般的には合意形成から告示まで数年を要する手続となります。

④の行政界の変更によって今まで進めてきた跡地利用計画への影響はどの程度あるかということですが、今回の検討業務は、これまで整理してきた跡地利用計画について、事業の実現性をさらに高めることを目的として実施するものです。行政界の変更につきましては、現時点で実施を決定したものではありませんので、跡地利用計画への影響の程度を断定的に申し上げることは差し控えたいと考えております。一方で、仮に行政界の変更を行う方針で、関係者間の合意に至った場合には、必要となる手続や調整に一定の期間を要することが想定されます。

⑤の土地区画整理事業区域と市街化編入区域は一致しなければならないが行政界の変更の中において市街化編入の件は含まれているかという質問ですが、御指摘のとおり、土地区画整理事業を行うためには、当該区域を市街化区域へ編入する必要があります。新しい行政界が確定しなければ最終的な市街化区域の境界も確定できないため、行政界変更の手続の際には、市街化編入に向けた県との事前協議や整合性の確認作業も含めて、一体的に進める必要がございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

ありがとうございます。

浸水問題の件から進めていきますが、実は去年末に屋宜原に住んでいる知人から島袋の浸水問題の根本原因というか、大きい原因は山里地域から来る排水にあるのではないかというところを聞いて、年明けすぐに現場を見に行きました。やはりというか、沖縄警察署と隣にコザ住宅商事というのがあって、その間に排水路があります。そこを見たときに山里方面北側から来るものと、団地方面から来るものと、警察署方面から来る３つの排水が島袋に向かっている排水にありました。それが打開できないと島袋の浸水問題というのは解決が大きく前進しないのではないかと思っています。これまで村当局が３号調整池であるとか、仮設の５号調整池も造ってきた。そこで浸水の低減に向けて取り組んできたことにはとても感謝もしているところですが、今、言った前段の山里から来る排水をどうにかしないと、というところは、私強く感じたところです。そこでちょうどタイミング的にロウワー・プラザ地域が返還される。区画整理事業が始まる。そのタイミングで切り回しをして、ロウワー・プラザ方面に向けていかないと、これは二度とできないのかというところがあるので、ぜひ組合設立準備会の方であるとか、沖縄市の担当部局というか、担当課と話を詰めてほしいと思っています。担当課のほうとしては、現場も確認しているところであると思いますが、ぜひ村長、実態を把握するために村長も現場に足を運んで、ここが原因なのかというのをぜひ認識してほしいと思いますが、これまで沖縄市とも過去にやり取りしてきたと、この間、課長からも話があったのですが、改めて具体的にどういう取組をしてきたかというのを話を伺ってもいいですか。現場の確認も。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、御指摘のあった山里区域への排水につい

て承知はしております。そしてまた現場についても大雨時の総務課との現場調査、あるいはまた上下水道課の皆さんと一緒に現場を見ております。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

沖縄市との協議といいますか、切り回しについての特段の協議はしておりませんが、過去に平成13年と平成14年に台風や集中豪雨による床下浸水が発生していまして、そのときに村として、上流側の沖縄市に要請を行っております。その後、沖縄市のほうで基本設計をしまして、その中でロウワー・プラザ地区へ切り回す検討がなされているということになっております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

去る予算質疑の中で建設文教常任委員会の中で上下水道課長からの答弁ですが、仮設の５号調整池が地権者の方と話がまとまって、本整備に向かうという話をしていました。私の中では、この浸水問題の大元は山里と思っているので、もちろんこれまで３号調整池とかいろいろ整備してきた。５号調整池を本整備することでの効果というのはいかほどを予想しているのか。向こうからの浸水の原因の根本的なものというのはどこにあるのかというのを教えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

今、議員がおっしゃるとおり、山里地区からの流入が今５号仮設調整池沿いの水路と比嘉雨水幹線が直角に合流することで、合流損失が発生している。合流付近で水位が上昇して、比嘉雨水幹線の上流側の低地部で冠水を助長している状況であります。この５号調整池の本整備と比嘉雨水幹線と合流する山里地区からの流量を減少させることで、浸水の低減効果が期待できます。そのためにも国道を横断させず、水路を切り回すことが必要と考えております。５号調整池については、合流損失を軽減するためにもぜひ必要な調整池となっております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

私の中では５号調整池、３号調整池、今後は４号調整池もという話もあるのですが、そこの整備よりも、よりロウワー・プラザに向けるというのが優先順位が高いのか、プライオリティーが高いのかと思うところはあります。ただ、合流損失という課題もあるのであれば、そこはそこでしっかり取り組んでいただいて、島袋の浸水問題というのは、長期にわたって地域を苦しめてきて、ぜひ一日も早く課題解決にという強い自治会の思いがあるので、村長、ここは北中城村がどうこう整備するというよりも、沖縄市側の考えと、また区画整理準備会の考えが我々の意図を感じてもらわないと進まない話なので、ぜひそこは強い意志で必ず進めるということで、取り組んでほしいと思っています。それを意思確認したいのですが、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、御指摘のあった上下水道の切り回し、ロウワー・プラザの切り回しについては非常に重要なことだと思っておりますので、私も原課と一緒に、そしてまた沖縄市も含めて、一緒になって検討してまいります。そして両首長同士の話合いが必要であると思いますので、その話合いもぜひ沖縄市のほうともしたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

質問項目の最後に、上下水道課長、意見交換をしたとあります。当該市町村の担当、関連課長と組合設立準備会、コンサルタントも含めてとありますが、北中城村側からこう進めてほしいと意見をしたときに、反応はどうだったのですか。特に組合設立準備会に対してはどういう答えでしたか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えいたします。

組合設立準備会の事務局のほうにこの話はしておりまして、この中で土地区画整理事業としての水路の整備については、地区外排水なので、主体となって区画整理事業でやることは難しいということをおっしゃっていました。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

これを進めるということで、ぜひお力をよろしくお願いします。

次に、喜舎場住宅地区の件ですが、今、答弁を聞くと、関係機関と数回にわたって情報共有をしてきたということですが、令和７年度に、これは答弁中ですが、沖縄県ＮＥＸＣＯ西日本、沖縄総合事務局、沖縄防衛局などの関係機関と事務担当者との情報共有をしてきた。概略設計の実現性についても意見交換をしたとあるのですが、この実現可能性についてはどういう意見をしていますか、ちょっと踏み込んで内容を教えてください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

喜屋武議員の御質問にお答えいたします。

実現性についての意見ですが、現在の計画について実現できるように、少しずつ変更してきているということですので、実現できます、できませんというところではなくて、実現に向けて一歩一歩進んでいるという状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

今年の２月１日に中央公民館で喜舎場住宅地区の地権者説明会があったと聞いています。説明会の資料をコピーして頂いたのですが、それをちょっと読むと、喜舎場スマートインターチェンジのフルインター化を村、県、ＮＥＸＣＯ等を含めて検討すると大きく表示されている。でもそこから10ページにおいては時系列的に、まず平成25年にこの話が出てきて、ポイントは平成27年と平成29年の間に統合計画の中で示された返還予定区域においては、フルインター化はちょっと厳しいという判断がされています。区域が不一致であると。これはもう厳しいという判断で認識しているんですが、そういう判断の中で、ある程度時間がたって、６年後にフルインター化の考えからインターチェンジの拡充化に方針というか、表現も変わっています。去年の６月定例会で比嘉悟議員の一般質問への答弁で、那覇からの下り口を中心に、４分の３インターチェンジでの整備が効果的であると答弁しているんですが、フルインターから４分の３インターチェンジ案に変わった。その根拠的なものも含めて、４分の３インターチェンジになったときに地域への移動利便性であるとか、地域の経済効果とかというのももちろん図られて４分の３インターチェンジ化に方針を決めていると思うんですが、その点を具体的に聞けますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

かつてはインターチェンジは有料化を含めて、返還区域を超える形で、そういった計画が出ていたところでございます。それが恐らく米軍との共同利用であるとか、そういったものを含めて、横に細長くなるような形状のインターチェンジの形状を考えておりました。それから防衛局とのやり取りにおいて、返還区域がある程度、日米合同委員会で決まった区域に決まってきましたので、そういった形での形状の変更を行ってきたというところです。今、議員がおっしゃっているフルインター化というのは、恐らく４方向から下りたり乗ったりできるインターチェンジのことかと思っていますが、村といたしましては、将来的には４分の４のインターチェンジを目指していきたい。ただし、今回整備を予定しているのが、返還区域をまず利用して、現在の４分の１のインターチェンジから那覇方面からの下り口、北部へ上っていくインターチェンジをプラスして、４分の３インターというふうに今、検討しております。将来的に４分の３から４分の４を目指して、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

答弁漏れがあります。交通量調査とか、交通利便性とか、そういうのも多分根拠というか、調査していると思うんですが、それはどうですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

前回の定例会でも比嘉悟議員から質問があった件になると思いますが、まず交通量推計として、喜舎場から名護向け、北部に向かうものが１日当たり465台、喜舎場から那覇に向けて現在設置済みのスマートインターチェンジが4,938台、喜舎場住宅地側、今計画を予定している那覇から喜舎場に下りる台数が１日当たり4,852台、喜舎場から名護に向かう台数が423台となっておりますので、喜舎場住宅地側の那覇から下りる車の台数が相当量あるかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

今これぐらいの数字が出ているというのをちょっとびっくりしているんですが、単純に朝夕、北中城インターチェンジ付近、沖縄南であるとか、西原インターチェンジの朝夕の混みというのを見て感じるのは、すごく混みます。言えば、県道からインターチェンジに進入路に入ってきてからも混みますが、それ以前でも混むんです。そうなったときに今おっしゃっていた交通量調査で出てきた数字から見ると、ここに持ってくることで、多分ほかのインターチェンジは渋滞が少し緩和されるかもしれないが、でもここでの渋滞はすごく影響が出てくると思うんです。そもそもはインターチェンジというのは、地域の経済振興に役立てるものというのを目的の一つになっているが、今でもすごい渋滞がある。県道を拡幅したら、ある程度緩和されるかもしれない。でも緩和された分、インターチェンジが、４分の３インターチェンジにしてもできることで、すごい交通渋滞を巻き起こして、地域の人とか、利用する方とかのストレスとか、経済的な損失とかも出てくると思うんですが、こういう発想というか、ごめんなさい、私は素人だから何とも言えませんが、関わっている担当として、それでもインターチェンジは現状ではなくて、拡充するという考えなのかも聞きたい

です。ある程度シミュレーションはされていると思いますが。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、確かにそういった懸念点はございますが、現在石平交差点であるとか、安谷屋交差点、そういったところのストレスが緩和され、渋滞が緩和されて、整備効果として表れてきて、北中城村だけではなくて、中部一帯に経済効果をもたらして、それがまた本村にも経済効果として返ってくるのかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

地図上でざっくり見たときに、県道81号線からインターチェンジに入ってくる進入口からＥＴＣのバーまでの距離、このバーから本道に入るまでの距離というのはなかなか短いかと。そこが余計に渋滞を引き起こすと思っているんです。そういうのも見たときに、私はインターチェンジの案というのは、しっかり見る必要があるのではないかと思っているところと、この事業主体が沖縄県がやるという意見交換という答弁であったんですが、事業主体が沖縄県だったら、それに係る整備費用というのもみんな沖縄県が持つ、国土交通省とかが持つということで認識していいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

あくまで現時点で沖縄県と正式決定というところではないので、沖縄県が持つという決定ではないのですが、一般的に取り付け道路を管理するのは沖縄県となっておりますので、そういった整備を村のほうで予備設計をある程度まで進めて、ある一定の段階から県のほうに引き継いでいくことになるのかと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

地権者説明会の資料の中で、跡地利用の方向性という項目があって、ここですが、その文言を見ると、言えば今、仮に４分の３のインターチェンジを整備するということを前提に、残ったところ、空いている土地というか、残りの土地を行政交流拠点にしたいという考え、一つ一つの特性とかも見たときに、確かにこのエリアというのは役場を中心にしたら、すごいコンパクトシティという考え方の下でいくと、そこにいろんなものを集積したほうが効果は大きいと思うんです。私が何を言いたいかというのは、そこに何か考え、力点を置いて、北中城村の次の発展につなげていったほうがいいのではないかと思うんです。現状、私が見る限り、４分の３のフルインターにしたことでの効果というのは、もちろん沖縄県全体のものはあるのかもしれないけれども、そこも明確ではない。でも北中城村の行政としては、北中城村の振興発展にどこまで大きく効果を出すかとなったら、そのフルインター化の考えよりも、行政交流拠点というところに力を入れたほうがいいと思うけれども、村長、どう思いますか。これは一旦造ってしまったら壊せないから、向こう50年、100年ぐらいの勢いのプロジェクトになるから、そこはしっかり、過去のフルインター化しようという方向で来たから、何か後戻りできないではなくて、あの当時の社会情勢、経済状況とは違うから、今と考えたときに、もっともっとやるべきことというのをどう思うかと感じるのですが。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、喜屋武議員がおっしゃった意見というのは大変いいアイデアかと思っております。私たち行政といたしましても、行政財産、特に役場機能、防災機能本部拠点施設としての機能を有する施設は、今のところ役場。役場もまた手狭になってきていますし、ある意味では、そこが非常に適切かと思います。今、我々は役場建設のための反省もかなり職員にはありますので、その反省を活かして、全体の機能的な公共施設の整備にこれからあの土地が返還される予定の土地が大変有効かと思っておりますので、それも検討の一つに加えさせていただきます。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

去年の北中城広報の施政方針の欄のページがあって、ここは秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成という跡地利用ということで、喜舎場住宅地区については、既存住宅の移設状況を注視して、当地区に適した有効な跡地利用を検討すると考えたときに、その村長の施政方針の大きい考え方と、でも今、担当課が何か私の中では４分の３フルインターとか、そういうありきで進んでいるところがちょっと整合性が合わないところがあって、これは決まってしまったらずっとこうなるので、ややもするとずっと交通渋滞が起こるかもしれないし、ここは朝夕通れないような感じにもならないかという心配があるので、それについてはどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、私が申し上げたのは、ある意味でインターチェンジも含めて、残りの残地についてかなり大きな用地が残りますので、その用地の活用について、公共施設は貼り付けたいという意味合いでございます。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

まず地権者の皆さんの合意が必要になってくるというのが大前提になりますので、一番の課題としては、用地買収であるとか、そういったものが課題になってくるかと思っています。できるだけ地権者の合意形成を何と言いますか、役場のほうからも側面で取り付けながら、できるだけスマートインターチェンジを仮に整備するにしても、残りの土地を村としても有効活用できるように、そういうふうな形で計画をしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

今年の２月12日の地権者説明会では、このインターチェンジで進めるという話に対して、地権者はどういう意見をしていますか、アンケートとかも取ったという話ですが。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

すみません、ちょっと具体的な数字が飛んでしまっているんですが、まずアンケートとして、おおむね村の全体計画に賛同いたしますというのが過半数以上ございました。その一方で、計画を策定していく際であるとか、今後の進め方として、地権者一人一人の考えも尊重してほしいということがありましたので、おおむね全体としての村の考え方には反対はないのだけれども、地権者一人一人の意向も丁寧に確認してほしいという結果となっております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

きちんと村の計画の中で、そういう懸念があるというものもちゃんと示しているということですか、そう認識するのですが。それと村長の先ほどの答弁は、４分の３インターチェンジを整備した残地を行政交流拠点ということで進めていきますということですが、そうしたらこの施政方針の文言というのは、今言った答弁の内容ということですよね。これは有効な跡地利用を検討するということになっているので、いや、私の中ではすごくとてもいい場所だと思うんです。役場の隣。何か防災があったときに、もちろん現時点ではライカムの村民体育館であるとか、イオンライカム、徳洲会、またあっちは何でしたか、ＬＮＧでしたか、エネルギーがあります。何かあったときに電源も取れるとかという、向こうがそもそも今、防災機能を有したものではあるけれども、そこをもう一つの拠点化として、このエリアが利用されるということはすごいいい場所にもなり得る。まっさらなところに今後の北中城村の公共施設をどう持っていくかで、いろいろ個性が変わってくると思うので、その点をもっとしっかりやってほしいと思っています。それについては、最後です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これまでインターチェンジを整備するということで話を進めてきております、行政の行動はそのように取っておりますので、そしてまた他機関との調整もやっております。これをまた無にするということは大変難しいものがあると思います。またインターチェンジの整備後の残地として今、予定といたしましては、２ヘクタールから2.2ヘクタールぐらいの残地が出てくるわけです。そうしますと、大体この2.2ヘクタールというのは、ある意味ではしおさい公苑をちょっと大きくした、しおさい公苑ぐらいの面積を持ちます。それぐらいの面積になりますので、かなりそれについて公の施設の整備、あるいは公有施設を整備していくというのは、我々のこういう手狭な公有施設からすると大変有効かと思っておりますので、その案もプランも大事かと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

今、村長の答弁を聞くと、以前からフルインター化で進んでいたから、そこはもう継続しなければいけないという気持ちも分かりますが、でもいろんな過去の事業とかも、あの当時計画していた環境と今は違うというのは絶対あるんです。そうなったときに柔軟に、これはブラッシュアップして、もっと拡大しよう。でもこれは閉じようとかという考え方もないと、私はよく言われる社会情勢というのはすごいスピードで動いているので、技術革新も大きく動いている中で、あの当時の計画のものと、既にクリアして、これは必要ないというところもあるから、そこは柔軟に構えたほうがいいのかと思っています。これは話を閉じて、次の質問に行きます。行政界変更について、今、見るといろんな意見交換等もしてきたとありますが、実は令和５年に沖縄総合事務局の予算を使って、沖縄市と北中城村の担当職員が行政界を変更して区画整理事業をやった宮城県の仙台市と利府町に行っています。行政区がまたがった区画整理事業に伴う変更の有無についての視察ですが、もう一方は、東京都の府中市と国立市は行政界がまたがっているところを、行政界を変更しないで、区画整理事業をしてきたという２か所を見に行っているんです。変更したところと変更してこなかったところ。そこの視察の後に、地主会、地権者会の理事会とか、役員、プロジェクトマネジャーとか、沖縄市の担当の人、北中城村は企画振興課長が検討委員会を開いて、そこでこの

事案に対してどう話し合われて決定したか。またコンサルから報告書もあると思うんですが、どういう報告書でしたか、分かりますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４２分　休憩

午前１０時４３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

すみません、その当時の詳細を把握しておりませんが、今回業務を検討するのに至った理由として、行政界に関わる課題が今後いろいろロウワー・プラザ地区の計画を進めていくに当たって、いろいろな場面でその行政界に係る課題が一つ一つの案件に関わってくるということで、今のうちに行政界を変更した場合のメリット、デメリット、変更しなかった場合のメリット、デメリット、そういったものを整理して、今後の検討に資するように調査を行うという今回の計画になっております。前回の調査につきましては、そういった事例があるということで、先進地というか、そういった事例のところを踏まえて、どういった行政界の変更のやり方があったのかというところを確認しに行っているというニュアンスかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

村長、この質問が実はこの項目の本丸的なもので、総合事務局のお金を使って視察に行っているんです。行政界がまたがった自治体が変更して区画整理事業を進めたところと、変更しないで進めたところの状況です。だからそこを申し訳ない、担当課長。通告を出しても、私何回か言いますよ、ほかの課にも。通告を出して、こんなに時間があるんです。再質問で何をするんですかというのを問い合わせしてもらわないと、私がこの質問をして、ちょっと当時のことはみたいな感じのことを言われたら、多分調べたら出てくると思うんです、ここが本丸なので。だからどこかの場面で全議員にも知らすべく、この答えを答弁してほしいのですが、実はその後に地主会で同じところを視察しに行っています。地主会の意見だと、これは行政界を変更して区画整理事業を進めたら厳しい。これはこんなやり方ではまずいという意見があったそうです。なぜかというと、私みたいな素人でも感じるところは、今、既に仮同意を取って、組合設立準備会ができているんです。90％ぐらい取れたと言っていたかな。その中で行政界を変えますということは、沖縄市の人が北中城村になる可能性もある。北中城村の人が沖縄市の人になる可能性もあるとなったら税金の問題も出てくるとなったら、せっかく仮同意を取って進んで、これから本事業に行こうとしているのに、これはまた振り出しに戻るということにもなります。そうしたら時間もかかる。反対する人も絶対出てくる。区画整理の難しいところというのはそこなんです。同意案件が難しいと言われている。私は専門ではないから分からないけれども。それをあえて同意案件のハードルを高くして、行政界を変更するというのはいかがなものかと思うんですが、この答弁の中では、それに対して組合設立準備会と３月12日に意見交換をしています。そこでの向こうの事務局の意見はどうですか、行政界を変える。こんなメリットがあるという当局側の考え、でもデメリットもあるということに対して。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

今回の検討業務ですけれども、繰り返しになりますが、あくまでも行政界の変更を前提としたものではありませんので、そういった観点から組合設立準備会のほうとも意見交換を行いまして、組合設立準備会のほうからは議員がおっしゃったように、スケジュールに対して大変懸念があるということをお聞きしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

今、企画振興課長があくまでも決定ではなくて検討すると言っているが、でもいろいろ調べていくと、行政界の変更をする労力を考えたら、もう検討すらしないほうがいい。逆にどんどん組合設立準備会を中心に進めていったほうがいいと思います。最近新聞にもまちづくりパートナーとして、三井不動産が協定締結に向けて交渉するという話がある中で、よほど地権者の方とか、村民はこれはうまくロウワー・プラザの返還が、まちづくりが進んでいるのだと思いますが、行政界の変更というのは、村にとって、すごい足かせになるのではないかと思っているので、その点、どうですか、区画整理、組合設立準備会とどれほど密にやり取りしていますか。週に何回とかあるんですか。必要性があったらやるのか。でもこれは喜舎場住宅の返還も含めて、ロウワー・プラザも地権者も多いし、すごく大きなプロジェクトではないですか。これは密にしないとまずいと思いますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えします。

定期的にというよりは、状況に応じて必要があれば意見交換を行うということになっております。すみません、先ほどの答弁の追加ですが、何回もしつこいようですが、あくまでも行政界の変更を前提としたものではない検討業務、行政界を変更しなかった場合にどういった調整が必要なのかというところも検討しておりますので、そういったところも含めた検討業務となっております。あくまでも変更しなかった場合の課題もどういったものが出てくるのかというところも検討しております。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

今ロウワー・プラザの地図の全体図を見たときに、北側に沖縄市、ジグザクの境界線があって、南に北中城村と。それを極端どう区切ろうとしていますか、行政界を変更しようという考えを今、持っているんですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

先進地、これまで行ってきていた事例の中ですと、ある程度地形地物、上物とか、そういったものを利用した行政界の変更の仕方がいいのかということで、報告を受けています。現在上物が具体的に何ができるか決まっていない状況ですので、現在ある地形地物としては、真ん中につながっている河川、そういったものを利用しながら、面積を変更した場合、変更しなかった場合のシミュレーションを幾つかやっている状況です。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

行政界が今のジグザクの状態である中でもまたがった形で道も造れるし、インフラは整備できます。その考え方でいいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

可能ではあると思いますが、そういった場合に所管であるとか、管理区分が相当複雑化するかという懸念点はございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

この資料を見ても、そこが大きい問題になるから、行政界を変えるんだというところですが、でも私から見たら、行政界を変更することで、地権者から改めて同意を取る。先ほど言った税金の問題も出てくるし、いろんな減歩の問題も出てくるしとか、そこのほうが時間がかかる、複雑ではないかと思うので、だからぜひしっかり話を詰めて、土地区画整理組合の準備会の方と本当に密にやっていかないと、言えば喜舎場住宅地区の話もそうだけれども、向こう北中城の50年、100年ぐらいの勢いの大きいプロジェクトになるので、しっかり進めていっていただきたいと思っています。

それと、例えば今は総合調整監がおられて、企画振興課がいる。建設課にもまたがるのですか、このプロジェクトは。以前北中城村にプロジェクト推進課とありました。そんな感じのものをここに特化したものをやっていったほうがいいと私は思うんです。例えば宜野湾市だったらキャンプ瑞慶覧の西普天間、あの住宅地区は基地跡地推進課を中心にプロジェクトを推進していっている。沖縄市においては、基地政策課が中心なんですか、そういうところで北中城村も、村長、特化した課が必要ではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大きなプロジェクトを成就するにはやはりそういった課というのは有効かと思っております。ただ、今の段階で、うちの小さい町村ですと、それぞれ相当な事業を兼務しておりますので、そこを一つのプロジェクトで特化するということは、大変難しいものがあるんですが、それは大変有効かと思いますので、今後、プロジェクトチームを編成することについては、十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

最後になりますが、今の答弁からすると、もちろん沖縄市とか、宜野湾市とは比べられません。予算規模も違うし、職員の数も違う。北中城村の財政規模と職員の数からしたら厳しい。だったら余計にまたがるよりかは、集中させたほうが、私はこのプロジェクトに期待しているんです。北中城村がどこまで発展するかという期待感があるので、ちょっと申し訳ないかもしれませんが、そこの初動で何か中途半端になってしまうと、全然発展性が乏しくなると思うので、しっかりこの喜舎場住宅地区とロウワー・プラザのところは共通していないか、特に区画整理組合準備会とのやり取りというのはとても重要になってくるので、そこをしっかりやり取りできるということを最後に答弁をもらって終わりたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現時点で返還時期が明確になっておりませんので、どうしても区画整理に関わる根幹の前提条件がまだはっきりしていないところもあって、現時点でできるものは全てやっているつもりでございます。今後また状況が、展開が変わり次第、村としても対応方針も含めて、また適切に関わってまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武　功議員。

○６番（喜屋武　功議員）

もう終わろうと思ったんですが、防衛局長が喜舎場住宅地区の次はロウワー・プラザですと言っています。だから必ず来るんです、返還の時期は明記されていなくても、もう近い将来。前々から準備していないと厳しいと思うので、しっかりお願いします。終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時５５分　休憩

午前１１時０５分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

通告に従いまして、一般質問を行います。

１点目は、ごみ処理の現状について、３項目伺います。

（１）新一般廃棄物処理施設整備事業の進捗状況を伺う。

（２）全国的にリチウムイオン電池の不適切な分別が原因と思われる発火・発煙事故が起きている。ここ数年、沖縄県内でも10市町村で計18件発生していたと新聞報道があった。２月12日には、本村ホームページに、充電式電池等の収集方法が変更（有害・危険ごみへ）になります。とお知らせが掲載された。令和８年４月１日以降、これまで燃やさないごみで出していたものが、有害・危険ごみへ変更となったが、広報３月号には掲載がなかった。村民へ危険な物が近くにあるという周知をどのようにお考えか伺う。

（３）令和７年４月より、ゴミの減量化・資源化施策として、村指定ごみ袋の価格とデザインが改定された。その後、ごみの減量化・資源化の状況を伺う。

２点目は、児童生徒の安全についてです。

今年に入り、児童生徒の暴力等の動画がＳＮＳ上に投稿、拡散されるケースが相次ぎ、全国的に問題となっている。ＳＮＳでの動画の投稿は拡散され、個人情報が半永久的に残るデジタルタトゥーなどの問題が懸念される。我が村の児童生徒を守る観点から、村内で事案等は発生していないか伺う。

３点目は、村制施行80周年事業についてです。

北中城村は今年、村制施行80周年であり、同時に中城村から分村し80年です。このような節目の記念すべき年に村としての取り組みについて伺う。

以上、３点よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉悟議員の御質問にお答えいたします。

まず１番目のごみ処理の現状についてでございます。

（１）新一般廃棄物処理施設整備事業の進捗についてでございます。

令和７年度については、地質調査や測量、実施設計を進めるとともに、既存野球場の工作物撤去工事を実施しております。令和８年度に新施設の本体工事に着手し、令和８年４月15日（水）には起工式が行われますので、本格的な建設工事が進められることとなっております。最終的な供用開始については、令和11年度中を目指しており、計画に基づき着実に事業が進んでおります。

（２）リチウムイオンについてでございます。

リチウムイオン電池等に起因する火災事故は、ごみ収集車や処理施設での圧縮・破砕時に生じる物理的衝撃が主な発火原因であり、その多くが『可燃ごみ』への不適切な混入によるものであると判明しております。

こうした事故を防ぐためには、住民の皆様の御協力が不可欠で、村としましては、徹底して

いただきたい対策として、『混ぜない』『分別区分を守る』『（端子を）絶縁する』の３点について重点的に啓発したいと考えております。

ホームページに掲載している変更内容については、４月号の広報に掲載を予定しておりますので、今後も村ホームページや広報紙への掲載に加え、村公式ＬＩＮＥ、防災行政無線による注意喚起など、村民の皆様の意識向上と分別の徹底を強く呼びかけてまいりたいと思います。

（３）のゴミの減量化・資源化施策として、村指定ごみ袋の価格とデザインが改定された。その後、ごみの減量化・資源化の状況ということです。

手数料改定後のごみ排出見込みについて、令和６年度と７年度を比較しますと、可燃ごみで73トン（1.2%）減、不燃ごみで13トン（8.9%）減、粗大ごみにおいては78トン（29.5%）の減少を見込んでおります。

また、直近５年間の平均値との比較においても、可燃ごみ１％、不燃ごみ16%、粗大ごみ21%の減少となる見通しであり、今回の改定が村民の皆様の排出抑制意識の向上に、一定の効果をあげたものと考えております。

資源化の状況につきましては、本村においては、古紙、古布、ビン、缶、ペットボトルなどを資源ごみとして分別収集しております。公表可能な直近の確定値である令和２年度のリサイクル率（再生利用率）は14.8%となっており、県平均（14.5%）をわずかながら上回る実績ですが、本村が独自に取り組んでいる「植物ごみ」の資源化を含めますと、その数値は約24%となり、県平均を大きく上回るものとなっております。

②の児童生徒の安全についてでございます。

児童生徒の暴力等の動画がＳＮＳ上に投稿、拡散されるケースが相次ぎ、全国的に問題となっている件については、あってはならないことであり、教育委員会としても懸念しております。本村においては、そのような事案はございませんが、学校の教育活動も含め、未然防止に努めてまいりたいと思います。

③の村制施行80周年事業についてでございます。

本村は、今年、村制施行80周年という大きな節目を迎えます。この記念すべき節目にあたり、村制施行80周年記念式典及び祝賀会を予定しています。同時に本年度に実施予定の各種イベントにつきましても「村制施行80周年」の冠を付して実施し、年間を通じて機運の醸成を図っていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

それではごみ処理の現状についてから再質問をいたします。

新一般廃棄物処理施設整備事業は、来月15日には起工式も予定され、着実に事業が進んでいるようでよかったです。この件は予算委員会でも質疑があり、首長クラスの連絡協議会が年１回と答弁がありました。それでは首長以下の担当者レベル会議、作業部会と言いますか、それはどれぐらいの頻度で会議等があるのか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

比嘉悟議員の御質問にお答えします。

浦添市との一般廃棄物処理施設の建設については、作業部会の担当の幹事会がありまして、年の回数については決められておりませんが、大体その幹事会が２回、作業部会も２回程度は実施しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

供用開始が令和11年度中ということですが、それまでに料金とか、細かいすり合わせとか、事務的な作業があると思うんですが、そういうスケジュール的なものは決まっていますか、いつまでにと決めて、いつから供用開始か。火葬場のときはいただいたのですが、そういったスケジュールがあるのか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

細かい詳細については実はこれからです。ただし、その分別、ごみを排出する場合に分別が必要になってきますので、その分別については浦添市に基本的に合わせていくという話はこれまでやっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

分別は浦添市に従っていく。ごみの種類は燃やすごみ、燃やさないごみ、有害危険ごみ、資源ごみ、粗大ごみなど、全て浦添市の新施設で回収ということになるのか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

今、予定しているのは資源ごみ以外については、浦添市で処分・処理するということで決まっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

これからもろもろ決定していかないといけない。次の質問でも関連するので、また後ほど触れたいと思います。

次に、リチウムイオン電池について再質問をいたします。

火災発生事例として、令和２年埼玉県上尾市では、火災後９か月半の稼働停止、復旧工事費約４億7,000万円、加えてその間のごみ処理委託に約5,000万円、令和４年栃木県宇都宮市では、ごみ処理施設の約７割が失われ、被害総額55億円、令和７年１月埼玉県川口市、施設復旧や他自治体へのごみ処理委託などで総額67億4,000万円、小さな電池が処理を間違うと多大な損害を被ります。那覇市でも今年１月、県道を走っていた収集車から煙が上がり、消防が放水して煙を消し止める事案もありました。そこで北中城村、中城村では収集車や施設でそういう煙が出る、火災が発生する事例は起きていないか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

これまで収集現場及び収集時における村内の火災事故についての報告はございません。ただし、ごみ処理場の青葉苑において、直近の火災事故について報告があるのが、平成31年３月と令和６年10月の２件の報告がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

令和６年のものは直近なので、こういったモバイルバッテリーとか、そういう原因までは分かっていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

両方とも現時点では発火原因物の特定には至

っておりません。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

国土交通省はモバイルバッテリーですが、来月４月から機内での使用を禁止する方針を決め、スマートフォンなどへの使用だけでなく、機内のコンセントでバッテリーを充電することも禁じると、各航空会社に通知するものです。危険物があることを強く啓発し、安易なごみ捨てが巨大な税負担になることを知らせるべきだと思いますが、村長の見解はいかがでしょう。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

リチウムイオン電池の圧搾等によっての事故を私も承知しております。こういったことについては、一般廃棄物処理施設というのは大変な経費をかけた施設でございます。そしてまた我々の生活に密着した施設でございますので、そこがストップいたしますと、住民生活に多大な影響を及ぼしますので、そういった面でもしっかりと広報を徹底し、住民に周知を図りたいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

現在、我が村のごみ処理は中城村、北中城村の一部事務組合の青葉苑にて行っています。北中城村はリチウムイオン電池を来月４月からこれまで燃やさないごみで出していたものが、有害危険ごみへと変更になりましたが、中城村のホームページを見たら、中城村では小型充電式電池、ボタン電池の収集は行っていません。危険ごみに出さないでくださいとあり、役場窓口での回収のようです。同じ一部事務組合で、両村の違いがある。協議等はなされていないのか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

市町村のごみについては、一般廃棄物処理法という法律で市町村で処理の方法を決めなさいということがありますので、特に両村で合わす必要性はないのですが、なるべく合わせたほうが同じごみ処理場を使っておりますので、いいというふうにはされておりますが、我々としましては、リチウムイオン電池等については、今回、有害危険物として取り扱ったほうが我々としては混乱も少ないということで、今回の処理方法の判断に至ったというわけです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

統一しないでいいのかと思うんですが、いろんなところで火災が発生しているではないですか、そういった場合、北中城村のほうはオーケーが出ているから持っていって、被害が出た。北中城村で損害分を出せとか、そういった話にもなりかねないので、ぜひそこは統一したほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

今回この分別に至った考え方としましては、これまで北中城村は、乾電池につきましては有害危険ごみで収集しておりますので、リチウムイオン電池と充電式の電池についても同じ考えで、有害危険物に入れたほうが整理しやすいと。同じく取り出せない小型家電もありますので、これについても有害危険物だと。取り外せる場合については、電池は有害危険物で、取り外した本体はこれまでのように燃やさないごみにと

いうことでやっております。中城村はその有害危険物の取扱いがございませんので、それでそういった差があります。我々は有害危険物の収集の区分がありますので、それをなくすということはできないので、今回の対応ということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

浦添市もうちと同様、バッテリーが取り外しできない製品を有害危険ごみとして回収となっています。答弁にもあります可燃ごみへの不適切な混入が火災事故につながっている現状から、供用開始までには３市村足並みを合わせないと、300億円以上の事業費です。火災が発生し、収集車や施設が焼失となったら一大事です。早々にでも話し合う必要があると思いますが、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、新しい施設については、基本浦添市の分別に合わすということが決まっておりますので、我々としましては、そのリチウムイオン電池等については、浦添市と合っているので、これについてはそれでいいかと思っております。ただし、中城村のほうは取扱いが変わっていますので、今後１市２村、新一般廃棄物処理施設を運営する側として統一する必要はあると思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

今の答弁では、浦添市に合わすから。たまには中城村も有害危険ごみを出したら浦添市で回収になるという認識なんですが、そうしたら増えますよね、３市村に。今はおのおのやっていますけれども、それが持ち込まれないために全国的にいろんな動きがあって、もう回収しないとか、役場に持ってきてください。家電量販店に出してくださいというのがあるんですが、そういった話合いも上げたほうがいいのではないかという提案ですが、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

議員おっしゃるように、家電量販店にリサイクルに持ち込むというんですか、環境省としてはそれの方法がまず第一でございます。例えばこれはＪＢＲＣというリサイクルを推進する団体がありますが、そこの会員の商品、要は日本製でリサイクルが認められていますという商品については回収するけれども、それ以外、通販で外国製もたくさんございますので、そういったものの処理についてどうするかというのは町村で決めなさいと言うことになっておりますので、それについて３市村で決めたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

もしかすると家で発火することも考えられます。若い世代がよく持っているモバイルバッテリー、ハンディ扇風機、ワイヤレスイヤホンにも内蔵されているようで、村民の生命、財産を守る観点からも周知を徹底していただきたい。先ほどの答弁のように統一しないで４月号の広報に掲載するのか、村公式ＬＩＮＥ、チラシ、各公民館、公共施設にポスター掲示等を徹底した周知を望みますが、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

議員が御心配のとおり、いろんな発火の事故が全国で起こっております。先ほども村長の答弁にもありましたが、その分別するということが事故の軽減につながる、防止につながるということは聞いておりますので、その有害危険ごみ、リチウムイオン電池を含む充電式の電池、これの排出についての危険性を下げるための広報について尽力したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

良識があると言ったらあれですが、そういった方々も分別して出すんですが、答弁にもある不適切な混入、本当に分からないで適当に入れて捨ててしまう可能性もあるので、ぜひ周知徹底をお願いしたいです。

次に、ごみの減量化・資源化について、一定程度効果を上げていることは喜ばしい。これからもなお一層継続し、減量化・資源化に努めないといけないと考えます。村内には２月末現在、202世帯、470人の外国人もお住まいです。外国の方にも減量化・資源化に御理解をいただき、協力してもらわなければならないと思いますが、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

村内に住んでいて、ごみを排出する方は外国の方もいらっしゃいますので、外国の方にも周知できるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

しかし今、うちのごみ袋は、これは大で、全て日本語表記、ごみの分別、リサイクル、資源化に御協力くださいとか、注意事項があったり、かぶった場合、窒息などの危険が伴うこともありますと警告もあるんですが、全部日本語表記なんです。日本語が分からない外国人には伝わらないと思うんですが、今後英語表記とか、外国語表記のお考えはないのか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

今のところ申し訳ありませんが、その外国語表記は考えておりません。ただ、転入がある場合、ごみの説明もしております。こういった分別に関しても色等、指示はしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

買い替えるというか、また版とか、いろいろお金がかかると思いますが、令和11年度の一般廃棄物に向けてはぜひ検討していただきたい。今、村として、村民１人当たり年間どれぐらいのごみの排出量という試算は持っていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

村のごみ処理を計画する際に、一般廃棄物処理計画というものを10年に一度、見直しが主に５年に一度やるんですが、そこの中では直近公表できる数値としまして、令和２年になりますが、１人１日当たり1,157グラムが現状となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

では、ごみ処理手数料１人当たりという試算もありますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

すみません、計算をすればすぐ出るとは思うんですが、ごみ処理手数料としては１枚当たり、すみません、ちょっと数値のある資料を持っておりませんので、搬出量からごみ袋の枚数を割れば出てくると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

今月初めまで娘が長崎県の佐世保市にいました。佐世保市では、家から出る燃やせるごみ、燃やせないごみ、１人当たり年間900リットル、だからごみ袋で言ったら、これは45ですね、割ったら分かると思いますが、計算されています。佐世保市では、平成17年から二段階ごみ有料化制度を導入しています。この制度は指定ごみ袋購入補助券を市民に配布して、指定ごみ袋購入時に補助券を利用することで、一定量の排出、１人900リットルまではごみを出していい。ごみ処理手数料が佐世保市は年間4,200円、それが無料となって、袋代のみをお支払いする方式。それに指定ごみ袋購入補助券は、住民基本台帳に登録している方を対象に、世帯人数分配布されます。年間１人５枚の補助券が配布され、５名家族なら25枚の補助券が届くと。ごみ袋も４つのサイズがあり、ミニで7.5リットル24枚入り、小で15リットル12枚入り、中で30リットル６枚入り、大で45リットル４枚入り、全種類１組のトータルが180リットルになっていて、サイズ違いを５つ購入すると、ちょうど900リットルになる計算なんです。例えるとごみ袋大だと４枚入りなので、補助券５枚で20枚購入でき、５名家族なら100枚購入できます。佐世保市は指定ごみ袋であれば、燃やせるごみ、燃やせないごみ両方出せる。袋は分けなくてもいいと。補助券があれば、ごみ袋の実費代だけ、大体大の大きさで１枚当たり10円です。これは佐世保市のですが、補助券があったらミニで１枚４円、しかし、住民登録がないと補助券が配布されないので、ごみ袋実費代プラスごみ処理手数料が加算され、大１袋で４枚入り880円、１枚当たり220円もするんです。ミニサイズだと１組24枚入りで936円、１枚当たり39円、この袋でうちの袋より高いと。それぐらい意識がちょっと高いということです。現在、北中城村の集合住宅、アパート、マンション等は住民登録がなくても、ごみ袋を購入すれば、ごみが出せる状況という認識でよろしいか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

基本、住民登録がある方の収集と思っております。ただし、アパート等の一人一人が粗大ごみ以外のごみを住民登録があるかどうかというのは見ておりません。ただし、ごみ袋を購入するときに手数料を支払っていることになっておりますので、それについては収集しているということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

施設の運営、維持管理の高額な予算は村民負担です。住民登録がない方がどれだけいるか分かりませんが、住民登録のない方からも佐世保市のようにごみ処理手数料を負担していただくこと、これまで協議等はなされたことがあるか伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

非常に興味深い事例だと思って、勉強させていただきました。我々はまだこういった住民登録、あるいはそれについての何と言いますか、すみ分けと言うんですか、そういったものについて話し合ったことはございません。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

佐世保市の人口、令和８年３月１日現在、約22万5,000人、令和８年２月末現在、３市村の人口、浦添市11万5,459人、中城村２万2,852人、北中城村１万7,951人、合計15万6,262人、６万9,255人、佐世保市のほうが多いです。そこができていますので、新一般廃棄物処理整備事業に向けて、リチウムイオン電池やごみの減量化問題、供用開始について、これからいろいろ変更する、供用開始してからはいろいろ変更するのは大変だと思います。令和11年までの供用開始までは少し時間があるので、スタートする前にすり合わせや検討をしていただければと今回取り上げました。ぜひ小さい村からの意見を３市村の協議会で提案を求めます。村長の見解をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ごみの減量化については、我々の使命だと思っておりますので、これについては御意見のとおり、３市村で事務的な検討をしてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

全国にはいろいろな市町村があるので、ほかのいいところもあるかもしれません。新年度にライセンスが12ライセンスに増えた、アイジャンプ行政専門ニュースサイトも活用して、先進事例等を参考に、少しでも村民負担軽減につながるよう、よりよい方向に進むことを望みます。

それでは次に、児童生徒の安全について再質問いたします。

本村では事案発生がなく、ほっとしているところです。今年１月に文部科学省から各学校において、令和７年度中に児童生徒へのアンケート調査、１人１台端末を活用して、心の健康観察、学級担任やスクールカウンセラー等による面談など、各学校の状況に応じた方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないか、改めて確認を行っていただきたいと通知があったと思いますが、我が村の現状を調査、確認等は行っていますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

本村におきましては、毎月のように問題行動について調査をかけておりまして、それについても取りまとめながら回答をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

そのほか児童生徒に対し、暴力行為やいじめは決して許されるものではなく、事案によっては暴行罪、傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを改めて指導いただき、ともありましたが、このような対応も行っていますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

年に２回各校に出向きまして、生徒指導の学校訪問を行うというものも含めて、先ほどお伝えしました毎月の問題行動調査、その中でいじめについてもどのような内容なのかというところで細かく聞き取りながら、学校の対応策、こちらからの指導助言で子供たちの安全安心を支援しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

ＳＮＳ上に投稿・拡散されるとデジタルタトゥーとして、半永久的に残ってしまいます。そのようなＳＮＳ等の情報モラル教育はどのように行われているか伺います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

本村は３校、それぞれ情報モラルについては取組がなされております。中学校においては生徒向けのインターネット利用ガイドラインというものもありまして、禁止される行為だったり、そのほかタブレットの活用ルールとか、そういうエチケットについてのことを具体的に生徒に指導する。個人情報等についてもインターネット上には絶対に上げませんということで指導がなされているものと、あと小学校においては情報モラル教育の指導計画もございまして、心を磨く領域だったり、知恵を磨く領域だったりというところで、そういうものについて目標を持たせながらやっていることだったり、あと指導のカリキュラムの中では約束や決まりを守るというところで、１年生の道徳ではルールがないとどうなるのかとか、そうやって具体的なところで、このような共通する科目を活用しながら、情報モラル教育をなされております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

この情報モラル教育は先ほどは生徒指導でも年に２回とかあったんですが、その教育はこれも年に数回なのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

各学校の教育課程によるものではありますが、各学校においては年間計画の中に、その情報モラル教育を位置づけながら、その時々において、その教育の指導がなされているというところが確認できています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

我々のこれまでの時代とは違って、年に数回では多分足りないように思います。少し前まではいじめを受けていたら、学校を休めば被害を避けられたのですが、今はもう違います。24時間ＳＮＳで、どこにいてもという状況になっています。事あるごとに情報モラル教育を徹底して、児童生徒の安全安心を確保することを第一に対応を望みます。答弁に教育活動を含め、未然防止に努めたいとありますが、これまでどのようなことをして、これからどのようにしていくお考えか、お願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

具体的な例としましては、中城村、西原町、そして北中城村、３町村において、中学生フォーラムがございます。このフォーラムについては、今年度人権だったり、人というところでテ

ーマを持ちながらお互いで意見を交流させております。その中に小学生も交えながら、小学生が今度は小学校に持ち帰ってということで、そういう特色ある北中城村の取組がございます。その中でやはり人間を大切にするというところを重んじながら、次年度につなげていくということと、現在も中学校においては傾聴ということで、人のことを大切に聞くということだったり、本村としてもボイスシャワーということで、勇気づけのボイスシャワーを先生方が子供たちに浴びせることによって、子供たちも自己肯定感が高まるというような大変新しいことではないのですが、すぐにでもできるような、そういう取組を提案しながら、未然防止で人を大切にするというところにつなげながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

今、様々なことを取り組んで、またこれからも続けていただきたい。最初の答弁で、毎月アンケート調査を行っているようですが、調査方法はどのように、教室で並んでみんな一斉にアンケートを書くのか、どのような調査方法、アンケートをするのか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

各校におきましては、生徒指導の担当者がおりまして、その方を中心にそれぞれの学校で起こった問題行動について取りまとめていただいて、それを村のほうで集約して、そして中頭教育事務所のほうに報告という一連の流れがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

子供たちにアンケートを取るときにどのようにやっているか、教室に集めて、みんないるのに一緒に書かすのか。個別ではなく、教室でアンケート調査をするのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、個別にそれを記載しながら、回収し、状況を確認するというところで毎月いじめについては、そういう調査が行われております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

児童生徒が周りにいたら本音が書けないのではないかと今、心配です。だから拾い上げできていないのではないかと心配です。その点はどのようにお考えですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

児童生徒はそれぞれ端末を持っておりますので、今後また端末を活用したアンケート調査というところも展開していく、そのように考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

答弁にありました、現在タブレットで、生徒は先生に顔の表情のスタンプを送って、その日の健康状態を知らせているようですが、スタンプなので分かりづらいと。新年度より１人１台

端末が新しくなります。文部科学省も端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進しています。タブレットを通して健康観察相談窓口機能がついたシステムが無償、有償で幾つかありますが、我が北中城村はどのようなシステムを採用するか、今、決まっていますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時４６分　休憩

午前１１時４７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

今後端末入れ替えのときにそのソフトを導入しながら、子供たちの心の様子を読み取るというところを検討してまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

これは文部科学省のホームページから、無償だったらＧｏｏｇｌｅとかが健康観察相談窓口とか、データ可視化、マイクロソフトも健康観察相談窓口、あと有償になったら公益社団法人こどもの発達研究所等々、いろいろ出てくるんです。子供たちが使いやすい、些細なことも相談しやすい環境を整えていただきたい。教育長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉悟議員の質問にお答えいたします。

今ありましたように、次年度４月からは新しい端末を活用することとなっています。先ほどありましたように今、子供たちの健康状態であるとか、それから精神状態、それからいじめのこと等についても相談窓口となるようなソフトの活用をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

タブレットを配って、そこで聞きますが、タブレットにも頼らないで、本人の顔を見ないと、タブレットばかりでチェックするのではなくて、本人の表情とか、そういったのも徹底していただきたい。施政方針の１ページ目に、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態、ウェルビーイングで生活を送ることができる社会を目指し、策定した村こども計画に基づき、福祉と子育て支援の充実に取り組んでまいります。こども本人からの相談に応じる。こども家庭センターの設置に向け取り組んでまいりますとありますが、こども本人から学校関係の相談があった場合はどのような対応をするのか。これは多分こども未来課だと思いますが、施政方針には、こども本人からの相談に応じるとあります。子供からいろんな相談が来ると思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時４９分　休憩

午前１１時４９分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

議員の質問にお答えいたします。

教育委員会のほうに児童生徒からの相談があった場合には、しっかり話を聞いて、やはり丁寧さが大事だと思いますので、そのような対応で確認していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

ただいまの施政方針にございますこども家庭センターにおける子供の相談にどう対応するかという取組についてお答えさせていただきます。

まず子供たち自身が問題が起こる前に相談窓口を知っているということが大切であろうと。次に、相談できる人や場所というところをしっかりと確保する。それは学校とか、行政だけではなくて、地域の大人がキャッチした場合には、しっかりとしたそういった窓口へつないでいただくというネットワークも大切になりますので、そういった住民への周知もこれから必要になろうかと思っています。それから先ほどありましたように、相談窓口へのアクセスをどう確保するか、直接相談もそうなんですが、先ほど議員の御質問にもありましたようなタブレットを活用したものとか、あとＳＮＳを活用した相談といったアクセスを確保することも大切だろうと思っています。そして何より大切なのが子供たち自身が大人に相談できる力を育む、そういった取組が今後も必要になろうかと思っています。子供たちの権利意識の醸成を図るために、村の保育とか、教育がそういった視点を持って取組を今後やっていく。そういったものがこども家庭センターの取組の視点として重要になろうと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

学校側に相談できないから、もしかしたらそこに行くかもしれません。そういう事案も出てくるかもしれませんので、関係機関と連携して、決してあっちだよとたらい回しにしないような真摯な対応を望みます。

最後に、村制施行80周年事業について再質問いたします。

施政方針に村全体としての記念式典の記載がなかったのですが、だからどうかと思って質問に入れたのですが、答弁にもあるし、予算委員会でも11月頃をめどに開催予定ということで理解はしているところです。そのほかにも80周年関連では、平和の日の制定、農業振興では記念事業としてシンポジウムが予定され、文化振興では展示、イベントを予定、令和８年度は80周年で北中城村がさらに盛り上がることを期待します。その中で「ちょーで一村」について詳しく内容をお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

ちょーで一村協定につきましては、分村によって分断された北中城村と中城村が今後お互い発展していくことを目的にして、現時点では包括協定という形で大きな枠組みをまず作りましょうということで、取り進めております。個別具体的な取組については、今後のことになっていくのかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

急に振ってしまって、この協定締結はいつ頃を予定しているか伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現在、北中城村、中城村を分村した５月20日、それを想定して今、両村で取り進めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

締結する場所をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

場所についてはまだ御相談しておりませんが、恐らく北中城村、中城村と締結していく上で、そういった目的に合う場所、中城城跡とか、そういったところになるのかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

私が提案しようと思ったんですが、城壁がある城跡の前で締結、サインするぐらいだと思うんですが、よろしくお願いします。現在、清掃事務組合、消防組合、中城城跡管理組合、協働のまちづくり、新クリーンセンターも常に中城村とは一緒で、今後も観光協会も一緒にどうかということも考えられます。先日、中城村長にお話を伺いました。「ちょーで一村協定締結」、中城村の比嘉村長は、大きなイベントではなくて、現在両村で行われている事業、例えば農水産物フェアとか、それを年１回程度、イベントを一緒にして、お互いのさらなる発展を目指して、90周年、100周年に向けた取組になればというお話でした。ぜひあと２か月、５月20日、頑張っていただきたい。意気込みを村長、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

両村共同でやるということは大変難しいものがあるんですが、ただ、両村で共有するものもまたいっぱいございます。その共有する部分について、相互貸借とか、そういったあたりが施設で出てくると思いますので、まずは今、包括的な協定を交わして、それから事務的な詰めを、各課題また詰めると思います。かつて合併協議会がありましたが、合併協議会もそのような取り決めで、全課にまたがったと思います。しかし、議決まではいきませんが、それがスムーズに行くように、また各課で頑張りますので、私たちもまた頑張りますので、できるだけ早めに取り決めを交わしたいと。ただ、いかんせん包括的な協議ですから、それはすぐできると思います。ただ、具体的なことについては、今後、来月以降、５月以降になるかもしれませんが、しっかりそれは取り組んでまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

村長、合併の話は出さないほうがいい。もう終わっていますから。もう先のことを。ぎくしゃくするかもしれない。ぜひ前向きに締結をお願いします。北中城村域は去る沖縄戦直後、米軍施設の建設により、旧中城村の南部地域と北部地域の交通が遮断されるなど、現状では統一的な村行政が困難であるとして、南北の住民間で分村案が上がり、これを受け、協議の結果、沖縄民政府知事宛に分村申請がなされ、昭和21年、1946年５月20日、旧中城村域北部の12の行政区をもって分離が許可され、新たに北中城村として立村しました。施政方針にもあります、「この節目を、これまでの歩みを振り返り、村の誇りと絆を次世代へつないでいく機会とするとともに、将来に向けた新たな一歩を踏み出す年としてまいります」とありますが、子供たちに分村の歴史を伝えていくような事業が新年度予算には見えないのです。教育委員会として、80周年の節目に、次世代へつないでいく機会をどのようにお考えか、お願いします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

議員の質問にお答えいたします。

80周年を迎えるに当たっては、各学校に今年度のうちでお伝えはしているんですが、村の歴史、文化、特色だったり、そういう探求をするような学習をしながら、それをさらに発信し、そのよさをまた発展させるようなそういう一連の流れがあるということを見通しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

予算としては見えないんですが、それはどんな感じですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

校長会を通しまして、教育課程の中に総合的な学習という科目がございますので、その中に取り入れるなどをしながら、横断的なものもつなげたりしながら、発展していけるといいなと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉　悟議員。

○３番（比嘉　悟議員）

予算措置も含めて、昨年も補正で比嘉太郎物語も大盛況に終えることができました。やればできます。子供たちが歴史を踏まえ、北中城村に愛着が持てるような機会ができることを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

しばらく休憩します。

午前１１時５９分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問を行いたいと思います。若干多いと思いましたが、今回は大項別に５点ほど質問を考えました。まず１点目は村内の人里離れた無人のヤードの火事の件、２点目は南部延伸線（イオンモール東通り）から県道81号線に向かった中間ぐらいの交差点で起こった自動車事故の件、３点目は喜舎場ハウジングの一部の返還について、４点目は自主防災組織に関して、５点目は小中学校のＰＴＡ活動等について。以上５点の質問を行いたいと思います。

まず１点目、村内の人里離れたヤードの火事について。

シルバー人材センターの仕事で村営墓地の草刈りをしていたら突然少し離れたヤードの方向から真っ黒の煙が見えたと同時に複数の消防車のサイレンがけたたましく聞こえた。仕事を終えて現場に行ってみたが人影は見えなかった。土曜日であったので企業は休日と思う。しかし火事が起こっていた。そこで質問をしたいと思う。

（１）人影のないヤードで火事が起こったのは特に問題はなかったか。承知していれば説明をお願いします。

（２）私が現場についた時は誰もいなかったが、その前後に誰か関係者はいたか。

（３）消防車が数台出動したことで村との問題はないか。

２点目、村内の道路上の事故について。

南部延伸線（イオンモール東通り）から県道81号線に向かった中間ぐらいで起こった自動車事故について質問を行います。その通りの途中（中間ぐらい）に変則な十字路があり、また近くに割烹がある。歩道には大木がある。実はそ

の大木がドライバーの目を一瞬邪魔し事故を起こす要因になっているとのこと。そのことについては私自身も数名から大木が危険の存在になっていると言われたことがあります。

（１）そういった話を役場に問い合わせはなかったか。

（２）風景は少し損ねるが何とかして欲しいとのことであある。

（３）南部延伸道路のセンターラインが消えているが承知か。

（４）関連して和仁屋の公民館前の村道は国道329号の接点が出口になっている。ところが停止線がなくセンターラインのペンキも消えている。329号は事故も結構ある。何とかして欲しい。その関係者からも言われました。また熱田や渡口にも集落から329号に出る道路がありますが、そこにも停止線がないということです。

３点目、喜舎場ハウジングの基地内一部返還とのことだが。

（１）以前から喜舎場ハウジングの基地の土地を返還して欲しいと声がある。今回の話は事実か伺う。

（２）その日程は決まっているか。その予定日はいつか。

（３）それに伴い安谷屋から役場前も４車線になると考えるが、いかがですか。

（４）更に石平のリージョンクラブ前から北谷町の58号の北前までの基地の中の道路の返還は考えられないか。交通の便も一層よくなるし本村は住みたい村、また住んでみたい村になるのではないかと考えるが。

（５）管轄外だと思うがやりがいはあるのではないか。

４点目、自主防災組織等に関して。

今年度、喜舎場もやっと自主防災組織が立ち上がった。多くの区民は公民館前に集まり、はじめての事業を持った。自主防災訓練と炊き出し訓練の２つ事業を行った。幸いにも喜舎場は人材が豊富で役員もすぐ決まった。年１回その行事を持つことに決まった。

（１）喜舎場の自主防災組織が決まったのは遅かったように思えたが何番目かお伺いします。

（２）まだ決まっていない地域があるか伺う。

（３）行政は全体をまとめる準備は考えているか。

（４）行政が動き出すと全体的にもしっかり波及効果が出てくるのではないか。

（５）研修や勉強会等も持てるのではないか。

５点目、村内の小中学校のＰＴＡ活動等について。

本来なら議会で小中学校のＰＴＡ活動については議論は遠慮したほうが懸命ではないかと迷いながら質問します。個人的には小学校、高校でＰＴＡ活動の経験があるためと言ったほうがよいかも知れないというのが質問に至った理由である。下記の質問を行います。

（１）最近、村内の小学校でＰＴＡ活動が休止したとのことだが、正直大変驚いた。その理由が分かれば御説明をお願いします。

（２）児童生徒に精神的な影響はないか。保護者と先生方との問題はないか。

（３）学力の面で低下することはないか。またその前兆は見当たらないか。

（４）一方の先生方にもそれなりに影響はあると思うが、物心両面から影響があると思いますが、いかがでしょうか。

（５）学校側と教育委員会とＰＴＡの件で話し合いを持ったことはあるか。

（６）焦ることはないがＰＴＡの復活の見通しはあるか。先生方と話し合う中で感じることはありませんか。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたし

ます。

まず、大枠の１番目の村内の人里離れたヤードの火事についてでございます。

（１）の回答といたしまして、火事の原因については、ヤード所有者の依頼を受けてヤード内にあった鉄骨建物を解体中、近くにあった可燃物に火が移り火事が発生したものです。

（２）について、現場には、当事者と消防及び警察も駆けつけて消火活動、事情聴取が行われています。

（３）について、消火活動は、３台の消防車が出動したとのことです。また村に対し特に問題はございません。

大枠の２番目、村内の道路上の事故についてでございます。

（１）と（２）の回答については、役場にはそのような話・問い合わせはありませんが、視認性の改善について検討してまいります。

（３）について、一部区間でセンターライン（黄色実線）が見えにくい状況にあることを理解しております。なお、規制表示であり公安委員会（警察）の所管となるため、対応については警察に相談いたします。

（４）和仁屋公民館前の停止線及びセンターラインについては警察と調整の上、対応を検討いたします。その他の箇所の停止線については、具体的な箇所及び状況に応じて、法的な規制（一時停止義務）の必要性など警察に相談してまいります。

大枠の３番目の喜舎場ハウジングの基地内一部返還についてでございます。（１）と（２）の御質問につきましては、近々返還が予定されているとの一部報道を受けてのことかと推察いたします。新聞報道の際にも重ねて沖縄防衛局に確認を行いましたが、現段階では、具体的な返還日程は示されておらず、返還期日は「2024年度又はその後」のままとなっております。

（３）の回答といたしまして、県道拡幅工事の実施主体である沖縄県からもそのような計画であると伺っております。

（４）と（５）の回答については、現在、在日米軍においては、キャンプ瑞慶覧内の機能集約が進められていることから、返還の早期実現は容易ではない状況にあると認識しております。しかし一方で、基地負担の軽減に向けた取組は引き続き重要であると考えます。

大枠の４番目の自主防災組織等に関してでございます。

（１）の回答といたしまして、団地、渡口、和仁屋、熱田、仲順、石平、美崎に次いで８番目になります。

（２）については、14自治会のうち残りの６自治会において自主防災組織が組織されていません。

（３）について、社会福祉協議会も含めて（仮称）自主防災組織連絡会の立上げを考えております。

（４）について、行政が中心となるより各々の自主防災組織が自発的に動き出し連絡会が機能することが他の自治会も含め全体的にもしっかり波及効果が出てくると考えます。

（５）については、今でも自治会長会において、県が実施する自主防災組織向けの研修の案内等を行っています。さらに連絡会が組織されることで、各々の組織の課題等の情報交換や共有、研修や勉強会等も持てると考えます。

大枠の５番目については、教育長のほうから答弁いたします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉義弘議員の大枠の５点目、村内の小中学校の父母教師会活動等について、お答えいたします。

（１）の休止の理由についてでございますが、全加入者に執行部の担い手を公募したところ、

希望者がおらず、組織として継続することが困難となったため、一時休止の判断をしたと聞いております。

（２）の児童生徒に精神的な影響についてでございますが、影響が出ないように学校は細心の注意を払って対応しております。

（３）の学力の低下への影響につきましては、特に学力の面で低下するようなことはなく、基礎学力が定着できるよう、指導の工夫改善に取り組んでおります。

（４）先生方への影響についてでございますが、学校においては、保護者・地域への協力願いという形で、活動などへの参加依頼を行い、連携して進めております。清掃活動や美化作業においても多くの保護者や地域の方々からたくさんの協力があったと伺っております。

（５）の学校側と教育委員会の話合いにつきましては、学校長から現状報告も兼ねて、数回話合いを持っております。

（６）の今後の見通しについてでございますが、父母教師会の再開に向けて、令和８年度に準備委員会を立ち上げる予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

１番目の村内の人里離れたヤードの火事について再質問したいと思います。

シルバー人材センターの仕事で、私が村営墓地から少し時間はかかったが、責任者らしい人がいなかったので、大変気になったが、実際はどうでしたか。人為的な火事だったのか、それとも単なる不審火だったのか、御説明いただけませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

答弁でも申しましたとおり、建物の解体中、これはバーナーを使っての解体中です。その火花が可燃物に飛び火して出火したという報告を受けてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

火事になったということよりも、そこで火が出たということは、その企業の後始末をすることで起こったのか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

所有者から依頼を受けた方が鉄骨造の建物を解体する際に発生したものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

その責任者は村内の人ですか、それとも村外の人ですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時４４分　休憩

午後　１時４５分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

消防に確認したところ、特に責任者だったり、所有者の報告はこちらのほうでは受けていませんので、存じ上げません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

今も申し上げましたが、その近くに家がある。

外人住宅みたいな感じで20件ぐらいある。そういった人たちは、その火を見て、あるいは火事を見て、相当驚いたのではないかと思います。そのあたりのフォローはしなくてもいいのか、義務がないからいいのか。あるいはフォローして、大変御心配かけましたという挨拶とか、そういったものはすることはありませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特に役場、行政として、何かしらするということはございません。何かしら、その住んでいる方から問合せなどがあったら、分かる範囲ではお答えしますが、こちらのほうから進んでということはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

先ほどの責任者と今後のやり取りはないのかという中で、例えば我々は素人だからよく分かりませんが、消防の水を使ったり、消防車を動かしたり、そういったもので村や、あるいは消防局とのやり取りはありませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

消防の負担金に関しましては、火事の発生状況などに関係して負担金が上下するということはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

その後、いわゆる皆さん方に謝りに来たとか、あるいは申し訳なかったとか、そういったたぐいの挨拶はありましたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

役場のほうにはそういった連絡はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

先ほども言いましたが、近くの住民の反応はありませんでしたか。それともちょっと遠いから大丈夫だろうという考えであるのか、周囲の皆さん方の反応はどうだったのかと。その火事については、周囲の人たちよりもほかの人たちが、いわゆる遠いところから大火事だということで驚いたようですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現時点でそういったお問い合わせはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

次に行きたいと思います。村内の道路上の事故についてですが、個人的には村民からそこは危ないと何人かから以前聞いたことがあります。今回のように直接事故を起こした本人から訴えがあったのは初めてです。事故が発生した、居酒屋の名前を言っていいか分かりませんが、吉嶺の近くですが、事故の発生しやすい場所ではないかと思いますが、皆さん方、担当はどうですか。あの場所が少し事故の起こりやすい環境になっていないか、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

確かにその見通しが悪いということはございます。その辺を含めて今、一時停止義務のある箇所になっているということではないかと思うんですが、今まで著しく事故の発生が多いというところまではないのかという認識をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

事故を起こした方は、多少年齢のいった方で、女性であります。何で事故を起こしたのかと言いますと、県木はクロキか、クロキの木が街路樹として植えてありますが、それが育ち過ぎて、そしてまたもう１本隣に木があるということで、いわゆる反対側から来る車が見えない。来ないだろうと思ったら来ていたということでぶつけたと。そこまではたまたま変則的な十字路でやりにくい場所でもあるんです。前にも私は二、三人に聞いたということを言いましたが、やはりややこしい十字路だということを言われたことは事実であります。今、申し上げたいのは、この木が邪魔になっているようですが、そのあたりの考えはどうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時５１分　休憩

午後　１時５１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

今、一次答弁でもありますが、視認性の確保、視認性、要は見通しのいい形を取るために、伐採も含めて対策は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

御本人からすると、ぜひ切ってもらいたい。今現在は遠回りでイオンのほうに行っているようですが、この前も予算委員会で少し問題になりましたが、そこの木がいいか悪いか、あるいはまたそこに花を植えたらいいのではないかとか、そういう議論がありましたが、もしできれば事故が発生しやすい状況にあるので、何とか考えていただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時５２分　休憩

午後　１時５３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

では一つの方法として、そこに看板とか、気をつけてくださいというような表示をつくるとか、そういったことは考えられませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治会のほうから北中城村の交通安全推進協議会のほうに「危険です」という案内、掲示板の設置の要望がございましたら、こちらのほうで対応可能だと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

先ほど申し上げた中で、車が十字路に向かってくるのが早過ぎて見えないということで厳しいということを言っていますが、もう一つ、セ

ンターラインが消えていてよく見えない。スピードを出しやすいのかと思うんですが、そのあたりはどうですか。センターラインが消えているのは知っていますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これも一次答弁のほうでもお答えしていますが、一部見にくくなっているということは理解しております。ただ、このセンターラインが消えていることと、スピードとの関係、これについてはどういう因果関係があるのかというところは、正直言ってよく分かりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

我々も素人なので、センターラインが消えたからといって、スピードが出しやすい。安易に考えたら、スピードが出しやすいのかと思うのですが、しかし、その事実は分かりませんが、そういったことで、このあたりも心配になりましたので、今、質問をしましたけれども、もう１点、道路について、先ほど申し上げましたが、和仁屋公民館の前、これは公民館のちょうど向かいに幅広い村道があります。そこも自治会長から言われましたが、ここは全く線がないので、危ないので、そのあたり線を書くとか、そういったものはできませんかという問合せがありましたが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時５６分　休憩

午後　１時５６分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

喜舎場ハウジングの基地内の一部返還ということですが、安谷屋から役場前の２車線の拡幅については以前にも質問したことがありますが、新聞に喜舎場ハウジングの一部を返還されると知り、大変うれしくなりましたが、返還については本決まりでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

返還につきましては、条件が示されておりまして、まず返還期日ですが、返還期日は答弁にもありましたように、2024年度、またはその後ということで、あと返還条件がまだ満たされておりませんので、キャンプ瑞慶覧内へ家族住宅32戸を移設すること。その移設の後に返還の期日が示されるものとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

返還を非常に期待した一つの理由の中に、今の安谷屋から役場前の県道81号線が２車線になっているが、これを４車線に早く持っていけないのかという期待があって、今、返還のも聞きましたが、これはぜひ期待したいと思います。でも今日の朝の質問では、どっちかというと、高速道路のフルインターに質問がありましたが、その拡幅の件についてもぜひ皆さん方から強く要望していただきたいと思います。返還は今ちょっと聞きそびれたのですが、2026年頃ですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

返還の期日は2024年度、またはその後となっておりますので、現在2024年度は過ぎておりま

すので、現在としてはその後というところになっておりますので、条件が達成次第、返還ということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

非常に期待しているものでありますが、やはり４車線になると、その通りが流れもよくなるし、経済的にも効果が出ると。これは前にも申し上げましたが、ぜひ早めに実現するように努力していただきたいと思います。

もう１点、それに関連するかもしれませんが、リージョンクラブ前から北谷町の北前58号までの基地内の道路も返還の訴えをしたほうがよいと思うが、簡単にはいかないと思うが、交渉したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　２時００分　休憩

午後　２時０１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

先ほど村長からの答弁にもありましたように、今、在日米軍において、家族住宅の統廃合であるとか、機能拡張を目指して、機能集約がキャンプ瑞慶覧内で行われているところですので、北谷に抜けていくような道路を返還してくれというのは容易ではない状況かと認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

以前、ある議員を応援した中で、そのあたりのことを力を入れてくださいということで、県議会議員にお願いしましたが、全くその話もなかったので、改めてこの喜舎場ハウジングが返還されるということなので、少しそれにひっかけて質問してみました。

では４番目、自主防災組織等についてですが、団地、渡口、和仁屋、熱田、仲順、石平、美崎、喜舎場と続くが、次の自治会の話はありませんか、村からまだの地域に訴えることはありませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

次、決まっているわけではありませんが、安谷屋自治会のほうで少し立ち上げのほうに動いているということは聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

まだできていないところは、ある意味では、喜舎場もそうでしたが、多分自分たちの地域には自然災害がないと考え、組織化が遅れているのではないかと思うが、喜舎場もそういう感じでした。喜舎場は自分たちの地域の災害でなくても、他の地域に発生したときも応援体制をつくることを考えることも大事だと考えましたので、それもまた今度、自主防衛自治会ができたということだと思うんですが、そのあたりを皆さんから、お役所からまだできていない地域に対して、こういったことを声をかけるということはありませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

こちらのほうから何かしら情報提供などはしますが、どうしてもやはり自主防災組織というのは、自らの気持ちであったり、意識の中で立

ち上がっていくものですから、こちらが立ち上げなさいということはなかなか言えません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

確かに難しいことは難しいと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、ただ自然災害だけではなくて、いわゆるこれから例えば高齢化社会になるので、そういった事故等もある、あるいはまた具体的には認知症とか、あるいはまた老人が認識がだんだん弱くなって、いろいろと問題が起こって、そのときに喜舎場でも一度ありましたが、年配のおばあちゃんが迷ってしまって家に届かないと。そういう意味で、全体で応援して見つけましたが、そういったこともあるので、そういった理由をつけ加えて、地域との話合いを持つ方法はないのかと思うのですが、改めてもう一回お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治会の中で、そういった支援が必要な方々をどうして手助けしていくかということを考えると、自主防災組織が担うのか、それとも自治会自身で担っていくのかというのは、それぞれの判断が分かれるところだと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

幸いに社協も組織を考えているようですので、そういう意味からすると、少しやりやすく、声かけやすくなるのかと思うんですが、その８つの組織に声をかけて、そして我々から組織のところに話し合う場をつくるのであれば、自治会長らも含めて、例えばリードしやすいとか、話がしやすいとか、声をかけやすいとか、そういったことにならないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これまでも社協のほうが自主防災組織の設立には当初から関わっています。いろんな意見などを社協のほうからいただきながら、各字自治会も立ち上げた経緯がございますので、そういった場は必要かと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

高齢者社会においては、これが非常に必要になってくるのではないかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

５番目の村内の小中学校の父母教師会活動等について、再質問したいと思いますが、役員の希望者がないという時点で、学校と話し合う機会はなかったのかどうか。これは島袋小学校とのことですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

役員が決まらないという、すみません、その前に、父母教師会というのはあくまで学校の先生方と保護者との間で任意で構成されるものだと思っております。恐らくその役員が選出できないという時点で、学校側と話合いをしたとは聞いておりますが、実際どのような内容を話し合ったかというのは聞いておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

学校側から保護者に対して、次、会長になる

人はいませんかというアンケートを取って決めているようですが、これは答弁書にありますので、気になるのは、やはりＰＴＡの場合には先輩、後輩という関係ができます。ほとんどの学校は先輩、後輩のそのつながりで、そして後輩たちに何とか次、会長を受けてくれないかという手法を取っていると思いますが、今の学校のやり方では相当自信のある方、あるいは家族関係、家庭環境、そういったのが許すのであれば、会長になる人はいるかもしれませんが、そのあたりはどうですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

議員おっしゃるように、以前はそういう形でお声かけをしたりとか、次世代、次の学年の方にとか、そういう方法で役員の選出を行っていたということもあるかと思います。ただ、やはり保護者もいろいろライフスタイルとかも変わってきて、多様な概念、感覚を持たれている方もいらっしゃいます。そのような中で、当時の役員たちが次の役員については公募して募集しようかという話合いになったと聞いておりますので、その辺はそれぞれ保護者たちがいろいろ考えた結果、そういう手段というか、手法で検討したと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

多分先生方も一生懸命話し合って、議論して、そういう結論が出ていると思いますが、ただ、ほっとするのは、今よく言われるのは保護者の教育レベルが高くなって、先生方とのやり取りがちょっとぎこちなくなる傾向にあるとも聞いていましたので、そういった意味でのＰＴＡ会長が決まらなかったということではないですよね。先ほどの質問にも関連をしますが。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

特にそういう保護者の方が教育熱心だからということでの選出に至らなかったということではないと認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

ＰＴＡ活動が休止したと、あるいはまた廃止になったところもあると聞いてちょっと驚いたのですが、それが逆に子供たちの精神的な面、あるいは学力の低下、そういったものにつながる懸念がないわけではないので、そのあたりはどうですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

議員の質問にお答えいたします。

今年度、沖縄県教育委員会の質問要旨調査というものがございまして、「学校に行くのは楽しいと思いますか」の質問に対して、県の平均を2.4％上回っている状況がございます。「学級みんなで話し合って決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことはありますか」という質問では、県の平均を1.2％上回っている状況、そして「自分にはよいところがありますか」という質問では、県の平均を9.9％上回っている。「先生はあなたの良いところを認めてくれますか」という質問では、県の平均を2.8％上回っている状況があります。「これまでの授業では課題解決に向けて、自分から考え、自分から取り組んでいたと思いますか」という質問では、県の平均を8.7％上回っている状況があります。「勉強で努力することは大切だと

思いますか」の質問では、県の平均を3.1％上回るなど、生き生きとした学校での子供たちの状況が見えているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

ちょっと話の中で、私は村内では、昔、親に聞いたのですが、喜舎場が教育レベルが高いのだよねと親に言ったら、違うんだと。島袋が圧倒的に教育レベルが高いんだと注意されました。そういった意味で、島袋がＰＴＡが休止になったということについて、少しショックでした。それで今回休止になったことについて、ショックではあったけれども、ただ、時代の流れなのか分かりませんが、この時点からいろいろと聞いたら、他市町村でも廃止とか、休止とか、そういったことはあるようですが、その勢いは止まらないような感じでしょうか、説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

全国的に確かに父母教師会のほうが廃止を取られるところとか、休止されるところというのもあると認識しております。ただ、それぞれの学校でいろいろな形で、また新たな形でそういう父母教師会というふうには名乗らないのですが、新たな形で学校と家庭が連携してやっているという事例もあるようですので、特にその辺が影響しているとか、そういうことではなくて、北中城村には北中城村のやり方で、それぞれの学校のやり方で、いろいろこれから学校、家庭、地域が連携していくのかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１１番（比嘉義弘議員）

アメリカについては、最近特に問題がありますが、ただ一つ、私がいいと思っているのは、戦後アメリカから教育文化が導入されて、我々もこれは永遠のものだと思ったのだけど、やはり時代は変化するのだと改めて思いますが、そういったことで、皆さん方も、教育委員会もそうだけれども、先生方や保護者にも協力し合って、何とか継続してもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時２５分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

通告に従いまして、大枠で２点質問いたします。１点目は、村民サービスの向上に向けてです。２点目は、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置についてです。

１、村民サービスの向上に向けて。

村民の利便性を図り、村民のサービスの向上に努めることは、行政の基本であります。

①第二庁舎にも券売機を設置するのが望ましいと考えるが当局の見解を伺います。

現在第一庁舎に券売機が設置され、諸証明を得るには目の前の券売機でチケットを購入できてとても便利です。第二庁舎では、例えば健康保険課窓口で証明書等を得るには、エレベーターで降り第一庁舎へ移動し、券売機でチケットを購入し、再び第二庁舎に戻らないと証明書がもらえません。村民の負担軽減の観点からも、第二庁舎にも券売機を設置し、村民サービスの向上に努めてはどうでしょうか。当局の考えを伺います。

②トイレにベビーチェアの設置をしてはどう

でしょうか。

今や各市町村のトイレを問わず民間のスーパーにおいても女子トイレや男子トイレに当たり前にベビーチェアが設置されています。はじめに第二庁舎の１階にはこども未来課があります。お子さんを抱えて申請や窓口相談に訪れる村民を見かけます。お子さんを抱えてトイレを利用する際は不便です。ベビーチェアを設置すれば、スムーズに用を足すことができます。村民が役場は快適な場所だと思える村民サービスの向上に努めてはどうでしょうか。当局の考えを伺います。

③トイレ内に汚物入れ（サニタリーボックス）を設置してはどうでしょうか。

高齢化が進行し、尿漏れや膀胱がんが増えトイレ内で尿漏れパッドなど交換したくてもサニタリーボックスがなく困っている村民がいると聞きます。トイレ内にサニタリーボックスを設置してはどうでしょうか。サニタリーボックスは、中身が見えない蓋付きで防臭機能、自動開閉があります。女性用トイレだけでなく、高齢者や男性用ケア用品廃棄のため設置はどうでしょうか。当局の考えを伺います。

２点目に、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置についてです。

これまで私は「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置について幾度となく一般質問を繰り返してまいりました。現在は垂れ幕さえも常時掲げられていません。なぜでしょうか。令和７年12月定例会の私の一般質問で看板の設置について、村長は「次年度80周年事業として取り組んでいく」と答弁しています。しかしながら、施政方針にも記述がなく、新年度予算を調べても予算措置は見当たりません。答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず１番目、村民サービスの向上に向けてということで、①のほうで第二庁舎にも券売機を設置することについてでございます。

現在、役場第一庁舎に券売機を１台設置しております。令和６年度の券売機の利用実績は、２万512件のうち、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に係る利用件数は全体の約１％となっております。今後行政のＤＸ化の推進により、窓口へ来庁される方が減少することが予想され、券売機の必要性はさらに低下していくものと考えております。

以上のことから、第二庁舎への券売機設置につきましては、今後のＤＸ化の進展状況及び窓口利用者の動向等を踏まえながら、総合的に判断してまいります。

②のトイレにベビーチェアの設置についてでございます。

乳幼児をお連れの来庁者の利便性向上という観点から、大変重要な御意見であると認識しております。こども未来課におきましては、小さなお子様をお連れの方が安心して手続を行えるよう、執務室内にキッズスペースを設け、職員の見守りの下でお子様をお預かりできる環境を整えております。トイレを利用される際などには、こちらのキッズスペースを御利用いただくことで対応が可能であると考えております。また、第一庁舎の各フロアには既にベビーチェアを設置していますので、必要に応じてそちらを御利用いただけるよう、庁舎案内や職員からの御案内を通して周知を図ってまいりたいと考えております。

③トイレ内に汚物入れ（サニタリーボックス）の設置についてでございます。

庁舎トイレへのサニタリーボックスの設置につきましては、来庁者の利便性や衛生面への配慮という観点からの御提案であると認識してお

ります。本村におきましては、実際の利用状況を把握するため、令和６年度に庁舎内のトイレにおいて試験的にサニタリーボックスを設置した経緯がございます。しかしながら、その期間中においては、当該ボックスへのケア用品等の廃棄物の投入はほとんど確認されず、利用実績が極めて少ない状況でありました。このような結果を踏まえますと、現時点において新たにサニタリーボックスを常設する必要性は高くないものと判断し、設置は見送ることとしました。

大枠の２番目で「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置についてでございます。

「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」との看板につきましては、令和７年12月定例会で設置したいと答弁してきたとおり、その趣旨については十分認識しているところであります。しかしながら、令和８年度の当初予算編成におきましては、住民生活に直結する民生費や衛生費、既存施設の維持管理の土木費の増加などにより、昨年以上に厳しい財政状況の中での編成となりました。そのため、限られた財源をどの事業に優先的に配分するかについて精査を行った結果、住民生活や行政サービスの維持に直結する事業を優先せざるを得ず、看板設置に係る予算については当初予算での計上を見送ったところでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

それでは順を追って再質問をいたします。

１点目の第二庁舎にも券売機を設置するということについてですが、第二庁舎では国民健康保険税や後期高齢者医療に関わる利用件数は、全体の約１％となっているということですが、ほかに農林水産課の土地現況証明書や農地転用に関する証明書の発行、その他契約補助等に関する証明書の発行などの手数料を含めても約１％ということでしょうか。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（喜屋武のり子）

喜屋武すま子議員の御質問についてお答えいたします。

今現在、券売機は本庁舎の１階に設置しておりますが、その券売機での利用内容としましては、第一庁舎の中にある住民生活課とまた税務課に関する証明書と、また第二庁舎の健康保険税、そして後期高齢者医療保険料の証明書の手数料のみとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

それでは今後ＤＸの進展状況を見ながらということなんですが、このＤＸの推進の一つとして、手数料についてどのようにして実現するのか、いつ頃を予定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、ＤＸ推進におきましては、標準化システムの移行が若干遅れてございまして、令和８年度移行になると思います。その後、窓口に来なくても申請書が受け取れるようなシステムに移行するものと思います。しかし、その時期が明確に決まっているわけではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

このシステムで住民票の料金が払えるようになるということになるんですが、これはお年寄りもできるようなものなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

主にマイナンバーカードを使っての手続に移行するものと考えてございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

マイナンバーカードの完全な執行というのはまだ決まっていなくて、いつになるかも分からなくて、その間はやはり現在の証明書なりで使えるわけなんですが、そこら辺は頭の中では皆さん、こういうシステムを作ると使うのだろうというのがあるのですが、依然として、やはり時代に乗り遅れるというのか、やはり高齢者の方がそこについていけない方がいるんです。だからそれを一概にＤＸが進展するからということになるのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

国も推し進めていますマイナンバーカードを活用した各種証明書の発行、これはもう時代の流れでして、私たちもそういうふうな流れに乗ってシステムを改築していかなければならないと考えていますので、必然的にそういった流れになると考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

そうしますと、券売機をやるには難しいという話になるんですが、そうした場合に、例えば後期高齢者医療とか、国民健康保険税をお支払いに来るとか、あるいは手続とかある場合に、必ずしも健康な人が来るわけではないんです。年を取った方がいるし、家族がついてくる方もおりますが、杖をついてゆっくり来る方もいますし、そうした中で、こういう人たちに対して、あっちの１階に行って、この券売機で券を買ってきて、また２階に上がって、このチケットをあげてやって証明書を取ってくださいと言えるのかどうか、こういう住民に対しての配慮というのはどういうふうになっておりますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった方、介助が必要な方に関しましては、職員のほうで手助けができると存じてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

ぜひこういう人たちに寄り添って、ちょっと待っていてください、私のほうでチケットを買ってきますのでというぐらいのサービスはしてほしいと考えておりますので、この辺のやさしい配慮というのか、住民に寄り添った配慮というのは必要かと思いますので、職員が急いで券売機で券を買ってきて、また２階に上がってやるというのを見たことはないんですが、こういうのはお年寄りは本当につらいんです、役所に来るのも、何と言いますか、年を取って足腰が曲がって、機能が低下した人が役所まで来るのは本当に辛いし、大変なことであるんです。そうしたときにまた１階まで行って、しかも第一庁舎に渡って、それを買ってきなさいというのもどうなのかと思っていますので、そこら辺の配慮を職員がやっていただいて、代わりにちょっと待ってくださいと言って、１階まで下りて行って、そのチケットを買ってきて証明をあげるとか、そういうことも徹底してほしいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今の現金の取扱いから、職員が直接お金をお預かりして購入してチケットを渡すということはなかなか難しいものがございます。私が先ほど答弁したとおり、介助が必要な方は職員が連れ添って、そこの券売機まで行って購入してあげる。お金を渡すということは可能かと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

非常に思いやりの、税金を納める人間なんです、住民は。皆さんを雇っているんです、このお金で。ですから非常に大事にしてほしいと思うんです。だからそういう方たちが来たときは寄り添って一緒に行ってあげて、その方が必要な証明書を交付していただくということを進めてほしいと思います。次に進みたいと思います。

地方公務員というのは、全体の奉仕者として義務がうたわれておりますが、やはり全体の奉仕者ということを忘れないでいただきたいと思います。次に移りたいと思います。

②のトイレにベビーチェアの設置について伺います。

課長もお分かりのように、乳児と言いますと、ゼロ歳児、それから１歳から入学前までの子供を言います。確かにこども未来課のほうにはキッズスペースがあります。総務課長も御覧になったことがありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい、確認してございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

果たしてこのゼロ歳児、１歳までならないお子さんをそこに置けるかということなんです。このキッズスペースは地べたになっていて、囲いがあって、これだったらおすわりできる以上の子供たち、満１歳とか、あるいは１歳、２歳の子供だったらできます。だけど乳児の場合は難しいんです、ここに子供を置いて、職員で見てくださいというのは非常に難しいことだと思うんです。今ゼロ歳児以下の子供たちというのは、よく見ると、お母さんたちは抱っこをして、職員といろいろ相談事をしているんです。これがベビーベッドならまだいいです。地べたというか、本当に低いところで、ここには職員もいっぱいおりますし、はっきり言ってごみも恐らくぶーぶーしていないかと思うぐらいなんです。だからこういうところにお子さんを置きなさいというのは、非常に無理があるんです。だからと言って職員にトイレ行くまで抱っこしておきなさいというのも、職員は職務の専念義務がありますから、これもおかしいのではないかと私は思っているんです。だからやはりやさしい役場となるには、ベビーチェアというのはそんなにスペースもいらないんです。本当に小さい、そういう人たちに用を足したいというのだったら、第一庁舎に行ってからやってくださいというのも非常にこれはかわいそうではないですか。これは村民にやさしいんですか。それらをいろいろ考えまして、やはりこれは第一庁舎のほうに設置すると、１階に設置すると、２階の必要な人たちも来るんです、１階の必要な人も２階の必要な人も。そういうことを考えますと、村民に寄り添う必要があるかと。本当にかわいそうなんです、抱っこしてくるお母さんたちというのは。たまにお父さんもおります。だから１階のトイレにベビーチェア、２階でもいいのですが、そこら辺はとにかく第二庁舎にベビーチェアの設置ができないかと思っておりますが、

御答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

総務課、村長のほうからも答弁がありましたのは、まずベビーチェアの該当ですが、まず幼児であるということがベビーチェアの該当になろうかと思います。議員御質問の乳児に関しましては、まずベビーチェアの該当にはならないという認識を持っておりまして、現状、第二庁舎１階の多目的トイレのほうに、お着替え用のベビーの更衣をするようなベッド等がございますので、そういったところの対応であるとか、あと現状はうちのこども未来課のほうでは、乳児をお連れの方が申請等に来られた際には、そもそも申請書を書くことがお子さんを抱っこして難しいという状況がございますので、そういった場合には職員がお子さんを代わりに抱っこした上で申請書を書いていただく。そういった対応もしてございますので、ハード面だけでなく、ソフト面でも対応もしてございます。そういったことからしますと、保護者の方が急にお手洗いに行きたいという場合であれば、職員に声をかけていただいて、職員が代わりに、先ほど職務専念義務というお話もありましたが、現状の対応としては、こちらとしては職員でのソフト面での対応についてはすぐ可能だろうと考えております。もう一つつけ加えますと、キッズスペースに関しましては、利用した際には毎回消毒をしてございますので、ごみは落ちておりませんので、衛生的には保たれていると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

キッズスペースは非常に清潔であるということを知ったので安心しました。ただ、こども未来課長がおっしゃったように、確かに乳児はそこは関係ないんですが、必ずしも子供を抱えている人たちが、あるいはゼロ歳児、１歳児の子供たちとかは、必ずしもその課に用事があるわけではなくて、ここの展示を見に来る場合もあるんです。１階のロビーで展示会とかよくやります。そういう方たちもいるんです。こども未来課とか、そういうところに来た人たちは言いやすいが、そこに用事もない人たちがこの課に行って、うちの子をちょっと見てくれませんかとも言いにくいんです。だからそういう人たちの多様性のある対応をしてもらいたいというのがあって、今回ベビーチェア、私ちょっと誤算があったんですが、やはりこのベビーチェアが必要なお子さん、年齢があります。そういう人たちの活用をお願いしたいということが私の趣旨ですので、よろしくお願いします。御答弁お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まず私たちがすぐにできることから取り組んでいきたいと思います。先ほど答弁でもありましたとおり、そういった必要な方がいらっしゃいましたら、ちょっとお手数をおかけしますが、第一庁舎を案内する。お子様に関しましては、福祉課なり、こども未来課、健康保険課でも職員のほうには預かって、そういった必要な親御さんがいるんだったら子供を見てあげるように指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

確かに先ほども言ったように、ちょっとしつこいかもしれませんが、こども未来課とか、健康保険課に用事のある人はお願いできるんです。

ところがここにこの用事ではなくて、別用で来た、あるいは議会に来たとか、そういう人がお子さんを連れてきたときにどうするかということなんです。こういう人たちを第一庁舎まで行って、あっちにはベビーチェアもありますからそこを利用しなさいと言えるのかどうか。そして来た村民は、用もないのにそこの課に行って、私ちょっと用を足したいので預かってくださいと言えないのではないですか。お願いできませんよ。そこの課に用事がない限りは。だからそういう多様な人たちに、村民に対応できるような環境をつくってほしいというのが私の趣旨なんです。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

何度も同じような答弁になります。大変申し訳ございません。まず、ある施設を利用していただくというのが私たちの考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

行政の最大のサービスはやはり納税者に心をかけてあげるということが第一だと私は思っております。役場の考え方だけではいけないのではないかと。住民の立場に立って、住民が困っているところを助けるのが役所であって、役に立つところなんです。私は役に立つ役場にしてほしいと考えております。そうであれば住民の皆さんも聞いているでしょうから、これでよろしいです。

次に、トイレ内に汚物入れの設置についてどうでしょうかということでお聞きしておりますが、令和６年度に庁舎内のトイレに試験的にサニタリーボックスを設置した経緯があるとおっしゃっておりますが、どれぐらいの期間設置したんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

平成６年10月から平成７年２月末まで設置してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

どのようにして住民にサニタリーボックスを設置しておりますという周知を図ったんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった周知を図るようなものではなくて、トイレにあくまでもそれが利用できる状況にしたということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

住民にとってはトイレに行かない限り、これが設置してあるとは分からないんです。特にサニタリーボックスを使う人たちは高齢者が多いんです。高齢者の社会参加と言っているのに、それが用意できていない。用意するということが大事なんです。使うからではなくて、用意して安心して役場に行ける場所ということが大事だと思うんです。村民に安心してもらえる役場、そういうことを目指してほしいと思っています。尿漏れなどの心配で外に行きたくないという方もいるんです。外出したくない。だけど役場がそういうものを用意してくれると、ちょっと外にお出かけしてみようかということで、高齢者の社会参加も促すことになるんです。今のこういうのを考えて、いいのかどうか。私はやはり

誰でも安心して行ける役場、そういう環境を整えてあげるという役場が大切ではないかと思っております。これをやらなくてはいけないんだという役所の気概がほしいのです。そしてこういうものが用意されている、あるいは準備されているということが非常に大事かと思うんですが、再度御答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これは実は設置に向けて実証実験という形で取り組んでございました。実績がほぼないという結果、設置には至っていないということになりますので、私たちはその事実を見て設置はしていないということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

これはトイレに行かない限り、たどり着かないものなんです。やりたくてもあるのかどうかも分からないとなると、トイレまで行った人は気づくんです、分かるんです。だけど、こういう尿意をもよおしたとしても、どうしようかね、早くお家に帰らなくちゃとしかならないと思うんです。これを人に分からせることが大事かと思うんです。表示するなり、設置してありますとか、そうでないと、役場の感覚では住民に寄り添っているとはとても思えません、私は。やはり安心させてもらえるような役場づくりになってほしいんですが。それでは前に試験的にやったというサニタリーボックスというのはまだ保管されているんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これはうちの清掃を管理している会社が試験的に設置して回収して、ここにはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

令和６年のときに利用がなかったということなんですが、周知のほうはどうだったのか、私としては疑問を感じています。一人でもいれば、これは必要なんです。だってとても大変ではないですか。例えば病気をしてこうなったとか、あるいは手術してこうなったという人たちがいるわけです。こういう人たちに寄り添うこと、やはり安心を与えてくれることが役場の仕事ではないかと思っていますので、それについては再度また庁内で検討していただければと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、多目的トイレに一応汚物入れはございますので、それの利用すら今ないような状況です。これは清掃されている職員の方に確認したんです。そういったことが度々必要だということがあれば、検討はしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

ぜひやさしい役場づくりを目指してほしいと考えております。

それでは次に２点目の「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置についてお伺いいたします。

２点目の地位協定の趣旨について、認識しておりますがとの答弁ですが、どのように認識していらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これまでについては、中部市町村会のほうでそれを決定して、中部市町村会がそれを構成市町村にそれの設置を推進したということでございます。そしてまた地位協定については、地位協定の壁というのを我々は重々新聞報道等で聞かされておりますので、そのような対応に対する我々のあらがう気持ちだと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

それでは答弁の中に限られた予算をどの事業に優先的に配分するかについて精査を行ったと。精査を行った内容についてお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

まず予算編成については、トータルで歳入歳出の差額を出していきます。これが約13億円の今回の調整額でございました。歳出の要求額が約13億円上回ったものですから、これはパーカットとか、そういった大なたを振るわない限り、これは査定できませんので、そのような大なたを振るっての予算編成となったものですから、これについては当初でなくても次の80年を目途としてできるということで、それを後回しにしたわけでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

住民生活に直結するというんですが、日米地位協定について、私たちは昼夜を問わず空や海、山と非常に被害を受けているわけです。私たち県民の基本的人権が守られていない。空には米軍機やオスプレイが飛び、騒音をまき散らしています。陸上では米軍の事件・事故、そして女性とか少女への暴行事件が発生しております。私たちの生活を脅かしているんです。これをこの記述によれば、住民生活に直結するとあるんですが、頭の中に日米地位協定というのはあるんですか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かにそれについても我々の生活と関係するものであるということは認識しております。ただ、今、直結と書いてありますのは、非常に身近なものとして、しかも予算措置を必須条件とする生活費ですから、民生費とか、保健衛生費とか、我々になくてはならない経費なものですから、例えば今の看板の設置とは違ったまた意味合いがあると思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

先ほどちょっと答弁の中に見えましたが、日米地位協定の看板の設置についても精査されたということなんですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

設置の経費としても約80万円の予算要求がありました。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

これまでの経過で、私の一般質問の中で検討します、やります、やりますということで答弁も何回もなさっておりますが、残念ながらまだ実現していないわけです。私たち県民が日常茶飯事安心して暮らせるような村づくりをしないといけないと私はずっと考えております。村長の日米地位協定の考え方ですが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今まで米軍、軍人、軍属、その関係者の方の事件・事故等に係るものについて、我々の日本国の法令等がそこに活用できない。米軍等の優先的な取扱いをされているということを我々はよく報道いたします。そのことについて私たちは地位協定を見直すということを訴えているわけでございまして、これまでも様々な地位協定に関する講演会を持ちまして、そのような趣旨でもっての講演会ですので、我々も日米地位協定についてはある程度承知していると思っております。また日米地位協定については、ある意味では我々うちなーんちゅにとっては大変不平等なものと今なっているのではないかと考えております。そしてまた前回の議会で立村80年に向けて、看板設置についてはやると申し上げておりますので、立村80年を目途としてやっていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。それではいつ頃の補正予算を考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

基本的に補正予算ですから、補正予算の財源の確保としてしっかりできていれば、それに対応できる財源を持っていれば対応したいと思います。財源というよりも補正予算を作成する財源を確保できた時点で、この看板設置に対応できると思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

この予算については、令和８年度中にできるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それを目途としてやっていきます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

看板設置によって、私たちは日米地位協定について異議を申し立て、そしてやはり沖縄が平和な暮らしができるように、いつまでも子々孫々が安心して暮らせる村、県になっていくようにやれば、日米地位協定の看板というのは非常に輝かしいものになると私は思っております。以上で私の一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さん、御苦労さまでした。

午後　３時０３分　散会

令和８年第２回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和８年３月６日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和８年３月23日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和８年３月23日　午後２時14分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	川上龍太	出	８番	大城律也	出
	２番	屋良朝春	出	９番	上間堅治	欠
	３番	比嘉悟	出	１０番	喜屋武すま子	出
	４番	比嘉正志	出	１１番	比嘉義弘	出
	５番	平安山和美	出	１２番	名幸利積	出
	６番	喜屋武功	出	１３番	山田晴憲	出
	７番	伊集守吉	出	１４番		
会議録署名議員	２番議員	屋良朝春				
	３番議員	比嘉悟				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	與那城世代子				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	仲本正一		教育総務課長	平田清徳	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長	新垣理衣子	
	企画振興課長	徳峯惣一郎		総合調整監兼建設課長	安次嶺正春	
	会計課長	喜屋武のり子		住民生活課長	比嘉利彦	
	福祉課長	安次富規昭		税務課長	玉栄幸憲	
	こども未来課長	喜納啓二		農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星	
	健康保険課長	玉栄治		上下水道課長	伊佐秀樹	
				学校教育指導主事	兼島栄	
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第４号

令和８年３月２３日（月曜日）

１．開議　午前１０時

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		一般質問	

一　般　質　問　通　告　書

順位	質問者	件名
5	大　城　律　也	１．地域力・仲間力の弱さと高齢者等の孤独化について ２．「これからの北中城村」のために ３．施政方針について（Ｐ－４）①国際交流の推進。②平和の継承
6	上　間　堅　治	１．喜舎場住宅地区返還状況 ２．公園整備について
7	平安山　和　美	１．子育て行政について ２．村制施行８０周年の取り組みについて
8	伊　集　守　吉	１．村道１号線（仲順、屋宜原線）の整備について

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。

一般質問の前に、本日一般質問を予定しておりました上間堅治議員が、体調不良のため欠席の届出がございました。従いまして、質問順序を１番目に大城律也議員、２番目に平安山和美議員、３番目に伊集守吉議員といたします。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第１．一般質問を行います。

順次発言を許します。

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

おはようございます。

一般質問を始める前に、いつもは生け花があるんですけれども、今回ありませんので、どうしたかなというふうに思っております。明日、まだ午後から間に合いますので準備できればというふうに思っております。

それでは一般質問を行います。まず３点について質問をしていきますので、よろしくお願いいたします。

まず１番目、地域力・仲間力の弱さと高齢者等の孤独化について。２点目、「これからの北中城村」のために。３点目、施政方針について（Ｐ－４）①国際交流の推進。②平和の継承について質問をしてまいります。

春３月、４月。卒業、入学、進路、就職、転勤、人事異動、定年。まさに悲喜交々。「人去り、人来る」時であります。若鳥は巣立った後に羽の重さを知ると言われております。「風薫る弥生の空に夢託す皆の願い花咲かせよ」であります。地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、多様化、複雑化する村民ニーズ、高度な情報ネットワーク社会の到来等、劇的に変化している。特に複雑化する行政課題及び多様化する村民ニーズに応えていくためには、所管部門を越えた分野横断的な視点を持ち、柔軟かつ合理的な対応を行う必要があります。また、限られた財源の中で求められる行政需要に的確に対応するためには、事業の優先順位に基づく峻別を行い、確実な業績目標を達するための組織及び仕組みの構築やリーダーシップの発揮が求められています。行政経営をいかに合理化し、効果の多いものにするということは、村長のみならず、その補助者である副村長、教育長、調整監、各課長の一番大切な任務であると考えております。世界に前例のない速さで高齢化が進み、本村も超高齢社会を迎えている。発言通告のとおり少子超高齢社会の進展に関連して質問してまいります。

１、地域力・仲間力の弱さと高齢者等の孤独化について。

①高齢化が進行し、単身高齢世帯が増加している。高度経済成長をする中で、都市でも地方でも地域社会が崩壊し、精神的には地域社会の地縁が失われ、地域社会の中での人間関係を含め地域力や仲間力が弱体化し、喪失する中で、社会的孤立や孤立死の問題が出てくる。このような状況に鑑みると、多様な高齢者の現状やニーズを踏まえつつ、今後の超高齢社会に適合した地域社会における人々の新たなつながりをどのようにつくり出していくかである。今後の取組について、見解を伺います。

②これまでの「人生60年時代」から「人生90年時代」への対応について。これまでは「人生60年時代」を前提として様々な対応や制度設計がなされてきた。20世紀は高齢期への備えとして、居住用不動産に投資し、老後の所得保障や経済的な支えとして機能することが期待されてきたが、備えとしての役割が十分に機能していない状態にあると考えられる。平均寿命が延び

人生が長期化した現在、将来を見据えて「人生90年時代」への備え、世代環境を推進する必要があります。対応について見解を伺います。

２、「これからの北中城村」のために。

①今日の北中城村は少子高齢化、人口増加の鈍化、社会資本の老朽化に加え、地域的な偏在の加速が顕著であります。行政の存在をなすものは地域活動であります。行政の基盤である地域自治会が、ライカム地区の急激な進展に伴って顕著となった変化である。人口動態、産業・交通、集落構造等の面で急激な変貌を遂げている。少子高齢化の中で、人口急増地域と高齢化地域などの端的な構造変化を示しています。村全体にわたって均等のとれた発展の中で魅力ある豊かな地域社会の実現を図っていくことが今後の行政にとって最大の課題と考えています。地域構造の現状について、どのように認識しているか。見解を伺います。

②少子高齢化が進行して、地域自治会の人口減少が進む中にあって集落の数はそれほど減少せず住み続ける中、単独世帯は増加する見込みである。医療・介護・教育・交通・災害対策等の分野において、住民に身近な行政の役割が増え、住民一人当たりの行政コストも増大するものと見込まれます。人口減少、少子高齢社会の到来により、地域社会の状況が大きく変容する中で、行政が人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われている。現状について見解を伺います。

③本格的な高齢社会においては、高齢者が多数派になり、また、その体力、知力もさらに向上すると考えられることから、高齢者の健康や生きがいを高めるため、社会貢献する「村老人クラブ連合会」を自立した存在として積極的に位置づけることが重要である。豊かな人生経験等を活かしたコミュニティ・ボランティア活動を促進し、高齢者の地域活動の活性化を図る必要がある。支援策について見解を伺います。

④高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉がある。本村における令和２年において24.1％であり、超高齢社会に当てはまる。社会的な孤立が社会問題化してくる。４人に１人が高齢者である。今後も上昇を続けるものと予想されます。高齢者を社会的孤立に向かわせないための施策を念頭に置いて、高齢者の現状の把握と今後の取り組むべき方向性の確立が重要であります。取組について見解を伺います。

⑤増加する高齢者人口の中で、高齢者のみの世帯の占める割合が増加している。高齢者夫婦世帯及び、高齢者単独世帯とともに増加している。かつ「外出がない」「近所付き合いがほとんどない」等、地域社会への関わりの希薄さが懸念されている。村政の福祉制度や介護サービスが整備をされているわけでありますが、様々な理由で利用されていない実態がある。これからの高齢者の社会的孤立の環境と背景を確認する必要があります。実情について見解を伺います。

⑥高齢者の進展という、需要側要因に食料品店の減少という供給側要因が加わり、食料品の買物に不便や苦労のある高齢者が顕在化している。本村において、大型商業施設の発展が大きな便益をもたらしている。しかし、地域で集落内の店舗が閉鎖され、そこに居住する高齢者が食料品の買物に不便をきたしている。高齢者が買物に不便や苦労を感じる状況は「食料品のアクセス問題」と捉えて、重要な行政課題として早急に取り組む必要があります。今後、自治会の態様に応じた効果的な高齢化対策を積極的に推進していく必要があります。実態把握について見解を伺います。

３、令和８年度施政方針に関連して質問します。４ページの４、国際交流の推進と平和の継承について。

①国際交流の推進で、本村の南米３か国から

研修生受入れ事業について。独立行政法人国際協力機構ＪＩＣＡ沖縄（浦添市）は、中南米地域から多数の研修生を受け入れています。現地の国づくりや日系社会の発展を支援するため、多様な連携事業を実施しています。本村も研修生受け入れでＪＩＣＡ沖縄と連携することを提案します。後で見解を伺います。

②「北中城村民平和の日」制定について。核兵器禁止条約が、2017年７月国連会議で採択された。推進国が50か国に達したため、条約の規定により2021年１月法的な効力を発した。「平和憲法を守る“非核宣言の村”人権を尊重する」としている、この北中城村としても歓迎すべきであります。平和行政の推進をさらに高めなければなりません。沖縄戦の語り部として40年にわたり戦争の悲惨さを訴えてきた安里要江さんの平和の希求であります。過去の体験と平和の尊さを語り続けてきた要江さんの、その遺志を行政は大切に引き継ぐ必要があります。あとで見解を伺います。

③ふるさと納税で支援をいただいています本村仲順出身の佐喜眞道夫さんが運営する佐喜眞美術館（宜野湾市）を紹介します。「人間と戦争」を題材に描かれた「沖縄戦の図」が常時展示され、戦争の真実を訴えかけています。小学校、中学校の平和学習に継続して活用することを提案いたします。後ほど見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠の１番目、地域力・仲間力の弱さと高齢者等の孤独化についてで、①の質問といたしまして、地域における新たなつながりについてでございますが、高齢化の進行や単身世帯の増加により地縁が希薄化し、社会的孤立が懸念されています。村としては、多様な高齢者のニーズを踏まえ、既存のコミュニティの枠組みを超えた「多世代交流」や「新たな居場所づくり」を推進し、超高齢社会に適応した地域社会の構築を目指してまいります。

②の「人生90年時代」への備えと世代環境についてでございますが、村民一人一人が健康維持や生涯学習、社会貢献活動などを通じて、共に支え合い健やかに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し、長期化する高齢期を豊かに過ごせるよう、社会参加の機会創出と環境整備に努めます。

大枠の２番目の「これからの北中城村」のためにということで、①の地域構造の現状認識については、ライカム地区の急激な発展の一方で、集落構造の変貌や地域的な偏在が顕著であると認識しています。「均等のとれた発展」と「魅力ある地域社会の実現」を重要課題として、各地域の特性に応じた行政基盤の強化に取り組んでまいります。

②持続可能な各分野での対人サービスの提供についてでございますが、人口減少と単独世帯の増加により、行政コストの増大は避けられない課題であり、行政サービスのみで全てを完結させることには限界があると考えております。

③村老人クラブ連合会は、豊富な経験を活かした地域貢献の実践者として、その支援策についてでございます。本村においても既に「自立した社会貢献団体」の主軸として位置づけております。引き続き、その活動を積極的に支援し、高齢者の生きがいづくりと地域コミュニティの強化を図ってまいります。

④高齢者の社会的孤立防止に向けた方向性についてでございます。本村の高齢化率は23.8％（令和８年２月末現在）となっており、単身高齢者及び高齢者のみの世帯の割合も増えてきております。社会的孤立を防ぐためには、まずは

個々の世帯の状況を的確に把握することが不可欠です。本村では、「高齢者保健福祉計画」の策定に際して実施するニーズ調査により、生活実態や福祉サービスへの要望を統計的に分析しております。また、社会福祉協議会、民生委員、村老人クラブ連合会の皆様による「一人暮らし高齢者友愛訪問活動事業」を通じ、直接的な対話による見守り活動を展開しております。さらに、村では「高齢者実態把握事業」を継続的に実施することで、支援が必要でありながら行政のサービスにつながっていない「潜在的な孤立層」の早期発見に努めているところです。

⑤といたしまして、高齢者の社会的孤立の実情についてでございます。孤立が深まった結果として、全国的に孤独死が大きな社会問題となっておりますが、残念ながら本村においても増加傾向にあります。これは、近隣との交流の希薄化に加え、心身の衰えや経済的不安など、複合的な要因が背景にあると考えております。制度やサービスが整っていても利用に至らないケースについては、情報が届いていない「情報の孤立」や、助けを求めることをためらう心理的な障壁が課題となっております。

⑥「食料品のアクセス問題」いわゆる「買物困難者」の課題についてでございます。高齢化の進展や地域商店の減少に伴い、本村においても極めて重要な行政課題であると認識しております。本村における実態把握につきましては、令和５年３月に策定いたしました「北中城村地域公共交通計画」の中で、全村的なニーズ調査と各地域において意見交換会を実施してまいりました。この調査により、自家用車を利用できない高齢層を中心に、日常生活における移動や買物の利便性に対する声が上がってきております。

大枠の３番目の令和８年度施政方針に関連して、①国際交流の推進と②の平和の継承についてでございます。

①の国際交流の推進については、本村が実施する南米３か国から研修生受け入れ事業において、独立行政法人国際協力機構ＪＩＣＡ沖縄が開催する「日系社会研修」に参加をしております。

②の安里要江さんの功績について、遺志を引き継ぐことについてでございます。私たちも平和行政を推進する際に大変お世話になりました。要江先生の遺志、そして先人たちの遺志をしっかり引き継いでいきたいと考えます。まず、「平和を守る北中城村民の会」へ、しっかり行政としても支援してまいります。また、佐喜眞美術館の活用については、令和５年度に「平和を守る北中城村民の会」の事業として、各字自治会の子ども会や小中学校の児童生徒に対し、夏休み沖縄戦追体験平和学習として実施した実績もあり、今後も活用を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

それでは順次再質問をしてまいります。

まず１番目の①について再質問を行います。超高齢化社会において、高齢者には地域を支える主役としての役割が期待されています。後期高齢者のうち、７割は支援や介護を必要としない自立状態にあります。主体的に社会と関わりを続ける高い能力を持つ存在であります。しかし、元気なセカンドライフから活動範囲の狭まるサードライフを見据え、住んでいる地域で社会活動や人間関係を構築しておくこと、地域に居場所をつくり上げておくことが重要であります。新たな居場所づくりについて、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

大城律也議員の質問にお答えします。

新たな居場所づくりについては、高齢者福祉の観点からでいうと地域における活動、高齢者が中心となりますが、その居場所づくりとして、その通いの場ということで各字にそういった場所を、村優先でつくったものもあれば、地域のほうで自発的につくられた場所がありますので、そこにどうにか参加していただくという方法で、現在施策を進めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

地域の場所としては、どこを指すのか具体的に。その居場所、地域の場所名を教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時２２分　休憩

午前１０時２３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

今回も含め、各種サークル等については各字結構ありまして、その中で自主体操サークルであるとか、喜舎場であれば健康体操サークル、ひまわりサークルであるとか、あと熱田のほうでは自主体操サークルりっかりっか会であるとか、そういった形で各字に結構ありまして、そういったものを、行政主導でつくったものもあれば、地域で自主的につくったものもあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

これは重要な取組だというふうに思っております。家にこもらせないためにはどうするかと、地域の自治会公民館、この活用が一番大事になってくるだろうというふうに思っております。

次に行きます。②の再質問を行います。まず第１の場所、最初の場所は家庭なんです。それから第２の居場所、人生の中でですよ。居場所、学校であり職場なんです。就職したら職場に移っていきます。それから第３の居場所、これが今福祉課長が言われた第３の居場所に該当するだろうというふうに思っておりますが、地域の魅力を左右することが指摘されています。居心地のよさを感じる第３の居場所として、退職後の生活において最も長い時間を過ごすことであろう地域が挙げられるわけであります。地域活動参加がセカンドライフを充実させていくための課題と考えておりますが、改めてその地域活動に対しての支援度みたいなものをお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

地域活動の支援についてですが、やはり行政でできる部分と地域で取り組んでいただく部分がございますので、そのすみ分けも含めて、その活動を全体的に村としてサポートしていけたらと思っております。以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

多いときには、もちろん地域も一生懸命ですよ。しかしここには地域活動費というのが必要なんです。しかし、私も熱田での高齢者の一人ですから、そういう中で時間があるときにはいつも公民館に行って、いろいろな方々とコーヒーを飲みながら座談をしているわけであります。そういう中で公民館の果たす役割、これは見直さなければいけないと思っております。そして、やはり協力体制ですよ。もちろん地元の人は一

生懸命です。月曜日から金曜日、土曜日まで全て予定が入っています。そういう中で、地域の現状をどう確認していくかということ。社会福祉協議会から１人とか２人、ときどき応援にまいりますけれども、行政からはほとんど見えない。行政もそういうもろもろについては、支援を多くする必要はありませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

この地域公民館等の活動についてですが、村としましても全体的な福祉のサービスの中で、社会福祉協議会等に委託しておりますので、行政が全く出ていないわけではないと思っております。さらに介護予防事業についても、その中で専門職を派遣したりしておりますので、全くそこに村が行っていないわけではないと考えておりますので、引き続きその活動を支援していく考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

もう2040年、それから2050年にかけて、もっともっと高齢化社会が到来してきますので、それに対してどうしていくかと、10年先、20年先の計画を立てなければいけないだろうというふうに思っております。

次に行きます。②に対しての再質問を行います。今後も、高齢化の進展に伴う社会保障費の歳出増は避けられない、これは間違いないだろうというふうに思っております。行政サービスの質の維持や、住民負担の抑制、これにどう取り組んでいくか。一層の行政効果を向け、不断の努力を行う必要があります。住民のこの負担をいかにして抑えていくかということでありますが、その辺に対しての取組があればお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

社会保障の負担等、住民負担について、やはり昨今予算等でもお分かりのとおり、扶助費等を含めて右肩上がりで上がってきております。これについては避けられない時代となっておりますが、その辺の村の財政も含めて連携して、新たな取組であるとか、地域住民独自で取り組めるような方策等を一緒に考えていけたらと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

なかなか大変な時代がやってきますので、そういう状況の中で、ぜひその辺も取組を強化していただければというふうに思っております。

次にまいります。これからの北中城のために、①に再質問をさせていただきます。村土の利用均等を図りつつ、人間居住の総合的環境の形成を図るという定住構想を選択する必要があります。自然環境、生活環境は調和のとれたものでなければならないと思っています。若年層を中心とした人口の流出が続き、高齢化や地域社会機能の低下の問題に直面しております。高齢化地域の現状について、どのように認識されているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

御質問にお答えします。

地域の高齢化の現状についてですが、やはりライカム地区等の人口増加現象の地域もございますし、議員がおっしゃるように熱田地区、和仁屋地区については、やはり高齢者の割合が高

くなってきています。そういった構造の格差というか、その差は本村でも見られてきておりますので、均衡のとれた、地域の特性を生かした発展に向けて、村のほうでも検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

熱田、安仁屋、渡口、高齢化率は30％近く来ております。その対応を、今後の対応はもう大変な時代が来ますので、今からでもその取組については研究していかなければならないだろうと。特に瑞慶覧は40％近い高齢化を示しておりますので。特にあの地域、新たに移住してくる場所がない。そのまま高齢化はどんどん進んでいく。若い人たちがいなくなる。どうなるかということです。その辺も含めて、しっかり地域の把握をすべきだろうと思っておりますので、改めてその状況をどのように認識しているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

特に議員のおっしゃっていた瑞慶覧地区は、やはり高齢化率が高くなっております。そしてまた荻道、安谷屋のほうも高くなってきております。その中で、やはりそういった高齢者の生きがいも含めて、その地域づくりについては、やはり村として重要課題だと考えております。ただ住環境といいますか、そういう環境の中では限られた村土の中でございますので、その住環境をさらに整備していくというのは限りがあると思いますので、その辺、均衡の取れた整備ができたらと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

これからやはり2040年、2050年の課題に行くと、地域自治会も合併しなければならないような地域も出てくるんじゃないかと。単独では運営できないという状況に入っていくような感じもいたしますので、その辺も含めてぜひこれからの研究課題として取組をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。２の③老人クラブ連合会について再質問をさせていただきます。地域老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であります。高齢者を主体とする健康福祉と、相互の生活支援という観点から、その活動や役割は、健康長寿社会の実現・向上にますます期待をされています。現在の地域老人クラブ活動は、代替する民間のスポーツジム、趣味講座が多数存在していることや、60歳代の多い就業者などから、若手や高齢者から支持が得られにくい。なかなか入会してくれない状況であります。健康長寿の延伸等で、老人クラブという名称自体が、若手や高齢者には受け入れられなくなっているのではないかという気がいたしました。こうしたことを受け、新規会員確保に向けて、時代のニーズを反映したクラブ名称の変更が必要になってくるだろうというふうに思っております。現状をどのように認識しているか。適当な名称があれば提案をお願いしたいなと。まず私は熱田ですので、熱田を例として、婦人会は今までは熱田婦人会とか、あるいは何々婦人会という名称だった。熱田においてはうないの会、何か響きがいいですね。入ってみたいような感覚になります。そういう状況をつくり上げないといけないだろうと。それから老人クラブでは、熱田ではかりゆし会と言っております。渡口では寿会とか、なかなか若手でも何かなと、入ってみようかなというワクワク感が生まれてきま

す。そういう中で、その名称を検討するときが来ているんじゃないかという気がしますが。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

村老人クラブ連合会の名称についてですが、その名称については村老連との話合いになるのかと思っています。こちらから一方的に変えることはできないと思っていますので、その話があれば検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

私が今言った、その地域の老人クラブ名称を参考にしながら、若手をどう取り入れるかというのが課題になってきておりますので、そういう思いで今提案させてもらっています。これは見直しは絶対に必要だろうと思っております。

次に行きます。②若手、高齢者の老人クラブ離れによる老人クラブ会員の高齢化が進み、クラブを取りまとめる役員にあっては超高齢者となり、もうほとんど90代前後ですよ。行政関係書類作成が限界に来ている。90歳に収支報告書をつくりなさいといっても、なかなか難しい状況になってきております。そういうところで役員のなり手がなく解散、休会に至るクラブが少なくない。この状況を打開するには、事務業務ができる役員後継者を育成するのではなく、役員はクラブ事業実施に専念し、事務業務は村老連事務局、あるいは行政が担える体制構築について、行政と連携して検討していく必要があります。今のそれぞれの各字の老人クラブはもう90歳の方が班長をして、はい会費、会費と回っているわけです。なかなか厳しい状況です。そういう中で、この体制をどのように感じているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

各字の老人クラブの状況は、細かくはこちらでは把握しておりませんが、やはりその地域で活動している各字の団体の一つだと考えておりますので、全体として字でそこを支えていくものではないかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

どうされているかというと、若手は入って来ないんですよ。65歳、70歳まで仕事をしています。そして老人クラブに入りませんかと言ったら、いや私はまだ青年だよという感覚で、なかなか若手が入って来ないから高齢者に負担がかかってしまう。そういう状況です。運営を見るというのは難しいんです。１年単位で会計報告もしないといけない、村老連に報告もしないといけない状況。そこから支援金、補助金があれば、それのものもやらないといけない。80歳以上の人たちが、もうできない状況。そういう状況でありますので、これはやはりある程度会計関係については支援が必要だろうと思っておりますので、これもぜひ検討していただきたいというふうに思っております。とにかく老人クラブをなくすわけにはいきませんので、地域の活力源になっております。知恵者ですから、ジンブナーがいっぱいいる。長い間民間で鍛えてきた、地域で鍛えてきた知恵、これを大事にしていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺の支援体制、改めて強化を要請いたします。

次に行きます。２の④と⑤については一括して再質問いたします。高齢者の孤独・孤立が起こる原因があります。一番目に家族、親族との

疎遠化、核家族化ですね。近くにいればいいんですけれども、ほとんどが遠い親戚です。そういう中、２番目に近所とのつながりが希薄化している。３番目に、友人との付き合いの減少が取り上げられています。孤独・孤立は人とのつながりのある人に比べて、不測の事態が発生した際の命の危機にもつながるような大きな問題になってしまう。高齢者の孤独・孤立のない地域社会の実現という目標で、家族、親族、近所、友人、福祉関係の４つの視点に焦点を当てて根本治療や予防になる仕組みが重要であると考えておりますので、改めてその辺の認識をお伺いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、高齢者の社会的孤立と孤独関係は、やはり深刻な問題となっております。その増加傾向になっている原因としては、やはりそういった心身の状況であるとか、近隣の知り合いがいないとか、そういった希薄化が進んでいる状況ではないかと考えております。実際、その中で影響が出てきている部分もあります。やはりこれを孤独、孤立させないためにも、地域住民が見守れる体制を、地域のほうでそういった人たちがいるよということで、把握するような取組が必要になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

老人クラブの会費の件ですね、軽減策が必要です。今、私の地域の老人クラブでは会費が2,000円です。これは年金ですよ、みんな。たくさんもらっている年金があればいいですよ。2,000円くださいと回ってくる。これも心が苦しいです。そのためには、村老連負担金、村老連に納めるのは55％ですよ。地域に集めた中から一人幾ら、大体１人当たり会費の55％が村老連の負担金。活動財源は行政及び自治会からの活動交付金のみで活用できるような体制づくりを、ぜひ支援をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次に行きます。アクセス問題について質問いたします。地域に対し、安定した財政的支援ということで、食料品販売の継続を訴えることができます。例えば移動者販売やモバイル店舗の運営に必要な資金を補助し、買物弱者へのサービス充実を図る取組があります。これについてどのような考えを持っているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

買物弱者に対する支援等について、その補助金といったものは現在ございませんが、地域で民間の事業者のほうが出張で来てくれる業者もいますので、その辺を活用してもいいのかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

提案をしたいと思います。買物弱者の発生を防ぐためにどうすればいいかということであります。行政は大型商業施設、イオンそれからサンエーがこの北中城村に存在をしております。それから商工会、ＪＡ北中城等と連携して、移動販売車を複数台配置する必要がある。これは毎日回らないといけないですよ、そういう状況になってきますので、その辺の検討をお願いしたいというふうに思っております。

３番に行きます。３番の①南米研修受入体制について。受入れ家庭、ホームステイを探すの

が困難な状況で、事業執行に苦慮していると聞き、ＪＩＣＡ沖縄の活用であります。宿泊棟、シングルルーム81室、うちバリアフリー２室、ワイドシングルルーム15室、ツインルーム８室、合計104室のほか洗濯室やラウンジ、パソコン自習室が完備をされております。研修員が快適に生活できるように、各部屋にバス、トイレ、空調設備、テレビ、勉強机等が整備されております。改めてそれも情報交換をしながら、もしホームステイ先が見つからなければ、このＪＩＣＡ沖縄が受け入れることができますよというお話を伺ってきましたので、ぜひこのＪＩＣＡ沖縄も検討していただければと思っています。もしこれに御意見ありましたらお聞きします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

必要に応じて検討はするんですが、今言った宿泊施設だったりとか、そういったもろもろそろっているところで研修を受けるとなると、本来私たちの村との交流がメインであるはずのこの研修の内容が、少しずれてくるのかなというのがあります。それはその時々で判断して考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

なぜこれを提案するかというと、もう高齢化が進みますから、親戚を訪ねてきても受入れ体制ができない。こういうホームステイ先が困難なときに、ここと相談してみてはどうですかということでありますから、ぜひお願いしたい。この前、担当課長にお会いしてきましたので、いつでも受入れ体制はできますよということでありますから、もし厳しければですよ。例えば熱田でも、親戚がいたんですけれども、高齢化で受入れが難しいと断られて、全然関係のない方が受け入れたんです。そうしたらかなり準備で、部屋をつくったりクーラーをつけたりとか、大変な支出をしているという報告を受けておりますので、その辺もやはり現状を把握すべきだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。平和の継承について。沖縄戦から80年が経過した現在、戦争体験者の高齢化により語り部として重要な役割を担ってきた世代が、急激に減少している。要江さんの歴史証言資料などを基に語り継ぐ語り部を要請する考えはありませんか。お聞きします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、要江先生の遺志については、喜舎場でも要江先生の体験談を娘さんが住民に講話したり、そういうのをしています。これから御家族の皆さんとちょっとお話をして、そういったことが可能であれば継承者としてまた娘さんが、佐智子さんがやっていまして、その佐智子さんができるのであれば、ぜひまた我々としても活用していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○８番（大城律也議員）

先輩の思いを全力を挙げて取り次ぐべきだろうと思っておりますので、ぜひその辺の取組をよろしくお願いいたします。

最後になります。先祖の土地だった米軍普天間飛行場、佐喜眞美術館の件ですけれども、一部を取り戻した場所に1994年に開催して以来、全国各地、韓国、中国等、近隣諸国からも含めて約４万人を超える方々が佐喜眞美術館へ平和学習のために来県されています。希望の団体には、沖縄戦の図と美術館屋上にて隣接する米軍普天間飛行場の説明も行っております。当美術館での体験が、沖縄平和学習の一助になればと

思って紹介をしております。ぜひ継続して小学校、中学校の生徒さんたち、改めて近いですから、ぜひ活用していただきたいと思います。これは紹介して答弁はよろしいですので、これを紹介して、教育委員会には強く要望いたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４８分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

おはようございます。通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

１、子育て行政について。

近年、物価高騰の影響により、子育て世帯の生活負担が大きくなっています。特に乳児を育てる御家庭では、紙おむつやベビーミルクなど、日常的に必要な育児用品の価格上昇が大きな負担となっています。ベビーミルクは、母乳育児が難しい場合や母乳と併用する場合など、多くの家庭で必要不可欠な育児用品であり、毎月１万円から２万円程度の費用がかかるとも言われています。また、双子などの多胎児家庭では、その負担はさらに大きくなります。経済的理由からミルクを薄めて使用してしまうケースなども報告されており、乳児の健やかな成長の観点からも支援の必要性が指摘されています。さらに、災害時においては、通常の粉ミルクはお湯や衛生環境が必要となるため調乳が難しい状況も想定されます。そのような中で、お湯を使わずそのまま飲ませることができる液体ミルクの活用が全国的に広がっており、自治体による備蓄や支援の取組も進んでいます。そこで以下について伺います。

１、本村における乳児を育てる家庭への育児用品、粉ミルクや紙おむつに関する支援の現状について。

２、粉ミルクを薄めてしまうリスクを踏まえ、乳児の健やかな成長を支えるために、本村としてどのような支援策を検討できるでしょうか。

３、全国で行われている「おむつ・ミルク定期便」や産後家庭訪問など、見守り支援を含む取組を本村で参考にできる可能性はあるでしょうか。

４、災害時に備え、粉ミルクや液体ミルク、紙おむつなど乳児用品の備蓄状況と今後の計画について。

２番、村制施行80周年の取組について。

本村は本年、村制施行80周年という大きな節目を迎えます。これまで北中城村の発展を支えてこられた先人の御努力と、村民の皆様の御尽力に深く敬意と感謝を申し上げます。施政方針では、中城村との分村80年という歴史的節目でもあることから、両村のさらなる発展を目指し「ちょーで一村」の協定締結に向けて協議を進めるとの方針が示されました。さらに、「北中城村村民平和の日」の制定や「北中城村の農がつむぐ80年とこれから～希望のタネをまくシンポジウム～」を開催し、地域とともに歩んできた農業の価値を見つめ直し、今後の農業の在り方を村民とともに展望する場とすることも示されています。そこで以下について伺います。

１、村制施行80周年記念事業の全体的な目的と基本方針について。80周年という節目を、本村の将来にどのようにつなげていくのか伺います。

２、中城村との「ちょーで一村」協定について。協定締結に向けた具体的な内容や、今後どのような連携・交流を想定しているのか伺います。

３、「北中城村村民平和の日」の制定について。制定の趣旨と、学校教育や地域活動とどの

ように連携し、平和教育の推進につなげていくのかを伺います

４、80周年記念シンポジウム「北中城村の農がつむぐ80年とこれから」について。本シンポジウムを通して、本村農業のどのような未来像を描き、今後の施策にどのように反映させていくのか伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、平安山和美議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠の１番目で、子育て行政についてでございます。

①の御質問は、本村における乳児を育てる家庭の現状についてでございます。物価高騰が乳児を育てる御家庭の家計に大きな負担となっていることは十分に認識しております。現在行っている支援としましては、国の制度である「妊婦のための支援給付金」として妊娠時・出産後それぞれ５万円、計10万円を支給しており、育児用品の購入等に御活用いただいております。

②の乳児の健やかな成長を支えるために本村としてどのような支援策を検討しているか。粉ミルクを薄めて使用してしまうリスクや、災害時における液体ミルクの有用性につきましては、大変重く受け止めております。乳児の健康を守る支援の一環として、本村では「子どもノート」を配布しております。月齢ごとの成長・発達のほか、病気の予防や体と食に関する情報をまとめた冊子であり、保護者の皆様の育児に役立てていただいております。また、子育て世代支援センターの保健師等による相談体制を充実させ、経済的なお悩みを抱える御家庭を早期に把握し、適切な支援機関へとおつなぎする伴走型支援を強化してまいります。

③の全国で見守り支援を含む取組の可能性についてでございますが、「おむつ・ミルク定期便」は育児用品の提供と見守りを兼ね備えた有効な取組と認識しております。しかしながら、配送委託費やシステム構築費など多大なコストが伴うため、財政上の観点から現時点での導入は困難な状況です。本村では現在、保健師による「新生児訪問」、母子保健推進員が生後４か月までの全戸を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、そして「産後ケア事業」を実施しております。今後も、これらの既存事業を最大限に活用し、関係課が連携することで、きめ細やかな見守り体制の維持・強化に努めてまいります。

④の災害時に備え、ミルクなどの備蓄状況と今後の計画についてでございます。粉ミルク・液体ミルクについては備蓄していません。飲料水については、専用品ではありませんが備蓄がございます。哺乳瓶・コップについては50個、乳幼児用オムツについては乳幼児用Ｓサイズ62枚、Ｍサイズ52枚、Ｌサイズ12パック528枚、一般の紙オムツ10パック740枚、おしりふきについては、30枚入り100パック、10枚入り930パックを備蓄しています。今後は必要に応じて入替えや追加等が行えればと考えております。

大枠２番目の村制施行80周年の取組についてでございます。

１番目の村制施行80周年記念事業の全体的な目的と基本方針についてでございますが、村制施行80周年記念事業の目的につきましては、本村がこれまで歩んできた80年の歴史を振り返り、先人の努力と功績に敬意と感謝を表するとともに、村民の皆様とその成果を共有し、郷土への誇りと愛着をさらに深めていただくことにあります。

２番目に、中城村との「ちょーで一村」の協定についてでございます。戦後、米軍基地の影響により分村した両村の発展に向け、「ちょーで一村協定」の締結を目指し協議を進めております。本協定は、両村が連携していくための包括的な枠組みを確認するもので、個別具体の内

容は関係部署間で今後調整をしてまいります。

３番目の村民平和の日の制定についてでございます。村民一人一人が平和について考え、学び、戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて認識、行動し、恒久平和の実現に寄与することを目的に制定します。また学校教育、地域活動におきましても、これまで同様「平和を守る北中城村民の会」の活動を通して、より一層平和教育等の推進に努めてまいります。

４番目の80周年記念シンポジウムについてでございますが、本村では、平成28年度より「農を活かした健康福祉の里づくり事業」を推進しており、農業・福祉・観光・健康の連携による拠点整備を段階的に取り組んでいるところです。このシンポジウムの目的はその「農を活かした健康福祉の里づくり」の理念の延長線上に位置するもので、農業が人と地域をつなぐ重要な要素となるものであるとして開催を計画しております。本村が描く農業の未来像は「農業を基盤に、健康・福祉・観光・環境が有機的につながる持続可能なまちづくり」であり、シンポジウムでの対話と気づきを通して、今後の施策に着実に反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

では、順次再質問を行っていきたいと思います。

子育て行政について、１つ目の現金給付としての支援については理解いたしました。しかしながら粉ミルクや紙おむつは継続的に必要となるものであり、物価高騰の影響を受けやすく、現金給付だけでは十分に対応しきれない家庭もあるのではないかと考えます。実際に、県内では民間団体による粉ミルク等の無償提供などの支援活動も行われており、支援を必要とする家庭が一定数存在していることがうかがえます。

そこで再度伺います。経済的理由等により、十分に購入できない家庭の実態を把握していますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

お答えします。

この貧困家庭ですね、健康保険課としては現状把握はしていないんですが、支援の中でアンケートも取っておりますので、その中で保健師、栄養士等が相談支援する中で、そういった事情がうかがえる場合はこども未来課につないで、その対応をしていただいているところです。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

アンケートの中から、そういう拾い出しがあればこども未来課のほうにおつなぎしているということなんですが、現在、そういった案件での相談とか、現物支給なりということはあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

支援が必要な御家庭に関しましては、粉ミルクの配布であるとか、場合によっては紙おむつ等を緊急的に支給する場合もございます。粉ミルクにつきましては、議員もおっしゃっていたように民間団体で配布しているものもあったりしますので、そういったものも活用しながら、ない場合には村の費用でもって措置する場合もございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

現時点においては、その辺はカバーされてい

るというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほどもありましたように、まず把握されている方に対する個別支援という形では、このような形を行っておりますけれども、実際に全てをこちらが把握できているかという部分については、まだまだ考慮すべきところがあろうかというふうに感じております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

なかなかそういう実態を把握するというのは、難しいとは思うんですけれども、乳児の栄養は命に関わる重要な課題であり、実態把握するものが必要だと考えますが、今後調査や聞き取り等を行う考え等はありますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

お答えします。

出生されたお子様の全数訪問をしていますので、その中で聞き取りして、この御家庭に何か問題がありそうだなという場合は、こども未来課につないで対応していただいていますので、そういった流れをつくっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

粉ミルクを水に多く薄めて、水害という状況があるらしいんですけれども、本村ではそのような事例とかはありましたか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

今、担当に聞いたところによりますと、これまでそういった事例はないということを聞いております。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

分かりました。

赤ちゃんは、特に４か月までは母乳と粉ミルクでの栄養補給になりますので、ぜひそういった不足がないように、今後も村民のために注意していただきたいと思います。

２つ目のこどもノートの配布や相談体制の充実については理解いたしました。粉ミルクを薄めて使用してしまうリスクについて、重く受け止めるとの答弁がありました。現行のこどもノートは、カラー刷りですごく分かりやすく、とても上等だなというふうに思いました。ここ最近配布されているということなんですが、ここの中には、私がちょっとぱらぱらと見た中では、水害というんですか、ミルクを多めの水で薄めることでの弊害というものは書かれていないような感じだったんですが、その辺を保護者に対してのレクチャーみたいなことはされているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

たしかそのノートには、その辺については書かれていなかったのかなと、私も全ては把握していないんですが。

あとこの水の件についてですが、そこについてはうちの保健師、栄養士でも、どう答えているかちょっとそこまで聞き取りはしていないんですが、ちゃんと栄養を取れているかとか、その時期時期に応じて体重を図って、適切な指導はしていますので、そこで対応していきたいと

考えています。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

ミルクを薄めてるというものは、実態としてなかなか浮き彫りにすることができないらしくて、アンケートの中でミルクを薄めていますかと、ちゃんと伝えることで、そこから実はという話が出てくるというものもありますので、その辺もしっかり意思確認、ただ栄養は足りていますかではなくて、そういうものがあるかないかということを、きめ細かくやっていただきたいというふうに思います。

次は、相談体制の充実は大変重要であると感じています。その上で、相談の先にある具体的な支援がしっかり用意されていることが、より安心につながるのではないかと考えます。必要に応じてミルクや育児用品の支援につながる仕組みについて、今後検討する考えはありますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

支援については、今後健康保険課とこども未来課においてこども家庭センターを設立する予定をしています。令和８年度途中からスタートするんですが、その辺で連携を強化していけると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

令和８年度ですね、センターを設立するということなんですが、センターについて簡単でいいので、少し御説明いただいてよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

こども家庭センターにつきましては、基本的に母子保健機能と児童虐待とかを含む児童福祉機能を、一緒の組織化することによって、一体的に支援が途切れないような形のものを、支援体制をつくっていこうというところで、まずスタートとしては妊娠期からの支援。そこで、若干リスクがある方、例えば経済的不安、ひとり親、双子とか、そういった場合であるとか、あと県外出身で身寄りが近くにいないとか、そういう方たちのアセスメントを行いながら、その時々で適切な支援をやって途切れなくやっていこうというのがこども家庭センターの趣旨というふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

よろしくお願いいたします。

では、３つ目のおむつミルク定期便については、財政的理由から困難とのことですが、完全な配送型に限らず、既存の訪問事業と組み合わせた支援の検討をしていただけないでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

その点については、財政上の理由もありますが、本当にどれだけこれが必要とされているか、その辺をもう少し把握して、取り組めるようでしたらできる限りの範囲でいきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

本村は、今ゼロ歳児というのは何名ぐらいいますでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

すみません。私のほうでゼロ歳児ということで把握はしていないんですが、令和６年度の新生児が125名です。今、令和７年度現時点で120名となっております。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

もしその定期便を実施した場合に、積算はどれぐらいかというのはありますでしょうか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄　治）

現状、まだその点について調査等もしていませんので、幾らかというのは今お答えできません。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時２２分　休憩

午前１１時２２分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

その点、ちょっと気になっていたので、後でお話ししようと思っていました。４か月までのお子さんというのは、母乳とミルクだけなので、その期間限定でも充実した取組というのは可能ではないかと思いますので、しっかりその辺を調査されて、できるだけできる方向で考えていただけたらというふうに思います。

県内では、共育ステーションつむぎさんというところで、粉ミルクや紙おむつ等を必要な家庭に無償提供する活動を行っております、また代表の髙良久美子さんの講演を受け、村内在住の女性が同団体と本村の社会福祉協議会へ寄附を行った事例もありました。

そこで提案ですが、まず民間団体や社会福祉協議会と連携し、必要な家庭へ支援をつなぐということを早急に構築していただければ、現在困っている人たちにもすぐ対応していただけるのではないのかと思いますので、その点について一言お願いいたします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今、御提案のございましたような形で、民間団体、あるいは社協と連携しながら、今後も引き続き支援が必要な世帯への手当というものを充実させていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

ぜひよろしくお願いします。乳児家庭が安心して子育てできる環境を整えることは、地域の未来にとって重要です。本村においても、子育て世代の経済的な負担軽減と乳児の健やかな成長を支える施策の充実を、強く期待いたします。

次に４番目です。災害時に備えということで、災害時の備蓄について粉ミルク、液体ミルクの備蓄が現時点で行われていない点は、課題であるというふうに考えます。特に断水や衛生環境が確保できない状況においては、乳児の生命、健康に直結する問題です。今後の備蓄計画において、導入を検討する考えがあるのか伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現時点で備蓄がないという、実際に切れて廃棄しているんです。一応購入はしていたんですが、どうしてもそういった粉ミルク類に関しましては消費期限が短い。長くもって一年というので、実際に整備したんだけれども廃棄で、現

実的ではないという話です。

粉ミルクを整備するんですか、計画はあるんですかという御質問ですけれども、今のところ粉ミルクをまた変えていこうという計画自体は持っていないんですが、その前に災害時、避難時の持ち物として、そういった常用するお薬であったり食べ物に関しては、できるだけ避難者のほうで持ってきてくださいというのをアナウンスしています。大規模災害に関しましては、包括災害協定がイオンさん、ライカムさんと結ばれているので、そこからの粉ミルクの提供も想定して、現時点で特に粉ミルクを重点的に整備する計画は、今持ち合わせてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

課長の今の答弁のとおり、粉ミルクの保管というのはかなり神経を使うということで私も聞いております。先ほどつむぎさんのほうでは、その専用の冷蔵庫というのを完備しているようなので、その辺とのお話もしていくのも、一つ大切なことだなと思います。基本、避難者が持っていくというのは当たり前なのかもしれませんが、それが外出しているとか、何かしら大きな地震だったり、持っていけないという可能性もありますので、しっかりその辺は、また民間団体等も含めて共有していただけたらと思います。

ほかのものについては、順次備蓄も充実されてきているなと思いました。ありがとうございます。

先ほどもありましたように、ローリングストックもしっかり活用して、粉ミルクもこれだけ多くの人が必要としている部分もありますので、活用していけたらと思っていました。ありがとうございます。

次、施政方針のほうから質問したいと思います。80周年記念事業の全体的な目的ということで、先人の功績や村民の誇りを振り返るとのことですが、こうした意識を次世代やまちづくりにどのように生かしていくか、お考えか。具体的な施策や取組の方向性をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まだ検討委員会等を開催しているので、具体的に委託先もまだ決まってございません。予算規模も、当初予算で計上した額のうちでやっていくのですが、恐らく絶対にやることとしては記念式典の開催、それと併せて同日に祝賀会の開催を予定してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

分かりました。

今後、この80周年を起点にして、特に若い世代や地域全体に波及させ、恒常的な取組として定着させるための工夫や仕組みづくりについてもお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

記念事業を開催して、恒常的に何かしらという話はないとは思うんですが、そういった記念事業を通して、村民が最終的に自分の村に誇りを持っていける意識づくりが芽生えればと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

シンポジウムを行うことで、この記念事業をすることで、その機会に触れるということはとても大切だと思うんですが、やはりそれを何か

しら継続していかないことには、一過性になってしまうと思うんです。それを継続的に、何かしらできるものをぜひ今後考えていただけたらというふうに思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ごめんなさい。ちょっと勘違いしていたかもしれないです。私たちが実施するものは、記念式典及び祝賀会。通年を通して何かしら、農を活かしたというシンポジウムが開催されております。それはそれでシンポジウムを通して何か継続できるものが、原課のほうでは考えているものだと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

分かりました。ありがとうございます。

次に、２番目の中城村とのちょーで一村協定についてですが、協定は包括的な枠組みとのことですが、現時点で想定されている連携分野や取組の方向性について、差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現時点で包括協定を結ぶということで中城村と相談をしておりまして、個別的な内容につきましては今後の各担当同士の調整ということになっておりますが、今現時点で中城村のほうから、村の公共施設を使わせてくれないかということで今打診があって、そういったところを担当課のほうに指示をして、今後詰めてくださいというふうに伝えているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

今、課長の答弁のほうで公共施設ということですが、その公共施設はどういったところを考えていらっしゃいますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

今現在、調整中ということで、それを前提でお答えしますと、先方のほうからはあやかりの杜の図書館を使わせてほしいということがございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

そうであれば、こちらのほうも、護佐丸図書館も活用していけるという方向になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

今後の調整になるかと思いますが、そういったことも可能であると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

ぜひそういった相互関係、交流があるとまたいいのかなというふうに思います。

今後、具体化する際には、優先的に取り組む分野や早期に実施を目指す事業はありますか。また村民の皆さんが成果を実感できる交流や、情報発信の部分についてもお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現時点において、こういったものをやりたいというところ、具体的なものまでは今のところできておりません。まずは北中城村と中城村が分村したという歴史的な経緯も踏まえて、元々は一つであったというところをまた再確認して、村制施行80周年、イコール分村して80周年というこの節目に相互の連携を再確認するということで、またお互いの発展につなげていければいいのかなと、今そういったところで進めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

中長期的に両村の関係をどのように発展させていくことを目指しているのか、分村して80年、戦争が起点となって分村している。本村も今回村民平和の日というのも制定していく、平和に対する思いというのはあると思うんです。その辺の、また80年、なぜ分村したかということも含めて、何かそういった施策というんですか、今後の展望はあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

まだ調整中の事項が多いものですから、断定的にお答えするのが少し難しいんですけれども、ただイメージとして将来公共施設の有効活用、お互い同士の公共施設を有効活用するであるとか、職員同士の勉強会であるとか、そういったものができないのかということを一つ一つ模索して、お互いの発展になっていければ、平和学習も含めてそういったものが両村で協力していけないのかというところを、また考えていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

分かりました。ぜひこの80周年の、令和８年度である程度大まかなことが示されるのかなと思っておりますので、ぜひ準備できるところから取り組んでいただきたいと思います。

次に、北中城村村民平和の日の制定についてですが、制定後、学校教育や地域活動との連携については、どのように進めていくお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

村長の答弁のほうにありましたように、北中城村、平和を守る村民の会の事業をこれまでどおり強化、継続して取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

今回、５月のある日に平和の日を指定したいということで上程されておりますが、平和を守る村民の会の総会も５月20日前後ということで、同じ月にそういった行事があるということで、どちらか一方のほうにまとめてやるのか、それぞれ別でやっていくのか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

５月３日に平和の日を制定します。その前に、プレスリリースを４月頃に予定しています。特に、その後半に、５月３日に何かしらやるわけではなくて、５月の後半に予定されている総会の中で、平和の日を制定しましたというお知らせとともに、何かしらイベントができればと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

やっぱり平和の日というのをあえて制定するのであれば、その時に何かしらやるというふうに考えていたんです。それは今後もそういった形で、総会なりで一緒にしてやるという形なんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回のものにつきましては、あくまでも平和の日を制定しましたということのイベントというか、総会の中で何かしら取り組んでいくものでございます。通年で何かやっていくのかというと、それはございません。あくまでも平和の日を起点として、今後その平和週間、平和月間の中で平和運動を盛り上げていきたいと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

分かりました。今後どんなふうになっていくのかと思ったので、お聞きしました。

学校現場では、どういった形でその平和の取組というのをしていくんでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

３校において確認をさせていただいております。今後もこのような取組を進めるということなんですが、北中城小学校は６月に平和を考える月間の設定、そして平和に関係のある音楽の授業とか、平和に関する読み聞かせだったり、そのような形で平和学習を実施するということと、あと島袋小学校においても５月下旬から６月下旬において平和月間と位置づけて、パネル展示だったり、紹介をすると。そういう取組が今後も計画されているということと、あと中学校におきましては、これは今年度の取組なんですけれども、村内の方を招いて平和講演会、これは全体で行っております。中１については、単独で平和講演会、あと中３は平和祈念公園と糸数壕を見学に行っているということと、あと学校としましては、このような形で校長先生が学校だよりを出しながら、子供たちの感想も含めて掲載しているものがあります。そうすることによって、先ほど議員がおっしゃっていた意識づくりといったところに大きく貢献できるのかと思っておりますので、今後とも学校と連携しながら、子供たちの平和に対する意識を高めるという取組を指導助言していきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平安山議員の御質問にお答えします。

教育委員会での事業がございます。ただ長部局としても平和の日の制定の所期の目的が達成するための事業としては、今まで常設のそれではなくて企画の事業と。これからまた平和の日制定の日、その日については村民に周知を図りますので、その周知においてそれぞれが平和の日。じゃあ北中城村の平和の日だ、企画的にそれを何かやろうと、そういう気概が出てくれればいいかと思います。行政としても、平和の日、ただそれを定めるというだけではなくていろんな、平和を守る村民の会等で毎年講演会等もやっておりますので、それにちなんだ講演もまたできると思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

分かりました。今、委員会のほうでその辺も付託されておりますのであれなんですけれども。なぜわざわざ３日だったのかなというふうに思ったところもありまして質問したんですけれども。この間、学校からの答弁の中でも、これまでやってきたものにさらに５月３日が平和の日に制定されたから何かをするというわけではなくて、これまでどおりの平和活動をしっかりやっていくというところなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

教頭会、校長会を通しながら、教育委員会としましては、平和の尊さに対する認識を深める指導ということだったり、あと沖縄戦の教訓を大事にしながら学びたいという主体性を引き出し、学びに寄り添う教員の指導力の向上と。昨年度は生涯学習課の職員にお願いしまして、教育講演会で平和学習、平和の指導といったところで御講話をいただいているところです。あと沖縄戦の歴史、特性に基づきながら沖縄戦の実相、教訓を継承し、平和の大切さを自らが発信できると、平和を構築できる子供たちを育成するといったところを指導助言しながら、さらに取りまとめたものを発信するというようなところで、活動を活発にしていくという指導助言を進めてまいります。以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

分かりました。先ほど総務課長のほうからも、４月頃に村民に対して平和の日を制定したと周知をしていくということだったんですが、学校側のほうでも何かしら、北中城村でも平和の日が制定されましたということでの学校での何か学習みたいなものとかというのは考えて、予定されているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

授業計画の中に、今後盛り込みながら計画して、子供たちの考えを発信できる機会を指導助言していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

４月に周知していくということだったんですが、周知の方法はどのように考えていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、県庁の記者クラブのほうに、そういったイベントというか、制定をしますよという御案内文を投げ込んで、もしそういった会場を北中城村役場のほうで設けて、カメラが来るのであったら対応する、記者を呼んでいますので、そういったイベントがありますということをお知らせしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

ぜひ多くのマスコミに来てもらって、北中城村を知ってもらう一つの契機になったらいいなというふうに思います。また広報紙等でもその辺を周知されると思うんですが、自治会に加入されていない人たちは広報紙が配られていない現状もあるというふうにお聞きしたことがあるんですが、それはどうなんでしょうか。またそうであれば、その人たちについては何かしらまた別で知らせていくというようなこともあるん

でしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

広報紙に関しましては、そういったお声があるようでしたら、ぜひ届けていただいて、区長さんのほうに言って、ぜひ配っていただくということをやっています。またタイムラグがございますが、本村ホームページにも毎号毎号掲載されていますので、そういったことも案内が可能です。当然、役場庁舎にも設置してございます。そういったのをアナウンスしていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

でもなかなか忙しい現代人としては、ホームページを見たりするというのは、かなり意識がないと難しいなというふうに思うんです。今回、80周年を記念、式典として、この自治会に加入していない人たちにも広報紙を配るなり、この機運を高めていくということが、またひとつ大切なのかというふうに思っておりますので、その辺についてもこの４月だけじゃなくて、この一年を通して活動をして、自治会活動の機運を上げていくということを、今年の一つのテーマとしてやっていくのも有りなのかと思っております。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった御意見があったということを、次に開催する自治会長会の中でアナウンスしていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

ぜひお願いいたします。

80周年シンポジウムについて、農を活かした健康福祉の里づくりの理念を踏まえ、シンポジウムでどのような対話や気づきを得たいとお考えか、具体的にお聞かせください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

平安山議員の質問にお答えいたします。

まず対話、話の内容をシンポジウムの中で、基調講演等、あとこれは先日議員の皆様方にお配りしたシンポジウムの素案なんですけれども、二部構成を考えておりまして、まず基調講演とあとパネルディスカッションを通じて、今現在の北中城村における農の状況などを聞きに来られた方に把握していただいて、まず農に対する考え方、村の考え方、こういったものを知っていただく機会として、まずこのシンポジウムを開催したいということで国のほうに申請したところ、シンポジウム補助金というメニューでオーケーがいただけましたので、この企画を村長のほうに上げたところでございます。現在、村内では耕作放棄地などもどんどん増えておりまして、農に対する考え方が若干薄くなっているのかというふうなところもございますので、有効活用ということも含めまして、まず村民の皆様に農に対しての考え方を一回立ち止まってという言い方はおかしいかもしれませんけれども、まず考えていただく機会をつくりたいということが、この目的と考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

先日、委員会の中で話を聞いたときに、私は個人的にとてもすばらしいなと思ったんです。

まず農業離れをしている人たちの就業促進というんですか、農業従事者を今後増やしていくきっかけになるのかというところと、一鉢運動、アタイグヮーから始めていく取組というのは、食に対する思い入れということから食育にもなっていくんじゃないかというふうに思います。今、安谷屋の灌漑用水を整備しておりますが、あの辺り、私は記憶はないんですが、大正生まれのおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に生活していたときに、ターブックヮーと言っていたんです。多分稲穂とか、そういったものがあったのかなというふうに思われますし、また戦前はすごく肥沃な土地で、村外から出稼ぎというんですか、そこに来てやっていたという話も聞いたことがありますので、ぜひ本当に北中城村が持っているポテンシャルというんですか、それを最大限に生かすきっかけとして今後の動きというのがとても楽しみだなというふうに思っていますので、ぜひそういった機運を高めていっていただきたいと思います。

最後に、今回の一般質問に関しまして、まず１点確認させていただきたいというふうに思います。教育委員会の所轄の部分について、第一答弁では触れられておりませんでしたが、その後の確認で、答弁自体は準備されていたとのことでした。第一答弁は議論の前提となる重要なものであると認識しておりますので、準備されている内容については、漏れなく最初にお示しいただくことが望ましいと考えます。なおこのようなケースが、今回で３回目となっている点も含め、今後の改善をお願いしたいと思います。あわせて、先ほども議長からもありましたが、第一答弁の中で、内容としては健康保険課に関する内容にも関わらず、こども未来課との記載があって、私はその内容を読んでいて、ちょっと違和感を感じたので、こども未来課のほうに確認をしました。細かな点ではございますが、担当課の明確性は村民への説明責任の観点からも重要であるというふうに考えます。今後の再発防止に向けた対応について、お伺いいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

答弁書を作成する際には、総務課のほうで一旦割り振りをします。割り振りをするんですが、そこで各課の長において答弁する内容を、全て割り振られたとおりではなく、全体的に見ていただいて、誰が答弁したほうが一番いいのかというのを判断して、答弁書を提出していただいています。今回御指摘のとおり、答弁書を確認しながら、ここに記載するしないを調整会議でやっているものですから、今御指摘があったように、ここに質問の中で記載があるのであれば、答弁書の中に漏れなく記載させていただきたいと思います。この点は、今後改善させていただきます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、総務課長が申し上げたとおりではございますが、庁議に全課長が集まりますので、そしてまたこれは全職員に回覧もありますので、庁議でそのような話をいたします。そして全職員に周知を図ってまいりたいと思いますので、今後気をつけたいと思います。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○５番（平安山和美議員）

よろしくお願いいたします。

終わりに、本村は本年村制施行80周年という節目の年を迎えました。これまで本村を支えてこられた先人の皆様に敬意を表するとともに、その歩みを大切に受け継ぎながら、これからの

村づくりにつなげていきたいと考えております。今後は、本村のさらなる発展に向けて、執行部と議会が互いに力を合わせ、丁寧に対話を重ねながら村民の皆様に寄り添った取組を進めていくことが大切だと思います。80年の歴史を大切にしつつ、新たな一歩を踏み出していけるよう議会との連携をこれまで以上に深めていただくことを願い、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時５２分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

では、通告に従いまして一般質問を行います。

質問の前に、ちょっとだけ。私は、まちづくりで一番大事なのは道路整備だと思っています。整備することにより、村の発展につながると思います。これまで何回も村道１号線の件で質問してきましたが、現在村当局は整備に向けて進めていますので、この件での質問は恐らく最後になるかもしれません。よろしくお願いします。

では質問に移ります。村道１号線（仲順、屋宜原線）の整備について。

私が自治会長の頃、平成23年度の地域懇談会において、屋宜原自治会から村道１号線（仲順、屋宜原線）の整備について要望いたしました。村道１号線というように、村道の中でも最も重要な道路だと思っています。しかし村当局は村道１号線の整備について、国道330号と村道１号線とは高低差があって技術的に難しいということや、財源の問題などでなかなか前に進みませんでした。この村道１号線は、多くの問題がある道路です。喜舎場高台には観光ホテルがありますが、国道から村道１号線へは観光バスなど大型車両は左折できません。また、左折してもすぐ急カーブになり、雨の日に中型トラックがスリップして１回転するのを見ています。幸いにも他の車は通ってなく、大きな事故は起きませんでした。担当課にカラー舗装をしてもらいたいと相談したところすぐに対応してくれ、それからは一度も事故はありません。この村道１号線は一本道で迂回路がなく、災害が起きないかいつも心配していました。平成26年に大雨で斜面が滑り落ち、道路を埋めつくす大きな災害が起きて一定期間通行止めになり、児童生徒の通学や役場・喜舎場方面へは石平回りで住民は大変不便を感じていました。営業していた観光ホテルもバスが通れず、大変困ったと思います。また、この村道１号線は、至るところに亀裂や沈下が見られます。補修をしても長くはもちません。あやかりの杜から喜舎場までの間も木の枝が道路の真上まで伸びていて、いつでも災害が起こる可能性があると思っています。私はこの村道１号線の多くの問題を、定例会での一般質問で何度も行ってきました。この道路が北中城村においてとても重要な道路だと思っているからです。

今回村道１号線の質問は、現在整備に向け村当局も一生懸命頑張っている中なのでやめようかと思いましたが、以前に一般質問を行い、気になっている点とこれからの整備に向けて、次の５点を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

①あやかりの杜から屋宜原向けの大きなカーブになっている下の方は以前補修してもらったが、また亀裂や沈下が起きはじめている感じがします。確認はしていますか。

②あやかりの杜から喜舎場向け左斜面から水が流れ落ちる原因は。

③令和５年度３月定例会で村道１号線の交通量を質問したが、再調査したことがありますか、

伺う。

④村道１号線をどのような形で整備していくか、村の考えを伺う。

⑤整備に向けての進捗状況を伺う。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集守吉議員の御質問にお答えいたします。

村道１号線（仲順、屋宜原線）の整備についてでございます。

①の質問として、あやかりの杜から屋宜原向け亀裂や沈下が起き始めている感じがしますが、確認はしているかということです。あやかりの杜近くのカーブ箇所にクラックが生じていることは認識しており、今年度実施した地質調査において、当該箇所の地盤が軟弱であることが確認されております。

②にあやかりの杜から喜舎場向け、左斜面から水が流れ落ちる原因はということです。湧水の原因については不明ですが、何らかの要因で地中の水みちに変化があったことが考えられます。

③村道１号線の交通量について、再調査をしたことがあるかということですが、当該路線の交通量調査は、令和２年の調査以降新たな調査は実施しておりません。

④の村道１号線をどのような形で整備していくのかということですけれども、整備の方針として、主に次の３点について改良を図ります。

ア）国道330号との村道取付部を大型バスが左折可能な交差点の改良。

イ）あやかりの杜から国道までの全区間（約700ｍ）で、線形・勾配の改善と歩道を含め幅員の確保。

ウ）山手側の石積擁壁等の亀裂や谷側での劣化した擁壁等の改修。

⑤に整備に向けての進捗状況ということです。整備の進捗状況として、現時点で全区間の調査・設計は完了しており、現在、用地買収に向けた地権者との調整を進めているところでございます。

失礼しました。③の当該路線の交通量調査は、令和２年の調査以降、新たな調査は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

では再質問を行います。

①から③は、以前にも何回か質問していますが、災害や事故が起きる可能性がある場所だと思い、再度質問をいたします。

まず①のほうからですが、あやかりの杜から屋宜原向け、大きなカーブになっているところと、その下のほうは何度も補修をしていますが、また亀裂や沈下が起き始めています。補修をしても、長くは持ちません。しかし、この道路を利用している方々の安全を考えると、村道１号線の整備が完了するまで、維持管理はしっかりやってほしいと思いますが、どうでしょうか。再確認します。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

維持管理、もちろん交通の危険性があるとか、そういった状態になってくれば、その都度補修をしていくということになると思います。ただ近々工事の着手もありますので、それまで待てるのかどうかを含めながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

この場所は、以前から何回も質問してきたところです。もう本当にこの道路は、道路自体が喜舎場から屋宜原に下りると、何か寄っている感じがするんです。喜舎場から屋宜原向けに行くと、この場所は沈下して右側に傾いている感じがするんですけれども、これは大丈夫ですか。確認したことはありますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の設計に先立って、コンサルのほうでも現地踏査をされております。私のほうでも見ておりますけれども、根本的なところでいうと、以前谷川というんですか、そこが土砂崩れがあったのかと認識しております。その当時、対策はされているというふうに思うんですけれども、冒頭村長からの答弁にもありますように、この道路の地盤のほうですね、舗装からさらに下のほう、これは結構深いところまで軟弱地盤であるということが分かりまして、そうしますと幾ら舗装を対応していても、同じような状態が繰り返す可能性が高いと思われます。要は完全に下の土壌のほうからの改良が必要になってくるということで、今回の整備に当たっては、そこも含めて対策をしていくということを考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

今回、地質調査で軟弱地盤であるということが確認されたと言っていますけれども、これは大変難しい工事になりそうですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

難しい工事というよりも、かなり大がかり、下のほうから土壌を入れ替えてやるということになりますので、大がかりな工事になるということは間違いないところでございますけれども、特に施工自体が難しいというような、難易の高い技術というところまでは、そこまでの必要はないような、一般的な作業の範囲にとどまると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

私が心配していたのは、軟弱地盤といったら、今辺野古の埋め立てで問題になっていますよね。ああいうふうにならないのか、これが心配だったんです。何とか対応できるのだったら、それでいいです。この場所は、本当に以前から、私が何回も質問してきたところです。軟弱地盤だと、整備をしても沈下や亀裂が起きる可能性があると思うんです。そういうことが起きないように、この軟弱地盤の整備は、ぜひ慎重によろしくお願いいたします。

では次に行きます。次の２番です。あやかりの杜から喜舎場向け、斜面から水が流れ落ちる問題は、令和３年９月定例会と令和５年３月定例会でも質問しています。あやかりの杜から観光ホテルまでの間の補修は終わったが、具体的に水量の調査の確認はしていないと答弁していました。私はこの道路はよく通っていますが、まだ水は流れています。その原因は、まだ分かりませんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

以前は、その上流側と言ったらいいんでしょうか、マンションの前の側溝が壊れていたり、要はクラックが入っていたりしていたので、そ

こから漏れているんではないかということも考えて、その補修もしたんですけれども、それとは関係なく水が出ているという状況でございますので、そういたしますと本当に地中の中での水の流れが、今変化があるのかなというところでございまして、水量のほうもそれほど大量に流れてくるというよりは、しみ出してくるというのが多いのかなと。しかも雨のあるなしと関係なく水が出ている状況が見受けられますので、本当にその原因となるようなものが、その原因について思い当たるものがないという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

この付近は、地滑り区域となっております。この水が流れ落ちるのは、土地の表面からではなく地中に浸透した水が流れてきていると思っています。その場所以外の路面は、からからに乾いています。地滑りなどの可能性はないか心配ですが、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

地滑りとの関係なんですけれども、地滑り対策そのものは、前に県のほうで対策は取られておりますので、大きな意味での地滑りというところはある程度対策できていますので、さほど心配はないのかとは思うんですけれども、これは地中の中の話ですので、正直なところ具体的にそこを判明するというところは、今のところ情報がないというところでございます。ただ一定の対策は取られているということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

では上のほうの観光ホテルの駐車場の地割れがしているところ、まだそのままの状態なんです。私も地中の水の流れといいますか、流れる水の道は変わってくると思っています。そこの地割れしているところからの影響なんか、考えられないですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ホテル側駐車場のへりの所ですね、西側と言ったらいいんですか、あそこのところで以前からひび割れがあるということは存じておりまして、我々は県の担当のほうにも一度場所を確認していただいております。今後状況が変化するようなことがあれば、また改めて確認しようというところでとどまっておりまして、今のところ大きな変化はないのかなというふうに思います。ただそこから水が入ってくるのかどうか、その影響があるのかどうかというところは、正直なところよく分からないと。何しろ広い山の中の一部というところですので、それが全ての要因になるのかというところは、少し疑問があるということになるのかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

先ほど言いましたけれども、水の流れというのは物すごい変わってくるんですよね。私の住んでいるところも、水の流れが一番左側が流れ落ちてきていたものが、そこに家が建ってしまって、右側に変わったんですよ、水の流れがです。次は、また右側に移ったことがあるんです。そのときはこの水は、個人の家のほうに流れ落ちてきているものだから、グレーチングでお願いしてやってもらったことがあるんです。ここ

も水の流れが変わって、地中で変わっているんじゃないかと思っています。令和５年度、観光ホテルと喜舎場の地割れの件で話し合ったことはありますか。もしそこが崩れたら、村道１号線に大きな影響があると思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時４９分　休憩

午後　１時４９分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

先ほど県のほうにも見てもらったということを述べましたけれども、その際、ホテル側からの連絡もあってそういう対応をしているという状況ですので、特に詳しくホテルの方を入れて県と一緒に話をしたというところではないんですけれども、その状況についてはお互いで確認はしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

私が言っているのは、何年度だったか、この地割れの件、ホテル側と何とか話し合ってやってほしいと、これはお願いしたんです。それを言ったのが令和５年度だと思います。それ以降は、向こうのホテル側との話合いはやっていないということですよね。令和５年度以降です。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

特段、そのような話はしておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

分かりました。私はこの原因じゃないかと思っていますので、ぜひ注意深く見ていってください。

では次に行きます。令和５年３月定例会での交通量調査の質問で、令和２年度に実施した村道１号線の交通量調査で、平日の７時から19時までの12時間で2,648台、24時間換算で3,231台と答弁していました。この村道１号線は、たくさんの方々が利用しているのには、本当に驚きました。そのときの調査から、約６年がたっています。交通量も大きく変わっていると思います。再調査する必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その交通量調査を一体どのように活用するのか。ただ実態が分かったとして、その数字自体がどうなのかというところの疑問がございます。我々の中では、例えば交通量によって今後の設計に反映するとか、そういうことはあるんですけれども、今回の場所で言いますと、それほど大きな変化はないのかなと。著しく渋滞があるとか、そういう変化というところもないので、今のところそれも令和２年の調査というところは、特に問題はないのかと思っております。ちなみに今回の設計に当たっては、この令和２年度の調査の結果を踏まえて、これは周辺の国道の交通センサスというのがありますけれども、それによっての将来的な予測、伸び率というのが出されておりますので、それを加味した形で設計のほうには反映しているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

一般的に、道路を整備するには交通量が関わってくるみたいですが、この村道１号線は、村内の村道の中でも一番交通量が多い道路だと思っています。再調査して、県、国への要請材料にもなり、補助金獲得にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

御提案ありがとうございます。ちなみに今の交通量、換算で言いますと日交通量として、およそ3,500台ぐらいは設計のほうで使用しています。この3,500台というのが著しく多い道路なのかというと、決して一般的な地方道、地方の幹線道路というぐらいのところに収まるのかなと。極端に多いという状況までは、ちょっと言い切れないというところがございます。その辺りでは、今補助金の獲得に向けてというところもあって、我々も県の担当部局とも調整をさせていただているんですけれども、いかんせん県全体の補助金が今減っているという状況もありまして、なかなかその配分というところが厳しい状況にあるということを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

現在、この１号線は朝の出勤時間帯、特に７時半から８時過ぎまで、屋宜原公民館近くから国道まですごく渋滞するんです。入るところが国道ですので、難しいとは思いますが、渋滞を緩和する何か方法とか、考えられないですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

朝夕の一次的な混雑、ピーク時間で全てを整備しようとすると、かなり大がかりな整備となってきます。そこまでの必要性がどうなんだろうというところがあるんですけれども、例えばその改善としては、右左折をそれぞれ距離を長く持って分散するようなことで、渋滞の延長を少し短くすることはできるのかと思うんですけれども、現場の地形からしますと結構厳しい状況もありますので、そういったところで今回の中でも、限られた要件の中で最善と思われるような設計をさせていただいているというところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

分かりました。警察にも相談して、国道に出る信号の時間を、屋宜原から１号線に入る時間ですね、これは警察にお願いしたらできそうですか、できないですか。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

以前、別な場所で地域から要望を出して、それで警察のほうでも何か配慮されているというところは聞いておりますので、全くできないということはないような気はしますけれども、ただそれによって本当にどれぐらいの改善になるのかというところで、まずそもそもが国道の交通量と村道側との交通量、そのバランスによりますので、村道側を優先するがあまりに国道側が今度渋滞するとなってしまっては、それが全体への影響も大きいというところもありますので、どの程度緩和されるのかというところは、正直何とも言えないところですけれども、警察に相談するという可能性はあるというふうにお

考えいただければいいのかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

分かりました。毎日というぐらい、７時半から８時過ぎまで、もうずらっと並んでいるものですから、これは何とかしないとまずいんじゃないかと本当に思っています。

次に行きます。冒頭でも話ししましたが、村道１号線は多くの問題がある道路です。勾配がきつくてカーブが多く、事故が起こりやすい道路だと思っています。整備に向けて、村当局はどのような線形を考えていますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

なかなか言葉ではちょっと表現しづらいところがあるんですけれども、今の現状で見ますと、例えば見通しが悪い部分があると思います。それと勾配も急なきつい勾配があったりということで、全体の中で少し緩和できるようなところを今回の整備で考えておりまして、ある程度現状に比べて見通しはよくなる。線形もまっすぐ、できるだけまっすぐに近いような形を現状の中で、今の地形の範囲で、できるだけそこを緩和できるような設計にしているところでございます。なかなか言葉では言い表せない部分もありますので、必要がございましたら、また後ほど図面を見ながら説明させていただければと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

分かりました。

では次です。公民館は、区民の方々が活動する拠点です。私が今心配なのは、公民館入り口です。去年11月19日に、屋宜原公民館入り口のガードパイプに車が突っ込む大きな事故がありました。ガードパイプは折れ曲がり、車が半回転して道路をふさぎ、片側車線で普通乗用車が何とか通れるような状況でした。事故から３か月ぐらいたって、ガードパイプは元通りに直してありました。しかし問題はここです。そのガードパイプです。道路側に寄っている感じです。喜舎場向けに行く車は、ガードパイプが真正面になります。このままでは、また大きな事故が起きる可能性があると思っています。確認して、対処してほしいと思っていますが、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

本当にその事故の原因が何にあったのかというところが、よく分かっていないところがございます。これが例えば同じような事故が繰り返すということがあれば、本当にその現状で何か支障があるのかというふうに思うんですけれども、たまたま起きた事故の一例をもって、全てを評価するというところは少し疑問がございます。今後、現場のほうは状況を確認させていただいて、今すぐ何か対応が必要なのかどうか。その必要があれば、我々としても検討していきたいと思います。いずれにしてもここの部分を含めて、今回の設計の中に入っておりますので、今後改善されていくものかというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

ここでの事故というより、これは２回目なんです。１回目は当て逃げです。事故を起こした車は分かりませんけれども、これで２回目です。

ここは先ほど言いましたけれども、喜舎場に向かうと、このガードパイプが本当に真正面になるんです。反対側の石積みされた壁ですね、元ライカムホテルの、向こうも道路側に寄っています。だから物すごく狭くなっているんですよ、そこは。このガードパイプに向かっている車が、必ず右にハンドルを切るんですよ、向こう側は狭くなっているものだから、物すごい危ないんです。だからこれは何とか確認してほしいです。確認して、今度の整備にここも入っているんでしたら、もうそれでいいですけれども、何とかお願いしたいと思います。

次です。この屋宜原のガードパイプですね、ガードパイプではなくて、ガードレールにしたほうがいいんじゃないですか。ガードパイプだと、突っ込むと突き刺さる感じで、大変危険だと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現地の状況に応じて、またガードレールが必要なのかというところは、検討していきたいと思います。この設計に反映していくのかどうかを含めて、検討してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

なるべく早くこのガードレールに変えてほしいです。

次に公民館入り口向かいの、元ライカムホテルの石積みされた壁のところは、先ほど言いましたけれども物すごく狭くなっている感じです。急カーブでもありまして、下ってくる車は、このカーブを曲がったところに人が立っていても見えないんです。ここも特に事故がないように整備してもらいたいと思いますが、ここも入っていますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

恐らく今おっしゃられているところなのかと思いますが、公民館から国道側に下りてきて、少し石積みが突き出すような形になっているところがございますけれども、その辺りの改良も含めて、今回の中で対策をしていくということを考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

よろしくお願いします。ここは一番、今私が一番危険だと思っているのが、屋宜原公民館入り口なんです。ここを何とかしないと、いつ事故が起きるか分からないような感じなんです。ぜひお願いします。

次、５番目です。全区間での調査、設計は終わったみたいですけれども、現在の道路が大きく変わるところはどの辺りを予定していますか。これは答えられますか。地権者の関係でどうかと思ったんですけれども。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

著しく大きな用地を取得するというようなことはございませんで、今道路に隣接して民家があったりホテルがあったりがございますので、その部分のところで、少し今急カーブになっているところを緩やかに擦りつけるために一部用地を取得するというようなことが大半のところで、そういうふうな状況になっておりまして、ほぼほぼ全体的に用地が少しずつかかっていると、若干広げるために少しずつ用地が必要になっているという状況でございまして、ある特定の場所で大きく取得しなければいけないという

ところまでは行っていないというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

用地の買収は何箇所ぐらい予定していますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　２時０９分　休憩

午後　２時１１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

何筆ということで、32筆が対象となっております。そのうち、来年度につきましては４か所がその来年の用地買収の対象として今考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

地権者は何件ぐらいいますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

何筆かは重複がございますけれども、恐らくその３分の２ぐらいが地権者数に相当するかと。今、手元にはっきりとした数字はないんですけれども、その３分の２ぐらいが地権者数に相当するかというふうに思います。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

整備のために、この地権者の方々にぜひ十分な説明をして、スムーズにこの土地を買い取りできるようにお願いします。よろしくお願いします。

次に、村道１号線の整備が完了するのは、何年度ぐらいを予定していますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監兼建設課長。

○総合調整監兼建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今時点の事業計画としましては、令和12年度までを想定しておりますけれども、最近の補助金の配分というのが厳しい状況になっておりますので、さらに延びる可能性が高いのかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○７番（伊集守吉議員）

分かりました。令和12年度、あと４年です。なるべく頑張って、早めの完了をお願いします。

最後になります。この村道１号線、仲順屋宜原線が村民の皆さんや、この道路を利用する方々から、事故や災害の心配もないすばらしい道路になったと言われるような村道１号線になるよう期待しています。よろしくお願いします。

これで私の質問は終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さん、大変御苦労さまでした。

午後　２時１４分　散会

令和８年第２回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和８年３月６日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和８年３月24日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和８年３月24日　午前11時21分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	川上龍太	欠	８番	大城律也	出
	２番	屋良朝春	出	９番	上間堅治	欠
	３番	比嘉悟	出	１０番	喜屋武すま子	出
	４番	比嘉正志	出	１１番	比嘉義弘	出
	５番	平安山和美	出	１２番	名幸利積	出
	６番	喜屋武功	欠	１３番	山田晴憲	出
	７番	伊集守吉	出	１４番		
会議録署名議員	２番議員	屋良朝春				
	３番議員	比嘉悟				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	與那城世代子				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	仲本正一		教育総務課長	平田清徳	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長	新垣理衣子	
	企画振興課長	徳峯惣一郎		総合調整監兼建設課長	安次嶺正春	
	会計課長	喜屋武のり子		住民生活課長	比嘉利彦	
	福祉課長	安次富規昭		税務課長	玉栄幸憲	
	こども未来課長			農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星	
	健康保険課長	玉栄治		上下水道課長	伊佐秀樹	
				学校教育指導主事	兼島栄	
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第５号

令和８年３月２４日（火曜日）

１．開議　午前１０時

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		一般質問	

一　般　質　問　通　告　書

順位	質問者	件名
９	比　嘉　正　志	１．沖縄そばミュージアムで地域振興を ２．子ども達の模擬選挙で主権者教育を ３．マイクロバスの有効活用を
１０	川　上　龍　太	１．北中城村歴史まちづくり計画に関して ２．本村の不登校に関して ３．リチウムイオン電池の取り扱いは
１１	山　田　晴　憲	１．タカノリ村長の「村財政」について ２．米軍機の騒音被害について

○議長（名幸利積）

おはようございます。本日、川上龍太議員、上間堅治議員、喜屋武功議員が欠席の届出がございました。従いまして、本日の一般質問は最初に比嘉正志議員、２番目に山田晴憲議員といたします。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第１．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

通告に従いまして、一般質問を行います。議席番号４番、比嘉正志です。よろしくお願いします。

今回、大枠３件の質問を行います。まず１件目は、沖縄そばミュージアムで地域振興をということで、始めます。

観光立県沖縄で代表とする食事に、沖縄そばがあります。観光客の中には沖縄そばを食べるために沖縄を訪れるという方もいるほどです。沖縄の食文化の中で切っても切り離せない沖縄そばですが、スープのだし、麺の種類、具材等々、その組み合わせは無限大であり、また、沖縄そばの歴史について、我々県民も詳しく知らない部分も多くあります。そこで本村に、「（仮称）北中城村　沖縄そばミュージアム」を立ち上げ、沖縄そばの歴史に触れるコーナー、県内沖縄そば店から五、六店舗ほど出張展開していただき沖縄そばを提供するコーナー、沖縄そばづくり体験コーナーや、土産品などを扱う観光施設を開業できないでしょうか。そこで以下の質問をいたします。

①新横浜ラーメン博物館を御存じですか。行ったことはありますか。

②沖縄そばの日があることは、御存じですか。

③沖縄そばの日に、県内各店舗で様々なサービスを行っていますが、沖縄そばの日以外にも沖縄そばに関連するイベントがあることを御存じですか。

続きまして大枠２件目の質問ですが、子供たちの模擬選挙で主権者教育をということで質問したいと思います。

近年、様々な選挙のたびに投票率の低下が話題に上がりますが、選挙が終わるたびに投票率の向上について検討される話題も併せて多くなっている状況です。各自治体でもいろいろな取組を行っていると聞いております。投票率の向上の対応策の一つに、子供たちの主権者教育の話題がしばしば聞かれます。果たして選挙に行かせることが主権者教育でしょうか。主権者教育とは「児童生徒が社会の出来事を自分事とし、自ら考え、判断し、主体的に行動を起こす主権者を育てること」だと思います。例えば選挙の場合だと、候補者は何を訴えているのか。訴えに根拠はあるのか。当選後の活動に一貫性はあるのか、など最後まで見届けることも大事なことです。そこで、選挙の投票率向上にもつながり得る主権者教育の新たな取組として、村長選挙及び議会議員選挙を小中学校で模擬投票が行えないかと考えております。恐らく国内初の実践になるかと思いますが、実現に向けて以下の質問をいたします。

①小学校・中学校で模擬選挙を行ったことはあるか。あればどういった内容か。

②児童生徒が主体的に考えを示し児童会や生徒会で協議し、学校側へ訴え実現した案件はあるか。

最後に大枠３件目の質問ですが、マイクロバスの有効活用をについて質問したいと思います。

本村所有のマイクロバスが新しくなりましたが、利用頻度や利用者の制限などについて以下

の質問を致します。

①マイクロバスの利用状況はどのようになっているのか。

②マイクロバスの利用者に制限はあるのか。

③運転手は役場から紹介、あっせんしていただけるのか。運転手リストなるものはあるのか。

④任意保険については、どのように契約しているのか。

以上、質問事項大枠３件の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おはようございます。比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠１の沖縄そばミュージアムで地域振興をということで、①の「新横浜ラーメン博物館」についてですけれども、御質問の新横浜ラーメン博物館につきましては、承知しておりませんでした。また、訪問したこともございません。

②の公正取引委員会の承認により、「本場沖縄そば」の表示が認められた日、10月17日にちなみ、毎年10月17日を「沖縄そばの日」としていることは承知しております。

③の回答といたしまして、「沖縄そばの日以外の関連イベント」につきましては、把握できておりません。

大枠の２については、教育長のほうから回答をさせます。

大枠３番目のマイクロバスの有効活用についてですけれども、①の利用状況ですけれども、令和７年４月の納車後、令和８年１月末まで10か月間で81日の稼働日数となっております。

②のマイクロバスの利用者の制限についてですけれども、北中城村マイクロバス使用規程第３条に基づき、使用団体を制限しています。

③運転手を役場からあっせんしていただけるのか、リストはあるのかということですけれども、運転手の紹介、あっせんは行っておりません。そのためリストの作成もございません。

④の任意保険等についてですけれども、車両共済については、自分の車の修理費や盗難を補償するいわゆる車両保険と相手を死傷させた場合に補償する対人賠償、相手の車や物を壊した場合に補償する対物保険に加入をしております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉正志議員の大枠の２点目、子供たちの模擬選挙で主権者教育をということにお答えいたします。

まず①の小中学校で模擬選挙を行ったことがあるかということでございますが、小学校、中学校においては模擬選挙は実施したことはございませんが、児童会、生徒会が中心となった選挙がございます。小学校、中学校ともに選挙までの期間に、朝の時間や給食時間を使って立候補の挨拶活動などを行っております。小学校であれば５、６年生が立会演説に参加、中学校であれば全学年が立会演説に参加し、その後、立会演説の後に投票を行っております。その投票の際には、選挙管理委員会から投票箱を借用して、投票するなどの取組が行われております。

②の児童生徒が自ら立案し、実現した案件があるかということについてお答えいたします。各校においては、児童会役員や生徒会役員が、学校生活を豊かなものにしようと、考えやアイデアを示し実現させるなど、主体的な活動が見られます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

では、大枠１番目の再質問に移りたいと思い

ます。

新横浜ラーメン博物館を御存じないようですので、簡単に説明したいと思います。このラーメン博物館は、神奈川県横浜市の新横浜駅から徒歩５分の好立地に位置しております。「全国各地のラーメンを飛行機に乗らずに食べに行ける」をコンセプトに始まりました。全く前例のない初の施設で、当然周囲からの反対もあり出店交渉も困難を極めたようですが、逆にこの新しい試みに賛同してくれるスタッフやラーメン店が徐々に表れ、1994年３月６日に出店ラーメン店８軒が決定し、世界初の新横浜ラーメン博物館がグランドオープンしたとのことです。館内の様子は、昭和33年の夕焼け空の鮮やかな風景を眺めながら食べてもらおうと、当時の街並みを再現した店内となっており、2001年６月23日には、オープンから５年で来館者数が1,000万人を突破、近年の来館者数は年間約80万人で推移していると言われています。ラーメン博物館では、全国各地の名店と言われるラーメン店に出店してもらったりするなど、様々な企画を行っております。その企画の一つに、新ご当地ラーメン創生計画というイベントでは、東日本大震災の復興支援として行ったようで、気仙沼市のかもめ食堂が１年間の限定出店後に、その後、地元気仙沼市で帰郷オープンするというプロジェクトを立ち上げたようでした。また現在、新横浜ラーメン博物館に出店している琉球新麺通堂も、このラーメン博物館で2001年３月６日にオープンし、翌年８月10日には地元沖縄で通堂として新規出店を果たしたとのことでした。そのほかにも、海外で出店しているラーメン店を逆輸入出展させる企画など、飽きのこないイベントを次々と立ち上げています。

そこで村長、どうですか、このラーメン博物館に行ってみたいと思ってきましたか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私もラーメンも好きですので、機会がありましたらぜひ行ってみたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

興味を示していただき、ありがとうございます。

ではラーメン博物館の概要を理解していただけたようなので、今回の質問趣旨である沖縄そばミュージアムに触れていきたいと思います。まさにラーメンを沖縄そばに置き換えるという、そのようなイメージですが、沖縄そばの名店の味を車で移動することなく、１か所で食していただける施設です。県外の観光客からよく聞かれる意見に、沖縄は雨が降ると観光施設が少ないと、嘆きの声も聞かれます。そういう要望にも応えられる施設になります。

さて通告質問での沖縄そばの日については熟知しているようですので、さすが沖縄県民は10月17日は県民にとって特別な日なのだなと感じております。古いデータなんですが、この沖縄そば、2005年には一日当たり約20万食が消費されていたようですが、そこでお尋ねします。現在、県内では最多の消費が行われている月は何月だと思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私の個人的な意見として、多分暑い日の観光客が少ない８月かな。観光客は８月、夏場は多いんですけれども、そばを食べる一番いい季節でない月は、一年通していいと思いますが、やはり８月にします。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

そうですね、観光客が多く来る、そういった

イメージもあるので、いっぱい召し上がってもらえるのかというようなイメージだと思います。

これは私の調査したところによると、12月らしいです。どうやら県民は、年越しそばとして多くの方が沖縄そばを召し上がっているようです。県内のある製麺所では、12月26日から従業員約60人が24時間体制で沖縄そばを生産しているようです。30日までの５日間で、例年並みの75万食を生産しているようなんですが、そのような状況から沖縄そばは観光客が多く来県する５月から８月でもなく、沖縄そばの日がある10月でもなく、年間を通して多くの方々に食されている県民食であると考えられます。

さてこのように年間を通して県民に愛されている沖縄そばですが、年間を通して消費を促す方法の一つに、県内各地でスタンプラリーが行われています。これは県内全域だったり、市町村内の店舗で指定したりと様々ですが、ルールとしてはあらかじめ決められた店舗で食事を行い、決められた期間内に各店舗でスタンプをもらい全制覇、いわゆるコンプリートするやり方です。直近の状況を御紹介します。これは昨年10月から今年の２月まで行われた沖縄そばスタンプラリーということで多くの店舗がある感じです。そのコンプリートした後の特典など、認定証とかそういったのが送られているようです。直近ではうるま市のほうで行われていました。うるま市の沖縄そば食べ歩きスタンプラリーということで、こちらはたしか12店舗だったと思います。こういう企画を紹介することで、今まで行ったことのないそば屋さんも紹介してもらえてチャレンジするという、県民の消費意欲を湧き立たせるというか、そういったことがあります。このうるま市のほうでは12店舗を制覇すると、このようにＴシャツがもらえました。このように協賛店の名前が書かれているＴシャツです。これが無料でもらえるんですね、スタンプを集めることで。まさに今行われているのが南城市で、今現在行われています。４月末までしたか、沖縄そばスタンプラリー、こちらは９店舗です。９店舗を回ると、オリジナルお箸をプレゼントということで、これがオリジナルお箸です。今２週目に入っております。そういう店舗のほうから、こういったスタンプを提供してもらって、各店舗で印鑑を押してもらうというようなやり方です。店主の方に聞いたら、このスタンプラリー、そういったのを始めてお客さんの状況はどうですかというと、もう段違いに違うそうです。開店直後から、すぐスタンプカードを持ったお客さんが入って来ると。今までにはないような動きというのを話されていました。このようにコンプリートを目指したいお客様が、県内各地より駆けつけます。

そこで本村でも、（仮称）北中城村沖縄そばミュージアム、ここでの（仮称）北中城村という部分も、もちろんネーミングライツを活用します。さてこの沖縄そばミュージアムを本村でも始めてみませんか、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

あくまで公営で設立という御質問かということでお答えいたしますと、現在、村の財政規模を考えた場合、公共施設の老朽化の対応であるとかが優先事項としてあるため、新規施設につきましては検討をお約束することは、ちょっと厳しいのかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

了解しました。

この沖縄そばミュージアムは、県内で開店すれば世界初の店舗になるのかと思っていたんですが、調べてみると過去には那覇市や本部町の

ほうでも開店していたようです。昨年、政務活動で県外の施設を見学してきました。本村にも歴史的遺産の中城城跡がありますが、多くの観光客が来ても、近くに大勢を受け入れる飲食店がありません。沖縄そばミュージアムのような施設が近くにできれば、それの受け皿となり、村民の雇用拡大にもつながります。例を挙げれば、昨年の12月定例会一般質問の中で、大城律也議員の取り上げていた群馬県川場村の道の駅川場田園プラザですが、この川場村が人口3,000人ほどの村に、観光客が120万人訪れるとのことでした。願わくばそのようになれるよう施設の誘致に努めていただきたいところです。大枠１件目についてはここで終わりたいと思います。

では次に、大枠２番目の再質問になります。通告での質問で、児童会、生徒会が中心となって選挙を行っていることは分かりました。質問②の回答で、考えやアイデアを示し実現させるなど、主体的な活動が見られますとありますが、具体的にアイデアを示し実現されたことは何がありますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

議員の質問にお答えいたします。

北中城小学校においては、課題性を明確にするということで、児童会を中心に代表委員会を開催して、一年間のスローガンを決定しています。決定後は横断幕を作成しながら、校内に設置したという取組がございます。また島袋小学校においては、縦割り交流を通して学年を超えたつながりをつくって、学校全体で仲を深めるための島っ木一まつりという祭りが行われて、大変子供たちの絆というか、つながりが強まったというような報告がございます。また、公園の落書きに着目しながら、よくしていこうという取組で、今朝新聞報道でもあったんですけれども、このような形で公園落書きに上書きアートというところで、主体的に島袋小学校の６年生が働きかけて公園をきれいにするという活動もございました。また中学校においては、聖華祭という生徒会執行部が中心となった生徒の主体的な提案から実現した取組がございました。内容については、１分以内でできるアピール芸とか、男子は女装したり女子は男装したりというような取組で、出演者の募集やオーディションの実施、動画の撮影、編集、当日の進行など全て準備を生徒自身が分担して取り組んだと。生徒は互いに協力しながら責任を持って活動し、行事づくりに真摯に向き合う姿が見られましたということの報告がございます。当日は全校生徒が参加し、会場全体が大いに盛り上がる行事となりましたという報告がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

中学校で行われている聖華祭ですか、すごい取組ですね、子供たちが自主的に物事を考えてやっているんだなという印象を受けました。県外の小中学校では、給食の献立を選挙で問い、好きなメニューを献立に加えるなどがあります。また県内においては、沖縄市の球陽高校では、生徒の発案で制服や見た目に関する校則を期間限定で大幅に緩める取組を始めました。生徒たちは、制服や私服など自分らしい姿で登校しているようです。またその期間中は制服のみならず髪の色やメイク、アクセサリーの着用も認められているとのことです。まさにこれこそ主体的に自分らしさを守り、考える力で環境を変えたすばらしい事例だと思います。そこで本村の小中学校でも主体的な活動ができないか、先ほどの聖華祭、まさにそういう主体的な活動だと思いますが、本村の小中学校でも主体的な活動ができないかと考えたときに、今回行われた村

内の小中学校の卒業式で、最後に児童生徒が歌った歌が、３校とも全く同じ歌でした。恐らく学校側から子供たちへ、この歌を歌いますと宣言されたかと思いますが、やはりそういうところも児童生徒からの意見を尊重し、子供たちの選挙で決めてみてはと思います。伴奏する児童生徒の技量にもよるところがあるかと思いますが、児童生徒の選挙による卒業式の歌の選定はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島　栄）

質問にお答えいたします。

実際に調べたわけではないんですけれども、経験上子供たちの声を取り上げて、その最後に歌う歌といったところで主体性を促すような取組は多々見られますので、今年度においても恐らく各学校とも子供たちから意見を吸い上げたのかなと捉えられます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

そうですね、ぜひ子供たちの意見を聞いて、頭ごなしにというか、先生方から何曲からか選んでみてというのも有りなんですが、それよりも子供たちがより、自分たちの最後のステージですので、子供たちの好きな歌を最大限に考慮していただけないかと思います。

では次に、通告で触れました主権者教育の新たな取組として、本村の村長選挙及び議会議員選挙を、小中学校の最高学年生のみで模擬選挙を行えないでしょうかという提案です。その提案理由として、そもそも主権者教育として求められる教育とは、社会の出来事を自ら考え判断し、主体的に行動する主権者を育てることが求められていると思います。最も身近な社会と言える地域の問題に取り組むことにより自分事と捉え、その解決策を考え実際に行動に移していくことで、自ら社会との関わりを実感し、社会や地域のことに対して関心を高めていくことが主権者を育てることになり得ます。模擬選挙を行うに当たり、学校ではリベートや話合いを事前に行うことで考える力、判断する力を得る効果的な学習が行われます。また家庭においては、地域の身近な選挙でもあり、各家庭で、親子で話合いの場を設けることができます。その際、特に気をつけることは子供の主体性を尊重することにあります。子供の言うことだからと考えず、大人の意見を押し付けることなく対等な立場で話し合うことにより、子供たちの自己肯定感も上がります。そういう各家庭での話合いの場が増えることにより、必然的に投票率の上昇も見込まれると思います。細かい提案をしますと小学校では６年生、中学校では３年生を対象に、模擬選挙は期日前投票期間中に１日だけ行い、開票は選挙の翌日、月曜日に行うこととします。

教育長と村長に伺います。本村の村長選挙及び議会議員選挙を対象とした小中学校での模擬選挙を実施してみてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

模擬選挙自体は、実際に他府県において高校生を対象にしてやっています。やること自体は構わないんですが、実際に候補者となり得る人を対象とした模擬選挙の場合、その結果及び経過は公表してはならないと公職選挙法に記載されています。それを守れるのなら実施することは可能だと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

そういうことで、例えば各家庭において話合いとか、各学校においてそういうリベートなどを行うことは地域のことを考えるいいきっかけになるかと思います。その開票にあっては、なのであえて月曜日、子供たちの投票結果が本来の投票に影響することなく実際の選挙の開票の翌日、月曜日にすることが適当ではないかと思われますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。この公職選挙法第138条の３、人気投票の公表の禁止ということで読みますと、何人も選挙に関し公職に就くべき者を想定する人気投票の経過又は結果を公表してはならないと定めています。ここで、この文だけ読みますと、選挙後に公表していいのかというのは、自分でも読み解けませんので、それが果たしていいのかどうか判断しかねます。選挙後だから公表してもいいというふうなことは、言ってはいません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

了解しました。確かに138条の３ですか、その経過を公表してはならないと、それは理解できますが、課長も懸念しているように、それが投票後だからいいのかという、まさにそこが争点かなと思います。ちょっとこちらもその件については勉強不足でしたので、その問題がクリアされればいいのかなというふうに考えていますが、そこはちょっとここでは調べられませんので、そこを次の課題としてもうちょっと勉強していきたいと思います。

ではそれについては教育長、村長の意見は求めないことにいたします。

では最後に大枠３番目の再質問に移ります。約10か月で81日の稼働は、結構利用されているんだなという印象を受けました。マイクロバスの利用者制限については、北中城村マイクロバス使用規程第３条に基づき使用団体を制限しているとの答弁でしたが、同規程第３条を見てみますと、同条第１号村女性会から始まり、同条第９条の各自治会とありますが、北中城村子ども会育成連絡協議会の名称が見当たりませんが、同団体を付け加えることは可能でしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現行の取扱いで、第８条の10号において、その他村長が必要と認めた団体に含めて取り扱ってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

了解しました。

ではその第10号で認めた団体は、１号から９号に示された団体と借用の際に、手続上に何か違いは発生しますか。ほかの団体と何も変わらず、同じような手続で済むのでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ほかの団体と手続上は、何ら変わることはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

了解しました。

では次に、各自治会においてバスを借用していると思います。自治会によっては、各自治会長が運転手を務めている場合も多々あると思い

ますが、ある自治会長からは慣れない大型車両の運転には不安があると訴えの声も聞かれます。また大型免許を取得していない自治会長にあっては、区内での各団体のイベントを企画しても、運転手を探すのに苦慮している声もしばしば聞こえてきます。そこでマイクロバスの借用申請の担当課のほうで、マイクロバスの運転手を務めてもいいですよというような方々のリストをつくってみてはいかがでしょうか。もちろんその後のその方々との交渉にあっては、当該自治会長さんや各使用団体のほうで行ってもらいますが、村内多くの運転手のリストがあれば、各使用団体の担当者の皆さんの負担軽減と、何より慣れている運転手のほうが運転することによって、バス利用者の安全も確保されると思います。運転手のリスト作成についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

確かに提案されたそういったリストがあれば、各自治会、運転手を確保するのが難しい団体にとってはよいかもしれませんが、現時点で総務課でそういったリストを作成する予定はございません。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

了解しました。

各自治会や各団体、この第３条に載っている団体の皆さんから、その後もさらに要望の声が多くなれば検討していただけないかと思います。

では次に、車両の共済保険についてですが、マイクロバスの修理費や盗難保険、そして事故、相手方の対人賠償、対物賠償についてはしっかりと対応がなされていることは分かりました。マイクロバスなので多くの方が乗車しますが、通告質問の回答では、搭乗者に対する補償が見られません。搭乗者に対する保険は加入しないのでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ここで明確にお答えはできませんが、事故の種類によっては搭乗者にも保険が適用されるケースもございます。ただこれは貸す段階に言っていますが、各々でそういった運転手、搭乗される方に対しては保険の加入を促してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

分かりました。

次に、搭乗者保険について検討したことはあるのかということをお聞きしようかと思ったんですが、今の様子ですと、そういう搭乗者保険については検討されたことがあると思います。しかし内容によっては、搭乗者保険も掛けてもいいんじゃないかと思っているのですが、例えば搭乗者保険をつけない理由というのは、予算の面だけで保険をつけないというふうに決断されたんでしょうか。それともまた別の理由があるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

明確につけていないわけではなくて、前提として利用される側がそういった保険に入って、バスを利用してくださいというのをお話ししていますので、こちらでそういった搭乗者保険を加入していないのが現状でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

この保険の件の最初の回答で、全くつけられないわけではないというような、そういう説明があったと思うんですが、この搭乗者保険については全く該当しないわけではない、該当し得る場合があるという認識でもよろしいんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それぞれのケースごとに判断されると思います。例えば自家用車でいくと搭乗者保険に加入していないんですが、対人保険で搭乗者がカバーされるケースもございます。だからケースバイケースで判断されるべきものだと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

了解しました。

このマイクロバスはすごく有効活用されていて、村内の高齢者の皆さん、各自治会長さんがいろんな会場を事前に調査して、高齢者の皆さんを何とか家の外に出して交流の場をつくっていこうといういろんな試みをされているようですので、より使い勝手のよいような形でやっていただけないかというのが私の質問の趣旨です。これからも借りる側も安心して借りられるような体制づくりを努めていただきたいと思います。借り手側も安心できるように借りたい。例えば担当課のほうから、搭乗者保険についてはこういった保険がありますよとか、何かそういうメニューを何種類か紹介するようなことは可能でしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正志議員がおっしゃったことがまさにそうだろうと思います。本当に使う側が使いやすく使っていただければ、マイクロバスを整備した意味もございますので、そういった問合せ等があったら保険内容だったりとか、こういったのに摘要できる可能性がありますよというのはお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

はい、了解しました。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時３６分　休憩

午前１０時４５分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

おはようございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。想定外の時間になってしまいましたので、皆さん早く帰れますので御協力のほどよろしくお願いします。それでは一般質問いたします。

１、タカノリ村長の「村財政」について。

①将来にわたる村財政負担の状況について直近の詳細を伺いたい。

②次の事業について、総事業費詳細と今後の見通しについて伺いたい。事業名「（仮称）アリーナ関係事業」、「しおさい市場関係事業」、「女性長寿日本一関係事業」。

③今後の財政の見直しについて考慮した考えを伺いたい。また、村民の皆さんへ時間をかけた丁寧な説明が必要と思うがどのように考えているか。

④村長の選挙公約実現について、可能か実現

に影響がないか伺いたい。

⑤今後の事業展開の改善策について、どのように考えているか伺いたい。今後、村新規事業計画について村民の皆さんを広く参画の取組の考えがないか。「（仮称）村新規事業計画検討委員会」設置、「（仮称）村事業執行条件整備規定」制定。

大きな２、米軍機の騒音被害について。

①昨今の米軍機の騒音被害についてどの程度承知しているか。また、どのような事務の流れで対処しているか伺いたい。

②騒音被害とする旨の明確な基準を再度確認方伺いたい。

③現在どのような対策、対応を執行しているか伺いたい。

④村の今後、特段の取組の考えを伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、山田晴憲議員の御質問にお答えいたします。

１、村長の村財政についてでございます。

①の将来にわたる財政負担、それから直近の詳細を伺いたいということです。御質問の将来にわたる村財政負担については、様々な指標がございますが、主なものとして地方債残高及び債務負担行為の状況を申し上げます。まず、地方債の令和７年度末残高見込額は、40億1,918万1,000円でございます。また、令和８年度の償還予定額は、元金及び利子を合わせて計４億307万2,000円となっております。償還額につきましては年度ごとに変動いたしますが、現時点の見込みでは、今後10年間は概ね横ばいで推移する見通しでございます。

次に、債務負担行為の令和８年度以降の支出予定額は、80億7,173万4,000円であり、このうち一般財源分は61億2,833万4,000円となっております。

②の総事業費詳細と今後の見通しについてということでございます。「（仮称）アリーナ関係事業」につきましては、総事業費約36億円で平成24年度から実施しています基本構想及び基本計画などの策定に関する委託料、用地購入費等、多目的交流施設（仮称）導入機能調査業務、更に令和７年度から実施しています基本構想修正業務などを含め、約３億8,200万円を支出しております。今後は、基本構想・基本計画・実施計画・実施設計の修正を行い、住民説明会なども開催し、施設建設に向けて鋭意取り組んでまいります。

しおさい市場関連事業については、平成27年度から令和５年度の９年間で約8,100万円です。また、アンテナショップ事業全体であれば、平成24年度から令和５年度までの12年間で、建築費等を含め約１億1,700万円です。今後のアンテナショップ事業に関しては、その販売場所づくりを先行させるものでなく、まず商品となるものの生産や開発等の基盤づくりに注力し、その体制が十分にできた上で運営方法を含めた事業計画を策定していかなければならないと考えております。

「女性長寿日本一関係事業」の「美寿きたなかぐすく」については、平成23年度から令和５年度まで実施し、13年間の総事業費は約140万円となっております。

令和６年度からは「きたなかぐすく芸能プロダクション（通称：きたプロ）」を立ち上げ、元気高齢者を生かした取組を実施しています。

③の今後の財政の見直し等についてでございます。今後の財政運営につきましては、物価・労務単価の上昇や公共施設の老朽化対応など、将来にわたり財政需要が増大する可能性を踏まえ、単年度の収支だけでなく、中長期的な見通しの下で、将来負担を過度に膨らませないという考え方を基本に、点検と見直しを進めてまい

ります。また、村民の皆様へは広報やホームページを通して分かりやすく周知するように努めてまいります。

④の公約実現についてでございます。公約に掲げた事業につきましては、内容によっては制度開始後、恒常的な経費が生じる可能性があることから、財政負担を的確に見極めることが重要であると認識しております。つきましては、財源の裏づけに加え維持管理費を含む中長期的な財政負担の見通しを踏まえ、公約の実現に取り組んでまいります。

⑤の今後の事業展開の改善策等についてでございます。村の新規事業を計画し、推進していくに当たり、広く村民の皆様に参画いただき、その御意見を事業に反映させていくことは、「協働のむらづくり」を進める上で重要であると認識しております。現時点において、新たな検討委員会の設置は予定しておりませんが、各種計画の策定時と同様に、幅広い層の村民の皆様の声を丁寧に把握し、事業の検討・実施に反映してまいります。

大枠の２番のほうで、米軍機の騒音被害についてでございます。

①は昨今の米軍機の騒音被害について回答申し上げます。騒音被害につきましては、新聞報道等を通じて情報収集に努めております。また、米軍航空機に係る騒音に関する苦情が寄せられた場合は、内容を確認の上、沖縄防衛局を通じて申し入れを行っております。

②の騒音被害に関する明確な基準ということですので、騒音苦情は内容確認の上、米軍航空機によるものと想定される案件を騒音被害として整理しています。

③の現在どのような対策を執行しているかということです。個別の騒音苦情を受けた際は、沖縄防衛局を通じて米側へ申し入れております。あわせて沖縄防衛局及び防衛省に対し、航空機騒音被害の軽減に向けた要請を継続して行っております。

④の村の今後の特段の取組についてですけれども、本件は、基地周辺市町村及び沖縄県と連携し、抜本的な課題である米軍航空機騒音被害の軽減を含め、引き続き関係機関へ要請してまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

改めまして再質問させていただきます。

１番目の①です。御答弁いただきました。ちょっと確認させてください。私の資料のほうには、今後の将来にわたる村財政負担といいますか、地方債が令和７年度末残高見込み額ということで40億1,918万1,000円、それから債務負担行為につきましては令和８年度以降の支出予定額が80億7,173万4,000円と、これで理解してよいのか確認させてください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

将来にわたる村財政負担については様々な指標がありまして、今回の答弁では主なものとして地方債残高及び債務負担行為ということで、最新の令和８年度の当初予算に計上した状況をお答えさせていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

改めまして、状況をいまお答えいただきました。答弁書もいただいております。それでこれも確認になりますけれども、令和８年度以降の村民の皆さんへの御負担といいますか、それで理解してよいのか。これも改めて確認させてください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、村の将来の財政負担としては、それ以外にも例えば公営企業への負担であるとか広域事務の負担であるとか、公共施設の更新とか、将来の維持費とか、そういったものを含めて村の負担となっております。地方債残高、債務負担行為残高についても、将来の村が抱える負担額というふうなこととなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

それでは、お手元に資料があるかちょっと、これは突然ですみませんが、将来にわたる村民の方お一人の負担額は幾らになるのか。その辺、お手元に資料がありましたら。アバウトでも結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

施設の更新であるとか、少し詳細なシミュレーションとか、そういったものが必要なんですけれども、先ほど回答した地方債と債務負担行為の合計額を単純に１万8,000人で割ると、約67万円というふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

今、突然だったか分かりませんが、どうもありがとうございます。単純にというか、アバウトに言って67万円と、大変大きな金額かと思います。この辺、村民の皆様にぜひとも分かりやすく丁寧に、恐らく村の広報とかでいろいろなものでやっているかと思いますけれども、制度、特段の改めて、一番大事な部分かと思いますので、村民の皆様に丁寧に説明できるような何か、特段のお考えでもありましたら、改めてお答えいただけませんか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

村のホームページですとか広報紙で、少し解説も加えながら工夫して、そういった説明を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。ぜひ、今課長のほうから答弁ございましたので、それ以上あえて申すまでもないと思いますけれども、とかく専門用語が多いかと思いますので、その辺、課長の答弁で私は結構かと思いますので、分かりやすく御説明、御紹介いただければ皆さんも身近な問題として御理解いただけるかと思いますので、ぜひともその辺はよろしくお願いいたします。確かに大きな金額ですので、次の質問に移らせていただきます。

２番目の質問です。大きな事業で、これ以外もたくさんの大きな事業がございましたけれども、（仮称）アリーナ問題ですね、皆さんこれもお分かりだと思いますけれども、選挙の争点にもなってしまいましたので、アリーナ関係事業、それからしおさい市場関係事業、女性長寿日本一ということで、いろんな面で村の広告大使といいますか、そういった面では貢献いただいたものもあるかと思いますので、この辺、これを顧みるわけではないんですが、御答弁もいただいていますけれども、その財政効果といい

ますか、その事業の達成度といいますか、その辺、御説明もいただいていますけれども、あえてございましたが、お答えいただければ。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

財政の面から捉えると、また整備費に係る費用であるとか、そういった歳出の面の費用と、建設後には施設使用料といった収入があるということで、具体的に財政効果として村の歳入に直接大きく影響があるものが財政効果としてないものですから、なかなか財政の面から捉えるとちょっと難しいものがありますが、経済効果というもので御説明いたしますと、実際に村の歳入には結びつきませんが、生産者や事業者の販路拡大であるとか、イベントや大会などの来訪者が増えるということと、また村の認知度向上につながるものが、様々な効果が経済効果として期待ができるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

全く課長がおっしゃるとおりでして、私も個人的にも仕事でも、県外に行きましたらやっぱりそういった面では北中城村というところの知名度といいますか、認知度はそういった面ではあったのかなと、これも今課長の御答弁をいただきまして、確かにそうだったなと、理解できる部分ですので、ありがとうございます。

次に、これも答弁書でいただいていますけれども、ぜひともこの辺、何といいますか今後のことも含めて、何も結果を見て教訓云々というわけじゃないんですけれども、今後の実効性のある見直しということで御答弁いただいていますが、何か補足じゃないですけれども、つけ加えて、もし答弁でもいただけましたら、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時０２分　休憩

午前１１時０３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

山田議員の御質問にお答えいたします。

（仮称）アリーナ建設事業につきましては、現在（仮称）多目的交流施設建設事業ということで、２拠点化を考えながら現在新たな施設建設に向けて検討しているところでございます。スポーツ交流施設、文化交流施設、防災拠点となり得る施設と思っておりますので、今後それに向けていろいろ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

私のほうから、しおさい市場の今後の活用についてお答えいたします。

現在、漁業組合関連施設の代替施設として使用しておりまして、所管を農林水産課に移しておりますが、その後につきましては漁業関連施設の代替施設としての使用が終了後は、また民間活用も含めて改めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

私のほうからは、女性長寿日本一関連事業についてですが、先ほど村長の答弁のほうで総事業費1,400万円と答えておりましたが、140万円

という形になっております。平成23年度から令和５年度の13年間において140万円の事業規模となっております。この事業については女性長寿日本一を逃したということで、新たな事業として令和６年度から、３年度をめどに新たな事業の取組として元気高齢者、女性のみならず全体の高齢者の活動を活かした、芸能プロダクション、通称きたプロを現在取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

私の舌足らずで、何をお聞きしたいかと言いますと、結果的にアリーナもそうですし、それからしおさい市場の環境もそうですし、それから女性長寿につきましても、かなり皆さんの注目度があったものですから、それに代わる事業としてどういった形で、もちろん承知している方もたくさんいらっしゃるかと思いますけれども、動いている事業でございますので、ぜひともそういった面ではこの機会を、皆さんに知らしめればいいなと思っていることでの突飛もない質問だったか分かりませんけれども、どうもありがとうございました。

次の質問に移ります。ぜひとも機会もありましたら、こういった機会をまた皆さんに周知していただければ幸いかと思います。

次に、これは飛ばして４番目のほうに移ります。村長の選挙公約ということで、これも御回答いただいていますけれども、答弁書を拝見しましたら制度の開始後、恒常的な経費が生じる可能性とか、財政負担等々いろいろと、維持管理もまた中長期的な見直しも踏まえて公約実現に取り組むと、こうやって答弁いただきましたけれども、一番気になっているのは昨今の物価高騰もございますし、それからいろいろと子育て世帯の関係とか、村長はあと高齢者関係とかたくさんやっておられますが、一番懸念されるのが、繰り返しになりますけれども昨今の物価高騰等、そういった面でいわゆる弱者の皆さん方が置いてけぼりを食らわないかなと。そういった面ではいろいろと事務方の皆さんも思案されているかと思いますけれども、その弱者の皆さんに、申すまでもないんですけれども障害のある方、御高齢の皆さん、子育て世帯の皆さん等々いらっしゃいますので、そういった皆さんに特段の支援策というか、そういったものをもしお考え、今すぐには難しいかと思いますけれども、将来的に支援の方法等をお考えでしたらお答えいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これにつきましては国、県等の制度資金を使った施策、それから我々独自の施策を活用してまいります。公約等については、着実にソフト面ではやっていっていると思います。今、ハード事業で財政事情の件で大変苦慮しているところではございますけれども、ソフト事業については着実に進行していると思っております。そして、今回の新年度予算につきましても約40％余りの民生費が占めておりますので、それだけの扶助費等、義務的経費が相当かさんできておりますので、そういった面では予算上の措置としては十分とは言いませんけれども、適正に措置していると思っております。これから具体的なことについては、また担当課長のほうから説明をしていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

続けてお答えいたします。

昨今の物価高騰、労務単価とか上昇しておりますので、国等の補助金も恐らくこれから追加で示されてくるかと思っておりますので、情報

収集に努めて、ぜひそういった財源も活用しながら実行してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

この辺、困窮世帯の皆さんは恐らく悲鳴を上げているかと思います。私も二、三、こういった動きがあるということは承知おきしていますけれども、ぜひともこの辺は見守りといいますか、ぜひ寄り添っていただいて、もちろん情報の周知もそうですけれども、ぜひよろしくお願いできればありがたいと思います。

最後になりますが、今後の事業展開ということで、今までの事業の結果云々で教訓にというのもちょっと変なんですけれども、これは５番目の今後の事業展開、改善策ということで、私が提案させていただいた、いわゆる検討委員会の設置、村長の諮問機関みたいになるんですか、そういったものとか、あとは事業の関係、整備規程条例といいますか、この辺は私の思いで大変申し訳ないんですけれども、御回答いただきましたら、今のところ検討していないと、そういった回答がございましたけれども、一番はぜひともこれは村民の皆さんに寄り添っていただいて、いわゆる村民参画のまちづくりが私は一番のメインかと思います。もちろん今まで何もやっていないとは言いませんけれども、ぜひともこういったことも含めて、村民の皆さんが身近に村政に関わっているんだという御意識といいますか、私はとても必要じゃないかと。もちろんそういった面で努力されているということは、私も承知おきしていますけれども、何かこれに代わるもので、答弁いただいていますけれども、それに改めて何か御検討でもいただけるお考えでもありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

個々のプロジェクト等については、それぞれ個々の事業で検討委員会、あるいは外部からの意見聴取する場がございますので、そういった面ではほとんどの事業等については住民の意見等を聴取しての計画だと認識しております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

他市町村、県内、県外も含めて、いろいろとこれについてはやっている市町村もございます。この辺、私も再度勉強させていただければと思います。昨今、こういった中で、繰り返しになりますけれども物価高騰でたくさん皆さんの仕事量も大変かと思いますけれども、ぜひともこの辺は、繰り返しになりますけれども困窮世帯の皆さんが、特に御高齢、それから子育て世帯の皆さんが日々の生活が大変だと、私どもの耳にも入ってくるものですから、そういった面でこういった機会を通して知らしめるのも、私は一つの方法かと思いますので、ぜひともその辺は御検討のほどよろしくお願いいたします。もちろん我々議会のほうも、今議会活性化委員会ということでいろいろと立ち上げて、議会報告会もそうですし、それから我々議員のなり手がいないということで、そういったこともやっております。これは申すまでもございません。議会と皆さんは、私は車の両輪だと思いますので、ぜひとも一緒になって村の元気なまちづくりのために、村長の「協力一致で共生のまちづくり」のためにも、ぜひとも周りに関わって、北中城のまちづくりと思っていますので、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問で、これは２番目の質問になりますけれども、これも御答弁いただきましたけれども、私が実はこれは２月27日でしたか、米軍機の騒音被害の件で、大変耳をつんざくような

ことがございまして、この辺は承知おきしているのかということと、お手元にその情報でもございましたら、ちなみに昨今、米軍機の騒音が異常というか、イラン問題とかでいろいろと世間を騒がしている部分がございますので、それも多々影響しているかと思います。苦情等々の件数といいますか、そういったものがもしお手元に、突然の質問で申し訳ございませんけれども、それも含めてございましたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

昨今の航空機の騒音被害ということでございますが、昨年度は2024年度、令和６年度については３件の騒音の苦情ということでしたが、今年度、2025年になって11件というふうに増加しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

参考までに最近のこれはマスコミ報道だったんですけれども、宜野湾のほうはずいぶん件数が多いみたいで、宜野湾の基地対策部になるのかな、見たら、宜野湾市は基地被害110番という部署があるみたいで、２月末時点で苦情件数が1,000件ちょっとです。前年度が350件ぐらいですから、大体３倍ぐらい。だからうちもそれぐらいあるのかと思って、ちょっと気になっていたんです。予想外といえば予想外ですし、恐らくそういった面では苦情が直接入っていない部分もあるんじゃないかと。私も今度はなかなか動けなくて、私の中では大城とか、あちらのほうでもかなりあるということで承知していますので、今後を含めてぜひともその辺は。

次に、答弁をいただいた中で、取り立てて何と言いますか、これは村長にお聞きしたいんですけれども、答弁をいろいろといただいていますけれども、首長の中でそういった取組も含めてどういった対処策といいますか、もしありましたら。答弁は確かにいただいていますけれども、その辺、情報でもいただけましたら。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、中部市町村会と軍転協等含めていろんな抗議活動、あるいは要請活動をしております。それは当然に本省まで行っての要請活動でございます。中部市町村10市町村、そして軍転協の皆さんと一緒に大挙して、そこに要請に行っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

なぜこんなことをお聞きしたかといいますと、昨今の騒音被害というのが異常といいますか、私はほとんど毎日と言っていいほど苦情がございまして、これはもちろん私が住んでいる島袋だけではなくて、ほかの字ほうからもございます。先ほど課長のほうから、件数が意外と少なかったので、私はあれと思ったんです。ただなかなかその件で、皆さんが声を上げられない、また連絡しきれないところも多いかと思います。決して嘉手納とか普天間だけの問題じゃないと思います。ぜひこの辺、場合によっては我々議会も含めて、そういった面でしかるべき対応といいますか、一番は村民の皆さんの安全安心、住みやすいまちづくりというのが一番かと思いますので、やはりやらないといけない時期に来ているのかというのもございますので、この辺お互い、繰り返しになりますけれども、議会と私たち皆さんは車の両輪かと思います。やっぱり住民の皆さんあっての北中城村かと思いますので、その辺はぜひともと思っています。その

辺、逆に村長だけ、事務方の皆さんだけにお任せじゃなくて、我々もこの辺をちょっと意識して取り組んでいきたいと思っています。

あとこれは最後になりますけれども、先ほど私宜野湾市の例を出しましたけれども、いろんな形で事務方の皆さんも米軍の騒音については、いろいろと村民の皆さんに周知等々やっていると思います。参考までに宜野湾市のほうが、宜野湾市の公式ＬＩＮＥの中で苦情も含めて、皆さんに情報提供を差し上げていると。そういった取組をやっているみたいなので、この辺、現状も含めて今後のお考えがあるかどうかお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えします。

航空機騒音の110番につきましては、宜野湾市のほうでたしか議員おっしゃるように設置されているかと承知しております。また北谷町のほうでも、そういった110番が設置されていたのかと思っております。本村にそういった110番の仕組みを導入することについては、騒音の状況、そういったものを住民の方が伝えやすくするという点では重要であると考えています。ただ導入に当たりましては、やはりこちらの対応の体制であるとか、またこういった苦情を記録として活用できるのかであるのかというところを整理して、あと費用の問題、そういったものを整理しながら今後また、現在の電話対応で十分でないのかということも含めて、導入の判断をまた今後情報収集していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１３番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。単純に宜野湾市と私どもを比較と言いますか、同じというわけにはいかない部分があると思いますので、その辺は予算とか、また超えないといけないハードル等々もあるかと思いますので、その辺は御検討のほどよろしくお願いします。

以上をもちまして終わります。どうもありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって一般質問は全て終了いたしました。議員執行部の皆さん並びに傍聴の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

午前　１１時２１分　散会

令和８年第２回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和８年３月６日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和８年３月27日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	閉会	令和８年３月27日　午後０時39分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	川上龍太	出	８番	大城律也	出
	２番	屋良朝春	出	９番	上間堅治	出
	３番	比嘉悟	出	１０番	喜屋武すま子	出
	４番	比嘉正志	出	１１番	比嘉義弘	出
	５番	平安山和美	出	１２番	名幸利積	出
	６番	喜屋武功	出	１３番	山田晴憲	出
	７番	伊集守吉	出	１４番		
会議録署名議員	２番議員	屋良朝春				
	３番議員	比嘉悟				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	與那城世代子				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	仲本正一		教育総務課長	平田清徳	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長	新垣理衣子	
	企画振興課長	徳峯惣一郎		総合調整監兼建設課長	安次嶺正春	
	会計課長			住民生活課長	比嘉利彦	
	福祉課長	安次富規昭		税務課長	玉栄幸憲	
	こども未来課長	喜納啓二		農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星	
	健康保険課長	玉栄治		上下水道課長	伊佐秀樹	
				学校教育指導主事		
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第６号

令和８年３月２７日（金曜日）

１．開議　午前１０時

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1	議案第　９号	北中城村「村民平和の日」を定める条例について	委員長報告、質疑、討論、決定
2	議案第１０号	北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について	〃
3	議案第１１号	北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	〃
4	議案第２１号	令和８年度北中城村一般会計予算について	〃
5	議案第２２号	令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
6	議案第２３号	令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
7	議案第２４号	令和８年度北中城村水道事業会計予算について	〃
8	議案第２５号	令和８年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
9	議案第２９号 ※追加議案	令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について	説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定
１０	同意第　１号 ※追加議案	北中城村教育委員会委員の任命について	〃
１１	陳情第７－10号	「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情	委員長報告、質疑、討論、決定
１２	決議第　１号	閉会中の議員派遣に関する決議について	即決
１３		閉会中の継続審査及び調査の申し出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例について

○議長（名幸利積）

日程第１．議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

おはようございます。

議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例について。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました、議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、３月11日、17日、25日に開催し、25日に川上龍太委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

第２条（村民平和の日）で５月３日に決まった理由はとの質疑に対し、主な理由として①本村を永久に非核地域にすることを決意した非核宣言日（1982年５月３日）であること。②戦争につながる一切のものを否定し、日常生活の中で平和を考え、実践することを目的とした、平和を守る北中城村民の会の結成日（1983年５月３日）であること。③現在の国際情勢が軍拡化に向かう動きがある中、平和主義を理念とする日本国憲法施行日（1947年５月３日）であることとの答弁。５月３日以外に候補日はなかったかとの質疑に対し、島袋収容所開設日の４月４日、村民が初めて安谷屋に帰村された１月29日が候補として上がったとの答弁。

第３条（記念行事等）で「平和の意識の高揚を図る」とあるがどのように図るのかとの質疑に対し、平和の意識を高揚させるためには、条例の目的である村民一人一人が平和について学び、考え、戦争の悲惨さと平和の尊さを心に刻み、そして次世代へ伝えていく（行動する）ことが重要であると認識している。既に平和を守る北中城村民の会において実施している平和講演会や夏休み沖縄戦追体験平和学習などを通じ、村民が戦争の悲惨さを知り・学び・考える機会の創出、また次世代への平和への尊さの継承を図っていくとの答弁。

従来のものだけでなく新しい取組はあるかとの質疑に対し、村制80周年事業の一環として制定の日にセレモニーを開催し、過去に平和学習で長崎に行った方々に平和宣言をしてもらうことを計画し、世代間のつながりを図ろうと考えているとの答弁。平和推進期間とは、いつ、どのくらいの期間かとの質疑に対し、村民平和の日である５月３日から、５月末の約１か月間を想定し、この期間中において関連行事を実施し、効果的に平和の意識高揚を図っていきたいと考えているとの答弁。関連行事はどういったものかとの質疑に対し、平和講演会、子供たちの絵画、作文を募集して展示、表彰を行うとの答弁。平和推進期間に商工会や観光協会といった各種補助団体に取組をさせてはとの質疑に対し、「平和を守る村民の会」の主導で開催していくので、取組に関してはそこでの判断になるとの答弁。

第４条（委任）で「村長が別に定める事項」とはどういったものかとの質疑に対し、この条例の理念を具現化し、実際に運用していくための具体的な手続や詳細な実施方針を指している。例として、平和推進期間の具体的な期間の決定

や記念行事等の具体的な内容や実施方法など、別に内規をつくって定めていくとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第９号　北中城村「村民平和の日」を定める条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２．議案第１０号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について

○議長（名幸利積）

日程第２．議案第10号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第10号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました、議案第10号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月11日、17日、25日に開催し、25日に川上龍太委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

第２条（定義）で定義の中に「学校・村民」が入っていないのはなぜかとの質疑に対し、本条例の定義規定については、中小企業基本法における記載に準じることで、対象者の範囲を明確にする意図で規定したもので、学校や村民は、施策を進める上で重要な関係者であると認識しているが、現時点では定義規定に掲げなくとも運用は可能であるとの判断との答弁。

定義に学校がない中で、第９条に「学校の役割」とあるがどの範囲の学校かとの質疑に対し、村内小中学校を想定しているが、条例の中で村外まで広げることもあり、村内小中学校に絞ってはいないとの答弁。学校、村民が入ってないことで、対象ではないのかとの意見が出た際にどう対応するかとの質疑に対し、第10条（村民の理解）で定められているので定義に入れなくても運用は可能との判断との答弁。

第４条（基本的施策）（３）で資金調達の円滑化を図るとあるがどのように図るのかとの質疑に対し、本条例は理念条例であり、本村が目指す方向性や基本理念、基本方針を示し、その継続性を確認することを目的としていることから、条例本文において個別具体の手法までを列

挙するものを想定していない。一方で、第４条第３項については、中小企業基本法第５条の趣旨を踏まえ、関係機関との連携により、中小企業・小規模企業者の資金調達の円滑化を図る旨を定めたものとの答弁。金融機関が載っていないが資金調達で金融機関との連携はどう考えているかとの質疑に対し、金融機関や商工会等の支援機関の融資、国、県の支援制度を周知させ相談窓口を設置し、村だけでなく関係機関が連携して取り組むことを想定しているとの答弁。

（５）で地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ることとあるがどのように図るのかとの質疑に対し、観光産業が経済発展に寄与しているという本村の産業特性をより反映させるため、観光サービスの発展を想定しているとの答弁。産業特性とはどのようなものかとの質疑に対し、外人住宅を活用したカフェやベーカリー、きたなかぐすく芸能プロダクションといった村内にある様々な地域資源、観光コンテンツを活用しながら観光客に消費してもらうことが産業の発展に寄与していると考えるとの答弁。

（５）の産業の発展及び創出を図ることを商工会や中小企業に丸投げにならないように村が一緒に商品開発や販路拡大等やっていくことの細かい文言が条例の中にあれば、企業を応援する条例であることが明確になるがどう考えるかとの質疑に対し、第４条は村が法律に則って進めていくことを示すため、中小企業基本法といった国の法律を（１）から（３）まで記載している。それに加えて人材育成や村の農林水産観光業の資源活用を敢えて（４）、（５）で追加して記載している。この条例はあくまで理念条例であり、具体的なことは記載せず村の方向性、継続性を記載しているとの答弁。

第11条（財政上の措置）財政上の措置をどのように努めるのかとの質疑に対し、財政上の措置については本村の財政状況を踏まえ、国・県の補助制度等も活用しながら、計画・事業の具体化に応じて必要な財源の確保に努める旨を明文化したものとの答弁。国・県の補助制度はどのようなものがあるかとの質疑に対し、金融公庫や産業振興公社といった支援があるとの答弁。支援を受ける際には企業側からの申し出か、村からの紹介かとの質疑に対し、両方想定し、商工会と連携しながらやっていくとの答弁。

第12条（審議会）中の北中城村中小企業・小規模企業振興審議会の設置はどうなっているかとの質疑に対し、本条例案に規定する北中城村中小企業・小規模企業振興審議会については、パブリックコメント等の意見を踏まえ、地方自治法第138条の４第３項に基づく村長の附属機関として設置するもの。審議会は、村長の諮問に応じて調査・審議を行い、答申することを想定しているとの答弁。諮問することができるとの文言があるので、条例制定により審議会が設置されるのかとの質疑に対し、審議会の設置は地方自治法に基づく設置となるとの答弁。審議会の構成はどうなっているかとの質疑に対し、関係行政職員（県職員、県商工会職員）、学識経験者、民間企業といった幅広い方々で構成される予定との答弁。

第13条（意見の反映等）年に何回とか公表も考えているのかとの質疑に対し、意見反映の場としては、より機動的に意見交換等を行うことができる協議の場（協議会）を想定している。関係機関との意見交換については毎年実施できるよう努める。また、公表については施策の検討過程の透明性を確保する観点から重要であると認識しているが、意見交換の内容には個別事業者の経営情報等の機微な情報や、調整中の事項が含まれる場合も想定されるので、関係機関と協議の上、慎重に検討するとの答弁。協議会の構成メンバーはどのように決まるのかとの質疑に対し、まずは商工会を中心に意見交換し、商工会に入ってない大企業を入れるとか徐々に調整して範囲を広めて幅広い意見が取れるよう

に構成していきたいとの答弁。村長は施策状況の公表を毎年するのか、また協議会の運営は別に規則で定めるのかとの質疑に対し、施策状況の公表を毎年するのかは検討事項であるが、協議会に関しては別に細かく規則で定める予定との答弁。

規則はいつ作るのかとの質疑に対し、まずは商工会を中心に意見交換を重ね、定期的に運用可能となれば速やかに作成するとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第10号　北中城村中小企業・小規模企業振興基本条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３．議案第１１号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第11号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第11号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました、議案第11号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、３月11日、18日、25日に開催し、25日に川上龍太委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

事業の国及び県の補助金はどうなっているかとの質疑に対し、当該事業については乳児等のための支援として、令和８年４月施行の子ども・子育て支援法改正により創設される法定給付となり、財源については乳児等のための支援給付交付金が交付される。財源構成としては国４分の３、県８分の１、村８分の１。令和８年度当初予算の歳入においては、国庫負担金653万4,000円、県負担金108万9,000円を計上し、公立認定こども園の運営費へ充当しているとの答弁。運営費へ充当とあるがどの費用かとの質疑に対し、給付ということで認可園と同じ方式となり、職員の人件費等に充当されるとの答弁。

おもちゃ等、施設に物も増えると思うがそれにも充てられるのかとの質疑に対し、施設管理費は事業と分ける形になるが、重なる部分が出る可能性もあり、今後国から二重交付にならないよう通知が出るだろうと認識しているとの答弁。

事業の利用料は出るのかとの質疑に対し、村としては、１人、１時間300円を想定しているとの答弁。利用料が発生すれば事務負担が出るのではとの質疑に対し、確実に事務負担は増えてくると思われ、国としては負担を軽減するためのネット予約できるシステムを構築しているとの答弁。公立園以外の施設へこの新制度をどう周知させているか、受け入れる園はあるのかとの質疑に対し、新制度に関しては、各認可園の施設長を定期的に集めて会議を開き意見等を聞いている。現在待機児童を抱えている状況で今すぐ手を挙げる園はないが、子育て計画の中で今後子どもの減少により、空き定員が増えてくる予測が出ているので、余裕活用型を促していくことを想定しているとの答弁。

第２条（最低基準の目的）の中で最低基準に適切な訓練を受けた職員とあるがどのような訓練かとの質疑に対し、当該事業の類型には一般型と余裕活用型があり、一般型に従事する職員は、保育士その他市町村長が行う研修を修了した者とされ、具体的には子育て支援員研修等が示されている。余裕活用型については、既存の保育所や認定こども園等の基準に準じて配置されている有資格者の職員となる。制度の意図としては、今後も予想される保育士不足を見据え、一般型については地域の人材を活かしつつ、乳児等を安全に預かれる持続可能な実施体制の構築を目指しているものと考えられるとの答弁。資格は必要とするのかとの質疑に対し、保育士資格があれば可能だが今後保育士不足が進んでいくと考えられ、保育士が本事業に流れていくと本来受け入れられるべき児童が受け入れられなくなることも想定されるため、若干緩和して市町村が県に委託して実施している子育て支援員研修を受けた方であれば可能となるとの答弁。利用者はこれから決まると思うが、定員と職員の確保はどうなるかとの質疑に対し、令和８年度は公立の認定こども園で実施予定で、既に保育教諭の資格を持っている２名を確保し、配置を予定している。本事業の定員は３名の設定を見込んでいるとの答弁。

事業者の応募方法はどのように行うのかとの質疑に対し、当該事業については、第３期村子ども・子育て支援事業計画に今後必要とされる量の見込み等を示すこととされている。令和８年度においては公立認定こども園において、一般型の類型による事業を行うことを予定している。今後、村内の法人事業者が実施する場合には、村との事前協議を踏まえ、「認可」の手続を踏まえる必要性がある。現時点において公募等を行うことは想定してないが、村内の事業者との意見交換等を行いながら、受入れ体制の構築を図っていきたいと考えているとの答弁。制度が周知され利用者増になれば、認定こども園だけでの対応は難しいと思われるが、その際プロポーザル等の公募となるのかとの質疑に対し、募集に関しては、まずは他の村内認可園へお願いすることを考えている。その際認可園の応募が多ければプロポーザルも考えるが、給付金の低さと保育士配置の面で手を挙げる園はないと思われ、こちら側からお願いする想定との答弁。

基準を満たしている施設は村内に何箇所あるのかとの質疑に対し、一般型の類型による事業については、職員配置を含め公立認定こども園の１施設が基準を満たすものと考えている。余裕活用型については、既存の施設の空き定員枠等を活用して行われるので、村内の認可施設10施設が基準を満たすものと考えられるとの答弁。今回の施設設置基準は従来の保育施設の基準と同じかとの質疑に対し、面積基準については保育施設に準じた条例の提案であり基準は満たさ

れているとの答弁。余裕活用型には食事を提供する設備は備わっているかとの質疑に対し、村内認可園もそれぞれ給食の体制は整っているのでそれを活用すれば問題ないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第11号　北中城村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４．議案第２１号　令和８年度北中城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第21号　令和８年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員長。

○一般会計予算審査特別委員長（上間堅治議員）

それでは読み上げて報告いたします。

議案第21号　令和8年度北中城村一般会計予算について。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました議案第21号　令和８年度北中城村一般会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、３月10日、12日、13日、16日、25日、26日に開催し、25日に川上龍太副委員長が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長、担当職員が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、９款１項１目１節、環境性能割交付金が対前年度比で423万6,000円減額になっている理由はとの質疑に対し、環境性能割交付金は、県税である自動車税(環境性能割)を一定の基準により市町村へ按分して交付するもの。本村における見込額は、沖縄県から提示された推計資料に基づき予算計上している。また、今回の減額につきましては、令和７年度から環境性能割が停止措置となることが主な要因となっているとの答弁。この交付金は道路の維持管理等に充当される交付金だと思うが、今後このようなインフラ整備に対する対応はとの質疑に対し、当分の間、国からの地方特例交付金によって全額補填になるとの答弁。

16款１項３目１、２節、小学校、中学校体育施設開放使用料が対前年度比で増額になっている理由はとの質疑に対し、令和７年度の実績に基づき積算したものとなっている。増額の主な要因としては、令和７年度に使用料を改めたこ

とと、使用団体数の増加によるものとの答弁。中学校のナイター設備が修繕されたと聞いているが令和８年度から使用可能かとの質疑に対し、現在夜間開放事業に関しては施設の開閉を外部委託している。ナイター設備は手動となっている、そこも委託可能か調整中のため現時点では開放は行っていないとの答弁。

16款１項３目５節、中城城跡観覧料及び使用料の積算内容はとの質疑に対し、令和６年４月から令和７年10月までの実績を踏まえ積算している。１か月当たりの平均額×12月となるとの答弁。今後観覧料を増やすための対策は行っているのかとの質疑に対し、城跡に関しては両村の観光協会がイベント等開催しておりそこを注視したい。また、隣接して県の中城公園もあり整備の進捗も含めこれから期待するところもあるとの答弁。昨年度、中国からの観光客が激減した。この影響も考慮されているのかとの質疑に対し、中国からだけではなく海外の来訪者は多くなっている。現状では大きく影響はないと見ているとの答弁。

16款１項５目１節、公営墓地使用料の積算内容はとの質疑に対し、墳墓地35区画1,347万5,000円、納骨堂81万円、合葬室30万円、参拝室2,000円、工事水道使用料３万5,000円との答弁。墳墓地希望者が減少している、議会でも度々取り上げているが生前墳墓の募集も検討する時期ではないかとの質疑に対し、一括交付金活用事業のため所定の目標が10年で350筆。目標に達するまで今回の状況で進めたいとの答弁。

18款２項３目１節、出産子育て応援交付金がなくなった理由はとの質疑に対し、出産子育て応援交付金の仕組みが法制化され、令和７年４月から新たに妊娠期から出産子育てまで一貫して相談に応じる妊婦等包括相談支援と、経済的支援として妊婦支援給付金の支給を一体的に行う、妊婦のための支援給付費へ移行したためとの答弁。妊婦のための支援給付に移行との答弁だが、名称から子育てが抜けており予算も減少している。子育てへのサービスの低下はないのかとの質疑に対し、法制化までの暫定措置だったので移行後のサービスの低下はなく、予算も今年度の実績より計上したとの答弁。

18款３項３目１節、農地中間管理機構事業委託金の内容はとの質疑に対し、農地中間管理事業とは、現在有効に使われておらず貸したいと希望されている農地を、公益財団法人沖縄県農業振興公社（農地バンク）が仲介し、担い手農家へ集積していく制度。当該事業委託金については、毎年度公益財団法人沖縄県農業振興公社より当該事業に関する業務を村が受託している。予算計上額については、前年度の実績額を参考に計上している。また、充当先については、当該業務を行う会計年度任用職員の報酬に充当しているとの答弁。この農地バンクに関わる委員会等はあるのかとの質疑に対し、公社に委員会はない。農業委員会が委託を受ける事業になるとの答弁。

19款１項１目１節、土地建物貸付収入が対前年度比で増額となっている理由はとの質疑に対し、増額の主な要因は、サウスプラザ地区の土地賃貸料を23款３項２目１節の雑入から移し替えしたことと、字ライカム575番地の土地の一部を新たに賃貸契約したことによるものとの答弁。ライカム575番地の場所はとの質疑に対し、多目的ホール建設予定地近くの東側になる。ここは土地区画整理組合より公民館予定地として提供された土地になるとの答弁。将来的に村が使用する前提としての契約なのかとの質疑に対し、村が使用するときに解約する条件の契約になっているとの答弁。ライカム575番地に関しては土地区画整理組合より提供された土地で賃借料についてはライカム地区に資するもの、例えば基金積立や公園、公民館整備に使うのが望ましいがとの質疑に対し、ライカム地区のまちづくりに使えるようつなげていく。賃借契約の

際も財政担当と調整しているとの答弁。

23款３項２目１節、コミュニティバス運賃収入の積算根拠はとの質疑に対し、定期線型コミュニティバス４月から６月分45万円。デマンド交通７月から３月分211万5,000円、合計256万円との答弁。デマンド交通での車両使用台数と運行時間はとの質疑に対し、運行は365日、運行時間は９時から19時まで、４名乗りタクシー２台を予定との答弁。デマンド交通利用料の積算はとの質疑に対し、月の利用者を1,000人想定。うち割引利用者200円が80％、一般利用者500円が20％との答弁。

歳出、２款１項１目12節、村制施行80周年記念事業委託料の内容はとの質疑に対し、具体的な委託先及び内容については確定していない、平成28年度に実施した村制施行70周年事業に掛かった経費に対し10％を上乗せした費用を計上したとの答弁。事業の内容と開催時期はとの質疑に対し、80周年記念式典を行い、その中でアトラクション、功労者表彰、その後祝賀会を開催する予定。開催日は確定ではないが11月19日を予定との答弁。施政方針で80周年記念事業の中に中城村とのちょーで一村宣言を行うとあるが80周年事業の位置づけなのかとの質疑に対し、分村した５月20日に協定を結び80周年記念式典で報告する予定としているとの答弁。

２款１項４目26節、村車両の車検の状況と委託先についてとの質疑に対し、総務課で管理している車両については村内の事業者に依頼している。また、マイクロバスに関しては購入した事業者である沖縄ふそう自動車株式会社に依頼しているとの答弁。庁内で管理している車両の整備等の委託はどのように行っているのかとの質疑に対し、毎年商工会より村内企業優先発注の要請がある。また、議会からも同様にある。各課の課長へは村内企業優先発注を伝えている、当然各課の課長は認識していると考えるとの答弁。

２款１項７目７節、法律相談謝礼金が平和費で予算が組まれている理由はとの質疑に対し、もともとは総務費の一般管理費の中にあった、昭和61年度に平和費が新設され、平成７年度の機構改革により平和文化課が新設された際に、これまで総務課で行っていた相談業務が平和文化課に移管され平和費で計上された。しかし平和文化課が廃止された際に、総務課に７目の平和費が移され平和費で計上しているとの答弁。

２款１項８目12節、役場庁舎ネットワークリプレイス業務の内容はとの質疑に対し、令和２年度に実施した役場庁舎ネットワーク機器の導入から６年経過することとなり、機器の入替えを行うものとの答弁。機器入替えのタイミングはどのような事情で行われたかとの質疑に対し、業者からの提案もあるが一般的に電子機器の耐用年数、保証期間等も考慮して決めているとの答弁。入替えにあたり新たな技術とか役場の効率化も含め導入するというような内容もあるかとの質疑に対し、効率化も図りながら、デジタル庁が示すセキュリティを確保したネットワークの構築を進めていくとの答弁。

２款１項８目12節、やさしい窓口システム導入業務の内容はとの質疑に対し、ＤＸ推進の取組の一環として窓口に行かなくてもできる届出をオンラインで実施することや、外国語への翻訳が必要な方、耳が聞こえない方との手続を補助するための字幕表示システムを構築し、住民にとってやさしい窓口を整備することを目的とするものとの答弁。他市町村は導入されているのかとの質疑に対し、近隣自治体の優良事例を参考に導入を検討するとの答弁。

２款１項８目13節、文字起こし支援システム使用料の内容はとの質疑に対し、会議等の議事録作成に係る負担軽減のため、録音データから自動で文字起こしを行うオンラインシステムの利用に係る経費となっているとの答弁。利用頻度と各課での利用は可能かとの質疑に対し、総

務課で契約は行っているが全庁的に使用しているのでかなりの利用となっている。議会事務局でも要望があれば利用は問題ないとの答弁。

２款１項10目10節、防災行政無線修繕費の内容はとの質疑に対し、決まった修繕箇所があるわけではなく、突発的に生じた故障等に対応できるよう予算を確保している予算になるとの答弁。ライカム地区での防災無線が聞きづらいという声があるとの質疑に対し、設置する際に音達試験を行いながら設置しているが地形や建物等の影響もある。既存の機器の向きを変えたりして対応していくとの答弁。

２款１項10目12節、洪水ハザードマップ作成業務の内容はとの質疑に対し、沖縄県が水防法に基づく浸水想定区域図を令和７年度末に作成することを受け、令和８年度までの国の補助事業を活用し、普天間川流域のハザードマップを作成するもの。そのハザードマップは村ホームページへの掲載のほか、石平地区の住民にも配布を行う予定との答弁。村内にはほかにも河川や水路があるがそこは対象になっていないのかとの質疑に対し、今回水防法に基づく浸水想定区域図の作成は２級以上の河川が対象となりそれ以外は補助対象となるとの答弁。北中城村のハザードマップには浸水や洪水の危険箇所もあると思うが、改めて全体的なハザードマップの更新も行うのかとの質疑に対し、そのほかのハザードマップに関しては特段変更はない。洪水ハザードマップは村では作成していなかったので補助があるうちに作成するとの答弁。

２款４項３目１節、村議会議員選挙及び村長選挙委員報酬の内容はとの質疑に対し、投票管理者、投票立会人、開票立会人等の報酬となっているとの答弁。今年の衆議院選挙で開票立会人から報酬の振込日が知らされていなかったと聞くとの質疑に対し、通常は前もっておおよその振込日を伝えているが、今回は伝えていなかった。今回の衆議院選挙は急な解散、また確定申告の時期にもあたり対応が悪かった。今後はこのようなことがないようにしたいとの答弁。

２款１項５目12節、喜舎場住宅地区跡地利用検討業務の内容はとの質疑に対し、①跡地利用基本計画（案）の作成。当地区の将来像や喜舎場スマートインターチェンジの機能向上を踏まえた拠点機能の検討。②喜舎場スマートインターチェンジの機能向上に係る計画。概略設計図の精度向上及び関係機関協議に係る支援の実施。③地権者意向の調査。地権者説明会の開催、周知活動まちづくりニュース作成以上になるとの答弁。返還に対しスケジュール的にはどのようになるのかとの質疑に対し、現在、防衛局からの回答として2024年またはそれ以降。返還が決まっても国の調査等あるので、返還が決まりおおよそ３年後より事業着手になるのかと思われるとの答弁。

２款１項５目12節、ポータルサイト運営等業務（ふるさと納税）の取組内容はとの質疑に対し、ポータルサイト運営等業務の取組内容としては、ふるさと納税における寄附の利便性向上と寄附拡大並びに返礼品事業者の支援を目的として、主要なふるさと納税ポータルサイト等における運営・改善・広報促進を行うものであるとの答弁。令和７年度の寄附額が減額になった。ポータルサイト運営事業社より、北中城村の改善点や今後の目標額の提示はあるのかとの質疑に対し、返礼品の割合の見直し、おまとめプラン等の提案を受けている。目標額は1.5倍の２億5,000万円は可能との答弁。実績が上がらなければ運営業務の委託先変更はあるのかとの質疑に対し、検討委員会を立ち上げている。必要があれば柔軟に対応するとの答弁。

２款１項５目12節、仲順地区（泡瀬倉庫地区）土地利用再編検討業務の内容はとの質疑に対し、本業務は、今後の中央公民館の建て替えを検討するに当たり、村内公共施設の複合化・集約化・最適化の観点に加え、特に民間活用の可能

性を重点的に検討し、事業化に向けた方向性を整理するための検討業務であるとの答弁。現在造成工事を行っている旧北中そば跡地と勘違いしていた。なぜ名称に中央公民館が入らないのかとの質疑に対し、一括交付金の活用のため米軍用地の跡地であるということでこの名称になったとの答弁。

３款１項１目７節、民生委員・児童委員活動謝礼金の積算内容はとの質疑に対し、当該報償費の予算額は192万円で、１人当たり月5,000円×12月分、民生委員・児童委員32人分の活動謝礼金となるとの答弁。現在民生委員の定数はとの質疑に対し38人定数となっている。令和７年12月に６人増やした。増やした理由として１人の地区があり２人ならできるという話もあり、民生委員も増えて活動しやすくなっているのではと考えるとの答弁。民生委員のなり手を育てる事業も必要と考えるがとの質疑に対し、社会福祉協議会の補助金でなり手育成の事業を行っている。福祉課だけではなく関係団体とも協力しながら進めていくとの答弁。

３款１項１目12節、避難行動要支援者避難確保事業委託料の内容はとの質疑に対し、当該委託料の予算額は517万3,000円で、災害対策基本法に基づき、災害時に自ら避難することが困難な者（要支援者）の個別避難計画の作成を社会福祉協議会に委託するものとの答弁。令和７年度の補正予算で東海岸地域を中心に行うとしていたが令和８年度は地域を広げていくのかとの質疑に対し、東海岸地区要支援者を確認する作業、個別計画がまだ残っている状況、新規も含めこの地区の業務が主になるとの答弁。他地区の個別避難計画は今後行うのかとの質疑に対し、現在は津波を想定した業務になる。未定ではあるが、西側地区に関しては土砂災害警戒区域がある。この警戒地区周辺に対しての業務となるのではないかと考えているとの答弁。

３款１項１目12節、特殊清掃委託料の内容はとの質疑に対し、孤独死発生現場において、通常のハウスクリーニングでは対応できない汚染等があった場合や、その他高齢者（障がい者含む）の住居環境を行政が特別に改善する必要が出てきた場合に、専門業者に委託することを想定しているとの答弁。どのようなケースの場合行政執行となるのかとの質疑に対し、親族等の確認ができなかった場合となるとの答弁。

３款１項３目10節、消耗品費（人生100年時代交付金）の内容はとの質疑に対し、地域社会振興財団の交付金を活用するもの。事業名は幸齢ぐ～すぅ～プロジェクトで、高齢者の運動および社会参加の場として農作業拠点を整備し、介護予防と生きがいの向上・地域コミュニティの活性化を目的としている。主な消耗品費として、農作物（島とうがらし）の栽培に必要な資機材で、防風ネット、発電機、簡易テント、肥料・農薬等となるとの答弁。

３款１項３目12節、幸齢ぐ～すぅ～プロジェクト委託料の内容はとの質疑に対し、当該委託料の予算額42万円。同事業で栽培した農作物（島とうがらし）等を加工・販売する６次産業化を目指しており、その加工業務にかかる委託料となるとの答弁。場所、参加される年齢層、期間等はとの質疑に対し、場所は農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業付近、対象者は虚弱な高齢者が週に1回程度通う形になるとの答弁。６次産業化を目指すとあるがどのように進めていくのかとの質疑に対し、具体的に決まっていないが村内の経験ある事業所等の協力を考えているとの答弁。

３款１項３目18節、シルバー人材センター運営補助金について、令和８年度の運営方針はとの質疑に対し、前年度予算額と同額の計上となっている。令和８年度からは県補助金130万円がなくなっているが、村としては近年の事業拡大と契約額の伸びを高く評価し、補助総額を維持することで、センターの安定的な運営を後押

しするとの答弁。サービスの質について苦情があると聞いているとの質疑に対し、福祉課にも苦情は届いている。令和７年度は接遇、マナーに関しての研修は行っていないと報告があるので、令和８年度は徹底して行いサービスの向上につなげて行きたいとの答弁。

３款１項５目13節、認知症体験型ＶＲ賃借料の内容はとの質疑に対し、当該賃借料の予算額は30万円で、認知症の方の日常をＶＲ（仮想現実）機器を使用して体験・学ぶための機器等のレンタル料となるとの答弁。機器レンタルの目的と使用方法はとの質疑に対し、認知症になると視野の狭さや少しの段差でも高く感じ混乱した状態、恐怖感を感じたりする、この様な状態を体験し客観的に感じることで認知症への理解を深めることができる。使用方法はイベント等で体験、定期的に役場等での体験、また相談窓口での使用を予定しているとの答弁。賃借の期間はとの質疑に対し、４か月を予定。その後、実績に応じ好評であれば延長するとの答弁。

３款１項５目19節、障害福祉サービス費が対前年度比で増額になっている理由はとの質疑に対し、当該扶助費の予算額は５億1,769万3,000円で8,529万3,000円の増となっている。令和７年度の実績見込みをベースとして積算しているが、主な理由として、①重度訪問介護及び行動援護の利用日数の増、②短期入所の利用日数の増、③共同生活援助（グループホーム）の利用者の増、④就労継続支援Ｂ型の利用者の増になるとの答弁。利用者は障害者手帳を持っている者のみが利用するのかとの質疑に対し、必ずしも障害者手帳保持者だけではなく、医師の診断で受けられるサービスもあるとの答弁。自立支援を目的としている事業と認識している。利用者の自立についての目標を持ち事業を行っているのかとの質疑に対し、就労支援については障害の特性におけるレベルがあり、上のレベルに移行できるよう目標をもって行っているとの答弁。

３款２項１目18節、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助金が対前年度比で半額になった理由はとの質疑に対し、当該補助金は、ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担軽減を目的に、沖縄県ひとり親家庭等認可外保育施設利用支援事業補助金、補助率は９割の補助を活用して実施するものである。令和７年度においては現時点において利用実績がないので、令和８年度当初予算においては、減額して41万4,000円を計上との答弁。令和７年度は実績がないということだが減少の理由と、令和８年度は何人を想定しているのかとの質疑に対し、近年待機児童の解消もあり、制度の範囲内で補助金の活用がない。令和８年度は１人分を想定して計上しているとの答弁。１人分の計上であるが、申請が増えた場合の対応はとの質疑に対し、補正予算で対応するとの答弁。

３款２項２目18節、保育士確保対策事業補助金が対前年度比で減額になった理由はとの質疑に対し、当該補助金は、待機児童解消に必要な保育士の確保や離職防止を図るため県が実施する保育士確保対策強化事業補助金、補助率は９割の補助を活用して実施するものである。当初予算の積算においては、各認可施設からの要望額調査に基づき計上している。対前年度比で減額となった理由についても、各施設からの要望額が各事業ともに減額となったものであるとの答弁。保育士確保が全国的に問題になっている。要望額の減少ということは村内の保育士確保は順調と理解してもよいのかとの質疑に対し、令和７年度も定員確保が困難な面があり保育士確保が進んでいる認識はない。今後、施設より要望があれば予算を追加していきたいとの答弁。

４款１項１目、予防費が対前年度比で減額になっている理由はとの質疑に対し、令和８年度予算については、令和７年度の実績を基に計上しているとの答弁。予防費の中で減額の要因は

との質疑に対し、新型コロナ、インフルエンザ予防接種の減額が主な要因との答弁。インフルエンザ予防接種は補助金減額があった。そこが原因ではないかとの質疑に対し、補助金減額の要因もあるかもしれないが詳しい要因は把握していないとの答弁。しっかり調査すべきではとの質疑に対し、補助金については近隣市町村の動向や財政状況もある。多くの方に接種していただきたいとの思いもあるので今後の状況も見ながら検討したいとの答弁。

４款１項４目12節、人間ドック等委託料の積算内容はとの質疑に対し、40～74歳、令和７年度650人、令和８年度537人予定し、537万円。75歳以上、令和７年度200人、令和８年度174人予定、174万円。合計711万円になっているとの答弁。施政方針には人間ドック受診率向上に努めるとある。受診予定者を少なく見積もるのはおかしいのではないかとの質疑に対し、令和７年度は予想で計上、令和８年度は実績に基づき計上。受診者が増えれば補正で対応するとの答弁。受診者の減少は補助金の減額が原因ではないかとの質疑に対し、財政との絡みもあるが、検診等ほかのメニューも組み合わせながら村民の健康増進に寄与していきたいとの答弁。

４款１項６目18節、広域火葬場施設整備負担金の積算内容、事業の進捗はとの質疑に対し、令和８年度積算に係る内容として、敷地造成工事、磁気探査、擁壁工事、杭工事、人件費（沖縄市職員担当事務費等）、関係法令に係る手数料、消耗品となっている。進捗に関しては、令和７年度末から令和８年度にかけて、用地取得を進め令和８年度より造成工事に着手する予定だが、都市計画決定や事業認可に係る沖縄県との調整に時間を要したことと、近年の施工業者の週休二日制導入により、当初計画より９か月延期し、令和10年10月供用開始予定としているとの答弁。防衛省の補助の活用で大きな額の補助があると期待していたが、一部のみの対象となっている理由はとの質疑に対し、この補助メニューには火葬場建設は対象外となっている。しかし火葬場内にはコミュニティ施設も併設しておりこの部分のみの補助となっているとの答弁。

４款２項１目12節、ごみ収集運搬（アダプトプログラム）の内容はとの質疑に対し、令和８年度にアダプトプログラムという制度（ボランティア登録制度）を開始する。村の公園などの公共施設の美化活動を行うボランティアを募集し、その活動で排出されたごみを住民生活課で回収するための予算を組んでいる。職員が対応できる場合は職員で対応するが、ごみ収集委託業者が同プログラムに賛同があるので回収、運搬費用を計上している。2,000円の５回、１万円の予算を計上しているとの答弁。

４款２項１目18節、中城村北中城村清掃事務組合負担金の今後についてとの質疑に対し、負担金については、例年の清掃事務組合の維持管理に係る負担金。清掃事務組合の今後については、令和８年度に清掃事務組合で計上している青葉苑解体計画及び跡地利用基本構想計画で検討資料を作成し、中城村北中城村清掃事務組合、一般廃棄物処理施設整備検討委員会で話し合う予定との答弁。この検討委員会で今後話し合うとの答弁だが、まだ設備としては使用可能と思う。民間が使用するとの声もある。どの程度、清掃事務組合として考えがあるかとの質疑に対し、リサイクルプラザの機能もこの施設にある。焼却施設の解体も含め検討委員会で今後話し合われるとの答弁。

４款２項１目18節、新一般廃棄物処理施設整備事業負担金の積算内容と進捗はとの質疑に対し、全体事業費309億5,800万円。内訳、建設費は令和６年度から令和10年度まで、28億1,300万円、運営費は令和６年度から令和30年度まで31億5,000万円。進捗状況としては令和８年度に新施設の本体工事に着手し、令和８年４月15

日に起工式が行われ、本格的な建設工事がこれから進み最終的な供用開始については、令和11年度中を目指しており、計画に基づいて着実に進んでいるとの答弁。焼却施設が浦添市に移転することにより事業所の負担も大きくなると思う。ごみ収集に係る委託料等の積算はあるのかとの質疑に対し、まだ委託料の積算に関しての業務は行っていない。ただ事業所との会議の中で懸念事項等の聞き取りを行っているとの答弁。村民の負担増にはならないか危惧しているがとの質疑に対し、今年度ごみ袋の値上げを行った。浦添に移転したからすぐに手数料を上げるということは想定していない。負担ということでは、負担を少なくするために広域化に移行する。村財政への負担は下がると以前の調査で示されているとの答弁。

５款１項３目１節、北中城村農地マッチング委員会の内容はとの質疑に対し、農地マッチング制度とは利用されていない農地を有効活用するために活用されていない農地の所有者の登録情報をホームページや窓口で公開し、新たに農業を始めたい方や経営規模を拡大したい農家へ紹介する村独自の制度で、年１回開催する委員会（総会）において、耕作放棄地解消の実績報告および意見交換を行っている。委員構成は、副村長、農業委員会会長、ＪＡ北中城支店長、北中城村商工会長、中部地区営農振興センター長、農地利用最適化推進委員の計６人で、当該予算は外部委員５人分に対する報酬として計上しているとの答弁。耕作放棄地解消に向けた今後の取組はとの質疑に対し、昨年度より貸してもいいという方も出てきた。借りたい方も登録制にしているので情報を集めながらマッチングを進めていきたいとの答弁。マッチングした後の支援はとの質疑に対し、耕作放棄地対策の補助金があり活用もできるとの答弁。

５款１項３目１節、村制80周年記念シンポジウムの内容はとの質疑に対し、村制施行80周年を記念し、本村の基幹産業である農業をテーマとしたシンポジウムを開催する。二部構成で第一部では、ＮＨＫ「趣味の園芸」講師の藤田智氏による基調講演を予定しており、農の魅力や可能性についての講話。第二部では、ＮＨＫ「趣味の園芸」やＴＯＫＹＯ ＦＭ「あぐりずむ」のパーソナリティーである川瀬良子氏をコーディネーターに迎え、農業関係者によるパネルディスカッションを実施し、「地域資源を育てるということ～北中城村の農のこれから～」をテーマに、本村の農業の将来や地域資源の活かし方について意見交換を行う予定としている。また、本村では現在農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業を進めていることから、本シンポジウムを通して農の価値や可能性を改めて共有し、農業と健康・福祉、地域づくりを結び付けた今後の展開について考える機会とすることを目的として企画したとの答弁。北中城村が現状抱える耕作放棄地の問題、なり手不足の問題など課題の解決を含むシンポジウムにもなるのかとの質疑に対し、北中城村の今後の農業を取り巻く環境を変えていく内容にしたいとの答弁。シンポジウムはいつ頃開催の予定かとの質疑に対し、これも確定ではないが11月頃を予定との答弁。

５款１項５目14節、安谷屋第２地区貯水池整備工事の内容はとの質疑に対し、貯水池工事（点検路、侵入防止フェンス、既設道路取付進入路等）配水管路設置工事（配水管路、給水メーター、舗装復旧等）揚水施設工事（ポンプ室、汲水・圧送管路設備、電気設備等）ほかに雑工事一式となっているとの答弁。タイムスケジュールはどのようになっているかとの質疑に対し、６月の交付決定を受け入札に入る。天候等の影響も考えられるが令和８年度内に完成を目指すとの答弁。令和７年度の工事の影響はないかとの質疑に対し、令和７年度の工事が令和８年度にずれ込んでいるが令和８年度工事の開始が７

月頃を予定、それまでに令和７年度の工事完了できればと考えるとの答弁。工事の村内企業優先発注の考えはとの質疑に対し、村内優先発注はこれまでも取り組んできた、手続にのっとった発注を行う。今回の工事は多岐にわたるものとなっている、一括発注、分離発注、ＪＶどちらになるか、これから発注方法に関しては協議するとの答弁。

５款３項１目12節、地域おこし協力隊活動費管理委託料の内容はとの質疑に対し、地域おこし協力隊制度では、隊員の報酬（給与・手当）とは別に、活動に必要な経費として年間上限200万円まで計上することが認められている。主な対象経費としては、住居の家賃、活動用車両のリース料、研修旅費、活動に必要な消耗品費などがある。今回、アーサ養殖や牡蠣養殖等の実務を担う地域おこし協力隊員を募集し既に内定している。その活動拠点が佐敷中城漁業協同組合北中城支所となる予定。そのため、家賃の支払いや車両リース料などの活動に係る経費の管理・支払い事務について、同組合へ委託するものとして本予算を計上しているとの答弁。養殖等の実務を担うとあるが採用に当たり基準はあるのかとの質疑に対し、組合長、養殖の担当者、役場職員３人で面接を行い協議の上で内定したとの答弁。１日の実務時間はとの質疑に対し、会計年度任用職員と同扱い週30時間との答弁。車両リースも含まれているが目的外使用も認められるのかとの質疑に対し、この制度は定住を目的として３年間の補助が受けられる、その後は自立して生活してもらう。副業も認められており定住に寄与できるものであれば認められるものと考えるとの答弁。

６款１項３目18節、観光誘客プロモーション事業委託料の事業内容はとの質疑に対し、本村への来訪促進と周遊・滞在の充実を図るための取組を実施する予定としている。今年度の新しい取組として、村内飲食店を周遊してもらうキャンペーンの実施、修学旅行客による村内観光ガイドの利用促進を目的としたモニターツアーの実施を予定しているとの答弁。村内飲食店を周遊してもらうキャンペーンに割引や特典等はあるのかとの質疑に対し、これから参加事業所との調整になるとの答弁。対象は観光客のみかとの質疑に対し、観光客、村内外の方も対象になるとの答弁。モニターツアーの対象者はとの質疑に対し、修学旅行で民泊を利用するプランがありその中で村の観光に結びつければと考えているとの答弁。このモニターツアーでは評価やアンケートの調査は行うのかとの質疑に対し、アンケートの結果は重要と捉えている。この結果をこれからの事業展開に活かしていきたいとの答弁。

６款１項３目12節、ウェルネスツーリズム推進事業委託料の事業内容はとの質疑に対し、本村の地域資源を活用したウェルネスツーリズムの推進に向け、村内事業者や関係団体等と連携し受入体制の強化を図る。具体的にはワークショップの開催や海外市場での認知度向上と誘客につなげるため、台湾で開催されるウェルネス関連イベントへの参加を予定しているとの答弁。台湾でのイベントはいつ頃の予定で内容はとの質疑に対し、令和８年11月６日から９日にかけ開催。ウェルネスジャーニーなど今まで行ってきたコンテンツを紹介し誘客につなげるとの答弁。

７款２項１目13節、資材集積所賃借料についてとの質疑に対し、修繕工事の資材等の仮置き場として熱田地区で約1,000平米の土地を賃貸しているものとの答弁。村内ではこのようなヤードは幾つあるのか。また、災害での倒木等の置き場にもなるのかとの質疑に対し、村内では３か所。今回の場所を含め熱田地区に２か所、渡口地区に１か所。災害時の処理の対応も含むとの答弁。東地区に集中しているが西地区に整備する可能性はとの質疑に対し、今後の動向次

第で検討するとの答弁。

７款２項１目14節、広域交流拠点周辺道路植栽工事の内容はとの質疑に対し、ライカム地区の観光地として景観の維持向上を目的として、令和７年度に実施した修景設計業務での検討結果を踏まえ、令和８年度はイオンモール東通り（南部延伸線）の南側約300メートルの区間において、植栽ますの土壌改良と排水機能向上の対策、枯れ木及び生育の悪い既存樹木の植え替え、防草対策を兼ねた美観向上として人工芝の設置、樹木支柱の補強を行う予定との答弁。令和９年度、10年度と続くものなのかとの質疑に対し、基本的にはイオンモールライカム周辺道路だが実態の悪い所を令和８年度で行う、今後については未定との答弁。

７款２項２目14節、村道仲順屋宜原線共同溝取付管移設工事の内容はとの質疑に対し、国道330号と村道との交差点部の改良に際し、国道に埋設されている電線共同溝からの立ち上がり電柱の移設が必要となるため、その電柱移設に先立ち取付管の移設を行うものとの答弁。この道路の進入口及び形状は以前より問題視されていた電柱移設のみの計画なのかとの質疑に対し、交差点付近の道路の改良にあたり電柱の移設が必要になった。道路改良の計画は国道からの入口部の回転を緩やかにし、その後カーブを出来るだけ直線に近い形にし、大型バス進入が容易にできる目的での計画との答弁。

７款３項３目13節、公園施設照明灯賃貸借料の積算内容はとの質疑に対し、今回のリース契約は、全ての村内公園でナイター照明を除く全ての照明灯を対象にＬＥＤ化するもので、10年間の補償を含めたものとして、リース会社の見積もりを参考に予算計上している。なお、具体的な賃貸料はその予算の範囲内で、相手方のプロポーザル提案内容も含めた契約により決定するとの答弁。

７款３項３目12節、しおさい公苑施設長寿命化計画策定業務の内容はとの質疑に対し、ナイター照明をはじめ施設が老朽化しており、延命対策の是非や更新計画、現在の利用状況を踏まえた今後の整備のあり方などについて検討する予定との答弁。劣化等は場所等の影響もあると思うが建設課の中での対応はとの質疑に対し、全体的に調査を行いどのような被害や影響を受けているのか確認した上で、それに対応した修繕計画等を計画する必要があるとの答弁。グラウンドの劣化、水はけも悪くなっている。そこも計画に入ってくるのかとの質疑に対し、根本的な対策となると大掛かりになってくる、どこまで計画の中に盛り込むのか、今後の検討の中で考えていきたいとの答弁。

７款３項３目14節、公園遊具設置工事の内容はとの質疑に対し、二連式ブランコ１基程度の新設を予定、設置場所については遊具が未設置の公園で、利用状況や地域要望等を踏まえて決定する予定との答弁。二連式になった経緯はとの質疑に対し、あくまでも予算上でモデル的な物、設置する公園が決まれば地域の方々の意向も踏まえ予算内で可能な遊具を設置するとの答弁。

９款１項２目18節、学力向上推進協議会補助金が対前年度比で増額の理由との質疑に対し、学力向上推進協議会補助金を活用して２年に１回県外研修を実施している。令和８年度は県外視察研修を予定していることから増額になるとの答弁。今回視察研修先と研修の目的、誰を派遣するのかとの質疑に対し、新年度に入るので教職員の人員配置が決まっていない。研修先等もこれから先進地事例を踏まえ協議していくとの答弁。県外視察先の決定は誰が行うのかとの質疑に対し、教育委員会の考えも持ちながら学校側ともすり合せを行っているとの答弁。視察研修を行い報告、または各学校にどのように活かされているのかとの質疑に対し、総会の中で報告を行い、各学校では研修の内容をフィード

バックしているとの答弁。最近の学力推進協議会の事業がマンネリ化しているのではないかと思われる。事業内容の変更、新しい取組を行う検討はないのかとの質疑に対し、学校教育部会での地域懇談会は１自治会のみの参加にとどまる。近隣市町村でもこのような事業がなくなってきているので検討も必要と考えるとの答弁。

９款１項２目18節、検定受験料補助金の内容はとの質疑に対し、小学校では漢字検定料、中学校では英語・漢字・数学検定料の３分の１以内の額を回数制限なしで補助を行う予定との答弁。児童生徒の参加はどの程度想定しているかとの質疑に対し、令和７年度実績570人を基に若干多めの予算を計上しているとの答弁。合格率を上げるための対策は行っているのかとの質疑に対し、英語検定は対策講座を行っているがほかは行っていないとの答弁。

９款２項１目12節、北中城小学校体育館予防改修工事（屋上・外壁等）調査・設計業務委託料の内容はとの質疑に対し、令和９年度長寿命化改修事業（文部科学省補助）を受けるための調査・設計業務となっている。屋根の改修計画、外壁のひび割れ調査、足場の検討などを行うとの答弁。調査に関し足場等の設置も想定される。授業、部活などの影響はあるのかとの質疑に対し、影響が出ないように業務を進めていきたいとの答弁。雨漏りがあるが応急処置的な対応はあるかとの質疑に対し、雨漏りに関しては、今年度調査を行ったが原因は特定できなかった。今回の業務において詳細に見ていく中で原因が特定できれば対策を行うとの答弁。

９款２、３項１目13節、モップ賃借料の内容はとの質疑に対し、学校の体育館、保健室、図書館で使用するモップの賃借料。令和７年度までは複写機等賃借料の中から支出していたが、令和８年度より分けて記載しているとの答弁。交換は年何回の契約かとの質疑に対し、月に１回の交換になるとの答弁。汚れのひどい状況が見える。管理状況を確認してもらいたいとの質疑に対し、保管場所等確認しながら管理状況が悪ければ指導していきたいとの答弁。

９款３項１目１節、中学校、会計年度任用職員報酬（特別支援員）が対前年比で減額になっている理由はとの質疑に対し、特別支援員の配置は一括交付金を活用して行っていたが、12月の予算要求時点で本村の配分予定額を大幅に超過しており、事業の精査により特別支援員１人を減としているとの答弁。支援が必要な生徒がいるにもかかわらず、現場の学校側との協議も行っていない中での判断なのかとの質疑に対し、教育委員会のみで判断したとの答弁。１人少なくなることにより教職員の負担が増える。教員不足も問題になっているのでしっかり現場の声も聞くべきではとの質疑に対し、今後は学校の意見も聞きながら進めたいとの答弁。

９款５項３目12節、基地内埋蔵文化財資料整理業務委託料の業務内容はとの質疑に対し、令和６年度に実施した基地内における埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物について、クリーニング・ナンバーリング・接合・集計分類・保存処理・実測図作成・所見作成・写真撮影・デジタルデータ化などを行う業務となるとの答弁。発掘して整理をして文化財として指定されるのかとの質疑に対し、発掘した時点で法律上は遺失物として取り扱われる。一旦警察署に遺失物届を提出、警察署から県の文化財課へ鑑定依頼を行い文化財と認められたら村所有の文化財となるとの答弁。教育委員会が保存している文化財は見学等ができるのかとの質疑に対し、事前に連絡をもらえれば教育委員会で対応できる。今後は建設予定している多目的ホールで展示ができるスペースが確保できればと考えているとの答弁。

９款５項３目12節、歴史まちづくり推進委託料の業務内容はとの質疑に対し、現在策定中の北中城村歴史的風致維持向上計画の重点区域、

荻道・大城において両地区の将来像や具体的な実施事業を選定することを目的に、基本構想・基本設計を策定するための委託業務になる。委託内容は重点地区の現状整理、全体構想及び将来像の検討、推進体制、スケジュールの検討、住民ワークショップ開催の支援等を予定との答弁。推進体制とあるが具体的にはどのようなものなのかとの質疑に対し、民間との共同でまちづくりを行うことが制度の中で想定されている。例えば観光協会、商工会等得意分野を活かし計画の中にある将来像へ推進できるような体制づくりを行うとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号　令和８年度北中城村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第21号　令和８年度北中城村一般会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第21号　令和８年度北中城村一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時３１分　休憩

午前１１時４０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

日程第５．議案第２２号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、３月11日、17日、25日に開催し、25日に川上龍太委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、１款１項１目、国民健康保険税分が対前年度比で111万8,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、課税世帯数の微減及び国保加入者全体の課税所得の微増によるものとの答

弁。国保加入者は何人で減免対象者は何人いるかとの質疑に対し、国保加入者は約4,700人で減免対象者は３人との答弁。税率を２年ごとに上げて県の平準化に持っていく予定だが目標はいつ頃になるかとの質疑に対し、目標は令和11年度を予定しているとの答弁。

６款１項１目、保険給付費等交付金が対前年度比で１億1,382万8,000円減額の理由はとの質疑に対し、主に普通交付金の減額で、交付金は保険給付費等に応じて県の試算により交付される。主な理由としては療養給付費や高額療養費などが減少したことによるものや国保加入者の減少によるとの答弁。病院に通った件数が減ったとの認識でよいかとの質疑に対し、通院した数ではなく過去３年度分の療養費の総額を伸び率等を加味して令和８年度の試算をするが、減少傾向にあり交付金も減少したとの答弁。県からの説明はあったかとの質疑に対し、交付金算定は県の説明はなく、あくまで市町村が県に対して報告した実績によるものとの答弁。交付金の減額を今後も予測しているかとの質疑に対し、国保加入者の減少により、今後も交付金の減少傾向が続くことが予想されるとの答弁。国保加入者が減少する要因はとの質疑に対し、主な要因は社保加入の要件緩和により社保加入者が増えている。ほかに所得控除、人口減少による加入者の減も考えられるとの答弁。

歳出、２款１項１目18節、療養給付費保険者負担金が対前年度比で9,600万円減額になっている理由はとの質疑に対し、医療機関に支払う療養給付費の減少により県へ支払う負担金の減が見込まれるため。過去３年間の伸び率の平均値に令和７年度の見込値を乗じて推計値を算出しているとの答弁。減額はどういった要因が考えられるかとの質疑に対し、健康対策で医療費が減少していることや国保加入者の減少が考えられるとの答弁。

２款２項１目18節、高額療養費保険者負担金が対前年度比で1,800万円減額になっている理由はとの質疑に対し、医療機関に支払う高額療養費の減少により県へ支払う負担金の減が見込まれる。過去３年間の伸び率の平均値に令和７年度の見込値を乗じて推計値を算出しているとの答弁。高額療養費が減額になっている主な病名はとの質疑に対し、疾患別で精神疾患が400万円の減、骨折が900万円の減、心疾患、脳疾患合わせて700万円の減、その他で800万円の減となっているが、高額療養費になるのは様々な要因があり増額しているものもあるとの答弁。増額させない取組を課で行っているかとの質疑に対し、糖尿病や腎臓病の未然予防のために受診勧奨に取り組んでいるとの答弁。

３款４項１目18節、子ども・子育て支援納付金の内容はとの質疑に対し、少子化対策の財源として医療保険の保険料に上乗せして徴収するもの。北中城村の国保でも新たに徴収し、県へ納付するとの答弁。国保のみの徴収になるのかとの質疑に対し、国保のみならず全保険が適用になり、18歳以上の全国民が負担することになるとの答弁。１人当たりの負担は幾らになるのかとの質疑に対し、国が出している見込み額が令和８年度分において１人当たり月額250円との答弁。今後負担額は増えていくのかとの質疑に対し、国の試算で令和10年度で１人当たり月額450円に増額予定との答弁。高額になり住民の負担も大きくなるが周知のほうはどうなっているかとの質疑に対し、予算決定後に納付書発送の際、お知らせを入れたり広報、ホームページ等で制度周知を図っていくとの答弁。

５款１項１目12節、特定健診未受診者対策（国調交）の内容はとの質疑に対し、ナッジ理論（行動経済学に基づき、強制や金銭的インセンティブではなく、小さなきっかけを与えることで、人々がよりよい選択を自発的に取れるように誘導する手法。低コストで高い効果を得られる）を活用した受診勧奨はがきの作成や送信

データ分析を民間業者へ委託し実施しているものとの答弁。対策後の未受信者に対し、職員はどう対応するかとの質疑に対し、担当職員が電話や自宅訪問で受診を勧奨しているとの答弁。ナッジ理論活用による効果はあるかとの質疑に対し、活用して６年になるが受診率は上がっているので効果はあると考えているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第22号　令和８年度北中城村国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６．議案第２３号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第６．議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、３月11日、17日、25日に開催し、25日に川上龍太委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳出、２款１項１目18節、後期高齢者医療広域連合過年度納付金の内容はとの質疑に対し、村が徴収した保険料のうち、過年度分（滞納分）に係るものを納付するものとの答弁。積算はどうなっているかとの質疑に対し、歳入不完納の実績額と見込みで計上され、実績額として令和５年度17万6,000円、令和６年度136万4,000円、令和７年度（令和８年１月末まで）344万7,000円との答弁。大分増えているが要因はとの質疑に対し、年度ごとの所得や滞納者の数によって変化はあるが、大きく考えられているのは団塊の世代が後期高齢者医療に移ることによる加入者の増により割合は変わらないが金額が増えているとの答弁。どういう方々が滞納となっているかとの質疑に対し、年金から天引きされる特

別徴収以外の普通徴収者で、自主納付する能力がない方々が主な滞納者となっているとの答弁。こういう方々の実態は把握できているのかとの質疑に対し、実態は把握しており、滞納理由は無年金で特別徴収できない方、収入の少ない方となっているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第23号　令和８年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第７．議案第２４号　令和８年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第７．議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

水道事業の報告の前に、けさの新聞報道で御存じだと思いますが、熱田区についてすばらしい報道がされておりますので、少しだけ触れたいと思って、議長の許可をいただきたいと思います。

まず、けさの新聞報道で、熱田の島根殿、公民館敷地内にある本殿、拝殿等が国の有形文化財に指定される見通しであるというふうになっておりますので、大変うれしく思っております。これは役場も含めて村民全体のビッグニュースだろうと思っておりますので、触れさせていただきました。熱田の先輩方に心より感謝を申し上げたいし、それから地域の絆をさらに高めていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。報告であります。

それでは議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算について報告いたします。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月11日、16日、25日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収益的支出、１款１項２目４節委託料、水道修理当番待機業務が対前年度比増額の理由はと

の質疑に対し、夜間、閉庁日による漏水等に対応する水道業者の人件費の増加による。令和７年度は、９月補正で人件費の増額を行っている。令和８年度当初予算はほぼ同額となっているとの答弁。

収益的支出、１款１項２目６節修繕費、遠方監視装置更新修繕の内容はとの質疑に対し、各配水池、ポンプ場受水槽における配水池水位を監視するための水位計、計装盤設備の液晶タッチパネル等の更新修繕となっているとの答弁。遠方監視装置の更新期間はとの質疑に対し、特に更新期間の定めはなく点検整備業者の指示によるとの答弁。配水池によって管理費が違うのはとの質疑に対し、各配水池の水深、高さ、配線延長等によって変わるとの答弁。

収益的支出、１款１項３目20節手数料、水道料金自動振替等手数料が対前年度比増額の理由はとの質疑に対し、口座振替手数料のうちＪＡが１件当たり11円から55円に引き上げることや、ＪＡの口座振替対象者をフロッピーディスクからデータ送信へ変更するための初期導入費用となっている。また、契約している全金融機関の窓口手数料が１件当たり300円となり、前年度より100円値上がりしたことによるとの答弁。金融機関での窓口支払い件数はとの質疑に対し、金融機関での窓口支払い件数は2,899件との答弁。高額な窓口手数料の件数を少なくする手立てはとの質疑に対し、窓口手数料を減らすために口座振替のウェブ登録を斡旋しているところである。こちらを利用して口座振替へ移行する方がいるとの答弁。

資本的支出、１款１項１目２節工事費、消火栓（新設・改良）費工事負担金のうち、消火栓の新設箇所はとの質疑に対し、熱田、中城村久場境界付近約90メートルに新設の水道管を布設することによる消火栓を１か所設置するものであるとの答弁。消火栓の設置は住宅地の密集した地域に新設すべきではとの質疑に対し、消火栓の設置は100メートルから200メートルに１か所と設置基準があるとの答弁。今後、住宅密集地での消火栓設置予定はとの質疑に対し、消防組合から要望があれば協議したいとの答弁。消火栓新設・改良で中長期的計画はとの質疑に対し、特に中長期的計画は定めていないとの答弁。消火栓設備の耐用年数の取扱いはとの質疑に対し、耐用年数を迎えたからすぐに使えなくなるわけではない、点検等適切な管理で安全性を保つことが重要で、対応については一般会計との調整が必要との答弁。

資本的支出、１款１項３目４節器具備品、漏水探知器等、中央監視システムの内容はとの質疑に対し、漏水探知器については現在１器保有しているが、故障等に備えて予算計上している。使用については漏水調査業務で異常があった箇所の再確認、住民等からの通報による漏水調査、下水道工事及び道路工事などの水道管位置出しなども行っている。中央監視システムについては、遠方監視装置のアナログから光回線に変更することに伴い、中央監視システムの入替えによるものであるとの答弁。漏水探知器の保有台数はとの質疑に対し、昨年２台目の購入予定のため予算計上したが購入していないため、現在の保有台数は１器との答弁。漏水探知器の予算計上の見直しはとの質疑に対し、緊急時対応での予算計上であるが、補正予算でも対応できるため、令和９年度から費目存置で対応したいとの答弁。中央監視システム更新理由はとの質疑に対し、広範囲の給水区域に点在する多数の水道施設を管理・運営しているが、中央監視システム導入でコストの最小化を図れるとの答弁。アナログ専用線サービスの終了は、上下水道などの重要施設をアナログ専用線で監視している事業者にとって大きな節目である。今後の対応はとの質疑に対し、監視対象施設は中央監視室で総合監視するが、携帯情報端末によりあらゆる場所で監視可能となるとの答弁。

資本的支出、１款１項４目１節委託料、喜舎場配水池耐震診断業務の内容はとの質疑に対し、喜舎場配水池の耐震補強を予定しているが、耐震基準の改定があり既存構造物に対する地震動による動的解析法の検討項目が追加されたための耐震診断業務となっているとの答弁。喜舎場配水池以外の耐震補強の計画はとの質疑に対し、第５次拡張計画の中で喜舎場配水池を優先に耐震補強を予定しているとの答弁。ほかの配水池耐震補強は次年度以降に対応となるのかとの質疑に対し、他の配水池の耐震補強については第６次拡張計画の中で検討したいとの答弁。耐震診断業務の内容は基礎部か壁面部かとの質疑に対し、耐震診断は建築構造物の全ての箇所が該当するとの答弁。耐震診断結果による対応はとの質疑に対し、耐震診断結果報告は長期間要するが、結果次第で予算も含めて対応したい。また、施設全体を耐震化して地震による被害を未然に防ぐ必要があるとの答弁。耐震診断で配水池の貯水に影響はないかとの質疑に対し、特に影響はないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第24号　令和８年度北中城村水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第８．議案第２５号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第８．議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算について。

令和８年３月９日、本委員会に付託されました議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。本委員会においては、３月11日、16日、25日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収益的収入、１款２項２目１節他会計補助金、一般会計補助金の積算根拠はとの質疑に対し、一般会計補助金5,296万9,000円のうち1,252万3,000円は基準内繰入金で内訳として、水質規

制費、水洗化普及費、法適用債（元金・利子）、臨時措置分・流域下水道事業（利子）となっている。また、4,044万6,000円は基準外繰入金で内訳として、維持管理費等不足分で、使用料収入で賄えない費用分となっているとの答弁。

資本的収入１款２項１目１節他会計補助金一般会計補助金の積算根拠はとの質疑に対し、一般会計補助金１億1,030万円のうち1,246万6,000円は基準内繰入金で内訳として、雨水にかかる元金償還金及び臨時措置分・流域下水道事業（元金）となっている。また、9,783万4,000円は基準外繰入金で内訳として、元金償還に充当する費用及び４条人件費となっているとの答弁。収益的収入の一般会計補助金と資本的収入の一般会計補助金を合わせると約１億6,000万円となるが、一般会計からは１億9,500万円入っており、その差額分は何かとの質疑に対し、雨水処理に係る経費として、一般会計繰入金から雨水処理負担金3,173万円が計上されているためとの答弁。例年どおりの予算額（１億9,500万円）となっている。今後一般会計からの繰入れを減らすとの説明だったが、令和８年度下水道使用料が上がった分が見えてこないとの質疑に対し、一般会計繰入については、料金改定で５％ずつ繰入を減らしていくシミュレーションだが、前年度並みで予算を組んだとの答弁。下水道使用料が上がれば決算のほうで積み立てていくのかとの質疑に対し、キャッシュフローで見て、令和８年度期首残高が１億6,545万円の予定で令和８年度の期末残高が9,641万2,000円を予定しており、その残額（その差額）6,900万円程度の資金が減っていくことと想定されるので、一般会計からの繰入を大きく減らすことはできない。そこで一般会計の査定に基づいて考慮していくことになるとの答弁。

予算書１ページ、第２条業務の予定量、４主要な建設改良事業、北中城村内汚水枝線工事の内容はとの質疑に対し、安谷屋汚水枝線工事（第４工区）延長約140メートルをＪＡ北中城支店前から青空食堂付近県道宜野湾北中城線歩道内で工期８か月を予定しているとの答弁。安谷屋公民館を含む集落内の整備予定はとの質疑に対し、第４工区においてはスケジュールがだいぶ遅れている現状で、処理区の関係から今後、屋宜原・瑞慶覧を整備した上で、石平・安谷屋集落に向かって整備していくとの答弁。

予算書１ページ、第２条業務の予定量、４主要な建設改良事業、５号調整池整備事業の進捗状況はとの質疑に対し、５号調整池予定地の物件補償について１月に改めて交渉を行ったところ、当初の計画どおり補償することで承諾を得た。新年度予算成立後、早々に補償の再算定業務を委託し事業を進めたいとの答弁。

収益的支出、１款１項１目７節修繕費、マンホールポンプ修繕費等、雨水幹線維持修繕等の修繕箇所はとの質疑に対し、マンホールポンプ修繕費については、No.１マンホールポンプ制御盤修繕、雨水幹線維持修繕費については、比嘉雨水幹線の雑木等による阻害除去とコンクリート面の補修及び渡口川河床浚渫を予定しているとの答弁。マンホールポンプ制御盤は故障しているのか定期修繕かとの質疑に対し、昨年から制御盤の不具合があり、それによって３月上旬にポンプが停止しマンホールから汚水が溢れ出た事案が発生、その修繕となるとの答弁。

収益的支出、１款１項３目２節賃借料、企業会計システム用機器が対前年度比増額の理由はとの質疑に対し、企業会計システムがＬＧＷＡＮ経由（地方自治体の回線）のクラウドサービスへ移行・切り替えするためとの答弁。

収益的支出、１款１項４目16節委託料、雨水管理総合計画業務の内容はとの質疑に対し、雨水管理総合計画は令和７年度に現地踏査（管渠、水路）、地形測量等を行った。その結果を踏まえて令和８年度は雨水の降雨状況を変化させ、シミュレーションによる浸水想定図とハザード

マップを作成して、早急な浸水対策に必要な区域を選定するものであるとの答弁。令和８年度で管理計画が立てられれば浸水対策で国庫補助金が得られるのかとの質疑に対し、国庫補助金の優先配分が見込まれるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第25号　令和８年度北中城村下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第９．議案第２９号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について

○議長（名幸利積）

日程第９．議案第29号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第29号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について御提案申し上げます。

議案第２９号

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第８号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和８年３月２７日　提出

北中城村長　比　嘉　孝　則

令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）

令和７年度北中城村の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，６０４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，６８５，０３３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		245,300	5,004	250,304
	2 基金繰入金	244,863	5,004	249,867
24 村債		274,600	600	275,200
	1 村債	274,600	600	275,200
歳入合計		10,679,429	5,604	10,685,033

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,784,303	5,604	1,789,907
	1 総務管理費	1,548,783	5,604	1,554,387
7 土木費		553,097	0	553,097
	2 道路橋梁費	194,031	0	194,031
歳出合計		10,679,429	5,604	10,685,033

第２表　地方債補正

２　変更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債	3,300	(借入方法)	5%以内（た	30年以内の	3,900	変更なし	変更なし	変更なし

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
（北中城小学校地区交通安全対策工事）		証書借入又は地方証券発行による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	だし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。				
計	3,300				3,900			

詳細については、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（仲本正一）

議案第29号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した基金積立の組み替えと、北中城小学校地区交通安全対策工事に係る村債の増額について、所要額を予算計上するものとなっております。

今回の補正額は、歳入歳出ともに560万4,000円の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ106億8,503万3,000円となっております。

初めに、３ページをお願いします。

第２表地方債補正につきましては、変更が１件ございます。公共事業等債（北中城小学校地区交通安全対策工事）につきまして、補正前の限度額330万円を390万円に変更するものとなっております。

続きまして、歳入予算につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

６ページをお願いします。

21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金、500万4,000円の増につきましては、財源不足を補うための基金繰入金となります。

続きまして、24款村債、１項村債、３目土木債、60万円の増につきましては、北中城小学校地区交通安全対策工事に係る公共事業等債の増額となっております。

続きまして、歳出予算について主な補正について御説明いたします。７ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、33目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費、24節積立金、560万4,000円の増につきましては、補正予算（第７号）で可決されました特定防衛施設周辺整備調整交付金の歳入を今回歳出予算に計上し、あわせて基金積立の組み替えを行うものとなっております。

８ページをお願いします。

７款土木費、２項道路橋梁費につきましては、補正額はゼロとなっておりますが、財源内訳の組み替えを行っており、地方債の増額に伴い、北中城小学校地区交通安全対策工事に係る財源措置となっております。

説明は以上となります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　０時１９分　休憩

午後　０時２０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回の補正予算の差し替えについては皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしました。この場を借りておわびしたいと思います。

この原因につきましては、一般財源として成立されている基金……、特防事業、それを今回国庫支出金から一般財源に組替えする作業でございますけれども、私たちのシステムのほうでここについては充当財源がしっかりチェックされていなかった。そして予算編成時に予算書を調整する際に充当財源をしっかりと職員が確認していなかったことに起因するものだと思っております。今後、このようなことがないように気をつけたいと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

議長からそういった申入れ、村長の言葉をもらえたのはうれしかったんですけれども、できたら初めに村長からやってもらいたい。自ら率先して迷惑をかけたということでやってもらいたいという気持ちであります。

ただ、第７号の補正に対して、今回第８号が出てきた。私も10年ちょっと議員をしていますけれども、最終補正が出てからのまた補正ということの意味合いからしたら、これはあり得ない部分かなと思います。担当課が来て説明があって、チェックミスとかそういった部分というのは言われていたんですけれども、皆さんのこの補正の在り方、なぜ補正するのかというのが少し甘く感じていないのかなというふうに思っています。チェックミスとかそういう部分ではなくて、補正を出したら簡単にすぐ通るよ、今の議会は。そういうふうになっていました。我々も甘い部分もありました。しかし、そういった部分も含めて皆さんが補正、ミスによる補正ということで、自治法にはない部分でもあります。この辺もしっかり考えて――考えてじゃないですね、もう一度改めて理解してもらって、予算の組み方、調整の組み方、それからチェック機能というかそういった部分になってくると思います。この辺もしっかりやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘のとおりでございまして、私たち当初予算編成方針の中では、総計予算主義、いわゆる補正はこれで最終的な予算だよということで説明をしております。ただ、そこに毎回毎回補正予算というのが出てきますけれども、これについてはやむを得ない事情になるときは補正予算を組みます。ただ、今おっしゃったように安易に補正予算を作成することは非常に禁物でございます。これからも今の指示どおり、しっかりと総計予算主義に徹してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○４番（比嘉正志議員）

昨日担当課のほうから説明を受けました。忙しさの余りのチェックミスであったというよう

な説明だったと思います。担当課のほうに人員をさらに増員する、そういったことはできないでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そのようなことで人員を措置するということについては、私たちも控えたいなと思いますけれども、他課についてもいろいろな事情がありますので、今、大変厳しい労働環境だと思っております。これはできないことではございませんので、しっかりと体制を組み直す、そして気持ちも改める。そういった面で対応したいと思います。ただ、職員を増員することについては大変厳しい環境だと思っております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第29号　令和７年度北中城村一般会計補正予算（第８号）については原案のとおり可決されました。

日程第１０．同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第10．同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第１号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　北中城村字仲順
氏　　名　　玉城　勝一
生年月日　　昭和３３年

令和８年３月２７日　提出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

北中城村教育委員　城間健二氏の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、令和８年４月１日付けで教育委員を任命するため。

玉城さんの略歴書については別添しておりますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第１１．陳情第７－１０号　「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情

○議長（名幸利積）

日程第11．陳情第７－10号　「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

それでは報告いたします。
まず25ページを御覧ください。
これが今回継続審査となった案件であります。

27ページ、陳情第７－10号についての審査事件の経過について御報告いたします。

１．審査事件

陳情第７－１０号　「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情

２．審査経過

同陳情は、令和７年第７回定例会において、本委員会に付託され継続審査となった陳情案件です。令和７年１２月１２日には陳情者であります沖縄県教職員組合中頭支部の書記長 仲地里美氏及び教文部長・法政部長 徳村多津美氏に質疑を行いました。また、同日担当課から教育総務課長及び学校教育指導主事が出席し質疑を行いました。

本委員会は、令和８年３月１１日、１６日、２５日に全委員出席のもと審査を行いました。

３．審査結果

採択です。

４．審査意見

２０２５年６月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立した。第８条では、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画の策定・公表・計画の実施状況の公表を義務づけており、計画の策定・実施に関しては、県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務としている。沖縄県教職員の精神疾患の割合が１７年連続全国１位とメンタルヘルス対策が急務であり、その対策としても健康確保措置が期待される。

しかし、同措置を進めるに当たり、現状として離島が多く、産業医などの専門家を見つけることが困難、財源が厳しい状況で健康確保措置の計画・策定・実行のための予算措置が困難などの課題がある。その解決策として、県教育委員会は各教育事務所に「健康管理室」を設置し、市町村教育委員会へ助言を進めることを求める。教職員のメンタルヘルス対策が機能することで、病気休職者が減り、教職員の仕事負担も軽減され、働き方改革が実感できることになるよう期待している。

よって、本委員会では陳情を採択することを決定しました。

以上であります。

○議長（名幸利積）

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第７－10号　「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第７－10号　「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第７－10号　「健康管理室」設置、並びに給特法施行に伴う業務量管理措置、並びに健康確保措置計画策定を求める陳情は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第１２．決議第１号　閉会中の議員派遣に関する決議について

○議長（名幸利積）

日程第12．決議第１号　閉会中の議員派遣に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○９番（上間堅治議員）

決議第１号

閉会中の議員派遣に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和８年３月２７日

北中城村議会議長　　名　幸　利　積　殿

提案者：北中城村議会議員
上　間　堅　治
賛成者：北中城村議会議員
比　嘉　義　弘
山　田　晴　憲
喜屋武　すま子
大　城　律　也

伊　集　守　吉

閉会中の議員派遣に関する決議について（案）

本議会は閉会中に、下記の諸研修会へ議員派遣することを決議する。

記

１．沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
（令和８年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

２．中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
（令和８年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

３．全国市町村研修財団が実施する市町村議会議員向け研修会
研修科目　：　議会議員研修
期　　間　：　令和８年１１月１８日から１１月２０日まで
場　　所　：　全国市町村国際文化研修所

４．本村議会主催による議員研修会
（令和８年度中に開催される諸研修会等）

令和８年３月２７日
沖縄県中頭郡北中城村議会

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わり

ます。

これから決議第１号　閉会中の議員派遣に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第１号　閉会中の議員派遣に関する決議については原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された閉会中の議員の派遣に関する決議の内容について及び日程等に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。日程変更等を要するときの取扱いは議長に一任されました。

日程第１３．閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第13．閉会中の継続審査及び調査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和８年第２回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後　０時３９分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長　名　幸　利　積

署名議員　屋　良　朝　春

署名議員　比　嘉　　悟